

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

国民年金については、母から25年頑張って納めるよう言われた。また、納付しないと2年目からは納付書が届かなくなると言われ、必死に納付した記憶がある。自分が納付書で金融機関に納付していたと思うので納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約36年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は20歳以降、厚生年金保険と国民年金の切替えも適切に行い、結婚後も任意で国民年金保険料を納付しているほか、平成13年1月以降、60歳に至るまですべて前納しているなど納付意識は高く、申立人自身が納付書で納付していたという主張は不自然ではない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人がA市に居住した約6年間（昭和46年4月から52年8月まで）のうち、申立期間を除く約3年間は納付済みとなっているものの、申立人のA市の被保険者名簿が無く、納付記録が確認できないなど、行政側において、記録管理が適切でなかったことがうかがわれる。

加えて、任意加入期間であった申立期間の前後を通じて厚生年金保険に加入していた申立人の夫の標準報酬月額から見ても、経済的に納付できなかったという状況は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答があった。昭和41年10月に国民年金に任意加入しており、納付していないはずがなく、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は短期間であり、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みであるほか、申立人は国民年金に任意加入していたことから申立人の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立期間は、昭和41年10月に任意加入の手続を行った直後の期間であり、本来、加入しない限り保険料納付の義務が無い任意加入対象者が、加入手続を行いながら、保険料納付を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人は夫が退職後も遅滞なく国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年3月まで

申立期間については昭和44年6月以降に、未納だった分を一括して納付した。当時の納付方法は1か月単位での納付では無かったし、私自身も当時の納付方法に従い1か月だけを納付したことは無かったと記憶している。昭和43年度分について、4月の1か月分だけ納付の記録があるのは事務処理誤りではないかと思うので、領収書は保管していないが、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期であり、申立人は、申立期間及び転職の際の手續漏れによって生じた1か月の未加入期間を除き、国民年金に加入すべき期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、年度内に一部未納の月がある場合等に作成される特殊台帳が存在しないことに加え、本来であれば過年度分の納付書は年度ごとに作成されることから、4月の1か月分だけが納付となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料を納付した際の領収書を所持しているが、その記載内容に誤りが認められ、社会保険事務所の事務が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から46年7月まで

申立期間については美容室に住み込みで働いており、区役所の人が保険料の集金に来て、同僚と一緒に納めていた。このことについては当時の同僚の証言もあり、自分だけ未納なのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた地域では、申立期間当時、区の職員による保険料の戸別徴収が行われていたことが確認できる。

また、申立人の当時の同僚であり、美容室の当時の経営者の婿養子で現在の経営者の証言によれば、申立人は申立期間当時、確かに当該美容室に勤務しており、さらに、当時の経営者の方針で従業員は国民年金に必ず加入させるとともに保険料を納付させていたとしており、申立人のほかの同僚の証言もこれを裏付けていることから、申立人だけが未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和41年12月から42年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される時点では過年度納付となるどころ、保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、加えて、46年7月については、申立人が保険料の集金前に転居し、転居先でも納付していないと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から46年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から54年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から57年5月まで

昭和48年4月に国民年金に加入してから57年6月に厚生年金保険に加入するまで、ずっと付加年金にも加入していたが、52年10月に付加年金を辞退した事になっていた。その後も間違いなく付加保険料を納付していたはずなので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、厚生年金保険加入者であり、申立人は、昭和48年4月に国民年金に任意加入すると同時に付加年金にも加入しており、国民年金加入期間について保険料はすべて納付済みであるとともに、付加年金加入期間についても付加保険料はすべて納付済みとされている。

また、社会保険庁の記録で付加年金を辞退したとされる昭和52年10月の時点において、申立人及び申立人の夫の住所並びに申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、この時点で付加年金を辞退したとされているのは不自然である。

しかしながら、申立人がA市からB市に転居する直前の昭和55年1月から3月までの定額保険料については、同年11月に過年度納付されたことがうかがわれるが、付加保険料はさかのぼって納付することができないことから、当該期間の付加保険料は納付されていなかったものと考えられ、さらに、申立人がB市に転居すると同時に国民年金保険料の口座振替を開始した55年4月から口座振替を終了する57年5月までの当該口座における取引状況を調査した結果、この間の国民年金保険料に係る振替額は定額保険料と一致しており、付加保険料が納付されていないことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から54年12月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年3月まで
昭和37年9月に仕事を辞めたので、同年10月1日に市役所で国民年金への変更届出を行ったはずである。保険料は親が家族全員の分を集金人に支払っていたので、自分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母は、申立期間について保険料はすべて納付済みであるとともに、申立人と一緒に自営業を手伝い、申立人と同様に親が保険料を支払っていたとされる申立人の兄二人も、申立期間について保険料はすべて納付済みである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は過年度納付となるが、A市では、当時、集金人が過年度保険料の徴収を行っていたことがうかがわれることから、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、店に来た集金人に、妻が夫婦二人分を同時に納めていたはずであり、自分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で付されていることから、夫婦で一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、申立期間について妻の保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間直後の昭和40年4月から46年3月までの期間のうち、保険料の納付日の確認できる57か月の保険料は、夫婦同一日に納付されており、申立人及びその妻が国民年金に加入していた期間における納付状況は、納付済期間、免除期間、未納期間が混在しているものの、それぞれの期間は申立期間を除いてすべて同一となっていることから、申立人及びその妻は、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、妻が夫婦二人分を納付していたとの主張は信用できる。

さらに、申立人が居住するA市では、昭和39年度当時、国民年金推進員による戸別徴収を実施しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

当時の保険料は、自分と母親と兄の分をまとめて、母親が集金人に支払っていた。母親と兄の保険料は納付済みになっているが、自分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納が無く、平成 16 年 7 月以降は免除が承認されているが、その一部は追納がされており、申立人の保険料の納付意識が高いものと認められる。

また、申立人の昭和 48 年 4 月から 55 年 12 月の保険料納付記録は、申立期間を除き、申立人とその母親及び兄の納付月が一致していることが確認でき、家族の保険料をまとめて支払っていたことが認められる。さらに、申立期間の母親と兄の保険料は、56 年 4 月に一括して過年度納付されており、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から同年3月まで
昭和51年5月に国民年金の加入手続を自ら行い、その後、保険料は未納なく支払っている。未納となっている62年1月は、A市B町に居住しており、市の集金人に支払っていた記憶がある。
未納との記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しているとともに、国民年金の住所変更や厚生年金保険からの切替手続を適正に行い、申立人の保険料の納付意識が高いものと認められる。

また、当時居住していた地区において、市委託による集金人の存在が確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、妻と共に昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月が未納となっていることが分かった。

当時、「A 納税組合」に加入しており、納税組合の担当者に国民年金保険料を支払っていたので、未納となるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3 か月の申立期間を除き、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 2 年 8 月までの 350 か月分の国民年金保険料をすべて納付しており、妻も昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の前月である平成 5 年 5 月までの 383 か月分の保険料をすべて納付している。

また、昭和 43 年 12 月から 46 年 11 月までの保険料については夫婦共に前納しており、保険料を支払う意欲は高いものと認められる。

さらに、昭和 57 年度から納税組合で会計を担当していた者が保管する帳簿から、同組合では、昭和 57 年度から 63 年度まで申立人夫婦の国民年金保険料の徴収を行っていたことが確認できることから、申立期間においても同様の取扱いであったものと推認される。

加えて、申立期間に申立人夫婦と同じ納税組合において国民年金に加入していたと推察される 4 人の組合員の納付記録をみると、申立期間の保険料が納付されており、申立人夫婦のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、夫と共に昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月が未納となっていることが分かった。

当時、「A 納税組合」に加入しており、納税組合の担当者に国民年金保険料を支払っていたので、未納となるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3 か月の申立期間を除き、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 5 年 5 月までの 383 か月分の国民年金保険料をすべて納付しており、夫も昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の前月である平成 2 年 8 月までの 350 か月分の保険料をすべて納付している。

また、昭和 43 年 12 月から 46 年 11 月までの保険料については夫婦共に前納しており、保険料を支払う意欲は高いものと認められる。

さらに、昭和 57 年度から納税組合で会計を担当していた者が保管する帳簿から、同組合では、昭和 57 年度から 63 年度まで申立人夫婦の国民年金保険料の徴収を行っていたことが確認できることから、申立期間においても同様の取扱いであったものと推認される。

加えて、申立期間に申立人夫婦と同じ納税組合において国民年金に加入していたと推察される 4 人の組合員の納付記録をみると、申立期間の保険料が納付されており、申立人夫婦のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間及びその前後の時期については夫婦で出稼ぎに行っているため、毎年、お盆の帰省時に、妻が、役場において、夫婦二人分の国民年金保険料の 1 年分を、税金や国民健康保険料と一緒に納付してきた。

これまで、役場から国民年金保険料の未納通知を受けたことも無いので、すべて納付してきているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 47 年度から 51 年度までの申請免除期間の国民年金保険料を追納している上、過去の未納期間に係る保険料を昭和 55 年 5 月に特例納付していることから、申立人夫婦の納付意識は高いものと認められる。

また、申立人夫婦の雇用保険被保険者記録をみると、申立期間及びその前後の時期は毎年出稼ぎに出ているが、申立期間を除いて国民年金保険料が納付済みである上、申立人は A 県で昭和 60 年 5 月から 6 月までの期間及び 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間、申立人の妻は B 県内で 60 年 4 月から 10 月までの期間就労していることが確認できるほか、その生活状況に特に変化はみられず、「出稼ぎからの帰省時に保険料を納付してきた。」とする申立人の主張には信憑性がある。

さらに、申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間及びその前後の時期については夫婦で出稼ぎに行っているため、毎年、お盆の帰省時に、私が、役場において、夫婦二人分の国民年金保険料の 1 年分を、税金や国民健康保険料と一緒に納付してきた。

これまで、役場から国民年金保険料の未納通知を受けたことも無いので、すべて納付してきているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 47 年度から 51 年度までの申請免除期間の国民年金保険料を追納している上、過去の未納期間に係る保険料を昭和 55 年 5 月に特例納付していることから、申立人夫婦の納付意識は高いものと認められる。

また、申立人夫婦の雇用保険被保険者記録をみると、申立期間及びその前後の時期は毎年出稼ぎに出ているが、申立期間を除いて国民年金保険料が納付済みである上、申立人はA県内で昭和 60 年 4 月から 10 月までの期間、申立人の夫はB県で 60 年 5 月から 6 月までの期間及び 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間就労していることが確認できるほか、その生活状況に特に変化はみられず、「出稼ぎからの帰省時に保険料を納付してきた。」とする申立人の主張には信憑性がある。

さらに、申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

私は、申立期間当時、自宅に集金に来る婦人会の担当者に国民年金保険料を納付し、納付するとカードに押印してもらっていた。20歳で国民年金に加入して以降、きちんと保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳で国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、複数回有る国民年金と厚生年金保険との切替手続をいずれも適正に行っている。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、婦人会による国民年金保険料の集金が行われており、保険料の納付方法も、申立内容のとおりであったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年9月まで
私が所持している国民年金手帳の昭和45年度の国民年金印紙検認記録欄には、昭和45年4月から46年3月までの1年間分の箇所に12個の「納」というスタンプが押印されている。そのうち45年10月から46年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳によると、申立期間を含む昭和45年4月から46年3月までの国民年金印紙検認記録欄に「納」と押印されているにもかかわらず、そのうち45年10月から46年3月までの期間のみは保険料が納付済みとなっており不自然な状況がみられることから、申立期間も同様に保険料が納付されていたとするのが合理的である。

また、申立人は、20歳で国民年金に加入して以降、36年間にわたって、申立期間を除き、保険料の未納が無い。

さらに、申立人の父及び母は申立期間中、保険料を納付しており、両親の納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和48年9月にA県の会社を退職した後、国民年金保険の加入手続を行い、納付書で保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、昭和48年9月にA県の会社を退職し、結婚のため郷里のB市に戻ってきた際、同市役所窓口において自ら厚生年金保険と国民年金の切替手続を行い、^{しゅうとめ} 姑の意向で、結婚後しばらくの間は自分の資金で納付することとし、退職金等を原資として毎月保険料を納めていたこと、申立期間②については、出産を控え実家に里帰りしていた当時で、手元に納付書が無かったため納付できなかったが、出産後に婚家に戻ってから年度末にまとめて市役所窓口で納付したことを明確に記憶しており、その説明に不合理な点は認められず、申立内容の信憑性は高い。

また、申立人は、申請免除していた昭和52年度分の保険料を追納していることから、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、現在に至るまで国民年金保険料の未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から43年3月まで

申立期間当時、私は父や兄と共に出稼ぎに行っており、私の国民年金保険料は、実家に居た母が納税貯蓄組合の集金人に対して、私の兄及びその妻の保険料と一緒に納付していた。

私の国民年金保険料は、出稼ぎ先から実家へ仕送りしていたお金の中から母が納めてくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

実家に居た母が納税貯蓄組合の集金人に申立人の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の兄夫婦は、申立期間において保険料が納付済みとなっている上、申立期間当時、申立人が居住していた地区には納付組織が実在し、集金人による保険料の集金が行われていたことが確認できる。

また、申立人は、40年間にわたる国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から44年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和45年に結婚してから数年後に、国民年金の収納の委託をされた係の人が自宅に来て、過去に未納期間があるとの説明を受け、夫の分と併せてまとめて納付したはずである。

夫の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立人の夫も、昭和42年8月以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、2回目の特例納付実施期間(昭和49年1月から50年12月)に、申立期間の直前の昭和43年3月及び直後の44年3月から46年3月までの期間の国民年金保険料が特例納付されているにもかかわらず、その間にある申立期間の保険料のみが納付されていないことは不自然である。

さらに、申立人は、昭和51年9月から55年7月まで国民年金に任意加入している上、納付記録が確認できる59年4月から平成19年7月までの期間において、ほとんどすべて期限内に納付しているほか、一緒に納付したとする夫の保険料については、昭和44年5月から46年3月までの分を特例納付しており、夫婦共に納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 2 月ごろ、勤務先の会社が倒産したため失業し、同一事業所で働いていた父も後継事業所が軌道に乗るまでは実質的には失業状態であった。そのため、申立期間の保険料を滞納したことを記憶している。しかし、同期間の保険料は、父から 50 年から 51 年ごろにまとめて納めたと聞いており、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適正に行っているほか、昭和 58 年度以降は付加保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間当時、父母と同居しており、一家の保険料納付を行っていたのは申立人の父であるとしているが、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母は、昭和 37 年から任意加入して以降、60 歳に到達するまで未納が無い。

さらに、申立人と申立人の父が同一事業所に勤務していたことは、社会保険庁のオンライン記録により確認できた。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の再取得処理は昭和 51 年 2 月になされており、申立人の父が申立期間の保険料を納付したとする時期と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和47年に結婚後、2、3年してから国民年金手帳を受け取り、申立期間の保険料とまとめて1年数か月分を役場で納めた記憶がある。国民年金保険料の未納期間は無いと思っていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、その直後に現年度である昭和49年度の保険料を一括納付していた記録があり、当該納付時期には、資格取得日にさかのぼって過年度となる49年1月から3月までの3か月分の保険料を納付することが可能であった。

また、申立人が納付手続を行った役場からは、「被保険者に対して未納保険料の納付の意思を確認し、被保険者の利便を考慮して過年度保険料を預かる場合があった。申立人の被保険者名簿には保険料納付記録を修正しようとしたとも推測できる形跡がある。」との説明があったことから、申立人の申立期間の3か月分もまとめて納付したという主張は不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料をすべて納付済みであり、その夫も保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月に厚生年金の資格喪失後、国民年金の加入手続を A 町役場で行った。私達姉妹は給料の全額を両親に渡すことを習慣にしており、国民年金保険料は父が家族全員の分を一括して納めていた。

昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの保険料が未納とされているが、1 年間だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳記号番号は昭和 57 年 9 月に払い出され、申立人は 56 年 4 月にさかのぼって資格取得しているが、国民年金加入時点で納付可能な 56 年 4 月以降、申立期間以外の保険料は納付済みである。

また、同居の親族 3 人には申立期間も含めたすべての期間に国民年金保険料の未納が無い。3 人のうちの一人は厚生年金保険から国民年金への切替えを 4 回実施して未納が全く無いことから、申立てどおり保険料納付は申立人の父によって適切に行われたと推認される。

さらに、申立人は管轄の社会保険事務所から申立期間の過年度保険料に係る納付書は郵送されたはずであると説明を受けており、申立人の父は納付書が来れば、間違いなく納めたはずだと主張していることから、申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

申立期間当時は、鉄工所を経営し、数年後には自宅を建築するなど経済的には苦勞していなかった。夫婦二人分の保険料は妻と一緒に納付していたが、昭和46年4月から47年3月までの保険料が夫婦二人とも未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間について、申立期間の1年間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦によれば、二人の保険料は、妻と一緒に市町村役場の窓口で納付したとのことであるが、申立人夫婦が結婚し二人分の保険料の納付を開始した昭和41年4月以降46年3月まで、すべて同一日に納付されていることが二人の国民年金手帳の検認記録から確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人夫婦の保険料は、国民年金手帳の検認記録から確認できる昭和36年度から45年度まで、すべて納付期限内に納付されており、二人とも保険料納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

申立期間当時は、夫が鉄工所を経営し、数年後には自宅を建築するなど経済的には苦勞していなかった。夫婦二人分の保険料は私が一緒に納付していたが、昭和46年4月から47年3月までの保険料が夫婦二人とも未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間について、申立期間の1年間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦によれば、二人の保険料は、申立人が一緒に市町村役場の窓口で納付したとのことであるが、申立人夫婦が結婚し二人分の保険料の納付を開始した昭和41年4月以降、46年3月まで、すべて同一日に納付されていることが二人の国民年金手帳の検認記録から確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人夫婦の保険料は、国民年金手帳の検認記録から確認できる昭和36年度から45年度まで、すべて納付期限内に納付されており、二人とも保険料納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料及び国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から同年 9 月まで

夫婦二人分の保険料は、昭和 42 年 11 月以降、A 組合の総合口座から口座振替で納付しており、夫の保険料はすべて納付済みであるのに、私の 51 年 7 月から 9 月までの 3 か月分の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の 3 か月を除き、保険料をすべて納付（国民年金付加保険料については、昭和 50 年 4 月から平成 4 年 12 月まで、申立期間の 3 か月を除き、すべて納付。）しており、申立人の夫は、申立期間を含めて保険料をすべて納付している。

また、昭和 42 年 11 月以降、申立人及びその夫は、夫名義の A 組合の総合口座から二人分の保険料を口座振替しており、申立人の保険料だけが引落しされないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 52 年 3 月まで

申立期間当時は、毎年 4 月から 12 月ごろまで仕事に従事（厚生年金保険に加入）し、その後、翌年の仕事に従事するまでの期間は国民年金に加入していた。保険料の納付は、親（既に死亡）に依頼していたが、申立期間のみが未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した期間について、申立期間の 4 か月を除き保険料をすべて納付しており、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の父は、国民年金に加入した期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 7 回実施しているが、いずれも適切に実施していることが確認でき、国民年金の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで

昭和52年2月ごろに国民年金の加入届出をしたと記憶している。その時に、さかのぼって2年分の保険料を納めることができると説明を受けたので、2年分の保険料をまとめて納付した。申立期間について納付事実が確認できないとのことだが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和52年2月ごろに国民年金の加入届出を行った記憶があるとしているが、A市が保管する旧B市の国民年金被保険者名簿では53年3月3日に届出が行われたと記録され、社会保険庁の管理する国民年金手帳記号番号払出簿には同年3月31日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと記録されている。また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに別の年金手帳を所持したことは無いとしていることから、申立人が国民年金の加入届出を行ったのは53年3月であると考えられ、その時点では、50年12月以前の国民年金保険料については既に時効により納付することができない。

2 申立人は、国民年金の加入届を行った際、「さかのぼって2年分の保険料を納めることができると説明を受けた」としており、当時は市役所においても過年度保険料の納付書発行が可能であったことを踏まえると、昭和52年度の現年度分納付書と共に、届出の時点で納付可能であった51年1月から52年3月までの過年度保険料に係る納付書が発行されたと推

察できる。

また、申立人が2年分の国民年金保険料を納付したとするC銀行B市役所内出張所は、加入届出が行われた時期には既に開設され国庫金の取扱いを行っており、申立人が所持する昭和53年度の領収書には昭和53年4月の保険料を当該銀行において同年4月17日に納付したことを示す出納印が押印されていることから、納付場所及び納付方法についての申立内容に不自然さはみられず、申立人が、52年度分の現年度保険料と51年1月から52年3月までの過年度保険料を一括納付したものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間以降の期間について国民年金保険料の未納は無く、昭和61年度以降のほとんどの期間は保険料を前納しているなど、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月から52年3月まで

昭和52年2月ごろに国民年金の加入届出をしたと記憶している。その時に、さかのぼって2年分の保険料を納めることができると説明を受けたので、2年分の保険料をまとめて納付した。申立期間について納付事実が確認できないとのことだが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和52年2月ごろに国民年金の加入届出を行った記憶があるとしているが、A市が保管するB市の国民年金被保険者名簿では53年3月3日に届出が行われたと記録され、社会保険庁の管理する国民年金手帳記号番号払出簿には同年3月31日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと記録されている。また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに別の年金手帳を所持したことは無いとしていることから、申立人が国民年金の加入届出を行ったのは53年3月であると考えられ、その時点では、50年12月以前の国民年金保険料については既に時効により納付することができない。

2 申立人は、国民年金の加入届を行った際、「さかのぼって2年分の保険料を納めることができると説明を受けた」としており、当時は市役所においても過年度保険料の納付書発行が可能であったことを踏まえると、昭和52年度の現年度分納付書と共に、届出の時点で納付可能であった昭和51年1月から52年3月までの過年度保険料に係る納付書が発行され

たと推察できる。

また、申立人が2年分の国民年金保険料を納付したとするC銀行B市役所内出張所は、加入届出が行われた時期には既に開設され国庫金の取扱いを行っており、申立人が所持する昭和53年度の領収書には53年4月の保険料を当該銀行において同年4月17日に納付したことを示す出納印が押印されていることから、納付場所及び納付方法についての申立内容に不自然さはみられず、申立人が、52年度分の現年度保険料と51年1月から52年3月までの過年度保険料を一括納付したものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間以降の期間について国民年金保険料の未納は無く、昭和61年度以降のほとんどの期間は保険料を前納しているなど、申立人の納付意識が高かったことがうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで
毎年、市役所の年金係の窓口で、妻の分も併せて免除申請の手続をしていた。申立期間についての未納通知なども受け取った覚えはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、「毎年、市政だよりを見て市役所の窓口で免除申請の手続をしていた」としていることについて、当時のA市における免除申請の手続方法と一致しており、また、社会保険庁の記録には、申立期間が未納であれば発行されているはずの過年度納付書が発行された形跡は見られず、「申立期間についての未納通知なども受け取った覚えはない」とする申立内容と一致する。

さらに、申立人は、申立期間の直前直後の期間についても免除申請が承認されており、申立期間中に住所の異動があった事実も無く、平成12年に離職した後の経済的な環境に変化があった事情も認められないことから、申立期間だけが免除期間とされていない状況は不自然である。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金期間はすべて納付済期間または申請免除期間であることから、国民年金制度についての理解も深く、国民年金保険料の納付意識も高いと考えられ、申立期間についてだけ免除申請を行わなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間についての国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和37年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間：昭和60年2月及び同年3月

申立期間は、独身であり、また、就職して家を離れていたため、国民年金の加入手続から納付まで父がしてくれていた。その前後の期間も父が納付してくれていたため、申立期間が未納なのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は申立期間を含む一時期、その父親と住所は別であったが、納付書を父親に渡して国民年金保険料の納付を依頼し、厚生年金保険に加入した平成2年1月までの期間において自分自身で納付した記憶は無いと述べているが、戸籍の附票上、別の住所であった期間についても確かに納付されていることから、申立人の主張は信用できる。

さらに、申立人と同じく、その父親が国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親についても国民年金保険料はすべて納付済みであることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月及び48年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月
② 昭和48年5月から同年12月まで

申立期間中は結婚前の時期で両親と同居していた。当時、父親がガソリンスタンドなどを経営しており、家族の国民年金保険料は父親が納付していた。私の分についても父親が納めてくれていたと思う。父親と同居していた期間について、母や妹の保険料はすべて納付済みになっているのに、自分の分だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母と妹に確認したところ、申立期間当時、申立人の父親が同居の家族の国民年金保険料を納付していたとの証言が得られた。同居していた申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、25年間すべて保険料を納付しており、妹も20歳到達以後、結婚するまでの期間に未納は無く、父親の納付意識は高かったと考えられ、申立人のみが申立期間について未納となっているのは不自然である。

また、申立期間②について、国民年金手帳では加入期間とされているが、社会保険庁のオンライン記録では未加入とされているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間及び平成2年9月を除き、申立人は、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

加えて、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、申立期間を除き、適正に手続を行っており、付加保険料

を納付していた時期や追納した時期もあるなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 2 月までの期間及び 47 年 4 月から 49 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、47 年 1 月から同年 2 月までの期間、47 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 49 年 4 月の国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 47 年 1 月及び同年 2 月
②昭和 47 年 4 月から 49 年 5 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、49 年 4 月を除く 47 年 7 月から 49 年 5 月までの保険料が未納との回答をもらった。

しかし、申立期間については、勤務していた有限会社 A が 49 年 6 月に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料を給与から控除し、B 市役所に納付していたことから、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所では、事業主が申立期間について国民年金保険料を給与から控除し、市役所に納付していたとの証明書を提出しており、申立内容を裏付けている。

また、申立人と同時期に在職していた社員 5 人を抽出して調査したところ、5 人全員の申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人の分のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を別に納付しているが、当時の C 社会保険事務所では、申立人の厚生年金保険加入期間を誤り、49 年 5 月分として納付した国民年金保険料を他の未納月に充当している。その結果、49 年 4 月分の国民年金保険料は重複納付しているものと認められる。このほかに同社会保険事務所が未納月

として国民年金保険料を充当した 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料並びに申立人が別に納付書で納付した入社当時の 47 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料も重複納付と考えられる。

加えて、申立人は厚生年金保険の任意継続被保険者になるなど、年金に対する意識が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から同年9月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から同年9月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

昭和47年5月から同年9月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が未納との回答をもらった。しかし、当時は、A県B町に住んでいたが、父親も国民年金に加入することに理解があり、B町役場で保険料を納付したことから、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間である昭和47年5月から48年3月までの期間のうち、47年10月から12月までの期間は、過年度納付として保険料が納付済みとされており、その前後の申立期間が未納とされているのは、不自然である。

また、申立期間は二つの期間で、合計8か月と短期間であり、申立人は申立期間以降については、すべて保険料を納付している上、当時同居していた父親は、昭和45年1月に再開5年年金に加入して、加入期間はすべて保険料を納付しているなど、申立人とその家族は、保険料納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 61 年 4 月に会社を退職したので、夫が市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った。申立期間の保険料は、61 年 7 月に夫が、納付書で市役所内の金融機関にまとめて納付したので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、昭和 61 年 7 月初旬に、申立期間の保険料約 2 万円を市役所内の金融機関に納付書で納付したなど当時の状況について明確に記憶しており、事実、申立人が所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪日の記載があることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は 3 か月と短期間であり、かつ、申立人は、申立期間以降は未納期間が無い上、昭和 43 年 11 月から 47 年 3 月まで国民年金に任意加入していることなどから、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について未納とされていたが、産後休暇が終わった昭和 50 年 10 月 16 日に退職し、同月末に A 町役場で加入手続きを行い、当時住んでいた A 町役場あるいは同 B 出張所で納付していたと記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤めていた会社を産後休暇が終わった昭和 50 年 10 月 16 日に退職し、同月末に A 町役場で加入手続きを行い、その後当時住んでいた A 町の町役場あるいは同 B 出張所で納付書により国民年金保険料を納付していたことを明瞭に記憶しており、その内容は具体的で、特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、その夫の被保険者資格の変更に伴う申立人の第 3 号被保険者と第 1 号被保険者の資格変更手続きを 6 回にわたり適切に行っているほか、昭和 50 年 10 月から申立てのあった平成 19 年 10 月まで、申立期間の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間を除き、32 年にわたり国民年金保険料を期限内に納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

国民年金制度の開始時から保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間については、転出前の A 市の被保険者名簿では納付が確認できるが、転出後の B 市（現在は、C 市）の被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳では未納となっており、記録の移管事務が適切に行われなかった可能性が高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和 36 年 4 月から 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの間、申立期間を除き、20 年余りの任意加入期間も含めてすべて国民年金保険料を納付しており、申立人の国民年金制度に対する関心は強く、保険料の納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立人は厚生年金保険被保険者であった期間についても国民年金保険料を納付していたことから、重複していた期間についての国民年金保険料が還付されており、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を A 社会保険事務所に照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 50 年度、51 年度及び 55 年度について前月の 12 月まで納めているのに最後の 3 か月だけ未納とされていることに納得できない。

併せて、昭和 57 年度から 59 年度までの 3 年間についても未納とされていることに納得できない。申立期間当時、B 市役所又は銀行に全額納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び平成 15 年 8 月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、B 市から保険料未納の案内が送付され、市役所で納付相談及び保険料納付をしたところ、B 市役所国民年金担当係に「これ以外は（未納が）無い。」と説明を受けたと主張しており、事実、市の被保険者名簿によると 51 年 11 月及び 53 年 11 月に催告状が送付され、申立人が納付相談を行ったとする状況に符号していることから、申立内容に信憑性が認められる。

一方、申立期間④については、保険料納付金額、納付した場所が曖昧で

あり、かつ、翌 60 年度分を過年度保険料として保険料納付時効間際の 62 年 7 月 17 日に一括して納付していること等、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情及び関連資料が確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、②53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び③56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年3月から51年8月まで

昭和50年3月にA市に住所移動と併せて国民年金の加入手続を夫と行った。住民登録手続をした際、市役所の担当者から国民年金について「奥様はどうなされますか」と言われたことを記憶している。申立期間は、市の出張所で保険料納付していたので未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料を納付期限内にすべて納付している。

また、申立人が夫婦と一緒に保険料納付していたと主張する申立期間以外で保険料納付年月日が確認できる期間は、夫婦の納付年月日がすべて一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、いずれも夫婦共に納付期限内に保険料納付していることから、納付意識も高く、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 12 月までの期間及び 56 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 54 年 12 月まで
② 昭和 56 年 10 月

申立期間の国民年金保険料について照会申立書を提出したところ、A 社会保険事務所から納付事実が確認できなかったとの回答があった。

申立期間については、B 区役所において保険料を納付した記憶があるので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 52 年 4 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料を 54 年の秋ごろ 2 回に分けて納付したとしているが、その金額（1 回目 3 万円以上、2 回目 5 万円以上）は、申立期間①の保険料額 8 万 8,860 円とほぼ一致しており、申立人の母親も区役所へ一緒に付き添い、保険料を納付したことを鮮明に記憶している。

2 申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険と国民年金の切替えが度々あるが、申立期間②以外は適切に切替手続を行っており、昭和 57 年 2 月から平成 7 年 11 月までは付加保険料を納付するなど年金に対する関心が高く、申立期間②の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立期間に隣接する昭和 55 年 1 月から 56 年 6 月までの保険料は、社会保険庁の記録から現年度納付されていることが読み取れることから、申立内容には信憑性^{しんぴやうせい}が認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料の納付記録について、照会申立書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。当時住んでいたA区の区役所窓口で保険料を納め受領印をもらっていた。40年4月1日の夫の転勤に伴い納付を一時中断したが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や納付状況についての記憶は、詳細かつ具体的であり、その内容（国民年金保険料額、資金繰り、納付方法、納付場所、国民年金手帳の色等）も、確認できた当時の状況と合致し、申立内容を裏付けるものとなっている。

また、申立人は、昭和40年4月から47年5月まで国民年金保険料の納付を一時中断し47年6月に再開したことを鮮明に記憶しており、その後については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から47年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和51年1月から同年3月まで
④ 昭和55年1月から同年3月まで

申立期間については、父親が、自らの分と併せ、母親と自分の国民年金保険料を納付しており、当時父親は国民年金保険料を税金と思って必ず納付していたと母親も証言していることから、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間当時、両親と同居し、家業を手伝っていたとしており、父親が母親と申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、保険料の納付日が確認できる昭和50年4月から同年12月までの期間の保険料は、母親と申立人が同一日に納付していたことが確認でき、その主張に不自然さはみられない。

また、申立人の両親は、申立期間を含む国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号を申立人が20歳の時（昭和44年8月）に払い出しているにもかかわらず、申立人の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、昭和55年度以降の期間について申立人と申立人の妻に未納は無く、申立人は保険料を前納しているなど、納付意識が高かったと認められる。

- 2 申立期間①については、父親が、当時既に家業を継ぐこととなっていた申立人に代わって昭和 44 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、その後の保険料を納付したとしており、自らの分と母親の分のみ保険料を納付し、申立人の保険料を納付しないことは不自然である。

なお、当時の保険料の納付は国民年金手帳への検認印方式であり、申立人の手帳は父親が管理していたことから、申立人の保険料納付は父親しかできない状況であった。
- 3 申立期間②については、申立人の国民年金手帳が更新または再交付され、昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が一括納付された直後の時期であり、その後の期間も引き続き保険料が納付されていることから、この期間の保険料が未納となっていることは不自然である。
- 4 申立期間③については、旧 A 市の検認リストでは申立人のみならず、社会保険庁の記録では納付済みとなっている母親の記録も未納となっており、記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえること、同リストにおいて昭和 50 年度の申立期間以外の申立人と母親の保険料が、各期の納期限までに同一日に納付されていることが確認できることなどから、申立期間③の保険料が未納となっていることは不自然である。
- 5 申立期間④については、その前後の年度である昭和 51 年度、52 年度、53 年度及び 55 年度について、国民年金保険料が 1 年分前納されており、申立期間当時の納付意欲は特に高かったと思われる。

また、昭和 54 年度の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの納付記録について、当初未納となっていたものが、後に納付済みに訂正されており、当時の事務処理に過誤があったことも推測できる。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 96

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、妻が納付書により夫婦二人分の保険料を銀行か郵便局で納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しており、申立期間について妻の保険料は納付された記録となっていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間が4か月と短期間であり、昭和40年3月に国民年金に加入して以来、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳記録では、申立人の妻の昭和47年2月及び同年3月の保険料納付記録は未納となっており、後日訂正されているが、その妻は、当該期間に係る納付記録の訂正を申し出たことも、訂正通知が届いた記憶も無く、必ず夫婦二人分の保険料を自分が納付していたと証言していることから、社会保険事務所において申立人の納付記録に係る事務処理が適正に行われなかったものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月及び46年10月から47年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年2月まで
② 昭和45年4月
③ 昭和46年10月から47年5月まで

昭和43年8月から44年2月までの期間は、母が国民年金の加入手続と保険料納付をしたと思う。国民年金手帳で強制加入となっており、加入手続をしたのに保険料を納付しないということは考えられない。また、44年9月以降の国民年金保険料は自分で納付しており、未納があるはずがない。万一納め忘れがあったとしても督促があれば見逃さない性格であるので、必ず納付していると思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、母が国民年金の加入手続をした上、保険料を納付していたはずだと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日と市の国民年金被保険者名簿（オンライン）の資格取得日が異なっており、行政側の記録管理に不備があることが認められるが、その国民年金手帳は、会社退職後に申立人自身が国民年金に加入した時に払い出された国民年金手帳であり、申立期間①について母が国民年金加入手続及び保険料納付をしているなら、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているはずである。しかしながら、申立期間①の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の名前

は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間②及び③は、それぞれ1か月、8か月と短期間である。
また、申立人は、申立期間以外に国民年金加入期間の未納が無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適正に行っている上、国民年金任意加入期間や厚生年金保険任意継続被保険者期間があるなど納付意識が高く、申立期間②及び③の保険料のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。
- 3 その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和45年4月及び③46年10月から47年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間の保険料は納付書で 1 か月分ずつ納付していた。領収書などは紛失してしまったが納付したはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、過去の国民年金保険料を特例納付や過年度納付によりすべて納付している。また、申立期間を除く昭和 55 年 4 月から厚生年金保険に加入する平成元年 9 月までの期間は、任意で加入した付加保険料も含め国民年保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人が経営していた喫茶店に集金に来ていた信用金庫の行員に、国民年金保険料も含め雑多な支払を依頼していたことを記憶しており、申立期間のみ保険料を納付する機会が無かったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 63 年 4 月から同年 7 月まで

夫婦二人で商売を始めて数年してから夫婦一緒に国民年金に加入した。国民年金加入後は、市の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたので、申立期間について、妻の分は納付済みとなっているのに、私の分のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番で払い出されており、申立て内容のとおり、昭和 54 年に夫婦同時に国民年金に加入したことが認められるほか、納付日が確認できる範囲は、夫婦一緒の納付日となっていることが確認でき、申立期間について、申立人の妻の国民年金保険料はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の分のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、国民年金加入後、過去の未納期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付によりすべて納付しており、未納期間の解消に努めていたことがうかがえ、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間は長男を出産して間もないことから特に記憶に残っており、市役所の出張所で納付したので未納期間があるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 3 月に長男を出産して間もないことから、申立期間当時の状況について記憶が鮮明であり、当時の国民年金保険料額が 550 円であったことや、納付場所及び A 市の領収印影などを具体的に主張しており、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き昭和 43 年 4 月から 63 年 3 月まで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高いと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時の生活について、「前年と同様であり、苦しくなかった。」と述べており、事実、申立期間の前年は国民年金保険料を納付していることから保険料を納付する資力はあったと推察され、申立期間のみ保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和60年9月について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時、勤務していた会社の給料から天引きしてもらい、会社の方がまとめて保険料を納付していたので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である1か月を除き国民年金加入期間に未納が無いことなどから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、当時は、3か月分の国民年金保険料を1枚にした様式の納付書により保険料を納付する取扱いとなっていたことから、申立人が、昭和60年7月から同年8月までの保険料を納付し、申立期間のみを未納にしていたとは考え難い。

さらに、申立人は、前納制度を活用して国民年金保険料を納付していたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

昭和48年10月に結婚した後、市役所から未納の連絡が数回来た。妻が20歳まで遡って納付したはずであるので、未納期間があるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳は、昭和48年10月20日に交付されており（手帳記号番号の払出日は同年11月20日）、この時点で、42年4月から46年3月までの保険料は時効により納付することが不可能であった。

また、特例納付を行った形跡は確認できない上、申立人の国民年金保険料は当時の妻が納付し、申立人自身が直接納付に関与することがなかったため、具体的な保険料の納付状況が不明である。

2 申立人自身は、直接納付に関与することがなかったものの、昭和48年12月13日に昭和46年度及び47年度の保険料を過年度納付している上、49年度以降の保険料はすべて納付となっていることから、国民年金手帳記号番号の払出しから現年度納付は可能であり、48年度の保険料を現年度納付していなかったと考えるのは、不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年4月まで

当初、亡き夫の国民年金については、①昭和47年10月から49年4月まで未加入、②47年10月から48年3月までの保険料が還付、と記録されていた。

夫は生涯農業を営み、厚生年金保険に加入したことはなかったことから、社会保険庁は、平成19年11月7日に事務処理の誤りを認め、未加入期間を加入期間に改めた上、昭和47年10月から48年3月までの保険料を納付に訂正した。しかし、48年4月から49年4月までの保険料については、納付が認められなかった。

夫と私は、制度発足の昭和36年4月以降、一緒に隣組に保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされている記録には納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和47年10月から49年4月まで国民年金に未加入という記録が、事務処理の誤りによるものであったため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、その記録が行われなかった可能性が高い。

また、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立人と同居し、国民年金制度発足の昭和36年以来、一緒に保険料を納付してきた妻は、保険料を完納していることから、申立期間のみ保険料を納付しなかったと考えるのは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案114

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、納入通知書により、A区役所B出張所で、きちんと納付してきたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月に国民年金に任意加入以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

そして、申立人が保険料を納付したというA区役所B出張所は、申立期間当時存在し、保険料の収納事務を扱っていたことが確認できること、国民年金手帳の検認印及び社会保険庁の記録から、申立人は、その他の期間についても納期限内に保険料を納付していたことが確認できること、国民年金に任意加入後の退職や再就職に伴う国民年金の資格の変更手続も適切に行っていて、年金制度への関心が強く、納付意識も高いことがうかがわれることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月及び同年 5 月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、2 か月間の未納期間があるが、これまですべて保険料を支払ってきたはずであり、2 か月分の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 9 月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は 2 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金と厚生年金保険の種別変更手続を 4 回行っているが、いずれも適切に行っているため、国民年金制度への関心が強く、保険料の納付意識の高さがうかがえることから、任意加入して間もない申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から43年3月まで
申立期間については、当時通っていた病院の近くにあるA区役所で、夫の保険料と一緒に納付していたのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A区において、昭和40年2月22日から同年3月26日までの間に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、申立人において一緒に納付したという申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立人とその夫は、その後も、納付日が確認できる昭和44年8月から48年12月までについては同時に納付しており、数回にわたる免除申請も夫婦が同時期に行っていることが記録上確認できることから、申立人が夫の保険料と一緒に納付していたという主張には不自然さは無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料納付当時通っていたとする病院は、現在もA区役所の近くに所在しており、納付したという金額も申立期間の保険料の額とおおむね一致するなど申立人の主張は具体的である。

加えて、申立期間に係るB市の被保険者名簿の記録に判読し難い部分があり、申立人の納付状況が正しく進達されなかった可能性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、自営業をしていた夫が私の分も一緒に納付しており、夫の分が納付済みとなっているのに自分の分だけが未納とされていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月当初から国民年金に加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金制度への関心と納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっており、申立人だけが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間に近接する昭和46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料収納記録が未納から納付済みに訂正されており、申立人に係る行政の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年12月まで

私は、A町（当時）のB婦人会を通じて国民年金保険料をすべて納付していたのに、国民年金保険料収納記録の照会をしたところ、申立期間の納付事実が確認できないと回答された。

しかも、一緒に納付していた父母及び弟がすべて納付済みとなっているのに、私のみ、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

婦人会を通じて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の父母及びその弟の国民年金収納記録は、申立期間である昭和49年7月から同年12月まで納付済みとなっており、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、国民年金保険料の納付組織としてB婦人会が存在していたことが確認でき、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

さらに、申立期間が6か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入した昭和40年3月から申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年6月まで

私は、申立期間について、納税組合を通じて国民年金保険料をA市役所に納付しているはずであり、未納とされていることは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張どおり、A市では、申立期間当時、市内のほぼすべての地域に納税組合が存在し、国民年金保険料の集金も行われていた事実が確認でき、申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いと認められる。

また、納税組合が申立期間前後の期間については、国民年金保険料を集金しているにもかかわらず、申立期間のみ集金が行われなかったとするのは不自然である。

さらに、国民年金制度発足時の昭和36年4月から任意加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月及び同年5月

私は、昭和47年11月の婚姻を機に、夫婦共に国民年金に加入し、それ以降、妻が夫婦二人分の保険料をすべて納付しているはずである。

申立期間について、妻の国民年金保険料収納記録が納付済みであるのに、私だけ、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番である上、昭和47年9月から48年3月までの期間の保険料は、夫婦共に同一日に納付していることが確認でき、夫婦同時に保険料を納付していたものと認められることから、申立期間については、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間が2か月と短期間である上、一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金保険料収納記録では、昭和50年4月及び同年5月が納付済みとなっており、かつ、申立人は国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度への関心と納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金保険料を納付していたとするA銀行B支店が申立期間当時、存在していたことが確認されるなど、申立内容の信^{びょう}憑性は高いとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

平成 19 年 6 月に、国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 58 年 7 月から 12 月まで国民年金保険料が未納とされ、59 年 1 月から 61 年 3 月まで全額申請免除となっている。

しかし、この期間は、夫と一緒に保険料を納付しており、また、免除申請のを行ったことは無い。夫の分が納付済みとされ、私の分だけ未納とされているのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月から工場の経営が順調であった 63 年 3 月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、48 年 8 月から 63 年 3 月まで、保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫は、申立期間については、数名の従業員を雇用し工場の経営は順調で、保険料を納付するのに経済的な問題は無かったとしているのを始め、このほかの家族状況に係る具体的な証言等から、申立人の主張は信用することができる。

さらに、申立期間中の申請免除の記録について、申立人が記録どおり手続を行っていたとすれば、申立期間から後の未納期間についても申請免除手続を行っていると考えるのが自然であるが、後の未納期間に係る申請免除の記録はなく、申立期間に係る一部期間のみが申請免除とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年6月まで
夫が亡くなった翌年の昭和53年ごろ、広報等を見て国民年金に加入しようと思い自宅近くの区の出張所へ行き、それまでの未納期間分の保険料を一括で納付した。「皆さんが支払を始めた時からの分をすべて支払います」と言った記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の国民年金制度発足当初から国民年金に強制加入し、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付しており、申立人が特例納付で納付したと主張する時期は第三回特例納付の実施期間である上、申立人が一括納付したとする金額は、当時特例納付をした場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の居住する地域では、昭和53年7月に特例納付の勧奨が積極的に行われていたことが確認でき、さらに、申立人は当時、家賃収入及び親からの遺産もあるなど、保険料を納付することが可能な経済状態であったと考えられることなどから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から56年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から56年8月まで

私は、昭和50年1月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納めてきた。申立期間当時に保険料を納付していたことを確認できる家計簿があり、夫や義父も私が保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿は、その紙質等から当時作成されたものであると考えられる上、家計簿には申立期間中に納付する国民年金保険料の金額の記載があり、その金額は当時の保険料額とおおむね一致していることなどから、家計簿の記載内容は信用できる。

また、申立期間当時の加入手続及び納付状況等に係る申立人の説明に矛盾は無いほか、申立人の夫及び義父も、申立人が申立期間当時に保険料を納付していたことを証言していること、申立人の夫は当時会社に勤務しており保険料を納付することが可能な経済状態であることなどから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月
② 昭和45年10月から46年3月まで

申立期間①については、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたもので、加入当初の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②については、妻が、夫婦二人分の保険料を郵便局か集金人に納付しており、妻の分が納付済みであるにもかかわらず、私の分のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和39年3月については、申立期間が1か月と短期間であるとともに、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、10年年金に任意加入し、申立人の申立期間を含め保険料をすべて納付している上、申立人が結婚するまでの期間の保険料は申立期間を除きすべて納付されていることから、母親が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②の昭和45年10月から46年3月までの期間については、申立期間が6か月と短期間であるとともに、保険料を納付していたとする妻は、申立人の申立期間を含め保険料の未納は無く、納付日を確認できる59年10月以降の保険料はおおむね夫婦同一日に納付されていることから、申立人及びその妻は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられる上、夫婦共に約17年間にわたり保険料を前納していることなどから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年3月まで

私は、申立期間当時、区役所の職員が国民年金保険料の集金に来ていたので、保険料を納付してきた。

保険料は判子を押して収納する方法で、その額は、最初が100円で後に300円になったと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付状況について、保険料の印紙検認方法に関する具体的な記憶があり、また、納付したとする保険料の額も当時の保険料の額と一致している上、申立人が居住する区においては、申立期間当時、区役所職員による保険料の収納が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間中の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、申立期間当時、区役所の職員が国民年金保険料の集金に来ていたので、保険料を納付してきた。

保険料は判子を押して収納する方法で、その額は、最初が100円で後に300円になったと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付状況について、保険料の印紙検認方法に関する具体的な記憶があり、また、納付したとする保険料の額も当時の保険料の額と一致している上、申立人が居住する区においては、申立期間当時、区役所職員による保険料の収納が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間中の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月から38年6月まで

私は、子供を連れて電車で区役所へ行き国民年金に加入したことを、よく憶えている。国民年金保険料は、納期ごとに納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付しており、納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人は、国民年金への加入状況及び保険料の納付の状況について、長男を連れて区役所に国民年金の加入手続に行ったこと、その当時次男を身ごもっていたことに関する説明は具体的かつ詳細であり、さらに、その際に電車で区役所に行ったとの説明も、電車の運行状況及び区役所の所在場所により確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの期間及び55年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで
② 昭和55年9月
③ 平成13年3月

私は、国民年金保険料の納付書が届くと夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、また、口座振替になってからは預金通帳の残額を調整しながら入金していたので、保険料はすべて納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和54年10月から54年12月までの期間及び②55年9月については、申立期間が短期間であり、また、申立期間の後において、申立人及びその夫とも重複納付による充当処理が複数回行われており、その過程で申立期間の国民年金保険料の納付記録に漏れが生じた可能性が考えられ、申立期間の保険料が納付されなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、③平成13年3月については、当該期間の前後に口座振替で保険料を納付していることが確認できるが、申立人の預金通帳から、当該期間の保険料が残高不足により引き落とされていないことが確認できる上、ほかの方法で保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの期間及び55年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月

私は、国民年金保険料の納付書が届くと夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は1か月と短期間であることに加え、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の前後において、申立人及びその妻とも重複納付による充当処理が複数回行われており、その過程で申立期間の保険料の納付記録に漏れが生じた可能性が考えられ、申立期間の保険料が納付されなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から同年 11 月まで
② 昭和 55 年 12 月から 56 年 2 月まで

社会保険事務所に申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

申立期間①については婚姻前で実家の商売を手伝っており、母親が、父親と自分の分の国民年金保険料と国民健康保険料を集金人に納付していた。

申立期間②については婚姻後で、妻が集金人に妻の分と自分の分の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付していたのに、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち①昭和 48 年 3 月から同年 11 月までの期間については、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、婚姻直後の昭和 48 年 12 月に、夫婦で国民年金加入手続を行い、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間のうち②昭和 55 年 12 月から 56 年 2 月までの期間については、A 市保管の国民年金被保険者名簿には、申立人が、厚生年金保険加入のために国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったのは 56 年 4 月との記載があり、申立期間当時、同市の集金サイクルは 2 か月ごとの翌月徴収であるこ

とから、申立期間の国民年金保険料を徴収することは可能であり、かつ、夫婦の国民年金保険料は、夫婦共に国民年金に加入した 48 年 12 月から申立人が厚生年金保険に切り替えるまで、申立期間を除いて納付済みとなっていることから、申立期間のみ国民年金保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
②昭和 55 年12月から 56 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 88

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 12 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所に申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を得た。自分が集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その夫と一緒に国民年金加入手続を行い、その後、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者の資格を得るまで、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳には、申立人の夫が厚生年金保険に加入した 56 年 3 月 2 日付けで、申立人の国民年金被保険者資格喪失の記載があり、申立期間のうち、申立人が国民年金被保険者資格喪失後の 56 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を集金人が集金することは考え難い。

2 申立期間のうち、昭和 55 年 12 月から 56 年 2 月までの期間については、A 市保管の国民年金被保険者名簿には、申立人の夫が、厚生年金保険加入のために国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったのは 56 年 4 月との記載があり、申立期間当時、同市の集金サイクルは 2 か月ごとの翌月徴収であることから、申立期間のうち 55 年 12 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料を集金することは可能であり、かつ、夫婦の国民年金保険料は、夫婦共に国民年金に加入した 48 年 12 月から申立人の夫が厚生年金保険に切り替えるまで、申立期間のうち、55 年 12 月から 56 年 2 月までを除いて、納付済みとなっていることから、当該期間のみ国民年金保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年12月から 56 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年10月まで
私は、国民年金保険料をさかのぼって納付できる制度のことを新聞で知り、昭和49年11月にA市B出張所で、申立期間の国民年金保険料として、4万5,000円か4万6,000円くらいを納付した記憶があるため、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月に、45年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張している。申立人の主張どおりであれば、申立人は、4年7か月分の国民年金保険料を特例納付により納付したと考えられる。

また、社会保険庁の記録では、申立人の昭和45年度から48年度までの期間については、当初、未納とされていたことが確認できる。その後、少なくとも、申立人がB出張所に出向いた昭和49年11月以降に、A市と社会保険事務所との間で記録を照合した結果、未納の月数を横線で消すとともに、45年度から48年度までの納付状況を記入する欄自体を斜線で無効とする訂正が行われていたことがうかがえる。このことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする時期は、申立人は強制加入被保険者として認識されており、特例納付を行うことができたと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和49年11月は、特例納付の実施時期であり、納付したとする金額も、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料の金額（4万5,150円）とほぼ一致している。

加えて、申立人の夫は、申立人がさかのぼって国民年金保険料を納付したことを記憶していると証言しているとともに、申立人は、その後は未納期間が無く、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から41年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、父親が管理しており、集金人が集金に回ってきた際に、父、母、兄及び兄嫁の分の保険料と一緒に自分の分の保険料を納めていたと聞いている。家族の分は納付済みとなっているのに、自分の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその父親が申立人、父親、母親、兄及び兄嫁の分をまとめて集金人に納付していたと主張しているが、申立人を除く4人は、国民年金制度発足の昭和36年4月から国民年金加入期間について保険料を完納しており、その父親の国民年金制度への理解及び納付意識の高さがうかがえ、申立人の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人の納付記録は、昭和42年11月から43年1月までの国民年金保険料が43年3月に過誤納付により還付されているが、制度上、41年1月から同年3月までの未納期間に充当されるべきであるが、実施されていないことから、申立期間について保険料が納付されていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、家族が不在の時は自分自身で集金人に国民年金保険料を納付したとしており、その兄も、申立期間当時は、父親が家族全員の保険料を集金人に納付していたと証言している。加えて、申立人の主張どおり、A市からは、申立期間当時、市の職員が^{びょう}出向いて国民年金保険料を集金していたとの回答を得ており、申立人の主張には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和41年4月から47年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和50年にA町に転入した際、役場で国民年金の加入手続を行った。この時、職員から特例納付の説明を受け、夫婦共々、過去の未納となっている保険料を分割納付していくことに決め、毎月4、5万円を納付したと記憶している。最後の納付が終わった際に役場の職員から「これで皆と同じになった」と言われたことを覚えており、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したと主張する時期は、第2回の特例納付が実施されていた時期であり、申立期間を含め、その夫婦の未納分をすべて納付したとすると、その合計金額は29万7,300円で、1か月当たりの納付金額は約4万2,500円となることから、申立人が毎月納付したとする金額とほぼ一致している。

また、特例納付は、先に経過した月の分から順次行うことになっているが、申立人に係る社会保険庁の記録では、申立期間の前後の国民年金加入期間について、国民年金保険料を特例納付していたこととなっており、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人が特例納付を勧奨したとする職員は、当時、A町役場で国民年金事務に従事していたことが確認でき、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

加えて、申立期間以後、厚生年金から国民年金への切替えが適切に行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和42年4月から46年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和50年にA町に転入した際、元妻が役場で国民年金の加入手続きを行った。元妻の話によれば、この時、職員から特例納付の説明を受け、夫婦共々、過去の未納となっている保険料を分割納付していくことに決め、毎月4、5万円を納付したということである。最後の納付が終わった際に役場の職員から「これで皆と同じになった」と言われたことを覚えているようで、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が特例納付したと主張する時期は、第2回の特例納付が実施されていた時期であり、申立期間を含め、その夫婦の未納分をすべて納付したとすると、その合計金額は29万7,300円で、1か月当たりの納付金額は約4万2,500円となることから、元妻が毎月納付したとする金額とほぼ一致している。

また、特例納付は、先に経過した月の分から順次行うことになっているが、申立人に係る社会保険庁の記録では、申立期間の前後の国民年金加入期間について、国民年金保険料を特例納付していたこととなっており、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、元妻が特例納付を勧奨したとする職員は、当時、A町役場で国民年金事務に従事していたことが確認でき、申立人の分の保険料を納付していた元妻の主張は信憑^{びよう}性が高いと認められる。

加えて、申立期間以後ほとんど、国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月

私は、サラリーマンの妻であったが、昭和47年3月から国民年金に任意加入し、国民年金の定額保険料及び付加保険料を加入当初から納付してきた。夫が63年9月に会社を定年退職した際に、第3号被保険者から第1号被保険者への資格変更をするのと同時に付加年金の申込みをして、定額保険料及び付加保険料を納付した。以上のことから、申立期間の定額保険料が納付済みとなっているのに付加保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和47年3月から60歳の資格喪失まで、第3号被保険者であった期間及び申立期間を除き、国民年金の加入期間について付加保険料をすべて納付している。また、納付日が確認できる47年3月から50年3月までの期間及び平成元年4月から5年2月までの期間、国民年金の定額保険料及び付加保険料をすべて納付期限内に納付するなど、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識は極めて高いと認められる。

さらに、A市保管の国民年金被保険者名簿では、申立人の付加年金加入届出は、昭和63年10月28日となっており、この時点では制度上同年9月の付加保険料は納付できないこととされているが、申立人は、常に定額保険料と一緒に付加保険料を納付し、定額保険料のみを納付したことは無いと明言している。加えて、仮に申立人が市役所窓口で、さかのぼって付加保険料は納付できない旨を告げられていたとすれば、それまで定額保険料と付加保険料を常に一緒に納付してきた申立人にとっては強く印象に残ったはずであるが、申立人にはそのような記憶が無いとしていることから、事務手続等の何らかの手違いで、同

年9月の定額保険料納付の際に申立人は付加保険料を併せて納付し、同市においてもそのまま収納していた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び50年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
: ② 昭和50年10月

申立期間当時、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻の保険料が納付済みになっているのに自分の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、市の記録によると、納付日の確認できる昭和36年4月から39年12月までは、夫婦同一日に国民年金保険料を納付していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していることが確認でき、妻の保険料が納付済みであるのに、申立人の申立期間だけが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間②については、申立期間直前の昭和50年6月から9月までの保険料を50年10月13日に一括納付しているところ、納付月（申立期間②）の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立内容のとおり、いずれの申立期間も、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

加えて、申立人は、複数回にわたる国民年金と厚生年金保険の切替手続を適正に行っているほか、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、年金に対する意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月から、自宅に来る集金人に毎回欠かさず国民年金保険料を納付していたのに、未納があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間は、夫が厚生年金保険に加入していたため、申立人は、本来国民年金の任意加入となる期間であるが、社会保険庁の記録では強制加入となっており、申立人はそのまま国民年金保険料の納付を続けていたこと、及び他の任意加入期間も納付していたことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立内容のとおり、申立期間当時は、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立期間前後を通じ、申立人の生活環境等に特段の変化は認められず、申立期間の保険料を納めなかった事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間を除き、60歳までの約27年間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月及び同年3月

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和38年2月及び同年3月の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時は、町内の集金人が国民年金保険料を集金しており、家族の分の保険料はすべて父親が管理し、その集金人に納付していた。父母の保険料はすべて納付されており、この期間、自分の保険料だけが納付されていないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付していたとするその父親は、母親と共に制度発足以来国民年金に加入し、申立期間を含め保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の父親は、昭和40年3月に申立人の国民年金加入手続きを行い、その際、現年度保険料と38年4月から39年3月までの保険料を過年度納付しているが、申立期間の保険料についても過年度納付が可能であったことから、納付意識の高い父親が、申立期間の保険料のみを未納とすることは不自然である。

さらに、申立期間当時、A町では町内全体に納税組合が組織され、町内の役員が組合長として国民年金保険料の収納にあっていたことが確認されていることから、父親が、町内の集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張に信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から同年12月まで

申立期間当時は、町内の人が3か月ごとに集金に来ており、自分で納付していた。未納であれば、催告されるはずであるが、催告を受けた記憶も無く、納付していたはずである。納付した金額は600円くらいだったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳の誕生月に国民年金に加入手続を行い、その後、昭和47年5月には国民年金に任意加入している。また、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金制度への理解が深く、保険料の納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人は、国民年金保険料を町内の集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、A市には納付組織が存在し、集金人に国民年金保険料を納付することは可能であった。加えて、申立人が納付したとする金額は、当時の国民年金保険料とおおむね一致していることから、申立内容には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から同年11月まで
② 平成10年4月

- ① 平成8年8月に運送会社を退社し、同月、別の会社に就職したが、営業職で入れ替わりが激しく、研修期間であったため、厚生年金保険に加入することができなかったことから、A区役所で国民年金加入手続をした。同年10月から厚生年金保険に加入したが、同月、退社したため、再度、国民年金に加入し、同年12月に就職するまで現金で月額1万3,300円を納付したが、未納とされており、納得がいかない。
- ② 平成9年4月から10年3月まで定職に就けず、一定の収入が無かったことから、全額免除の申請を行い、9年10月から10年3月までの免除が認められた。10年3月に内定をもらい、同年5月から働けるようになり、就職し一定の収入を得られるようになったため、10年4月の国民年金保険料1万3,300円を現金で納付したが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成8年8月から同年11月の期間について、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付方法についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、社会保険事務所が平成10年3月に行った全額免除の端末処理の際に、申立期間①を含む国民年金加入期間をさ

かのぼって追加していることから、申立期間①は、申立人は国民年金に加入していなかったことが確認できる。

さらに、当時居住していたB市において、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

2 申立人は、全額免除を申請した平成9年11月に初めて、国民年金にあえて加入したものと推認され、納付意欲はあったものの、経済的事情からやむを得ず全額免除を申請したものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料と一致している。

さらに、申立期間②は、申立人は平成10年5月に就職し、資力に問題があった事情はうかがえないことから、申立期間②の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 60 年 3 月まで

昭和 55 年 5 月 5 日に結婚した。その後、夫婦で年金制度に疑問を抱き、56 年ごろから国民年金保険料の納付を 2 年間見合わせていた期間があったが、A 町役場から保険料の督促があり、年金課へ私が出向いて夫婦二人分の保険料全額を一括納付した。その後は毎月確実に納付している。

また、私達夫婦は保険料の免除申請手続きをした覚えが無いのに、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間は、保険料をすべて納付している。また、その夫は、国民年金の加入当初から付加保険料を納付しており、夫婦の保険料の納付意識は高かったと認められ、役場の近傍に銀行の支店があったことから、過年度分も含めて役場に出向いた際に保険料を納付することができたことも確認できる。

さらに、申立人は、昭和 55 年 5 月に造園業を営む夫と結婚し、56 年ごろ夫の月給が 27 万円程度であったとしており、夫は 53 年以降、同社の取締役就任していることから、保険料を納付する十分な資力があったものとみられ、免除申請手続きを行ったとするのは不合理と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月まで

昭和 55 年 5 月 5 日に結婚した。その後、夫婦で年金制度に疑問を抱き、56 年ごろから国民年金保険料の納付を 2 年間見合わせていた期間があったが、A 町役場から保険料の督促があり、年金課へ妻が出向いて夫婦二人分の保険料全額を一括納付した。その後は毎月確実に納付している。

また、私達夫婦は保険料の免除申請手続きをした覚えが無いのに、免除されていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間は、付加保険料も含め保険料をすべて納付している。また、その妻は、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、夫婦の保険料の納付意識は高かったと認められ、役場の近傍に銀行の支店があったことから、過年度分も含めて役場に出向いた際に保険料を納付することができたことも確認できる。

さらに、申立人は、昭和 50 年 4 月 1 日から実父経営の造園会社に入社し、53 年から取締役就任しており、記憶では 56 年ごろの月給が 27 万円程度であったとしており、当時、保険料を納付する十分な資力があったものとみられ、免除申請手続きを行ったとするのは不合理と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 60 年 12 月まで
社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 58 年 10 月から 60 年 12 月までの期間が未納とされていた。
当時居住していた地域の自治会では、国民年金保険料は私と夫の分を組長に毎月集金に来てもらい、納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していた地域の自治会で、組長に毎月集金に来てもらい、月謝袋と同じような茶封筒で国民年金保険料を納付していたと主張しており、事実、当時、自治会組織による保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、その集金方法も組長が毎月集金していたとする組長経験者の証言と一致しており、申立人の主張は具体的かつ詳細で信用できる。

また、申立期間は、当時営んでいた家業が繁盛していた時期であり、その夫の死後も家業を続け収入があったことや、それまでの蓄えなどもあり、申立人の資力に問題があった事情はうかがえないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号払出後、申立期間を除き、国民年金保険料を 30 年以上納付しており、保険料に対する納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年9月まで
社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和58年10月から59年9月までの期間が未納とされていた。

当時居住していた地域の自治会では、国民年金保険料は夫婦二人分を組長に毎月集金に来てもらい、納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していた地域の自治会で、組長に毎月集金に来てもらい、月謝袋と同じような茶封筒で国民年金保険料を納付していたと主張しており、事実、当時、自治会組織による保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、その集金方法も組長が毎月集金していたとする組長経験者の証言と一致しており、申立人の主張は具体的かつ詳細で信用できる。

また、申立期間は、当時営んでいた家業が繁盛していた時期であり、申立人の資力に問題があった事情はうかがえないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号払出後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料に対する納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 47 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料はA銀行B支店で納めたと思う。国民年金手帳及び領収書は、妻が年金を受給し始めた3年前にすべて廃棄してしまい保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、その妻も国民年金加入期間の保険料は申立期間も含めすべて納付済みであり、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人は、個人事業主としてA銀行B支店で取引していたことや、当該銀行は区の収納代理店であり申立期間の保険料納付が可能であったことから、国民年金保険料も当該銀行で納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすると、国民年金の加入手続を昭和 47 年 4 月ごろに行ったと推認されることから、申立期間の保険料の納付は可能であったとみられる。

加えて、申立人の妻は、申立人のベージュ色調の手帳や金額欄が手書きされた細長い領収書を保管していたとしており、領収書等の記憶に具体性があり、当時の形状とも一致していることから、^{しんぴようせい}信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和59年11月から61年3月までの納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。

しかし、申立期間の保険料は金融機関で納付しており、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、厚生年金保険と国民年金の切替手続及び第1号被保険者と第3号被保険者の種別変更手続をいずれも適切に行っているとともに、昭和54年2月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人の夫は業績の安定した企業に勤務しており、申立人の保険料を納付するには十分な資力があつたと考えられる上、申立期間の前後において、申立人の生活状況に大きな変化もみられないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、金融機関で保険料を納付することは可能であり、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで

3人目の子供が昭和47年1月に生まれ、児童手当が支給されることになり、児童手当を有効に使うため、半年ぐらい経ったところに市役所で国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納めたので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月に国民年金の任意加入手続を行い、61年3月まで13年5か月間にわたり任意加入し、申立期間の5か月間を除き保険料を納付しており、その後も厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適切に行い、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているなど、年金制度を良く理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

また、「児童手当を有効に使うため、昭和47年1月に子供が生まれ、半年ぐらい経ったところに国民年金の任意加入手続を行った。」との申立人の主張は、子供の出産という印象的な出来事と結び付いていて、申立人が所持している国民年金手帳の発行時期が47年12月となっていることとも符合し、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）において、申立期間が納付されていたことを示す納付月数欄の記載が、未納を表す記載に訂正されており、社会保険庁の記録管理に不自然な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人へ、その都度夫婦二人分を支払った記憶があるので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度の発足当初である昭和36年4月から60歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間の前後の国民年金加入期間において、申立人の住所や仕事に変更は無いなど生活状況に変化は認められない上、国民年金保険料の納付方法にも変化が無い。そのような状況で、昭和37年度の前年度の年度は納付されているにもかかわらず、同年度のうち3か月分を納付して、9か月分を納付しなかったのは不自然である。

さらに、A市では、推進員による戸別集金制度があることが確認されており、申立人の申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人へ、その都度夫婦二人分を支払った記憶があるので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度の発足当初である昭和36年4月から60歳まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間の前後の国民年金加入期間において、申立人の住所や仕事に変更は無いなど生活状況に変化は認められない上、国民年金保険料の納付方法にも変化が無い。そのような状況で、昭和37年度の前年度の年度は納付されているにもかかわらず、同年度のうち3か月分を納付して、9か月分を納付しなかったのは不自然である。

さらに、A市では、推進員による戸別集金制度があることが確認されており、申立人の申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

平成5年3月下旬に厚生年金保険の資格を喪失し、A市役所へ行き国民年金第三号被保険者の資格取得手続を行った。その後、平成5年4月に厚生年金保険の資格を取得したため、同月初旬か中旬ごろに再度A市役所へ行き、国民年金第三号被保険者の資格喪失手続を行った。この際に、市役所職員から、その期間は年間所得額により国民年金第一号被保険者に該当する旨を指摘され、申立期間に係る保険料9,700円を納付した記憶があるので、申立期間について納付記録が無いことについて納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回のみで1か月と短期間である上、申立人は、昭和50年6月に国民年金に任意で加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。さらに平成16年11月から17年2月までの期間及び同年10月から18年2月までの期間の保険料を前納しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、昭和50年6月に国民年金に任意加入した後、共済組合、厚生年金保険、国民年金第一号被保険者（昭和61年3月前の強制加入被保険者の期間を含む）、同第三号被保険者に係る切替えをかなりの回数に及び繰り返しているが、申立期間を除き、行うべき手続を必ず行っており、申立期間のみ申立人が手続を行わなかったことは不自然である。

さらに、申立人が納付したとする9,700円という金額は、当時の1か月分の国民年金保険料の金額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和51年1月に夫を亡くし、その年、児童手当等の相談のために、市役所に行った。

その際、昭和36年4月からの国民年金保険料を一括で納付することができると聞き、計算してもらった保険料を納付した。

それ以降、働きながら、二人の子どもを育て、保険料も毎月納めてきた。

ところが、年金受給裁定時に、一括で納付したと思っていた期間の保険料の中に、未納とされている期間があることを聞いた。

お金にはきちんとしていないと嫌な性格であり、未納とされている期間があることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録上、申立人は、昭和51年1月に36年4月までさかのぼって、国民年金の被保険者資格を取得したとの処理が行われたことがうかがわれ、50年4月以降は、国民年金保険料を未納無く納付している。

また、申立期間②については、昭和51年1月ごろに過年度保険料として納付したとみられる48年10月から49年3月までの6か月分の保険料と併せて納付することが可能であったとみられるが、第2回特例納付の対象期間（昭和36年4月から48年3月まで）全期間分の保険料を納付し、その上、過年度保険料のうち、48年10月から49年3月までの期間分の保険料を納付しながら、申立期間②の分の保険料を納付していないとされているのは不自然である。

さらに、第2回特例納付の実施期間は、昭和49年1月から50年12月までであり、申立人が加入手続を行い、特例納付を行ったとみられる51年1月に

は、わずかながら、その期間を経過していたことになるが、市が、夫を亡くした直後の申立人の便宜を図り、その納付を認めたものとみられ、申立人の保険料の納付に対して柔軟な対応をしていたことがうかがわれることから、申立期間②についても、未納とならないよう配慮されたことも推察できる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料については、51 年 1 月の時点では、既に時効であったこと、及び第 2 回特例納付は、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの保険料が対象とされていたことから、納付することができなかつたとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年1月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、当時は、個人経営の会計事務所にて在職中で、国民年金の強制加入期間に当たるので、未納であれば督促がされたはずであるが、そのような記憶は無く、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和46年12月であり、この時点では、申立期間の保険料は時効であるが、申立期間後で同じく時効であるはずの43年2月から44年12月までの保険料が納付済みとされていることから、申立期間中、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、当時、実施されていた特例納付を利用して保険料を納付したと考えられる。

さらに、市の被保険者名簿の保険料検認済み記録で、申立人の20歳到達年度は昭和41年度であるにもかかわらず、42年度と記載されており、本来、強制加入期間であるべき43年1月までの欄に「納付不要」と表示されていることから、不適切な事務が行われていたことが認められる。これは、当時の市では、事務処理上、各年の1月から3月までの間に国民年金に加入している者等について、誤った記録（例えば、生年月日が昭和22年3月の者で、本来、20歳到達時の42年3月から国民年金に加入したと記録すべき者について、これを誤り、42年度の3月、すなわち、43年3月から加入したように記録していることにより、実際より1年間、記録のずれが生じている。）を行っていた傾向がほかの申立事案においても確認できることから、申立人の母親は、申立人の42年2月分からの保険料を特例納付したのに、市の事務処理の誤りにより、

1年後の43年2月分から納付したように記録されてしまったと推察することができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月

主人の勤務先の関係で転居することになり、新住所地の市役所で転入届と併せて国民年金の住所変更手続をし、その場で、昭和 45 年 7 月分の国民年金保険料を支払った記憶があり、同月が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 45 年 7 月に新住所地の市役所で、申立人が、国民年金の住所変更手続をしたことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載からも明らかである。

さらに、申立人が、申立期間後は、婦人会の集金により、3 か月単位で保険料を納付していたとしていることは、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録から確認することができ、年度ごとの保険料を 3 か月単位で納付していたとすると、45 年 10 月には、45 年 7 月から同年 9 月までの分の保険料を納付することになっていたとみられるが、申立人は、45 年 10 月に同年 8、9 月分の保険料のみ納付していることから推察して、申立期間の保険料については、国民年金の住所変更届手続時に既に納付していたとみても不自然さは無い。

加えて、社会保険庁の記録では、当初、申立期間は納付したこととして処理がされていたにもかかわらず、市の記録照会後に未納と記録訂正されるなど事務処理に不自然さも見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

納付組織の組長が、毎月、国民年金保険料を集金に来ており、その都度、妻が国民年金保険料及び付加保険料を組長に納めていた。妻の国民年金保険料のすべてが納付済みになっているのに、私の国民年金保険料及び付加保険料（3 か月）が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は 1 回、かつ、3 か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の妻に係る国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人は、国民年金加入期間のうち、263 か月にわたり付加保険料を納付し、平成元年 4 月からは、前納で国民年金保険料及び付加保険料を納付している。

このように納付意識の高い申立人とその妻が、付加保険料納付期間の半ばにおいて、あえて申立期間のみ国民年金保険料及び付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人の居住する市において、集金人が国民年金保険料を徴収していたことを推認できる申立てがほかにも散見されることから、申立人の妻が国民年金保険料を自治会組織の役員等に納付したとの主張は信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで
平成13年の65歳過ぎの時、市役所で昭和40年度の1年間が未納ということは一切言われなかったため、すべて納めたという認識だった。当時、自治会では、国民年金保険料を集金していたことから、途中で納付をやめる理由がない。台帳への記録、転記の時、何らかの誤りで未納になってしまった可能性も考えられる。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は1回、かつ、12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の夫の厚生年金保険の資格取得及び喪失が複数回行われているが、その度に、国民年金の任意加入、強制加入の切替手続をすべて適切に行っていたことから、国民年金制度に対する意識は高かったものと判断できる。

また、申立期間を含む昭和38年2月から44年4月までの75か月は任意加入期間であり、申立期間前後の期間に係る国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、あえて申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人の居住する市において、集金人が国民年金保険料を徴収していたことを推認できる申立てがほかにも散見されることから、申立人が国民年金保険料を自治会組織に納付したとの主張は信用できるものと考えられる。

加えて、昭和42年1月から同年3月までの期間は、社会保険庁の記録において未納とされていた期間であるが、申立人が所持していた領収書によって納付済みに記録訂正された期間であり、社会保険庁における記録管理が適切でなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

借家の大家に夫婦で国民年金の加入を勧められた。当時は、婦人会の役員が集金していたと思う。生活が苦しい時も「国民年金は掛けるもの」と夫婦共にまじめに国民年金保険料を納めてきた。申立期間についても確かに納付していると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は1回、かつ、5か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、平成17年12月以降は付加保険料を納付しており、さらに、その妻は、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行っている。

このように納付意識の高い申立人夫婦が、あえて申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、市町村別の納付組織率等の分かる資料から、申立人夫婦が居住していた市には、納付組織が存在していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

借家の大家に夫婦で国民年金の加入を勧められた。当時は、婦人会の役員が集金していたと思う。生活が苦しい時も「国民年金は掛けるもの」と夫婦共にまじめに国民年金保険料を納めてきた。申立期間についても確かに納付していると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は1回、かつ、5か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行っている。さらに、その夫は平成17年12月以降は付加保険料を納付している。

このように納付意識の高い申立人夫婦が、あえて申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、市町村別の納付組織率等の分かる資料から、申立人夫婦が居住していた市には、納付組織が存在していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料の支払を免除されていたが、後日、市役所に出向き追納した。しかし、社会保険庁の記録では、この期間の保険料が未納となっている。昭和41年度の保険料の支払が免除されていたことについては、国民年金手帳に保険料の免除を承認する旨の知事の押印があり、追納については、41年7月から43年3月までの保険料に係る受領書が残っているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親と共に昭和41年4月から国民年金に加入したが、当時、申立人は離婚後、幼児と共に実家に身を寄せていた状況にあった。

申立人は当時の国民年金保険料受領書を3枚保管している。このうち、申立人が申立期間の保険料を納付した証拠であると主張している昭和41年7月から43年3月までの分の受領書は、あて名が「A殿」と姓しか記載されていないこと、納付額が申立人（35歳未満）に係る保険料額と一致しないことなどから、当時、申立人と同居していた申立人の母親に係るものと認められる。その他2通の受領書についてみると、金額及び当時の保険料から見て、43年4月から44年3月までのものは母親のものと、42年4月から44年3月までのものは申立人のものと、それぞれ認められる。

ところで、申立人の国民年金手帳（昭和42年4月1日発行）を見ると、昭和42年度の印紙検認記録欄に同年度の保険料免除を承認する旨のスタンプが押印され、43年度の当該欄に41年度の保険料免除を承認する旨のスタンプが押印されている。これは、手帳の発行日が42年4月1日であることから41年度の印紙検認記録欄が無い場合、43年度の当該欄に押印したことがうかが

われ、41年度について保険料の支払免除があったものと認めるのが相当である。

また、昭和42年度及び43年度分については、国民年金手帳の各月の欄に「追納」のスタンプが押印されていることは、前述の国民年金保険料受領書とも符合している。

さらに、免除期間に係る追納は古い時期の未納分から順次行うこととされていること、41年度の保険料の方が42年度の保険料よりも低額であることから、追納が確認できる42年度以前の分については追納が行われていると考えるのが相当である。

なお、母親については昭和41年4月からの納付が確認できており、支払日の前後はあるとしても、母娘共に納付しようという意欲があったものと認められるほか、申立人は申立期間を除き的確な納付を行っており、任意加入も行っている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

昭和42年4月に結婚し、44年1月に同居の義母と一緒に国民年金に任意加入し、保険料は義母の分と一緒に私が支払ってきた。

申立期間に係る保険料について、私の分だけ未納になっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月に国民年金に任意加入し、平成12年9月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

申立期間当時、A市においては、印紙検認方式から納付書による納付方式への切替えが行われており、その事務的な混乱から過誤が生じた可能性が否定できない。

なお、申立人と同時に納付していたとしている義母の保険料については、納付が確認できており、ことさらに申立人の分のみ納付しない特段の理由は見当らなかった。

また、未納とされている期間は3か月と短い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

昭和38年12月に妻と共に国民年金に加入し、加入当時は、市役所の女性の集金人に納付し、その後、銀行で口座振替にて納付してきたのに、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、計6か月間の未納期間を除き、すべて納付されており、納付意識が高かったことが認められる。

申立期間①について、申立人は昭和51年分の所得税確定申告書控えを保管しており、社会保険料控除の欄には、51年1月から同年3月までの分を含む国民年金保険料が計上されている。この金額はほぼ夫婦二人分の国民年金保険料に相当する金額であり、申立人が当時保険料を的確に納付したとの意識があったことが推認できる。

申立期間②について見ると、申立人が口座振替を始める直前の3か月分に当たっており、集金人に対する支払との切替えが的確に行われず、未納の記録となった可能性が高いと認められる。

また、特殊台帳上、申立期間①及び②の未納分に対して、市役所及び社会保険事務所から催告手続がなされたことが確認できないほか、申立人においても催告を受けた記憶は無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

昭和38年12月に夫と共に国民年金に加入し、加入当時は、市役所の女性の集金人に納付し、その後、銀行で口座振替にて納付してきたのに、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、計6か月間の未納期間を除き、すべて納付されており、納付意識が高かったことが認められる。

申立期間①について、申立人は昭和51年分の所得税確定申告書控えを保管しており、社会保険料控除の欄には、51年1月から同年3月までの分を含む国民年金保険料が計上されている。この金額はほぼ夫婦二人分の国民年金保険料に相当する金額であり、申立人が当時保険料を的確に納付したとの意識があったことが推認できる。

申立期間②について見ると、申立人が口座振替を始める直前の3か月分に当たっており、集金人に対する支払との切替えが的確に行われず、未納の記録となった可能性が高いと認められる。

また、特殊台帳上、申立期間①及び②の未納分に対して、市役所及び社会保険事務所から催告手続がなされたことが確認できないほか、申立人においても催告を受けた記憶は無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年6月まで

サラリーマンの夫を持つ私は、義父の勧めもあり昭和42年5月に国民年金に任意加入した。以来、自宅に来る市の集金人に保険料を支払い、年金手帳の当該月欄に押印してもらっていた。月欄が空欄になっておれば未納月分も併せて支払うのが私の性分である。当時の保険料額は月150円か200円ぐらいだったと思う。その時の手帳は紛失して無いが、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年5月に国民年金に任意加入し、61年4月の年金制度改正により第3号被保険者に切り替わるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、夫が会社を退職した時点で第1号被保険者への切替手続を適切に行うとともに、60歳に到達する平成12年9月まで国民年金保険料を完納している。このように申立人の年金制度に対する理解は深く、納付意識も高かったものと認められる。

さらに、申立人の当時の国民年金手帳は既に失われているが、申立期間については集金人による手帳検認方式であり、申立人の申立てどおり、検認印が押されていなければ、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立人はその事実気付、国民年金保険料を支払っていたはずである。

加えて、申立期間の国民年金保険料は月額200円であり、150円か200円ぐらいだったとする申立人の記憶とおおむね一致している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

社会保険事務所から、昭和36年4月から37年3月まで、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、A市B区役所で婚姻届を提出した際、国民年金保険料が未納になっていると言われ、その場で未納分の保険料を全額納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、A市B区役所で婚姻届を提出した際に、同区役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てており、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が婚姻日の3日後に夫婦連番で払い出されているとともに、申立人が納付したと記憶する金額も申立期間を含めた国民年金保険料とほぼ一致することから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の妻も60歳到達時までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、社会保険庁の記録では、申立人及びその妻に対する納付書発行の事実が無いことから、両人の国民年金保険料については、納付催告をされることもなく、現年度内にすべて納付されていたものと考えられ、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの期間、50年7月から51年3月までの期間及び51年5月から52年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで
昭和50年7月から51年3月まで
昭和51年5月から52年2月まで

私は、国民年金保険料を、毎月、集金に来ていた同じ集金人に支払っていたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月から52年2月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、当時の集金人の名前を記憶しているなど、申立人の保険料の納付に関する説明は詳細かつ具体的であり、申立期間当時、申立人が居住している市では、当該集金人が国民年金保険料を集金していたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、自営業を営んでおり、国民年金保険料を納付する資力も十分あったと考えられ、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年6月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。妻が二人分の保険料を金融機関に納付しており、妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への2回の切替手続を、未納期間を生じさせることなく適切に行っており、国民年金制度に対する理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付日が確認できる平成9年1月から同年4月までの期間については、いずれも夫婦の納付日が同一であることが確認でき、申立人の主張に不合理な点は見られない。

加えて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料は、すべて納付されていることから、申立人の申立期間だけが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
社会保険事務所から、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、当時、同居していた義母と共に国民年金に任意加入し、間違いなく納付していたはずである。

申立期間について、義母の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 51 年度以降の国民年金保険料をすべて前納しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳の資格取得日欄及び国民年金被保険者台帳により、申立人が昭和 36 年 4 月 1 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、任意加入していながら、加入直後である申立期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、資格取得日から 7 年余も経過した昭和 43 年 8 月 2 日となっており、行政側の不適切な事務処理が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年3月までの期間、48年6月から同年9月までの期間及び49年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から47年3月まで
② 昭和48年6月から同年9月まで
③ 昭和49年1月から50年3月まで

昭和42年5月から50年3月までの国民年金保険料の納付状況を照会したところ、社会保険事務所から47年4月から48年5月までの期間及び48年10月から12月までの期間の計17か月以外は納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。しかし、50年6月10日、市役所に婚姻届を提出した際、国民年金保険料の未納分を一括で納付できると言われ、当日か数日後に市役所窓口で支払ったはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和58年度以後の国民年金保険料をすべて前納で納付していることが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を一括で納付したと主張する昭和50年6月は、第2回特例納付の実施時期であり、納付したと申し立てている金額も、申立期間に係る特例納付保険料額とおおむね一致している。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳により、申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料が特例納付に

より納付されていることが確認できるが、特例納付は、先に経過した月の保険料から順次行うことになっていることから、42年5月から47年3月までの国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人の国民年金手帳の発行日は昭和50年12月20日であるが、その時点では、時効により納付することができないはずの48年4月及び同年5月の国民年金保険料が納付済みとされているなど、行政側の不適切な事務処理がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

私は、兄弟三人で同じ理容店で仕事をしていた。国民年金については、父親が、加入手続や保険料の納付を行っており、兄二人は、年金額が満額だが、私だけが、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間については、申立人と同様に父親が国民年金保険料を納付していたとする兄二名とも、国民年金手帳記号番号が払い出された年度の現年度保険料から納付を開始しており、申立人のみ、昭和43年11月に国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、現年度分を未納としたまま、翌年度4月から保険料の納付を開始していることは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの期間については、父親が国民年金保険料を納付していたとする長兄の過年度保険料は未納のままであるとともに、父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付しているものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和46年3月に付加保険料納付の申込みを行い、満60歳に達する前月の平成19年7月まで定額保険料共々納付を行った。昭和49年度の1年間だけ定額保険料しか納めていないとのことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和46年3月に付加保険料納付の申出を行い、同年4月から、申立期間を除き、付加保険料もすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間の定額保険料については、すべて納期限内に納付されており、申立期間についてのみ、付加保険料が納付されていないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月及び7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月
② 平成7年4月

平成4年度から7年度までの未納分をA市役所で納付した後、同市の職員に未納期間が無いことを確認してもらい、その際、納付した旨を年金手帳に記載してもらっている。未納になっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも1か月と短期間であるとともに、申立人は、平成5年3月から7年10月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を2回行っているが、いずれも未納期間を生じさせることなく適切に手続を行っているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する手帳の1997年1月のページには、市役所で国民年金保険料は支払済みであることを確認した旨の記載があり、平成9年1月当時、申立人の申立期間を含む国民年金加入期間について、未納期間が無いことを認識していたことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで
父親が20歳から国民年金保険料を納めてくれていた。結婚後は、父親から国民年金手帳を引き継ぎ、自分で納めた。申立期間については、父親が納めてくれていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和40年4月から60歳に達する平成15年2月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の父親及び母親についても、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年10月に払い出されているが、その時点で、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であり、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和36年10月に夫とともに国民年金に加入し、夫の分と一緒に保険料を納付してきた。夫の記録は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に資格取得して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫についても、昭和36年4月に資格取得して以降、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されているとともに、納付日が確認できる昭和51年度以降について、国民年金保険料の納付日は、おおむね一致しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

私は、国民年金制度が発足すると直ちに加入手続を行い、100円程度の国民年金保険料は主に集金人に納付してきたが、銀行や郵便局に納付に行った記憶もある。確実に納付してきたつもりなので、未納期間があるとの回答には納得できない。領収証等を保存しておらず、国民年金手帳も紛失してしまったが、改めて調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月にA市に払い出されたものであることから、申立人の主張どおり、申立人は、国民年金制度が発足すると直ちに加入手続を行い、国民年金保険料を支払う意思があったものと考えられる。

また、申立人が納付していたとする国民年金保険料額も申立期間当時の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、国民年金保険料を「確実に納付してきた。」としているが、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約22年間、国民年金保険料をすべて納期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料について、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、子供（昭和44年生）が5歳から6歳のころ、A市の集金人が自宅を訪問した際、国民年金に再加入し、それまで未納であった期間の国民年金保険料を何回かに分けて納付した記憶がある。

それにもかかわらず、平成19年7月に納付記録を照会したところ、社会保険事務所の記録では、昭和43年4月から46年3月までの期間については特例納付による納付済みとなっていたものの、同年4月から50年3月までの期間については国民年金保険料が未納とされていた。

社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足以降、国民年金加入期間において、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直前の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料を特例納付（収納年月日は不明であるが、収納は49年1月からの第2回目の特例納付の機会に行ったものと推認できる）していることが社会保険庁の記録より確認でき、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

さらに、申立期間直後の昭和50年4月からの国民年金保険料を現年度納付していることが、社会保険庁の特殊台帳で確認できることから、特例納付しているにもかかわらず、国民年金保険料が安い過年度納付分を含む申立期間の国民年金保険料を先に納付せずに未納のままとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 39 年 6 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 39 年 6 月まで
② 昭和 39 年 8 月から同年 12 月まで

私は、申立期間当時、町内の自治会長を通じて国民年金保険料を納付していたが、昭和 46 年 6 月末に、集金人から未納期間があるので特例納付制度を利用して納付するよう勧奨を受けた。その際、併せて 46 年 6 月の国民年金の資格喪失に伴い当該月の国民年金保険料が過誤納付されていたことを伝えられた。そこで、私は過誤納付された国民年金保険料を未納分の一部に充当し、残りの未納分を特例納付した。

それにもかかわらず、社会保険事務所の記録において、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したと主張する昭和 46 年 6 月ごろは、特例納付が実施されていた時期である。

また、申立人が所有する国民年金過誤納保険料充当通知書において、昭和 46 年 6 月分を 39 年 7 月分に充当する旨の記載があることが確認でき、過誤納保険料の還付充当処理においては、2 年以上前の期間の国民年金保険料に充当することはできないが、46 年 6 月の国民年金保険料は 450 円で、当時の特例納付の 1 か月分の国民年金保険料と同一金額であることからすると、当該還付充当処理は、申立人の主張どおり、特例納付の一部として行われたとみるのが自然である。

さらに、申立人の母親は、当時、申立人と同居し、かつ、国民年金手帳記号番号の払出日も同一であり、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、国民年金手帳記号番号の払出日から、特例納付により国民年金保険料を納付したものと考えられ、申立人も母親と併せて特例納付した可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月

私は、昭和49年12月29日に歯科診療所を退職したが、50年1月上旬に、A市B出張所に赴き、国民年金の加入手続を行い、49年12月から50年12月までの国民年金保険料を納付した。

平成19年7月に社会保険庁に対し、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和49年12月分が未納との回答であった。

社会保険庁の記録において、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録によると、申立期間以降はすべて国民年金保険料を納付している上、申立人及びその夫は共に前納による国民年金保険料の一括納付を行っている期間があることが確認でき、納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人が所持する手帳から国民年金手帳の発行日は昭和50年1月11日であることが確認でき、50年1月上旬に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張を裏付けるものとなっている。

さらに、社会保険庁の記録によると、昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料が、50年1月13日に前納されていることが確認でき、A市において、同期間についての納付書を発行する際に、申立期間に係る国民年金保険料の納付書も発行されていたと推認され、当該納付書の発行を受けた申立人が、申立期間のみを未納のまま放置し、その直後に現年度納付を開始するとは考えにくく、申立期間を含む納付可能な現年度保険料を、すべて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 44 年 9 月に国民年金保険に任意加入し、52 年 1 月から国民年金保険料を口座振替により納付していた。平成 19 年に、私の納付記録を確認したところ、54 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月間の国民年金保険料が未納とされていた。振替口座は夫の給与振込口座であり、振替日と振込日が同じ 25 日なので残高不足になることは考えられず、社会保険事務所の記録で申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、すべて国民年金保険料を納付している上、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う申立人の国民年金の種別変更手続についても適切に届出を行い、さらに 60 歳以降も国民年金に任意加入する等、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和 44 年 9 月に国民年金に任意加入した後、52 年 1 月から夫の給与振込口座からの振替により国民年金保険料を納付しており、申立人が保管している申立期間当時の夫の賃金明細表により、差引振込額が同期間の国民年金保険料振替金額を大幅に上回っていることが確認でき、口座の残額不足により振替不能となったことは考え難い。

さらに、国民年金保険料の振替日と夫の給与振込日は同日であり、同日の時間差による国民年金保険料の振替不能の事態も考えられず、申立人が申立期間について口座変更及び口座振替を中止した形跡もうかがえないことから、国民年金保険料の口座振替が行われなかった事態を想定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から42年3月まで
② 昭和43年4月から46年3月まで
③ 昭和60年4月から平成元年5月まで
④ 平成9年1月から同年3月まで
⑤ 平成11年12月から12年1月まで

申立期間①及び②については、義母が私達夫婦分の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間③については、昭和60年度からは、子供の学校費用の負担も楽になり、私もパートに行くようになって、生活にゆとりができ国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間④及び⑤については、特に記憶に残っていることは無いが、口座振替で国民年金保険料を納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和60年4月から63年3月までの期間については、申立人は、当該期間当時、年度分の国民年金保険料を、毎年度2月に市役所で夫婦分を一緒に一括納付し、同時に確定申告をしていたと主張しており、申立人の説明は詳細かつ具体的であるとともに、申立人の夫の国民年金保険料については、当該期間は納付済みである。

一方、申立期間③のうち、昭和63年4月から平成元年5月までの期間については、申立人の夫も当該期間は未納であるとともに、社会保険庁の国民年金被保険者記録により、3年2月に過年度分の国民年金

保険料の納付書が作成されていたことの確認ができ、当該期間の一部についての納付書であると推認され、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 また、申立期間①及び②については、申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。
- 3 申立期間④については、申立人の夫が平成9年1月20日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、その際に、申立人が市役所で国民年金被保険者種別変更手続を行うことが遅れた可能性がうかがわれ、申立人も、特に記憶に残っていることは無いとしており、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 4 申立期間⑤については、申立人から提出された国民年金保険料の口座振替が行われていた銀行の取引明細表（8か月分）により、申立期間前後3か月分の国民年金保険料の引落しは確認できるものの、当該期間の国民年金保険料の引落しは確認できないとともに、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月

私は、昭和 36 年に国民年金に加入以来、一度も遅滞することなく婦人会の納付組織を通じて、国民年金保険料を習慣のように毎月きちんと納付してきたはずであるのに、47 年 5 月のみが未納となっている。この 1 か月だけが未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に任意加入し、保険料を前納している期間もあるなど、納付意識は高かったものと考えられ、申立期間は、任意加入の資格喪失をする直前の月であり、あえて申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、社会保険事務所に保存されている申立人の特殊台帳には、昭和 47 年度について、翌年度に未納者カードを作成し、未納分の国民年金保険料の納付の催告を行ったことを示す「未カード済」のゴム印は押印されていないことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで

昭和53年4月から54年3月までの期間と58年4月から59年3月までの期間について、納付記録が確認できなかった。当時、妻が金融機関に二人分を一緒に納付していたので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和53年4月から54年3月までの期間については、申立人の妻の当該期間に係る国民年金保険料が、55年3月に一括納付されるとともに、妻の証言及び市町村役場の国民年金保険料納付状況表から、申立人夫婦の国民年金保険料が、申立期間を除き、追納保険料、過年度保険料等すべて同時期に納付されていることが確認でき、申立人の主張どおり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、当該期間について申立人のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、②昭和58年4月から59年3月までの期間については、申立人は、妻が申請免除に係る追納をしたと主張しているが、申立人は、58年5月にA市からB市に住所変更しており、妻と同時にA市で免除申請を行うことは不可能であったと考えられるとともに、申立人の妻は、二人分の申請免除の届出をしたかどうかの記憶が曖昧であり、当該期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
市町村役場の職員に「老後のために支払っていく方がいいよ。」と言われ、国民年金に加入し、過去の分を分割で納付した。未納があるという意識は全然無かったので、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、特殊台帳の記録によれば、申立人は、昭和46年12月から49年3月までの国民年金保険料を、50年12月22日、51年1月31日及び51年7月10日の3回に分けて納付していることが確認でき、これらの納付日からすると、申立期間についても過年度納付することが可能であったにもかかわらず、申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料は、特例納付により納付されたものと考えられるが、納付期限後に納付したことになっているなど、行政の不適切な事務処理があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年9月まで
会社を退職後、市役所から国民年金の強制加入被保険者であるので国民年金保険料を納付するようにとの電話があった。
このため、早速、国民年金の加入手続を行い、同市役所出張所の窓口で保険料を一括納付した。同出張所は、天井が低くて薄暗く、小さい小屋のような建物であり、当日は女性職員が1人しかいなかった記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続、納付方法等に係る記憶は具体的であり、また、申立人が国民年金保険料を納付したとしている市役所出張所は既に存在していないが、申立人が記憶を基に作成した同出張所の位置図及び配置図、当時出張所に女性職員が1名のみ配置されていたことは、確認できた当時の状況と合致しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人の年金記録は、ほとんどが厚生年金保険の加入期間となっているが、国民年金の加入期間は申立期間の10か月のみであり、申立人が国民年金の加入手続を行った上で保険料を納付していないのは不自然であり、さらに、申立期間の前から国民年金に加入していた申立人の妻は、申立期間について任意加入に被保険者種別を変更した上で保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

国民年金の制度が発足したので加入する方がよいという勧めで国民年金に加入し、役場に勤務する直前の昭和 41 年 3 月まで、婦人会が毎月集金に来て国民年金保険料を納付していたのに、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に勤務した役場を退職し、その後、再就職するまでの約 3 年間、国民年金に任意加入し、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立人が当時居住していた地区では、申立てのとおり納付組織が存在し、集金が行われていたことが確認でき、申立人は当時の集金の方式を具体的に記憶しているほか、記憶している保険料額も当時のものと一致するなど申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、未加入期間とされている申立期間に係る国民年金加入手続について、申立人は、役場で手続をした記憶は無いとしているものの、当該市町村では、国民年金の加入促進の観点から役場が本人に代わって手続を行っていた実態があったとの証言がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から42年4月まで
② 昭和44年1月及び同年2月

申立期間については、父親が私の保険料も一緒に納付していたはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和41年12月から42年4月までの期間については、未加入期間であるが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされるその父親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年5月時点では、申立期間の一部は時効により納付することはできない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 一方、昭和44年1月及び同年2月については、申立人は国民年金資格取得の45年1月以降すべて国民年金保険料を納付しており、また、申立人の父親も昭和40年に加入後、死亡するまですべて納付しているなど、納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月に払い出されており、同年に加入手続が行われたものとみられ、市町村の国民年金被

保険者名簿では、資格取得年月日が 44 年 1 月 28 日とされていたものを 45 年 1 月 1 日に訂正（昭和 47 年 5 月に事務処理）されているが、申立期間は被用者年金の加入期間等、国民年金の適用除外となる期間ではなく、当該訂正に合理的理由が無いことから市町村の事務処理が不適切であったことが認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 44 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

昭和43年4月以降は納付済みとなっているのに、42年10月から43年3月までの分のみ未納となっている。当時は実家で家事手伝いをしており、同居していた母親が国民年金手帳の管理も保険料の納付もしてくれていた。母親の分は納付済みになっているにもかかわらず、私の分だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人は実家で家事手伝いをしており、国民年金手帳の管理も保険料の納付もしていた申立人の母親は、申立期間を含む国民年金の高齢任意加入者であった10年間について完納している。

さらに、納付日の判明する昭和45年度から48年度までの納付時期をみると、いずれも期限内に納付していることから、申立人の母親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効となっておらず、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から同年 12 月まで

社会保険庁から、記録上、申立期間に係る国民年金保険料が未納である旨回答があったが、昭和 46 年 6 月 30 日に納付した「42 年 1 月分から 43 年 12 月分までの 2 年間」と納付期間が書かれた領収証書があるため、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書の納付期間には、「昭和 42 年 1 月分から 43 年 12 月分までの 2 年間」と記されており、当該期間の国民年金保険料を 46 年 6 月 30 日に納付していることが確認できることから、当時、申立人が、申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたことは明らかである。

また、当該領収証書の金額は、20 か月分を特例納付した場合の額に相当するものであるが、当該領収証書は、申立人が提出した特例納付の届出書に基づき当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会を行ったところ、「昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について納付事実が確認できない。」との回答をもらった。

昭和 36 年 2 月に結婚し、夫婦で働き（自営業）、主人と私の分の国民年金保険料を一緒に、当時の地区の役員（集金当番）の方に、私が夫の分と合わせて現金で 200 円を渡していた。

その当時、集金をしてくれていた方に話を聞きに行ったが、既に亡くなっており、市役所にも出向いて当時の状況を説明したが、何もわからないとのことだった。

しかし、主人と一緒に納付していたにもかかわらず、私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立内容どおり、申立人が居住していた市では納付組織による集金が行われていたことが確認できるほか、申立人が集金人に支払ったとする国民年金保険料額は、当時の保険料と一致する。

さらに、申立人は、夫婦一緒に納めていたと主張しているが、昭和 37 年度及び 41 年度以降は夫婦とも同じように年度内完納していることが確認でき、申立期間について、申立人の国民年金保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案75

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から同年5月までの期間及び62年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から同年5月まで
② 昭和62年10月から63年3月まで

昭和63年4月以後、1年間、厚生年金保険の被保険者になることが決まったので、同年夏ごろ、社会保険事務所へ行き、加入手続をした。

後日送られてきた納付書で過年度の国民年金保険料を一括して納付した記憶がある。

領収書は紛失して残っていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、納付したとする国民年金保険料額も当時の保険料額とおおむね合致するなど、申立内容は信用できる。

さらに、申立期間以外にも国民年金保険料の過年度一括納付を2回しており、国民年金保険料の納付意識は高いものと考えられる。

加えて、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得年月日について、年金手帳では昭和63年3月26日となっているが、A町の被保険者名簿及び社会保険事務所のオンライン記録では、平成元年4月1日となっているなど、不適切な事務処理があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案78

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月
② 昭和49年10月から50年3月まで

私は、勤務していた会社を退職して間もないころ、市役所から案内があつて国民年金の加入手続をしたと記憶している。農業協同組合や市役所で納付してきたので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、二つの期間であるが合計7か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金加入期間（31年10か月）のうち、申立期間直後の昭和50年度から25年9か月分の国民年金保険料を前納で納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の主張する加入手続の時期、納付方法及び納付金額は、当時の状況と合致し、主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付はすべて母に任せていたが、国民年金に加入した最初の月の国民年金保険料だけが納付済みとされ、その後の保険料が未納となっているのはおかしい。

また、母が私の国民年金保険料と一緒に納付していた弟の分は納付済みになっているのに、私の分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金制度発足以降、国民年金保険料を完納しているとともに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとされる申立人の父親及びその弟についても、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付されている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和54年1月に51年12月分の国民年金保険料を過年度納付しているが、その時点では、申立期間15か月分についても納付可能であったにもかかわらず、1か月分のみ納付したとするのは不自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、国民年金の資格喪失に伴い、昭和54年3月に、53年10月から54年1月までの国民年金保険料が還付されているが、資格喪失によって発生した過誤納金は、還付した日において時効となっていない未納期間があるときは、その保険料に充当することとされているにもかかわらず、当該還付金は全額還付されており、還付時点においては、申立期間の国民年金保険料が納付されていた可能性

がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 47 年 12 月まで

昭和 49 年 6 月に結婚した後、自宅に来た職員に、「今なら、保険料の一括払いができる。」と言われ、近所に住んでいた母に預けていた結婚祝い金をもとに、20 歳にさかのぼって国民年金保険料を納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したとする時期は、第 2 回目の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人の自宅を訪問した職員、国民年金保険料を納付した時の状況などについての申立人の説明は具体的であり、不自然な点は見られず、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間直後の 48 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当時、特例納付が可能であったにもかかわらず、特例納付を行わなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の居住する市の記録では、申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が、時効により納付することができない 50 年 5 月に過年度納付されたことになっており、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月から48年3月までの期間及び49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から48年9月まで
② 昭和49年4月

昭和49年8月から59年2月までの間に、市役所から未納期間の国民年金保険料を納付するようとの通知が3回ほど届いたので、同封されていた納付書により、その都度5万円前後の保険料合計15万円くらいを市役所の窓口で支払った。

通知を受けた時期及び納付をした時期とも正確に覚えていないが、3回目の通知を受けて保険料を納付したとき、市役所の職員からこれで未納期間は無くなったと言われたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録によると、昭和50年12月に、36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から申立期間直前の46年10月までの期間の計115か月の国民年金保険料を特例納付するとともに、48年10月から49年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているが、申立期間①のうち、46年11月から48年3月までの期間については、第2回目の特例納付の納付可能期間であり、申立人が115か月間の国民年金保険料を特例納付しているにもかかわらず、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、この特例納付によって納付された期間は、特殊台帳では、昭和37年1月から同年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の計106か月となっており、社会保険庁の記録管理に不備が認められる。

さらに、申立期間②についても、昭和 50 年 12 月時点において、過年度納付することは可能であり、納付督促の通知を受けて納付したとする申立人が、直前の 6 か月分の保険料を過年度納付しておきながら、申立期間②の 1 か月分の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、第 2 回目の特例納付における納付可能期間は、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの期間であり、50 年 12 月時点では、申立期間①のうち、48 年 4 月から同年 9 月までの期間は、特例納付も過年度納付もできない期間であり、申立人がこの期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 11 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

昭和36年に国民年金制度ができたときに、母親と一緒に任意加入し、同年4月から、私と母親の二人分の保険料を当時営んでいた店で、集金人に納付していた。保険料は私と母とは違っていたこともはっきりと記憶している。

ところが年金受給開始前に区役所で年金額を確認したら、申立期間が未納になっていた。私は、間違いなく毎月集金人に納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金制度の発足時の昭和36年2月10日に任意加入手続をしたことは、申立人が一緒に保険料を払っていたとする母親とともに、申立人の国民年金手帳記号番号、母親の年金記録、また、A市に保存されている制度発足時に作成された被保険者名簿から確認できる。

また、当時、申立人が営んでいた店があったB市（現在は、A市C区）では、昭和36年4月から市役所の集金人による保険料の戸別徴収を実施していたことが確認でき、かつ申立人が納付していたとする毎月の保険料額は、母親の分も含めて、当時の保険料と一致している。

さらに、申立人は、昭和36年4月から58年6月までの任意加入期間において、何度か加入と喪失を繰り返しているが、切替手続についての記憶は鮮明であり、任意加入期間については、申立期間を除いて保険料の未納は無く、強制加入となった昭和61年4月から60歳に到達した平成6年4月までの保険料については、すべて現年度納付となっていることから、任

意加入直後にもかかわらず保険料を納付せずに、任意加入手続のみを行ったと考えるのは不自然である。

加えて、A市が保存している改製された被保険者名簿には、申立人の種別、資格取得日に関して、旧名簿との齟齬^{そご}が認められるなど、行政側の記録管理に不適切な点が認められるとともに、その後作成された社会保険庁のオンラインシステムによる記録は、改製後の被保険者名簿を元に作られていることがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から同年12月まで
病気のため数回職を変っているが、退職の都度、将来のためにと父親が国民年金の加入手続を行うとともに保険料を納付してくれていた
ので、未納期間があるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の5か月を除き、20年以上の国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付については、申立人の父親が行っていたものであるが、申立人には、昭和50年4月に初めて厚生年金保険被保険者となって以降、厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金被保険者期間が9回あるにもかかわらず、申立期間に係る場合を除き、未納期間を生じさせたことはなく、父親の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から55年3月まで

平成19年6月12日に、社会保険事務所に対し国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和45年1月から51年12月までの期間及び52年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料の納付事実については確認できなかったとの回答があった。

昭和45年1月から51年12月までについては、記憶も定かでないが、少なくとも52年1月から52年3月までの国民年金保険料を納付しているのであれば、それ以降の52年4月から55年3月までの保険料を納付しないままにしていたとは考えられず、納得できない。

納付時期、納付場所、納付金額などの詳細は記憶に無いが、納付は自分自身で行っていた。当時、経済状態は悪くはなく、保険料を納付できない状況ではなかった。両親とも特例納付により20万円以上の国民年金保険料を一括して納付していた記憶があり、私の場合も国民年金への関心は低くはなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和55年4月以降の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人が自らの国民年金保険料と併せて納付をしていたとする父親の国民年金保険料については、36年4月から父親が60歳となる55年12月まで、申立期間を含めてすべて納付されており、申立期間について、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿により、同市B区役所では、当時

未納となっていた昭和 51 年度及び 52 年度の国民年金保険料納付書を、53 年 6 月 16 日に申立人に発行していることが確認でき、申立人は、当該納付書により、54 年 4 月 2 日に、52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していることから、納付書が発行されているにもかかわらず、52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が説明する申立期間の国民年金保険料は、昭和 53 年度の月額国民年金保険料とほぼ同額であるなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和62年9月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から63年3月まで

昭和62年9月から同年11月までの国民年金保険料は、A町で夫と一緒に支払った。62年12月から63年3月までの国民年金保険料は、B市に引っ越したため、同市役所の窓口で夫と一緒に支払ったと思う。以後は、国民年金保険料をきちんと納付している。62年12月に家を新築したので引っ越しているが、当時の国民年金保険料については、夫が毎回役場の窓口で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その夫が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の夫も、昭和56年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付しているとともに、56年12月から平成10年7月まで付加保険料を納付し、10年8月からは、国民年金基金に加入しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人夫婦は、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和60年4月以降については、平成5年2月及び同年3月を除き、現年度納付しており、申立期間について、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から同年9月まで
② 昭和51年1月から52年5月まで

平成19年7月18日に国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間について国民年金保険料を納付したことの確認ができなかったと回答をもらったが、国民年金保険料は納付したはずで納得できない。

仮に、昭和50年7月から同年9月までが未納であったとしても昭和50年度第3期（昭和50年10月から同年12月まで）の領収証書を年金手帳に貼付する際に気付いて納付しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

また、申立期間のうち、①昭和50年7月から同年9月までの期間については、申立人は、48年2月から50年12月までの期間について、当該期間を除き、領収証書をすべて国民年金手帳に貼付しており、当該期間について、昭和50年度第3期の領収証書を国民年金手帳に貼付する際に気付いて納付していたはずであるとの主張に不自然さは見られない。

さらに、社会保険庁の記録において、当初、申立期間①及び②の間の昭和50年10月から同年12月までの期間が未納とされていたが、領収証書が提出されたことにより納付済みに訂正されており、記録管理において不適切な取扱いがあったことが認められる。

一方、申立期間のうち、②昭和51年1月から52年5月までの期間につ

いては、申立人は、当該期間前の領収書を保管しているにもかかわらず、当該期間の領収証書を保管していないことは不自然であるとともに、納付の状況についての申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から10年6月まで

私は、外国での高校教師を勤めるために、平成9年10月に、それまで勤務していた会社を退職し、日本を出国し、10年6月には帰国した。この間、国民年金の被保険者となっていたが、保険料を納付していなかったため、帰国後、この間の国民年金保険料として12万か13万円を母親に託して、保険料を支払うように頼んでいた。

これを受けて、母親は、A市B区役所の国民年金課の窓口で、保険料を納付してくれたが、時効のために、1か月分の保険料を納付することができなかったと言って、残金と市でもらった領収書を渡してくれている。

私は、1か月分の保険料が納付できなかったことが、ずっと気になっていたため、保険料を納付したときのことはよく覚えており、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

なお、母親からもらった領収書は、現在どこにあるかわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っており、申立期間以外に未納期間は無い。

また、申立人の代わりに申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親も、昭和54年3月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親は共に納付意識は高いものと考えられる。

さらに、申立人の母親は、市役所窓口での国民年金保険料納付の状況を詳細かつ具体的に説明しているほか、納付したとする国民年金保険料額についても、申立人から預かったとする12万円か13万円は、申立期間当時の国民年金保険料を基に試算した金額11万6,700円とほぼ一致し、残額があったとしていることとも符合するとともに、納付した国民年金保険料には12,800円と13,300円の2種類あったとしていることについても、平成9年度及び10年度における国民年金保険料の月額と一致する。

加えて、申立人が母親から領収書もらった際に、母親から聞いたとする「1か月は納付できなかった。」との説明から、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期が平成11年12月ごろであると推定でき、社会保険事務所の記録にある国民年金保険料納付に係る勸奨関連対象者一覧表の作成時点である11年8月以降の時期と符合することから、当該一覧表に基づいて社会保険事務所が申立人に納付書を送付し、その納付書により申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料は、定額保険料と一緒に払っており、付加保険料が未納とされていることに納得ができない。

私の妻が、私の分と妻の分と一緒に、毎回、市役所から送付されてきた納付書により、当時の A 銀行 B 支店あるいは C 銀行 D 支店において、現金で納付していた。申立期間についても、同じように納付しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の付加保険料を除き、付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻も、申立人と同様、申立期間の付加保険料を除き、付加保険料を含めすべての国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の妻の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料は、被保険者名簿の記録では、付加保険料については過年度納付できないにもかかわらず、過年度納付したとされており、不適切な事務処理があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料は、定額保険料と一緒に払っており、付加保険料が未納とされていることに、納得ができない。

私が、私の分と夫の分と一緒に、毎回、市役所から送付されてきた納付書により、当時の A 銀行 B 支店あるいは C 銀行 D 支店において、現金で納付していた。申立期間についても、同じように納付しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の付加保険料を除き、付加保険を含め国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が併せて国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立人と同様、申立期間の付加保険料を除き、付加保険料を含めすべての国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料は、被保険者名簿の記録では、付加保険料については過年度納付できないにもかかわらず、過年度納付したとされており、不適切な事務処理があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から同年9月まで

私は、昭和49年6月に会社を退職後、国民年金に加入してからは、国民年金保険料はすべて納付していた。

国民年金加入後、保険料はずっと納めてきているので、4か月だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、昭和59年4月分以降の保険料をすべて納期限内に納付を行うとともに、付加保険料を納付するなど申立人の納付意識が高いことが認められる。

また、A市保管の被保険者名簿によれば、申立期間後の昭和50年1月から同年3月までの保険料が同年10月に過年度納付されていることが記録されているが、仮に申立期間が未納であった場合、その時点で納付可能だった申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、当該被保険者名簿によれば、昭和50年1月から同年3月までの保険料が同年10月に過年度納付されているのに対して、先に経過している49年10月から同年12月までの保険料が52年1月に過年度納付されていることが記録されており、行政側の収納事務処理に不自然な点が認められる。

加えて、年度内の一部に未納があれば、存在するはずの特殊台帳が存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から47年3月まで

昭和44年から夫と自営業を始めた。当時から夫と共に国民年金に加入し、保険料を納付していたと思う。これまですべて夫と同じように保険料を納付してきており、夫は44年2月から47年3月までの期間の保険料を納付しているの、自分の分が未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間について、第2回特例納付及び過年度納付により国民年金保険料を納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月に夫婦連番で払い出されているとともに、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和50年度、平成6年度及び7年度において、申立人夫婦の保険料は基本的に同一日に納付されており、「夫と同じように保険料を納付してきた。」との申立てを裏付けるものとなっている。

さらに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

加えて、申立人及びその夫は、昭和50年9月からは付加保険料も納付しているとともに、60歳到達月以降も国民年金に任意加入しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から同年 8 月まで
国民年金の加入手続については、私と母には記憶が無いため、おそらく亡父が行ったと思う。
国民年金保険料は、国民健康保険税、水道料金とともに婦人会が集金し役場に納付することとなっており、母が、毎月 20 日までに婦人会役員宅に持参していた。
当時、国民年金保険料は、両親と私の 3 人分を一緒に納付していたので、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親と同居し、申立人の国民年金保険料は両親が 3 人分をまとめて婦人会の役員に払っていたと主張しているところ、両親の国民年金保険料は、申立期間を含む国民年金加入期間について、すべて納付済みであり、申立人の父親は、20 年以上、付加保険料も納付していることから、両親の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられ、その両親が、申立人が国民年金に加入した直後の 4 か月分の保険料のみを納付していないことは不自然である。

また、申立人が居住する地区では、申立期間当時、婦人会により国民年金保険料の集金が行われていたことが、市及び元婦人会長の証言により確認できる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も、未納期間を生じさせることなく適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 38 年に、義父から、私たちの婚姻届の提出に市役所に出向いた際に国民年金係の職員から国民年金保険料を納付するように言われたため、その場で私の保険料を昭和 36 年にさかのぼって全部まとめて納付したと聞いた。

また、それ以降も、義父が集金に来ていた町内会長に私を含む家族 4 人の国民年金保険料を納めていた。

夫の保険料については、昭和 36 年 4 月からすべて納付済みになっているのに、私の保険料は 36 年 4 月から 40 年 3 月まで未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義父が市役所において申立人の国民年金の加入手続を行い、昭和 36 年 4 月にさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付したことを義父から聞いた時の状況について、具体的かつ詳細に説明しており、その主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、昭和 38 年以降、当時家計を管理していた義父が申立人を含む家族 4 人の国民年金保険料を町内会長に納付していたと申し立てているが、申立人の夫及び義父母は、申立期間を含め、国民年金保険料をすべての期間納付しており、当時同居していた申立人の国民年金保険料のみを納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から同年 9 月まで
社会保険事務所に私の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答があった。
両親の保険料が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の両親についても、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、市役所（申立期間当時は村役場）が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録によると、昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月までの保険料は、41 年 11 月に過年度納付を行っているのが確認でき、申立人の家庭の当時の経済状態からみて、あえて申立期間のみ過年度納付していないとは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 40 年 7 月 30 日の時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったと認められる。

加えて、申立人については、昭和 44 年 6 月から 45 年 6 月までの 13 か月分の国民年金保険料が重複納付していることがその直後に判明しているが、45 年 9 月に当該期間のうち 45 年 6 月の 1 か月分のみを還付して、残りの 12 か月分は 35 年後の平成 16 年に還付していることから、行政側の記録管理が適切に行われていないことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされているが、当時は町役場から国民年金の係が来て保険料を集金していた。
また、私は、町役場から国民年金保険料の特例納付ができる旨案内されたときや所持していた関連資料を処分するときには、保険料の未納期間が無いことをその都度確認していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金の加入期間であった約 34 年間の保険料をすべて納付している上、申立人が申立期間に支払ったとしている保険料額 100 円は、当時の保険料の月額と一致することから、申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

また、市役所（旧町役場）が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、申立期間の国民年金保険料の納付記録は無いものの、昭和 40 年 4 月から 41 年 12 月までの各月の検認記録欄には、前年度の日付が記入されているなど不合理な点が認められることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から53年3月まで

昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料は、54年4月ごろ、当時の住所地のA市役所で夫婦二人分を特例納付した。国民年金保険料は、一人当たり10万円ほどだが、夫が51年まで勤めた会社で受け取った退職金で納付した。

ところが、この期間が未納とされていることが分かった。

領収証や確定申告書は保存していないが、当該期間が社会保険庁の記録で未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月に、夫婦連番で払い出されているとともに、54年4月ごろは、特例納付の行われていた時期であり、当時、市役所窓口では特例納付の納付書が備え付けられており、納付書の発行もしていたことが確認でき、市役所内に設置された銀行窓口で国民年金保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、申立人の主張に不合理な点は見られない。

さらに、申立人が納付したとする一人当たり約10万円は、当時の特例保険料額、過年度保険料額及び現年度保険料額の合計とおおむね一致しているとともに、夫は、昭和51年まで勤務した会社から支払われた退職金（約

400 万円) で未納分を一括納付したと主張しているが、当該会社に 18 年勤務していること、退職時の標準報酬月額からも未納分を一括して納付した場合を上回る金額の退職金を支給されていることが推認されることから、これら保険料を納付するだけの資力は十分にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から53年3月まで

昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料は、54年4月ごろ、当時の住所地のA市役所で夫婦二人分を特例納付した。国民年金保険料は、一人当たり10万円ほどだが、51年まで勤めた会社で受け取った退職金で納付した。

ところが、この期間が未納とされていることが分かった。

領収証や確定申告書は保存していないが、当該期間が社会保険庁の記録で未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月に、夫婦連番で払い出されているとともに、54年4月ごろは、特例納付の行われていた時期であり、当時、市役所窓口では特例納付の納付書が備え付けられており、納付書の発行もしていたことが確認でき、市役所内に設置された銀行窓口で国民年金保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、申立人の主張に不合理な点は見られない。

さらに、申立人が納付したとする一人当たり約10万円は、当時の特例保険料額、過年度保険料額及び現年度保険料額の合計とおおむね一致しているとともに、昭和51年まで勤務した会社から支払われた退職金（約400万

円)で未納分を一括納付したと主張しているが、当該会社に18年勤務していること、退職時の標準報酬月額からも未納分を一括して納付した場合を上回る金額の退職金を支給されていることが推認されることから、これら保険料を納付するだけの資力は十分にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和36年ごろは生活が苦しく、国民年金保険料を免除してもらっていたが、制度発足当時から婦人会が集金しており、自分だけが免除されていたことに後ろめたさを感じていた。37年4月からは婦人会へ納付し始め、私自身も集金当番となることもあった上、未納に対しては厳しい地区であった。

また、私は、昭和48年4月から同年9月まではスーパーに勤めており、厚生年金保険に加入していなかったため、仕事の帰りに市役所支所の窓口で国民年金保険料を納めに行っていた。その後転職して厚生年金保険に加入した後、国民年金が納めすぎになっているという連絡があり還付を受けた。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち①昭和37年4月から38年3月までについては、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫の国民年金保険料も申立期間①については未納となっているとともに、申立人が婦人会で同様に納付していたと主張していた者については、当該期間は免除期間となっており、申立人の主張と相違して

いる。

一方、申立期間のうち②昭和48年4月から同年9月までについては、社会保険庁の記録によれば、申立人の49年4月から同年6月までの国民年金保険料は、48年10月以降、厚生年金保険に加入していることから、49年6月7日付けで還付決議されており、当時の社会保険庁の取扱いによれば、還付金がある場合に未納保険料があるときは、還付金をその保険料に充当することとされていた。

このことから、昭和49年6月の還付については、申立期間②に充当することなく還付されていることから、還付時点において、社会保険庁の記録上も申立期間②について、納付済みになっていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料については、両親と共に、A町の納税組合で納付していたが、社会保険事務所の記録では、未納になっていると回答があった。

また、結婚後の昭和48年4月以降の国民年金保険料については、B町（現在は、C市）の納税組合で納付していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間②については未加入期間になっていて、国民年金保険料は納付されていないとの回答があった。

いずれの期間も納税組合で納付しており、未納及び未加入とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

申立人は、申立期間①については、結婚前は両親と同居し両親が申立人の国民年金保険料と一緒に、納税組合で納付していると主張しており、申立期間①の国民年金保険料について、両親は納付済みとなっているにもかかわらず、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間②については、結婚をした昭和48年4月に、国民年金に任意加入しており、48年度及び50年度以降の国民年金保険料は

完納しているにもかかわらず、49年度の1年間のみを自らの意志で資格喪失の申出をして未加入とすることは不自然であり、当時、生活状況に変化は無く、申立人自身もそのような申出を行った記憶は無いことから、市役所の記録管理に不適切な取扱いがあったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から同年12月まで

昭和59年7月から12月までの国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、未納との回答があった。

申立期間当時、昭和59年7月に厚生年金保険の適用事業所を辞め、厚生年金保険の任意継続(第4種被保険者)を希望し、6か月分の納付書を受領したが、納付期限が過ぎてしまい、納付ができなかった。このため、国民年金保険料を納付しようとして決め、町役場に出向き、6か月分の保険料として4万円を渡し、2,000円余りのお釣りをもらった。領収書を要求すると、後日納付書を作り、印鑑を押して自治会に届けるとのことであったが、結局、自分の手には届かなかった。

間違いなく納めているので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を4回行っているが、国民年金加入期間について、申立期間の6か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間の保険料の総額(3万7,320円)は、申立人が納付したとする金額とおおむね符号する。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和60年1月から62年3月までの15か月分の国民年金保険料を62年3月23日に過年度納付しているが、申立人から聴き取りを行ったところ、申立期間と過年度納付した当該期間の当時の状況の違いを明確に述べており、加えて、厚生年金保険の加入期間のみで年金の受給資格を充足するために、厚生年金保険の第4種被保険者(任意継続

被保険者) 制度への加入を希望する理由が当時あったことが推認でき、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月30日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与支払明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

人事記録及び辞令には、申立人が昭和43年3月15日にA社B工場から同社C工場（厚生年金保険の適用は、同社本社。）へ異動した記録があるが、給与支払明細書において、同年5月から住宅手当が支給されていることが確認できること、社会保険事務所の記録では、同社B工場における資格喪失日は同年5月30日となっていることなどから、実際の転勤日は同日であったと考えられるため、同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び昭和43年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店の資格の喪失日及び同社D支店の資格の取得日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を6万円、同年12月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から46年1月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答をもらった。

その後、事業所から、当時の人事発令書及び人事カードを入手したので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事発令書、人事カード及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年12月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和45年10月及び同年11月については6万円、同年12月については4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所からの納入告知書と控除した厚生年金保険料の照合を行った上で納付していることから、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格の取得日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和48年9月について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、異動歴及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

異動歴では、昭和48年8月31日にA社B支社から同社C支社への異動が発令されているが、同社における申立人の他の時期の異動は、おおむね各月の1日付けで行われており、社会保険事務所の記録では、同社B支社における資格喪失日が同年9月1日となっていることから、同社C支社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和41年7月の1月未加入期間があった。転勤があったが、給与明細書で保険料控除の事実が確認できるので、当該月についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年7月1日に同社B営業所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額及び昭和41年8月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（清算時は、B社。以下同じ。）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録では、昭和47年11月30日に同社C工場で資格喪失したこととなっているが、実際には、同年12月1日付けで、同社C工場から同社D営業所へ転勤しており、継続して勤務していた。保険料も給料から控除されていたことから、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

清算人が作成した申立人に係る厚生年金加入期間についての証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年12月1日に同社C工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の清算人は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしており、また、事業主が資格喪失日を昭和47年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年7月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を45年1月6日に、資格喪失日に係る記録を46年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月1日から45年1月6日まで
② 昭和45年1月6日から46年8月1日まで
③ 昭和46年8月1日から54年3月1日まで

①から③までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。一時、従業員が2、3名になったことがあり、その期間は厚生年金保険への任意加入をやめたことがあったが、再加入したはずであるため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

②の期間については、賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び当該事業所の他の被保険者の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は保管されておらず提供は不可能であるが、会社設立以来、厚生年金保険に加入し、申立人に経理一切を任せていたこと、及び昭和45年当時在籍していた申立人の同僚には厚生年金保険の加入記録があり、申立人のみ保険料を納付しない事情もないことから、納付したと主張している。

しかしながら、これらの理由からは、申立人に係る申立期間の保険料納付を確認することはできず、また、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主がこれらの届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から46年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

①の期間については、雇用保険の加入記録が無く、また、昭和45年1月の賃金台帳において厚生年金保険料を源泉控除されていないことが確認できる。このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

③の期間については、当該期間の一部（昭和51年、52年、53年、54年1月及び2月）に係る源泉徴収簿において、厚生年金保険料を源泉控除されていないことが確認できる。また、当該事業所は、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。これらの事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案 112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年1月8日、資格喪失日を同年5月31日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月8日から同年5月30日まで
社会保険庁の記録では、昭和48年1月8日から同年5月30日までの期間、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。
A社が発行した在籍証明書があるので、再度調査し、当該期間について被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、人事稟議決裁用紙、健康保険被保険者認定期間証明書、健康保険組合被保険者台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社及びB社に申立期間勤務していたことが確認できる。

また、健康保険組合被保険者台帳により、申立人と同時期にC健康保険組合において資格を取得したことが確認できる他の従業員については、厚生年金保険の被保険者記録があり、健康保険組合と厚生年金保険の資格取得日も一致していることから、事業主は、健康保険組合の被保険者については、厚生年金保険にも必ず加入させていたと考えられる。以上のことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険組合被保険者台帳の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては、不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、そのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難い。また、申立期間に係るA社D支店における厚生年金保険被保険者整理番号に欠番が無い。さらに、同社D支店における被保険者原票の厚生年金保険被保険者整理番号と資格取得日の関係を検証すると、当時、同支店において、取得日より届出が数か月遅れ、さかのぼって資格取得届出が行われたと考えられる記録が多数みられることから、勤務期間が4か月と短く、関連会社に出向していた申立人について、資格取得手続が行われなかった可能性が高い。以上の事情を勘案すると、事業主は、社会保険事務所に対して、申立人に係る資格取得届を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 11 日から 42 年 7 月 26 日まで
平成 14 年に年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給したことになっていることが分かった。3年程度の勤務だったので、退職金は無く、会社から脱退手当金の説明も無かったので、14年に記録を確認するまで脱退手当金制度自体を知らなかった。

必ず年金制度に加入しなければならないという認識があったので、厚生年金保険に加入していないときは、国民年金に加入して納付を続けており、結婚する予定も無かったので、年金を大事に考えていた。

したがって、脱退してお金を返してもらうことなど考えるわけもないし、仮に請求したとすれば、申立期間以前に勤めていた期間の分もすべて請求するはずであり、申立期間のみ請求することなど考えられない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の4回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

加えて、申立期間に勤務していた事業所には、申立期間以前にも2回勤務していたことが確認されるところ、この2回の被保険者期間を失念し、

3回目の被保険者期間のみを請求するというのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後に国民年金に加入し、昭和 42 年 8 月以降の 25 年以上の被保険者期間のうち、2 か月を除き国民年金保険料を完納しており、年金を大切なものと考えていたとする申立内容は信用でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで
② 昭和 36 年 8 月 31 日から 37 年 2 月 25 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 21 日から 39 年 7 月 1 日まで

平成 17 年に年金記録を確認したところ脱退手当金を受給したことになることが分かったが、それまで脱退手当金制度自体を知らず、過去の勤務先でも脱退手当金に関する説明も無かった。

もし、脱退手当金を請求し、受給したとすれば、忘れるはずはないし、申立期間後から支給されたと記録されている日までの間には、ほかに厚生年金保険に加入していた期間が 2 回あり、その 2 回の期間を除いて請求することはありえない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 年 5 か月後の昭和 43 年 12 月 6 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金の支給日直前で、申立期間より後の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 5 回の被保険者期間のうち、3 回の被保険者期間のみを請求し、支給日直前の 2 回の被保険

者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

北海道厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行（現在は、B銀行）C支店に係る厚生年金被保険者資格の取得日の記録を昭和34年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月15日から35年4月1日まで

昭和34年4月1日から48年10月1日までの厚生年金保険の加入期間を照会したところ、34年4月15日から35年4月1日までの期間について、厚生年金保険に加入した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、自分は昭和34年4月1日に当時のA銀行（現在は、B銀行）に入社し、同月15日にC支店への転勤の辞令を交付されており、資格が切れているはずがないので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者期間確認照会回答書、事業所が保管する労働者名簿兼職員人事録台帳、役職員名簿及び事業主の回答書により、申立人が申立ての事業所において、昭和34年4月1日から平成2年11月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録及び事業所が保管する労働者名簿兼職員人事録台帳から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険庁の記録ではA銀行C支店における資格

取得日が、支店内における係への任命日である昭和 35 年 4 月 1 日となっており、事業主でなければ把握できない日付であること、及び申立人が申立期間に係る厚生年金保険加入期間が無いことを理由に事業主に対し厚生年金受給額不足分の補填請求を行い、事業主が平成 8 年 2 月に補填請求額を支払っていることから、事業主が昭和 35 年 4 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 34 年 4 月から 35 年 3 月までの分の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

釧路厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月20日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和62年6月20日から同年7月1日まで、厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

しかし、申立期間中もA社で休みなく勤務している。昭和62年7月にバス事業を運営する関連会社が設立され、新会社の運行管理業務も任されたが、給与はA社から支給されており、厚生年金保険料控除の事実が確認できる給料明細表があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給料明細表及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年10月の社会保険事務所の記録及び給料明細表から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料は納付していないと説明しており、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和62年6月20日となっていることから、事業主が同日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 52 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 7 月から 9 月までを 13 万 4,000 円、52 年 10 月から 53 年 3 月までを 15 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 4 月 1 日

A 社での厚生年金保険被保険者期間は、昭和 42 年 4 月から 52 年 6 月までとなっているが、53 年 3 月まで A 社に勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断理由

A 社が保管する申立人の人事記録によれば、申立人は同社に昭和 42 年 4 月 1 日に入社し、53 年 3 月 31 日に退社するまで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、昭和 52 年 7 月 1 日に A 社 B 工場の厚生年金保険の全喪に伴い、同社 C 工場にて同日付けで被保険者資格を取得しているが、この際の手続において、社会保険事務所は事業主が届け出た申立人の年金手帳の厚生年金保険の番号を別人の番号に書き換えて処理しており、このため、申立期間における申立人の年金記録は社会保険事務所が書き換えた者の年金記録として処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A 社 C 工場の事業主は申立人が主張する昭和 52 年 7 月 1 日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得し、53 年 4 月 1 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から昭和 52 年 7 月から同年 9 月までを 13 万 4,000 円、同年 10 月から 53 年 3 月までを 15 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち平成9年6月が厚生年金保険未加入となっている。9年7月1日はB事務所からC本社に転勤しているが、雇用は継続しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立てに係る事業所が保管する給与支給明細書により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（平成9年7月1日に同社B事務所から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録及び給与支給明細書から59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がA社B事務所の資格喪失日を平成9年6月30日、C本社の資格取得日を同年7月1日として届出したとしており、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（21万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を21万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日
年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。
勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（21万1,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成 16 年 12 月 10 日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額（18万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（13万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を13万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日
年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（13万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（12万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日
年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（12万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（21万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を21万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（21万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を17万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成 16 年 12 月 10 日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額（17万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（22万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を22万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日
年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（22万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（22万6,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日
年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。
勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（15万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（14万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を14万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日
年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（14万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（14万8,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成 16 年 12 月 10 日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額（15万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（18万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を18万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（18万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（18万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日
年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（13万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（24万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を24万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成 16 年 12 月 10 日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（24万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額（24万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成 16 年 12 月 10 日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額（15万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（10万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を10万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日
年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。
勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（10万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（24万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を24万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（24万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（24万4,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成 16 年 12 月 10 日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 16 年 12 月 10 日の標準賞与額（15万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日
年金記録を確認したところ、平成 16 年 12 月 10 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（15万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を15万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（15万5,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（13万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日
年金記録を確認したところ、平成16年12月10日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。
勤務先のA事業所で賞与から厚生年金保険料の控除はされているが、社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことが分かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保存している賃金台帳（平成16年12月10日支給賞与支給明細書）の記録により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（13万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の提出を行っておらず、保険料の納付についても納付をしていないと回答をしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月10日の標準賞与額（13万3,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A銀行B支店（当時）における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月6日から同年11月6日まで

昭和39年10月6日に株式会社A銀行B支店から同行C支店開設準備室に転勤になった。社会保険庁の記録ではC支店開設準備室(当時)での厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年11月6日となっており、銀行内の転勤であるにもかかわらず、被保険者期間が1か月漏れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険及び健康保険組合の記録により、申立人が平成元年11月30日に退職するまで正社員として株式会社D銀行に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

山形厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 10 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

株式会社Aには、昭和 63 年 9 月 30 日まで在籍していたが、社会保険事務所の記録では同年 9 月 29 日までの在籍となっている。雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から 63 年 9 月 30 日まで在籍していたのは間違いなく、給与から厚生年金保険料が天引きされていたと思うので、被保険者期間が 1 か月漏れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社員名簿、辞令及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が株式会社Aに昭和 63 年 9 月 30 日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 10 月の社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否かについては納付していないとしており、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和 63 年 9 月 30 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 9 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月15日から同年3月1日まで
社会保険庁の記録ではA株式会社で昭和33年2月15日に資格喪失し、同社のB工場で33年3月1日に資格取得となっているが、同社のC工場に同年2月28日まで勤務し、引き続き、3月1日から同社のB工場で勤務していたので、未加入期間は無いはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職手当金計算書及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係るA株式会社に継続して勤務し（昭和33年3月1日にA株式会社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

被保険者記録回答票によれば、加入期間に空白があるが、人事異動による転勤をただけであることから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答により、申立人がA株式会社及び株式会社BのC事業部に継続して勤務していたことが確認できる（昭和47年9月1日にA株式会社から株式会社BのC事業部に異動）。

そして、事業主からは、申立期間は、異動によって生じた空白期間であり、厚生年金保険料も控除していたと思われるとの回答があったことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年7月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金被保険者資格喪失届における資格喪失日を昭和47年8月31日と誤って届け出たとしており、事業主が資格喪失日を同年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から同年5月まで

A社における厚生年金保険の資格取得年月日は、社会保険庁の記録では昭和48年6月1日からとなっているが、同年2月1日から当該事業所に勤務し、給与明細書では同年2月分以降を同年3月支給分から厚生年金保険料として控除されているので、48年2月から被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及びA社からの聴取内容等により、申立人は申立てに係る事業所に昭和48年2月から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和48年6月の社会保険事務所の記録及び給与支払明細書から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないとしており、かつ、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得年月日が昭和48年6月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正し、標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所に資格照会したところ、A社B支店の資格喪失日が昭和58年4月30日との回答を受けた。同社に確認依頼したところ、同社からの回答文と厚生年金基金加入員資格喪失通知書の写しの送付を受けた。人事異動によるもので空白期間は無く、当該通知書も資格喪失日が同年5月1日となっているため喪失日の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、厚生年金基金加入員資格喪失通知書及びA社本社の回答書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和58年5月1日に同社B支店から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和58年4月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

なお、厚生年金基金加入員資格喪失通知書の資格喪失年月日が昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正されていることについて、事業主は、当該訂正時の状況は確認できず、厚生年金保険料納付義務の履行及び正しい届出がされたか否かについては不明であるとしている。このことについては、事業主が昭和58年5月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、当初、事業主は、同年4月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが推認できるが、厚生年金基金の資格喪失日について訂正の^{がい}手続が行われた可能性があり、その場合には、厚生年金保険について同様に事業主が資格喪失日の訂正に係る手続を行った蓋然性があることから、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない判断せざるを得ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月15日から48年4月1日まで

昭和43年3月にB社に入社してから50年12月にA社を退社するまで継続して勤務をしていたので、47年10月15日から48年4月1日までが空白期間となっていることは納得できない。給与明細書は無く、30年前のことなので覚えていないが、給料から保険料は引かれていたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在、A社の社会保険関係事務を行っているC社の事務担当者（申立期間当時、A社の事務担当）によると、「A社はB社のゴルフ場部門として昭和47年10月から本格稼働したが、その際、申立人に対しB社からA社への配置換えが行われた」旨、及び、「申立人は申立期間について、A社において継続して勤務していた」旨を証言している。さらに、申立期間において雇用保険の記録がほぼ継続していることから確認できることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月における社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保有している「健康保険・厚生年金被保険者台帳」に記載されている申立人に係る資格取得日の記録が、厚生年金保険の記録と同一であるため、事業主は履行していないとしていることから、事業主が昭

和 48 年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 10 月分から 48 年 3 月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は申立人が主張する昭和47年5月16日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月16日から同年5月16日まで

社会保険事務所に記録照会をしたところ、厚生年金保険の資格喪失日が昭和47年4月16日となっており、同年4月については被保険者期間ではない旨の回答を受けた。厚生年金基金の資格について確認したところ、資格喪失年月日が47年5月16日となっているため、厚生年金保険についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった厚生年金基金連合会からの「お知らせ」及び企業年金連合会から提出のあった「厚生年金基金加入員台帳」によると、申立人の申立期間に係る資格喪失日は昭和47年5月16日であることが確認できる。

また、当時の社会保険事務所と厚生年金基金に対する届出様式は複写式であったため、双方に異なった資格喪失日を届け出することは考え難く、厚生年金基金において加入員台帳に申立どおりの記録がされていたことから、事業主により申立人に係る資格喪失日を昭和47年5月16日とする正しい届出が社会保険事務所に対して行われたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和47年5月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行い、また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳及び社会保険事務所の資格喪失前の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA財団B営業所における資格喪失日は、既に昭和62年7月1日に訂正され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該訂正を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA財団B営業所における資格喪失日に係る記録を62年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月30日から同年7月1日まで

昭和60年3月20日から62年6月30日までC社B支店（当時の名称はA財団B営業所）に勤務していたが、社会保険庁の記録は62年6月30日喪失となっており、62年6月が未加入とされている。これは事業所の担当者の誤提出とのことで、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社（平成19年7月1日にD社へ名称変更）は、申立人のA財団B営業所から同E営業所への転勤に基づく「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を確認の上、当時の事務処理誤りを理由として、昭和62年6月30日から同年7月1日への資格喪失日訂正届を平成19年7月31日付けで社会保険事務所に提出した。当該届出に基づき社会保険事務所において訂正処理が行われたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付が行われなかったこととなっている。

しかしながら、A健康保険組合発行の健康保険被保険者資格証明書及び人事履歴により、申立人がA財団に継続して勤務し（昭和62年7月1日に同財団B営業所から同財団E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められることから、当該訂正を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA財団B営業所における資格喪失日を昭和62年7月

1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年6月の資格喪失時点における社会保険事務所の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社が保有している「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が厚生年金保険の記録と同一であったことから、事業主は履行していないことを認めており、事業主が昭和62年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B本社（現在は、C株式会社。）における資格喪失日に係る記録及びA株式会社（現在は、C株式会社。）における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和47年8月31日から同年10月1日までの期間について加入記録が無いとの回答をもらった。A株式会社を退社することなく継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保存している経歴書及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日に同社B本社から同社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日及び資格取得日をそれぞれ昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、別の社会保険事務所がこれを同年8月31日及び同年10月1日とそれぞれ誤って記録することは考え難く、事業主が同年8月31日及び同年10月1日を資格喪失日及び資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分及び同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の財団法人Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、財団法人Aの資格喪失日が昭和50年4月30日となっている旨の回答を得た。退職金が支給された際の計算書には、同年4月30日退職と記載されており、厚生年金保険料も控除されていることが明かであることから、資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している財団法人Aから退職金を支給された際の計算書によれば、申立人が昭和50年4月30日に当該事業所を退職し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により退職金から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年3月の社会保険事務所の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和50年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会社における資格喪失日に係る記録を昭和29年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月9日から同年11月1日まで
社会保険庁の記録ではA会社本店からB支店に転勤した時期の昭和29年10月9日から同年11月1日までは未加入とされていた。

A会社には昭和29年4月1日に入社し、39年3月16日まで継続勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会社の人事記録により、申立人が昭和29年4月1日から継続して勤務し(昭和29年11月1日に本店からB支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和29年10月のA会社本店に係る社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B本社（現在は、C株式会社。以下同じ。）における昭和44年10月15日の資格喪失日を46年10月13日に訂正し、44年10月の標準報酬月額を6万円、同年11月から46年9月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月15日から46年10月13日まで
社会保険事務所から申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。A株式会社には、異動に伴う転勤はあったが昭和34年4月から平成元年4月まで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び申立人の経歴書により、申立人が申立てに係る事業所に昭和43年11月6日から56年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿から、昭和44年10月の標準報酬月額を6万円、同年11月から46年9月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所において事業主からの届出が無いにもかかわらず、申立人に係る資格喪失届及び資格取得届を処理したとは考え難い。また、申立期間は申立人の海外勤務期間とほぼ一致しており、昭和46年10月の資格取得日は、帰国日の翌日であり、事業主でなければ把握できない日付であることから、事業主が44年10月15日をA株式会社B本社における資格喪失日として届け出てから、46年10月13日を同社における資格取得日として届け出るまでは、申立人は厚生年金保険の資格を取得しておらず、その結果、申立人に係る44年10月から46年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っているものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したかどうか明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年10月1日まで

昭和36年10月から37年9月までの標準報酬月額が1万2,000円となっているが、当時の給与支給明細書では標準報酬月額が3万6,000円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、既に平成4年4月21日に訂正され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該訂正を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月21日から同年5月1日まで
社会保険庁の記録ではA社C支店からB支店に転勤した時期の平成4年4月分の厚生年金保険料の加入記録が無いとの回答をもらった。
A社には昭和47年3月1日に入社し、平成11年7月31日まで継続勤務していたので、厚生年金の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（平成4年4月21日に同社C支店からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年5月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って平成4年5月1日として届け出たため、同年4月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主①（A株式会社B支店。以下同じ。）及び事業主②（A株式会社C支店。以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の事業主①における資格取得日に係る記録を昭和27年9月20日に、事業主②における資格取得日に係る記録を41年4月21日に訂正し、27年9月から28年12月までの標準報酬月額を8,000円、41年4月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月20日から29年1月18日まで
② 昭和41年4月21日から同年5月1日まで

社会保険事務所から申立期間について、勤務していた事業主①及び事業主②では、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答をもらった。

昭和15年2月に入社して以来、支店間の異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和27年9月20日に同社D支店から同社B支店に異動、41年4月21日に同社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、①の申立期間の標準報酬月額については、昭和29年1月の社会保険事務所の記録から8,000円、②の申立期間の標準報酬月額については、41年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

新潟厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格得喪に係る記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年3月1日）及び資格取得日（昭和45年4月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月20日まで

私は、昭和43年8月1日から平成4年6月30日まで株式会社Aに勤務していた。45年3月に結婚した際、有給休暇を使用して1週間ほど休んだ記憶はあるが退職したわけではなかった。

昭和45年3月分の保険料も給与から控除されており、厚生年金保険の加入期間に空白は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言並びに当該同僚の厚生年金保険被保険者記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人が申立期間の一部において長期休暇を取得していたことは社会保険事務所が知り得ない情報であることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年3月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月14日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和59年3月14日から60年5月20日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得年月日が59年4月1日、また、厚生年金保険被保険者期間が13か月となっている。59年4月から60年5月までの14か月分の厚生年金保険料控除が記載された給与明細書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及びA社の賃金台帳の記録により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主照会に係る回答及び事業主から提出された厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書から、事業主が昭和59年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は既に昭和48年8月21日に訂正され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているが、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該訂正を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立人のA社における資格取得日を昭和48年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月21日から同年9月1日まで

私は、昭和43年4月から退職するまでA社グループに勤務しているにもかかわらず、昭和48年8月21日から同年9月1日までの期間が途中から厚生年金保険被保険者期間でないのは納得できないので、被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

会社の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社グループに継続して勤務し（昭和48年8月21日にA社B工場からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和48年9月の社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所からの保険料納入告知書と被保険者からの保険料控除額を毎月照合していることを理由に、申立人から控除した保険料を納付したと主張しているが、当該事業主は厚

生年金保険被保険者資格取得訂正届及び訂正の事由書を平成18年1月19日付けで社会保険事務所に提出し、正しい届出をしていなかったことを認めているため、社会保険事務所は、申立人に係る48年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から同年8月1日まで

昭和37年4月から平成12年10月末まで1月の失業期間もなく勤務し、保険料も控除されていたが、37年7月の1か月分が社会保険庁の加入記録から抜けていた。私は、37年7月1日付けで、A社のC本社からB支社へ異動になったが、同じ会社の中での転勤であって継続して勤務しており、37年7月分の保険料も控除されていたので、この期間も厚生年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日にA社C本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和37年8月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月21日から41年10月20日まで
平成19年6月に社会保険事務所に対し、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和40年4月21日から41年10月20日までの間が厚生年金保険の加入期間から漏れていた。

昭和40年4月21日付けでB社からA社へ異動し、引き続き経理事務に従事していたので、A社の資格取得日が41年10月20日となっているのは間違いではないか。

在職期間中の給与明細書は残っていないが、給料から保険料を徴収されていた記憶があり、A社勤務当時の昭和41年5月19日に血液型検査を受けた記録を残している。

申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び、申立人が提出した昭和41年5月19日付けでC市D保健所が発行した血液型検査証から、申立人が申立期間にA社に勤務していたと認められる。

一方、申立人がB社からA社へ勤務先を変える以前の昭和38年7月、A社がB社を買収したことにより、両事業所は同じ企業グループであることが確認できる。

これらの事情を踏まえ総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額は、昭和 41 年 10 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を昭和 35 年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 26 日から 40 年 7 月 1 日まで

平成 19 年 5 月に厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会し、昭和 35 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間、及び 39 年 2 月 26 日から 40 年 7 月 1 日までの期間の記録が無いとの回答をもらった。

私は、昭和 32 年 1 月に厚生年金保険に加入、その後いくつかの事業所を転々としたが、平成 14 年 6 月末に退職するまで、勤務先事業所が倒産して残務整理に従事していた昭和 45 年 8 月 27 日から同年 9 月 21 日までの期間を除き、欠かさず加入してきた。

調査の上、加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及び同僚の勤務形態から、代表者を同じくする、関連企業間（出向先の A 社から出向元の B 社へ）の転勤であることが確認できる。

また、B 社に照会したところ、転勤日（異動日）は昭和 35 年 10 月 1 日であると回答していることから、申立人が 35 年 10 月 1 日まで A 社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 35 年 8 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が全喪し当時の役員もいないことから、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

しかし、事業主が資格喪失日を昭和 35 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、C 社が適用事業所となったのが昭和 40 年 7 月 1 日であること、及び申立人を含め同時期に入社したとみられる従業員の資格取得年月日を見ると、すべて昭和 40 年 7 月 1 日に資格取得と記録されていることから、申立人のみが申立期間について給与から保険料を控除されていたとは考え難い。

また、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

このほか、C 社は、昭和 45 年に倒産しているため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C事務所における資格喪失日に係る記録を昭和40年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月19日から同年2月1日まで

私は、昭和37年4月1日から45年7月1日までの99か月間、A社に内勤の事務員として一度も退職することなく勤務していた。

その間、所属は二度替わり、昭和37年9月1日まではD支社、40年2月1日まではC事務所、45年7月1日までは再びD支社に勤務したと記憶している。

しかし、社会保険事務所の記録では、私のC事務所での記録は昭和37年9月1日から40年1月19日までとなっており、同年1月19日から2月1日までの加入記録が抜け落ちているため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっているため、この期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職期間証明書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和37年4月1日から45年6月30日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる上、事業主は、申立人の雇用保険の記録が継続しており、社会保険については一体的に扱うため、厚生年金保険料を控除していないとは考え難いとしていることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事務所の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申

立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から同年11月1日まで

私は、社会保険事務所から、平成19年6月11日に厚生年金保険の被保険者期間照会の回答を受けたところ、社会保険事務所の記録では、昭和38年10月31日に資格喪失となっていたが、その日は退職日であり、資格喪失日は同年11月1日となるはずなので、社会保険事務所の記録にある資格喪失日を訂正してほしい。

同じ会社に勤めていた夫についても、私の退職と同時期に他の支店へ異動しているが、資格喪失日の誤った処理がなされており、別に申し立てている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和38年10月31日までA社C支店に勤務していた旨の当時の上司の証言があるとともに、社会保険事務所の記録により、申立期間の前後の昭和38年4月から39年5月までの期間において、A社C支店から他の支店へ異動となった4名のうち3名の資格喪失日が月末日となっており、厚生年金保険の被保険者期間に欠落が生じていることが確認できることから、申立人についても、退職日を資格喪失日として届け出されていたと推認できる。

そして、事業主は、月末日付けの退職者については厚生年金保険料を控除していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、上記の理由から、事業主が社会保険事務所の記録どおり昭和 38 年 10 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 38 年 10 月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所から、平成19年6月11日に厚生年金保険の被保険者期間照会の回答を受けたところ、社会保険事務所の記録では、昭和38年10月31日に資格喪失、同年11月1日に資格取得となっており、被保険者期間が1か月欠落していた。

私は、入社から定年退職まで同一会社に勤務しており、申立期間当時はC支店からD営業所へ転勤した時期であった。申立期間以外にも、転勤に伴う資格の得喪が生じているが、被保険者期間の欠落は無いので、社会保険事務所の記録にある資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職証明書、人材記録票及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年11月1日に同社C支店から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年9月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間前後の昭和38年4月から39年5月までの期間において、A社C支店から他の支店に異動となった4名のうち3名の資格喪失日が月末日となっており、厚生年金保険被保険者期間に欠落が生じていることが確認できること、及び事業主が資格喪失日を38年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難

いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社A社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、44年12月から45年7月までを4万2,000円、同年8月から46年7月までを10万円、同年8月から同年9月までを9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月16日から46年10月13日まで

社会保険事務所の記録では、昭和44年12月16日から46年10月13日までの期間について、株式会社A社における厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。

私は、A社内での転勤はあったが、昭和39年4月に入社してから平成11年3月に退職するまでの間、引き続き勤務しており、途中で一度も退職していないので、社会保険事務所の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、行員記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年10月13日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同期に入社した同僚の標準報酬月額から、昭和44年12月から45年7月までを4万2,000円、同年8月から46年7月までを10万円、同年8月から同年9月までを9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立どおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ったとする事情は見当たらないことから、事業主が、昭和44年12月16日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から46年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年9月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月11日から同年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、私の厚生年金保険の加入期間に1か月の欠落があるとされているが、当時、私はA社に勤務し、同社D支店から同社C支店に異動したところであり、その理由が分からない。

当時の給与明細票を持っており、厚生年金保険料も控除されていたので、社会保険事務所の記録を早く訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細票、人事記録及び雇用保険の記録により、A社に継続して勤務し（昭和46年9月11日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の社会保険事務所の記録及び給与明細票の厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、健康保険組合に係る手続に誤りは無いので厚生年金保険についても誤った手続はしておらず、厚生年金保険料も控除し納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、一方、社会保険事務所が保管する被保険者名簿において、資格取得日の記録が昭和46年9月11日から同年10月1日に訂正されていることが確認できることから、事業主が同年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付した義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の事業所における資格喪失日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録で、平成12年10月31日が資格喪失となっていた。退職したのは同年10月31日であり、資格喪失は同年11月1日になるはずである。源泉徴収票でも退職日は同年10月31日と記載されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成12年分の源泉徴収票、賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年分の源泉徴収票及び賃金台帳から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成12年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年2月4日から同年10月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は申立人が昭和25年2月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月から20年4月1日まで
② 昭和23年5月1日から25年10月10日まで

①の申立期間については、学生であったときに志願してA団体に入った。農地の水害復旧作業をし、B事業所の職員扱いになっていたと思う。

②の申立期間については、C事業所に在籍になっていたが、勤務地はD市区町村であった。その後、E事業所に移るまで、引き続いて勤めていたはずである。

これらの申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和25年2月4日から同年10月9日までの期間については、調査の結果、社会保険庁が保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人はC事業所において厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

当該名簿の記録は、生年月日の元号が申立人の生年月日の元号と相違しているが、申立人の氏名、元号を除く生年月日、性別、適用事業所名が一致してい

ること、C事業所の沿革誌に掲載された申立人及び同僚の氏名、勤務地が申立人の申立と一致することから、申立人の厚生年金保険被保険者記録に相違ないものであると判断した。

なお、昭和25年2月から同年9月までの標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち昭和25年1月25日から25年2月3日までの期間については、C事業所発行の沿革誌によりC事業所で勤務をしていたことが確認できるが、23年5月1日から25年1月24日までの期間の勤務については、確認できる資料が無い。

また、申立期間①については、A団体が厚生年金保険の適用事業所であることが確認できず、B事業所においてもA団体について確認ができない。

さらに、申立期間②のうち23年5月1日から25年2月3日までの期間及び申立期間①については、保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C店における資格取得日に係る記録を昭和41年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月29日から42年3月25日まで

昭和41年9月29日から42年3月25日までの被保険者期間が欠落している旨の回答をもらった。41年9月に転勤はしたが、空白が生じることは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務（昭和41年9月に同社D支店から同社C店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C店における社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社C店における申立人の前任者及びA社C店において申立人と同日に転勤により資格を取得した4名のうち3名の被保険者について、転勤に伴う資格取得日と資格喪失日が一致していないことから、A社C店において厚生年金保険法に則した資格の得喪に係る届出事務が適正に行われていなかったと認められ、事業主が申立人の資格取得日を昭和41年9月29日とすべきところを42年3月25日として届け出たと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年9月から42年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和 37 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社は、昭和 37 年 8 月 1 日新規適用であり、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和 36 年 3 月 1 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和 37 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録がない。しかし、当該新規適用年月日に 62 名が厚生年金保険被保険者資格を取得しており、事業主は、申立期間における従業員数について、昭和 37 年 8 月 1 日当時とそれほど変わらないだろうとしていること、及びA社が申立期間において失業保険の適用事業所であったことから、A社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社

会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)B工場における資格取得日を昭和49年10月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月17日から同年11月8日まで
平成19年10月に、申立期間の厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

A(株)では、転勤に伴う休暇はあったが、何週間も空くことはなく、約36年間継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も天引きされていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、人事記録及び退職時の源泉徴収票により、申立人がA(株)に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の管理する記録及びA(株)C支店の社会保険に関する記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、それを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについても、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録について、昭和63年1月20日に資格取得し63年3月16日に資格喪失した旨記録訂正し、申立期間の標準報酬月額を、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月20日から同年3月16日まで

A社の厚生年金保険の加入期間について確認したところ、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。

厚生年金保険料を控除されている給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料に基づき、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものと考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立に係る昭和63年1月から同年2

月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

高知厚生年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA保育園における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月から平成17年3月までの39年間、B市内において、異動しながら保育園に継続して勤務していたにもかかわらず、A保育園からC保育園に異動した際の、厚生年金保険の資格喪失日が昭和48年3月31日となっているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市内の保育園に係る人事、給与等を管理する事業主からの在職証明書、回答及び同僚からの証明書により、申立人が昭和48年3月31日までA保育園に勤務し、同年4月1日にA保育園からC保育園に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A保育園における昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、毎年4月1日付けでの人事異動を行っており、申立人についても昭和48年3月31日までA保育園に在籍し、同年4月1日からC保育園に異動していたことが明らかであることから、申立人の申立てどおりの届出を行い、同年3月の保険料を納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を48年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤

って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人にかかる申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)B事務所における資格取得日に係る記録を昭和32年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、32年9月は8,000円とし、32年10月から同年11月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月10日から同年12月1日まで

平成12年2月ごろ、勤務していた事業所を通じて社会保険事務所に厚生年金加入期間を照会したところ、申立期間について加入の記録が無かった。

事業所の業務経歴のとおり、転勤により勤務場所は変わっているが、継続して勤務しており、厚生年金保険も継続して加入しているはずなので、当該期間は被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

業務経歴書、雇用保険の記録により、申立人がA(株)(当時はC(株))に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿の記録により昭和32年9月は8,000円とし、32年10月から同年11月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社のBにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和31年1月17日に、また、資格の喪失日に係る記録を32年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月17日から同年2月7日まで
② 昭和32年4月1日から同年6月11日まで

老齢年金の裁定請求時の昭和61年に社会保険事務所に対して厚生年金の加入記録を照会したところ、同一勤務先での記録の一部に加入していない空白期間があることが判明した。

昭和19年にA社のCに採用されて以来、57年に退職するまでの間に勤務期間が途切れたことはない。

A社における人事記録を提出するので、申立期間について、厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録並びに事業主及び申立人の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年1月17日にA社のCからDに異動。ただし、厚生年金保険の被保険者資格は、当時、赴任事業所を管理していたA社のBで取得）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立事業所における社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月1日から50年2月1日まで
社会保険庁の記録では、A(株)での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和49年12月1日、(株)Bでの資格の取得日が50年2月1日となっている。しかし、給与明細書に記載されているとおり、両社はC(株)の関連会社であり、申立期間を含めてC(株)から継続して給与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録より、申立人がC(株)の関連会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間を含め給与を支払っていたC(株)は既に解散し、事業主等の所在も不明であることから確認することができない。しかし、A(株)の厚生年金保険の記録における資格喪失日と雇用保険の記録における離職日の翌日がいずれも昭和49年12月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主

が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月及び50年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の(株)AのB支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和24年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年4月30日まで

昭和24年4月1日に(株)AのB支店に就職したが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年5月1日となっており、1か月の違いがあることが分かった。厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

(株)A(現在は、(株)C。以下同じ。)からの回答及び同社が発行した退職所得の源泉徴収票の記録から、申立人が(株)Aに昭和24年4月1日から正社員として入社後、継続して勤務し、申立期間に係る給与が支払われていることが認められる。

申立人の同社における雇用保険被保険者の資格取得日についても雇用保険被保険者記録では「昭和24年4月1日」と記載されており、このような勤務の継続性・一体性及び事業所の取扱いから判断すれば、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和24年4月の標準報酬月額については、同年5月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり昭和 24 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)B出張所における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に、資格喪失日に係る記録を44年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を9,000円、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年11月1日まで
② 昭和44年6月1日から同年7月1日まで

私は、A(株)に昭和33年4月1日付けで入社したのに、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が33年11月1日とされているのは納得がいかない。

また、私のA(株)B出張所における加入記録は、昭和44年6月1日に資格を喪失し、同社C出張所では44年7月1日に資格を取得したとなっているのはおかしい。44年7月は、B出張所で行っていた社会保険関係事務をC出張所で行うようになっただけであり、私は、同社に採用以降、継続してC出張所で勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

A(株)C支店(以前は、C出張所。以下同じ。)が保管する労働者名簿及びA(株)本社からの回答によれば、申立人は昭和33年4月1日から平成15年1月20日までA(株)C出張所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、被保険者名簿から確認できる直近の標準報酬月額から、申立期間①は9,000円、申立期間②は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②について、それぞれ納付したと思われると回答している。

しかし、申立期間①については、A(株)C支店が保管する労働者名簿の雇入年月日が当初昭和33年11月1日であり、50年ごろ同年4月1日に訂正した経緯が確認された。33年11月1日は事業主でなければ把握できない日付であるため、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年10月分までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、C出張所の社会保険関係事務をB出張所で処理していたのを、昭和44年7月1日からC出張所で処理するため、C出張所に勤務していた申立人を含むすべての社員について、B出張所に係る資格の喪失日が44年6月1日、C出張所に係る資格の取得日が44年7月1日として記録されていることから、事業主は44年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年3月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月3日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録ではA社本店で昭和26年3月3日に資格喪失し、同社B支店で同年9月1日に資格取得となっているが、61年10月に当該事業所を退職するまで、一貫して同一の会社に勤めている。その間、身分が変わったことも、健康保険が切れた記憶も無いので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務（昭和26年3月3日に同社本店から同社B支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店及びB支店に係る社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所には申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出を始め、その後に予定される報酬月額の届出などの記録が無く、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る事業主からの届出を記録していないとは考え難い。また、同様に昭和26年3月にB支店に入社した者においても、同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和26年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は26年3月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録ではA社B支店で昭和26年9月1日に資格取得となっているが、同年3月1日付けの辞令を受け当該事業所に入社し、平成2年2月28日に同社を退職するまで一貫して同一の会社に勤めている。当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険及び申立人に交付された辞令の記録により、申立人がA社B支店に昭和26年3月1日に入社し継続して当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所には申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出を始め、その後に予定される報酬月額の届出などの記録が無く、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る事業主からの届出を記録していないとは考え難い。また、同様に昭和26年3月にB支店へ異動した者においても、同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和26年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る26年3月から同年8月までの保険料について納入の告知をおこなっておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚年年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を昭和 40 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、私が昭和 40 年 9 月に A 社 B 支店から同社 C 支店に転勤した際の厚生年金保険の資格喪失日は同年 8 月 31 日、資格取得日が同年 9 月 1 日とされていることから、私の厚生年金保険加入記録は同年 8 月の 1 か月間が未加入期間となっている。

私は、昭和 32 年 4 月に入社してから平成 12 年 12 月に退職するまでの間、A 社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が A 社に昭和 32 年 4 月から平成 12 年 12 月まで継続して勤務し（昭和 40 年 9 月 1 日に同社 B 支店から同社 C 支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 7 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事

務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月19日から同年6月13日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について私の厚生年金保険の加入記録がないとのことであった。私は、昭和30年4月から平成5年6月に退職するまでの間、現在のA社に一貫して在職しているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

なお、私は、申立期間を含む昭和34年5月19日から翌35年5月18日までの1年間、職員組合の専従者となり休職していた。しかし、この間の私の所属はA社本社人事部付であり、また、給与は組合から支給されていたものの、厚生年金保険料等の支払や届出は本社が行っていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、当時の名簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年5月19日にA社B支店からA社本社人事部に異動となり、以降1年間は組合専従として休職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 7 月から同年 9 月までの期間、56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで
④ 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 56 年 7 月から同年 12 月まで

国民年金については、役所から通知が来たので、昭和 51 年 4 月ごろに加入手続をするとともに、口座振替の手続をしたはずである。銀行には定期預金があり、仮に引落しの口座の残高がマイナスでも貸越しにより引落としはできたはずであるのに、未納となっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 51 年 4 月ごろに国民年金に加入し、口座振替により納めていたと主張するが、申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号の払出しは 54 年 2 月となっており、この時点において申立期間①は過年度となり、口座振替により納めることはできない。

また、申立期間は 5 回に及び、特に申立期間②から⑤までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、申立人の妻についても申立期間の国民年金保険料は納められていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から56年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から56年9月まで
付加年金制度導入後の昭和46年1月ごろ、区役所で付加年金制度に加入し、区役所などで納付していたと思うが、未納とされており、納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月ごろに付加年金制度への加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の所得比例保険料を納付する者となる申出欄には、56年10月と印字されているとともに、社会保険庁及び市町村の記録においても、同月に付加年金制度に加入したとされている。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市や区においては、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みであったことが確認できることから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考えにくい。

さらに、申立期間は10年9か月と長期にわたり、申立人の妻についても昭和56年10月から付加年金制度に加入したと記録されている。

加えて、申立人が、申立期間について付加保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A 市内の呉服店に勤務していたが、同店は、事業所として厚生年金保険に加入していなかったため、昭和 38 年 4 月末ごろ、自分で国民年金の加入手続をして、国民年金手帳の交付も受けていた。

国民年金手帳や領収書は、相当以前のことで 7 回も転勤したこともあり紛失してしまったが、国民年金保険料は、A 市役所から郵送された納付書によって、A 市役所の窓口で 1 年ごとにまとめて納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、郵送された納付書によって A 市役所の窓口で国民年金保険料を 1 年ごとにまとめて納付したとしているが、当時の保険料の納付方法(印紙検認方式)、納付金額と一致せず、当時の周辺状況についての記憶も曖昧である。

さらに、申立人が国民年金被保険者であったとする記録が、社会保険庁及び A 市に無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。加えて、申立人が加入手続を行った際に交付を受けたとする国民年金手帳の色は、当時、使用されていた色と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの期間及び47年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年10月から38年3月まで
②昭和47年4月から50年3月まで

社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における国民年金保険料が未納であることを知った。申立期間については国民年金保険料を納付した記憶があるので未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和36年10月から38年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、聴取の過程において保険料の納付に関する申立内容が変遷し、かつ、記憶が曖昧なため、保険料の納付状況等が不明であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち②昭和47年4月から50年3月までの期間については、A市の被保険者名簿に47年2月24日から50年7月3日まで不在記録があり、納付書が発行されることは無かったことから、納付書により国民年金保険料を納付する機会も無かったものと考えざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年6月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、20歳(昭和38年4月)から結婚(昭和42年6月)するまでの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、母親が二人の兄の分の保険料と一緒に集金人に納付していた記憶があり、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立期間には本来国民年金に加入できない厚生年金保険加入期間も含まれている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年1月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親が申立人の分と兄二人の分の保険料と一緒に集金人に納付していた記憶があるとしているが、長兄については申立てと一致するものの、次兄については共済組合への加入記録のみとなっており、申立内容と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年6月まで
昭和44年3月に大学を卒業後もオリンピックを目指していたので、無職でA市に居住していた。
その後、昭和45年4月に実家のB町に戻ったが、厚生年金保険に加入する47年までは、両親が代わりに国民年金を払ってくれていたため、申立期間について記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親にも聴取できないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の両親が申立人の国民年金加入手続を行ったと主張する昭和44年当時、申立人はA市に住所があったことが戸籍の附票により確認できるが、申立人の両親の住所地であるB町で申立人の国民年金加入手続を行い、保険料納付を行っていたとするのは不自然であり、A市及びB町で国民年金の加入手続がされた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から51年3月まで

昭和53年3月、A市役所の窓口で国民年金担当者から未納分について計算したメモをもらい、申立期間の国民年金保険料については納付している。領収書は保管していないが、申立期間について未納となっていることが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月当時、A市役所で未納額を計算してもらったメモをもらい、申立期間についてさかのぼって納付したと主張するが、そのメモには、時効により納付できない過去の期間が含まれており不合理である上、その時点で特例納付は実施されていなかったことから、A市役所が申立人に対して、未納保険料の納付のために作成したものとは認め難い。

また、申立人は昭和53年8月に昭和51年度分の国民年金保険料を納付しているが、仮に、この時に申立期間について特例納付で納付したとすれば、合計約10万円の保険料となり、申立人はそれほどの金額は納めた記憶が無いと述べている。

さらに、申立人は昭和60年10月14日にA市役所が発行した納付記録通知書を所持しているが、この通知書においても申立期間は国民年金保険料が未納になっている。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から41年3月まで

私は昭和38年2月までA町に、その後はB市に、母と姉の3人で住んでいた。母と姉が国民年金に加入しており、私も36年に国民年金に加入したとの報告を母から聞いている。家が農家だったため、母が毎年秋か冬に家族全員分の国民年金保険料を1年分ずつ農協で払っていたことを記憶している。証明できる資料は無いが、納付を認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手續に直接関与しておらず、母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和36年に国民年金に加入したと申立人の母親から聞いたと述べているが、申立人は17年生まれであり、20歳到達前に国民年金の加入手續は行えないことから不合理である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年1月ごろに払い出されているが、その直後に申立人はB市へ転出しており、社会保険庁の被保険者台帳ではB市への住所変更の記載は無いことから、当該手帳記号番号で保険料納付が行われていたとは考え難い。一方、転出先のB市では、別の国民年金手帳記号番号が昭和41年10月ごろに払い出されており、昭和41年度からは、年に1回まとめて国民年金保険料の納付がされていることから、申立人の母親が申立人の保険料を納付し始めたのはこのころからと推認される。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から41年7月まで

A市においては、当時、勤務していた美容室の経営者に勧められて、国民年金と一緒に加入し納めていたので、調査してもらいたい。美容室に勧誘の人が来ていて、サラリーマンの妻も入れると教えられ加入し、確かに赤色の手帳をもらい、月100円くらいを最寄りの郵便局で払っていたので、記録が無いとは考えられない。

B市に転居した昭和38年5月ごろは、7月に長男の出産を控えていたため、夫が国民年金の手続をし、保険料は銀行で納めていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、美容室の経営者は、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付した事実を確認していないと述べており、同経営者の国民年金への加入は昭和35年10月であり、申立人が加入したとしている36年10月と違いがみられるほか、当時、納付が不可能な郵便局に納付したと供述するなど、納付場所、納付方法の記憶が曖昧で、保険料の納付状況が明確でない。

さらに、B市に転入した際に年金の手続を行ったとされる夫も、当時の具体的な手続や保険料の納付については記憶に無いとしており、加えて、申立期間は無資格期間であり、A市及びB市における申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年3月まで
母が家族4人分をまとめて支払っていた。母は、支払関係には厳しい人であり、農業をしていて当時の家計も苦しくはなかった。
申立期間について、保険料が免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の検認記録には、申立期間について「申免」の印が押されており、申立人の国民年金保険料を納付していたとされている同居の母も、申立期間について申請免除となっている。

さらに、申立人又は申立人の母が、免除期間とされている申立期間について国民年金保険料を追納した事実も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年2月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から9年2月まで

平成5年にA市役所に出向き免除期間について追納した。その際、職員に「保険料は高くても構わないので多く年金をもらえるようにしてほしい」と話したところ、付加保険料の説明を受け、加入手続をしたことをはっきり覚えていて、平成5年に国民年金の手続をしてから一度も変更の手続はしておらず、当時から市道民税等の遅延は一切無いため、付加保険料の未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の口座振替を行っている金融機関が、A市に送付した申立期間の領収印付き納付書の金額は、定額保険料の額となっているほか、同市が金融機関に送付した国民年金口座振替内訳書についても、申立期間のうち、A市が記録を保存している平成7年度以降の口座振替金額は、定額保険料の額となっている。

また、申立人が所持している国民年金手帳にも、平成9年3月に定額保険料から付加保険料を加算して納付するように変更されたことが記録されている。

さらに、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、預金通帳、家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から同年6月までの期間、56年10月から57年3月までの期間、57年10月及び58年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から同年6月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで
③ 昭和57年10月
④ 昭和58年10月

就業先を退職する都度、国民年金の任意加入手続を取り厚生年金保険と国民年金が途切れないう心掛けてきたつもりであり、A市の国民年金の担当課でも厚生年金保険と国民年金が途切れていないと言われて安心してきたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立期間はいずれも申立人が厚生年金保険の資格を喪失していた期間で、かつ、国民年金に未加入とされている期間であるが、このうち、昭和56年5月から同年6月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間については、申立人が国民年金の任意加入の手続を行った形跡は認められないとともに、申立人の主張も会社が加入手続を行ったとするものであることから、その状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、この期間において、別の国民年金手帳記号番号は払い出されていなかったことが確認できる。

加えて、昭和57年10月及び58年10月については、申立人が国民年金任意加入の手続を取ったのが両年とも11月4日であり、申立期間は任意加入の対

象であることから、制度上、さかのぼって加入すること及び保険料を納付することはできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年9月まで

昭和45年10月に国民年金に任意加入し、集金人から過去の分の国民年金保険料をまとめて納付できる旨の説明を受けたので、同年12月に自宅で36年4月から45年9月までの国民年金保険料約5万円をまとめて納付した。領収書はもらっていないが、確かに国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間の申立人の加入資格は、任意加入であり、制度上、特例納付をすることはできないほか、申立人は、その納付方法について、特例納付保険料を取り扱っていなかったA市の集金人に自宅で国民年金保険料を納付し、領収書は受け取らなかったと述べているなど不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から42年6月までの期間及び44年12月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から42年6月まで
② 昭和44年12月から47年3月まで

国民年金の加入は、結婚後に妻が手続をし、保険料は、妻が集金人に毎月支払っていた。昭和47年に社会保険事務所へ呼び出され、45年と46年の保険料を納付するように言われ、2年分の保険料を支払ったが、年金を請求する際に記録を確認したところ未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月9日に申立人の妻と連番で払い出されており、この時点で、申立期間のうち、①の期間は時効により納付できない期間である。

一方、申立人は、社会保険庁へ厚生年金保険の加入期間を照会しており、昭和40年7月から41年2月までについては加入記録が判明し、41年4月から44年ごろまでについては加入記録が無かったが、申立期間のうち①について国民年金に加入して保険料を納付していたとは考え難い。

また、手帳記号番号が払い出された日及び昭和48年1月16日に国民年金手帳が申立人とその妻に発行されていることから、申立期間②のうち、45年と46年の保険料について、47年に社会保険事務所へ呼び出されて納付したとしている主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から45年3月まで
平成19年6月に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。
国民年金の加入手続は母親が行い、私が20歳の時から保険料を納付していたはずである。当時、母親は、集金人に保険料を納付していたはずであるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、申立人自身は、当時、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっているため、国民年金の加入時期や納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年3月22日に払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の46年3月30日に、昭和45年4月から46年3月までの保険料が一括して納付されていることがA町の被保険者名簿から確認できるため、申立人の保険料納付を行ったとされる申立人の母親は、加入手続を行った月に、集金人に納付することが可能な当該年度分の保険料をさかのぼって納付したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 53 年 3 月まで
平成 19 年 6 月に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。
国民年金の加入手続は義母が行い、私が 20 歳の時から保険料を納付していたはずであるため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、義母が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）は無く、申立人自身は、当時、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の義母も既に亡くなっているため、国民年金の加入時期、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月 28 日に払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効により納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 50 年に市の集金人が自宅に来て「まとめて払えば年金が継続になる」との説明を受けたので、夫婦で市役所に行き、過去の未納分として二人合わせて約 30 万円を納付したのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付した時期について、昭和 54 年ごろだったと思うが、はっきりとは覚えていないと主張を変えている上、特例納付したのは 1 回だけで金額も約 30 万円であると述べているところ、申立人は、55 年 6 月に、36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を、申立人の妻の 36 年 4 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料と合わせて 28 万円納付していることが確認できることから、これを申立期間に係る保険料を納付したものと勘違いしている可能性を否定できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から47年3月まで

昭和50年に市の集金人が自宅に来て「まとめて払えば年金が継続になる」との説明を受けたので、夫婦で市役所に行き、過去の未納分として二人合わせて約30万円を納付したのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、特例納付した時期について、昭和54年ごろだったと思うが、はっきりとは覚えていないと主張を変えている上、特例納付したのは1回だけで金額も約30万円であると述べているところ、申立人は、55年6月に、36年4月から40年1月までの国民年金保険料を、申立人の夫の36年4月から38年3月までの国民年金保険料と合わせて28万円納付していることが確認できることから、これを申立期間に係る保険料を納付したものと勘違いしている可能性を否定できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの期間、58 年 10 月から同年 12 月までの期間、59 年 3 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 59 年 3 月から同年 12 月まで
④ 昭和 60 年 3 月

昭和 58 年に結婚してからは、私が、町役場に出向き、夫の分と一緒に国民年金保険料の納付や免除申請の手続をしている。①の期間については夫の国民年金保険料が納付済みとなっており、その他の期間（②から④まで）については夫の国民年金保険料の納付が免除となっているのに、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと、又は免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号を持つ任意加入者の年金記録から、昭和 60 年 6 月から 61 年 1 月までの間に払い出されたものであると推定され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このため、申立期間当時は、国民年金の被保険者資格を有していなかったこととなり、②から④までの期間について免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。さらに、申立人に確認したところ、①の期間についても、過年度納付を行った具体的な記憶は無いと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付を免除され、又は納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月及び同年 5 月

社会保険事務所に照会したところ、昭和 41 年 4 月及び同年 5 月は、未加入期間であり、保険料は未納との回答を得た。

社会保険庁の記録等では、昭和 41 年 6 月 1 日から任意加入となっているが、私は、同年 4 月から任意加入し、納税組合の集金の組合員に納付したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

A 町（現在は、B 町）保管の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和 41 年 6 月 1 日に任意加入資格を取得し、同月から国民年金保険料を納付していたことが記録されている。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人に対して昭和 41 年 6 月 1 日に手帳記号番号が払い出されたことが記録されていることから、申立人が申立期間（昭和 41 年 4 月及び同年 5 月）において、任意加入被保険者でなかったことは否定できず、ほかに国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が任意加入被保険者であったとは考え難く、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

20歳になってすぐに国民年金に加入し、保険料は、当時住んでいた寮の階下にいた従姉妹に支払を頼み、2か月に一度、集金人に月何百円かを払っていたと記憶している。領収書を取っておいたが、引っ越し等で紛失してしまい、何も納付の記録が残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になってすぐに国民年金に加入したとしているが、申立人の記憶は曖昧で、「当時、住んでいた寮に従姉妹がいたので、手続きしてくれたと思う」と申し立てているが、従姉妹は加入の手続を行ったか記憶が定かでない。

また、A市により申立人の国民年金被保険者名簿が作成されたのは昭和50年4月であり、国民年金手帳記号番号が払い出されたのも同年5月であったことが認められ、事実、申立人は同年4月分から保険料の納付が確認できる。

一方、申立人はA市及び社会保険事務所から国民年金保険料の督促を受けた記憶が無く、過年度保険料又は特例納付で収めたという記憶も無いなど、申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間、55年10月から56年9月までの期間及び62年4月から平成2年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和55年10月から56年9月まで
③ 昭和62年4月から平成2年5月まで

納付記録を確認したところ、上記期間について未納であると回答された。納付できずに免除申請した期間もあったが、保険料は夫の名義の口座から夫婦二人分を口座振替により納付したので、未納にしておくことはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

A市では、口座振替により国民年金保険料の収納を開始したのは昭和62年4月以降であり、申立期間の①と②について口座振替により保険料を納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

申立期間の③については、申立人は昭和62年5月及び63年11月に国民年金保険料の免除申請を行い、いずれも申請が却下されていることが確認できる。

また、申立期間において、申立人は口座振替により保険料を納付した場合に発行される「振替納付済通知書」を受け取った記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から平成 2 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 5 月まで

納付記録を確認したところ、上記期間について未納であると回答された。納付できずに免除申請した期間もあったが、保険料は私の名義の口座から夫婦二人分を口座振替により納付したので、未納にしておくことはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

A 市では、口座振替により国民年金保険料の収納を開始したのは昭和 62 年 4 月以降であり、申立期間の①と②について口座振替により保険料を納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

申立期間の③については、申立人は昭和 62 年 5 月及び 63 年 11 月に国民年金保険料の免除申請を行い、いずれも申請が却下されていることが確認できる。

また、申立期間において、申立人は口座振替により保険料を納付した場合に発行される「振替納付済通知書」を受け取った記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 51 年 9 月まで

昭和 53 年 11 月 24 日に町役場へ出向き住所変更手続と年金相談を受けた際、国民年金保険料の任意部分について納付できる話を聞いた。その後、役場の方が納付書（2 枚）を持って自宅に来た。金額が大きかったので分割も勧められたが、ボーナスも近かったので 11 月給与で支払うことにした。53 年 11 月 27 日に銀行の集金人が月末家賃集金のため自宅に来た際、申立期間分と 51 年 10 月から 53 年 3 月まで分の国民年金保険料を併せて一括納付した。領収書は 2 枚受領し、金額は 13 万ぐらいたと記憶している。

上記申立期間のみ未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したとされる昭和 53 年 11 月は、第 3 回特例納付期間（昭和 53 年 7 月～55 年 6 月）であり、当時実施していた特例納付以外、申立期間の国民年金保険料を納めることはできない。しかも、特例納付の徴収金額は、月 4,000 円であり申立期間（117 月分）で計算すると、46 万 8,000 円（申立期間以外の過年度納付分 3 万 4,800 円と合わせると 50 万 2,800 円）となり、申立人の説明金額と大きく相違するものとなっている。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳の記録上、特例納付の記載がなく、納付したとされる銀行の支店が、国の歳入代理店として登録されたのは平成元年以降であり、それ以前は登録されていなかったことを確認している。

さらに、申立人が銀行の集金人へ一括納付したとされる国民年金保険料

の領収書は残っておらず、ほかに納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、預金通帳の記録等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年12月から40年7月まで
昭和36年から40年までの国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
申立期間の国民年金保険料は、父親が納税組合に税金と一緒に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため納付状況等が曖昧である。

また、申立期間の一部に全額免除期間が含まれている。

さらに、父親が納税組合に税金と一緒に納付していたとするが、申立期間に居住していたA町によると、申立人が加入していたとする納税組合が当時、国民年金保険料の収納を行っていた事実は確認できない。

このほかに、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び元年 6 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 6 月から同年 11 月まで

昭和 60 年から平成元年までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

保険料は、妻が銀行に納付書を持参して納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金保険料の納付手続に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。また、申立人の保険料を納付したとされているその妻に聴取しても、保険料の納付方法等に関する記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等は不明となっている。

さらに、申立人の国民年金被保険者記録を見ると、申立人が 60 歳に到達した平成 9 年 10 月に、当初未納とされていた被保険者記録（申立期間の一部を含む。）を任意加入未加入期間として遡及して記録訂正しているが、この処理は、申立人の申請により年金受給権を得るために行ったものと推察され、当該申立期間の保険料を納付していたとする申立ては合理的とは考えられない。

加えて、申立期間は 54 か月と長期間である上、申立期間以外にも 19 か月の未加入期間がある。

このほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことも確認できず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、57 年 4 月から同年 11 月までの期間は未納、同年 12 月から 61 年 3 月までの期間は未加入となっており、納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。

当時、領収書は、すべて国民年金手帳に貼って保存していたが、平成 9 年の基礎年金番号導入時に夫の職場の担当者に回収されてしまった。

昭和 47 年 11 月 10 日に国民年金に任意加入して以来、1 か月の未納、未加入期間も作らないように当時何度も確認してきた。

私は、嘘をついたりごまかしたりしたことは無く、正直に生きてきた。ボランティアも一生懸命やり、市から善行章を受章している。嘘の申立てをするつもりは一切無い。正しい調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 11 月に国民年金に任意加入し、61 年 3 月まで保険料を納めたと主張しているが、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも申立期間は任意加入期間であり、市役所が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁が管理している国民年金被保険者台帳によれば、57 年 12 月 9 日被保険者資格喪失と記録されていることから、同年 12 月以降は保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、領収書を貼付していた国民年金手帳を平成 9 年の基礎年金番号導入時に夫の職場の担当者に回収されてしまったと主張しているが、夫の当時の勤務先では、そのような事実は無いと申立人の主張を否定しており、申立内容と相異している。

さらに、申立期間は 4 年と長期間である上、別の国民年金手帳記号番号

が払い出された事実も確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金が始まった昭和36年4月当時から、私が3か月分くらいずつ主人の分と一緒に集金人に支払っていたので、私の分だけ未納となっていることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年4月に払い出されており、この時点では、申立期間のうち36年4月から同年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は特例納付した記憶は無いと主張している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫の分と一緒に3か月分くらいずつ集金人に支払ったとしているが、申立期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできず、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月から61年3月まで

私は、昭和50年12月に国民年金へ加入し、その後何か月間か経って、兄から付加年金への加入を勧められたため付加年金に加入した。

加入後、付加保険料込みの納付書により銀行で納付してきたにもかかわらず、付加保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10年以上と長期間であるとともに、申立人が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間の付加保険料を付加保険料込みの納付書により納付したとしているが、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書により一括して納付するものであることから、定額保険料分がすべて納付済みで付加保険料のみが未納となることは考えにくい上、社会保険庁及び市町村には、申立人が付加年金に加入した記録が無いことから、付加保険料のみの納付書も発行されなかったものとみられる。

さらに、申立人は、付加年金への加入の申出を行った記憶が明確ではない上、申立期間のうち何年間分の付加保険料を納付したかも不明としているなど、付加年金の加入状況及び付加保険料の納付状況等の記憶に曖昧な点がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 8 月まで

私は、昭和 49 年 9 月に A 県 B 市へ転出し、B 市の年金担当者から、国民年金保険料の未納があると説明され、妻が、まとめて 38 万円くらい支払った記憶がある。

B 市からの特例納付の通知により納付したので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も既に他界して証言を得ることができない。

また、申立期間のうち昭和 42 年 4 月から 49 年 8 月までの免除期間については、制度上特例納付することはできないほか、A 県 B 市に国民年金被保険者名簿が存在しないため、同市から申立人に特例納付の通知をされることはなく、申立内容に不自然な点がみられる。

さらに、申立人の妻が国民年金保険料をまとめて納付したとする金額が、申立期間の保険料を一括納付した場合に要する金額と大きく異なっているほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせるほかの事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から48年3月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

申立期間の国民年金保険料は、建設業を営んでいた亡き父が毎月欠かさず市役所の支所で納付していた。父は几帳面な性格で、母と私の分を一緒に納付していたはずであり、母に未納期間が無いのに私に未納期間が有ることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、亡き父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年10月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、国民年金保険料を一括で納付したとする主張は無く、それをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、他の市町村への住所変更を行っていないことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがうことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金の関係で自宅へ来た人に加入するように言われて加入し、それ以降、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和42年3月以降と推定され、申立人が所持している国民年金手帳も42年10月6日に発行されていることから、42年10月ごろに加入手続を行ったと考えられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考えられない。

また、申立人は、昭和36年に妻が国民年金の加入手続を行ったとしているが、その妻は、いつどのように加入手続を行ったのか記憶が無いとしている上、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額等の具体的な記憶も無いことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明確でない。

さらに、申立期間は6年と長期間である上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金の関係で自宅へ来た人に加入するように言われて加入し、それ以降、夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和42年3月以降と推定され、申立人が所持している国民年金手帳も42年10月6日に発行されていることから、42年10月ごろに加入手続を行ったと考えられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考えられない。

また、申立人の夫は、昭和36年に申立人である妻が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人自身は、いつどのように加入手続を行ったのか記憶が無いとしている上、申立期間の保険料の納付方法及び納付金額等の具体的な記憶も無いことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明確でない。

さらに、申立期間は6年と長期間である上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を一緒に村の集金人に毎月納付していた。

しかし、昭和51年5月ころに村役場の職員から、「過去の国民年金の未納期間である8年分の保険料を納付しないと船員手帳を交付できない。」と言われ、妻が、結婚前の私の未納期間の保険料ではないかと勘違いし、一括で4万数千円を支払い、その後船員手帳を受け取った。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8年と長期間であるとともに、申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間の保険料について、申立人の妻が夫婦二人分を一緒に毎月納付していたと主張しているが、その妻の国民年金手帳により申立期間のうち昭和46年4月から47年1月までの期間の保険料の納付日を見ると、46年4月から同年9月までの6か月分を46年10月22日に、46年10月から同年12月までの3か月分を47年1月25日に一括して納付していることから、毎月納付していたとする申立内容には矛盾がみられる。

さらに、申立人は、昭和51年5月ころに、申立期間の国民年金保険料を村役場の職員にさかのぼって一括して納付したはずと主張しているが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、

この時期は特例納付できる時期でもない。

加えて、村役場では、国民年金の過年度保険料の現金での収納が行われていなかった上、国民年金の未納期間の保険料を納付しないと船員手帳を交付しないという取扱いは行われていなかったことが確認できることから、申立内容には不合理な点が認められる。

その上、村役場が申立人に送付したとする「転出される国民年金被保険者へのお知らせ」には、昭和 53 年 3 月 22 日現在の申立人の保険料の納付状況が記載されており、その記載内容によっても申立期間の保険料が未納となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、昭和 55 年 4 月に資格を再取得したときから、父が母と私の分をまとめて納付していた。申立期間について父母の国民年金保険料が納付済みになっているのに、私の保険料のみが未納とされていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の父は既に他界しているため納付事実の証言を得ることができず、申立人自身も国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人から提出のあった所得税の確定申告書（控え）をみると、それに記載されている国民年金保険料額と申立期間当時の保険料額とを突き合わせた結果、昭和 55 年に納付された保険料は父と母の二人分（父の 12 か月分及び母（昭和 55 年 11 月死亡）の 9 か月分）であり、56 年及び 57 年に納付した分は父の一人分であることが確認できる。

さらに、申立期間以前においても、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われておらず、いずれも国民年金へ未加入となっている状況がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から45年2月まで
申立期間の国民年金保険料については、金額ははっきりと分からないが、義母が毎月、A村役場で納付していたはずである。
未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母は既に亡くなっており、また、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、社会保険庁の記録によれば、申立人の手帳記号番号は昭和63年から平成4年ごろまでに払い出されていたものと認められ、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から54年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、義父が地区の納税組合に納めていたような気がする。当時、義父は納税組合の班長も務めていたほか、義母の分の保険料も納めており、私の分を約4年間も未加入のままにしておいたとは考えられず、記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は「少なくとももっと早い時期に任意加入手続をしたはずであり、4年間も未加入だったとは考えられない。」と主張しているが、具体的な時期については明言できず、主張を裏付ける根拠は無いとしており、申立内容に合理性が無い。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳のほかに手帳を所持したことがないとしており、別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年1月まで

平成元年8月から2年1月までの期間、国民年金の加入及び納付の事実が確認できないとのことであるが、当時、住んでいたA市のアパートの近くの銀行で納付していた。国民年金に未加入とは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときから、国民年金の加入及び保険料の納付をしていたと主張しているが、当時、居住していたA市では、国民年金手帳記号番号の払出しが無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年2月、B市で払い出されたもので、その時点では、申立期間は、時効により納付できなかった期間に当たる。

さらに、申立人は、「A市役所に国民年金の届出をした覚えはなく、年金の手続は会社がやってくれていると思っていた。」と述べるなど申立てに整合性が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年3月までの期間、37年12月から38年3月までの期間、38年12月から39年3月までの期間、39年12月から40年3月までの期間、40年12月から41年3月までの期間及び41年12月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで
② 昭和37年12月から38年3月まで
③ 昭和38年12月から39年3月まで
④ 昭和39年12月から40年3月まで
⑤ 昭和40年12月から41年3月まで
⑥ 昭和41年12月から42年3月まで

昭和36年から42年まで毎年、4月から12月下旬までA事業所に勤務し、12月から翌年3月までは、国民年金に加入し保険料を納付していた記憶があるので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年12月から42年3月までの期間、毎年、12月から3月まで保険料を納付していたと主張するが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成6年6月21日（資格取得は同年4月1日）であり、申立期間は国民年金に加入していない期間である。

申立期間当時、保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、

確定申告書等) 等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から49年9月までの国民年金保険料については、申請免除していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月から49年9月まで
申立期間当時、(株)Aで働いており、会社で数名分の国民年金の免除申請を代行してくれていた。昭和55年以降に免除申請した期間については、申請免除と記録されており、自分では、申立期間も免除申請承認期間と思っているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年8月から49年9月までの期間については、免除申請手続を行い、免除が承認された期間であると主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和55年7月1日であり、資格取得は昭和50年9月に遡^{そきゅう}及して行われており、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

国民年金に未加入の期間については、免除申請手続を実施することはできないため、申立期間当時、免除申請手続を実施するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申請免除していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

夫婦の保険料は、妻が二人分を一緒に納付していた。申立期間は妻も未納とされているが、妻によれば、納付書が送付されている限り未納はあり得ないとのことであり、時期は明確でないが、一人当たり6,000円から7,000円くらいの保険料を二人分まとめて納付した記憶があるとのことである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月25日に、夫婦連番で払い出されており、二人とも46年4月1日に遡及した資格取得となっている。

申立人の妻によれば、申立期間当時に6,000円から7,000円の保険料を二人分まとめて納付した記憶があるとの主張であるが、社会保険事務所の記録では、昭和49年9月26日に、遡及した期間の一部である48年4月から49年3月までの過年度納付保険料として一人当たり7,650円で二人分納付されたことが確認でき、申立人の妻の記憶とにそごはみられない。

一方、申立期間に係る保険料は、申立人夫婦が加入手続を行った時点では、その一部は時効により納付できない期間であるとともに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から48年3月まで

年金受給の請求時に、2年間の未納期間があると言われて驚いた。夫も私と同じ期間が未納とされている。夫婦の保険料は私が一緒に納付していたが私としては、納付書が送付されている限り未納はあり得ない。

時期は明確でないが、一人当たり6,000円から7,000円くらいの保険料を二人分まとめて納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和49年6月25日に、夫婦連番で払い出されており、二人とも46年4月1日に遡及した資格取得となっている。

申立人によれば、申立期間当時に6,000円から7,000円の保険料を二人分まとめて納付した記憶があるとのことであるが、社会保険事務所の記録では、49年9月26日に、遡及した期間の一部である48年4月から49年3月までの過年度納付保険料として一人当たり7,650円で二人分納付されたことが確認でき、申立人の記憶とにそごはみられない。

一方、申立期間に係る保険料は、申立人夫婦が加入手続を行った時点では、その一部は時効により納付できない期間であるとともに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年6月まで

申立期間当時、母が世帯3人（父、母、私）の国民年金保険料を納付していたはずであり、両親の保険料は納付済みであるのに私の昭和50年1月から51年6月までの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母の記憶はあいまいであり、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和51年11月30日、資格取得は50年1月に遡及したものであることが確認できる。保険料の納付時期については、A市町村の被保険者名簿により、申立人の保険料の納付は、52年4月から同年6月までの保険料が同年5月13日、同年7月から53年3月までの保険料が同年11月2日、53年4月から同年6月までの保険料が同年6月2日、51年7月から52年3月の保険料が53年9月22日に納付されたことが確認できる。遡及して被保険者期間となった昭和50年度の保険料納付は、年度中途の7月から行われているが、納付した53年9月22日の時点では、申立期間である51年6月以前の保険料は納付の時効となるために、保険料は納付できなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から49年3月まで

申立期間当時、母親が世帯3人（父、母、私）の国民年金保険料を毎月、A市町村で納めていたと記憶しているが、両親の保険料は納付済みであるのに、私の昭和42年12月から49年3月までの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母の記憶はあいまいであり、当時、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和49年4月16日であり、42年12月3日に遡及した資格取得となっていることが確認できる。この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間及び平成 3 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
② 平成 3 年 1 月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無かったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、私の母が役場へ資格取得届を行っているはずであり、納付した金額は詳しく憶えていないが、毎月、母が町内会へ納付していた。町内会では、100 パーセント徴収していたので納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の時期や納付状況が明確では無い。

また、申立人が、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張している母から事情を聴取しても、申立期間に係る被保険者資格の取得時期及び保険料の納付金額など、当時の状況が必ずしも明確では無い。

さらに、申立人は、申立期間含め住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無かったとの回答をもらった。
しかし、国民年金制度が発足する前の説明会に母と二人で出席し、その制度を必要なものと理解した上で、私は満 20 歳になった昭和 37 年 7 月から、母にお願ひし、母の分と一緒に確かに国民年金保険料を納付していた。
A 市に在住していた時期及び B 市に移住した後も、税金及び国民年金保険料を滞納したことも督促を受けたことも一切無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の時期や納付状況が明確では無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和 41 年 2 月 8 日に払い出されていることが確認できるが、この時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、申立人は 43 年 3 月までの間に住所を移動しておらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張している母は既に亡くなっていることから、申立人の保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、昭和 37 年 4 月から私の父が、地区の集金人に毎月国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が明確では無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が社会保険庁から A 町（現在は、B 市）へ昭和 38 年 12 月 31 日以降に払い出されたことが確認できることから、37 年 4 月から申立人の父が申立てに係る国民年金保険料を毎月納付していたとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年12月まで

A市へ転入するまでは国民年金の加入手続はしていなかったが、昭和50年ごろにB市からA市へ転入し、市役所で国民健康保険の手続をした際、市の職員から国民年金の手続をするように言われ、国民年金課の窓口へ行き加入手続をした。その場で納付できる分の保険料をすべて納付し、担当職員に未納が無いことを確認し安心していたので、今更未納があると言われても納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や預金通帳等の関連資料は無く、国民年金の加入手続を行った時期についての申立人の記憶も曖昧である。

また、申立人が最初に国民年金の加入手続を行ったのは、昭和50年3月から同年4月ごろであることが推察されるものの、申立内容には以下のように不合理と考えられる点がみられる。

- ① A市の検認記録及び社会保険庁の被保険者台帳の記録から、申立人が、昭和49年1月から50年3月までの保険料を51年に過年度納付していることが確認され、「A市へ転入した際にA市役所で加入手続をし、その場で納付できる分の保険料をすべて納付した」とする申立内容と一致しない。
- ② ①の過年度納付が行われた時期には特例納付は実施されておらず、申立期間の大半は時効により納付することができない。
- ③ 申立人は、「A市役所の国民年金課の窓口で納付した」としているが、A市役所においては過年度保険料の収納は行っておらず、また、C銀行A市役所内出張所の開設は昭和51年11月であり、申立ての時期にはA市役所内で過年度保険料を納付することはできなかった。
- ④ 申立人が一括で納付したとする金額は、申立内容の保険料を一括で納付した場合の保険料額と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年4月まで

昭和44年5月から平成3年4月については納付済期間となっているが、申立期間については、当時、母の国民年金保険料と一緒に納付していたのに未納とされていることに納得できない。

昭和34年11月30日に婚姻(挙式)し、その後、夫は、36年9月から44年3月まで厚生年金保険に加入していたが、私は、国民年金に任意加入して保険料を納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和44年7月27日以降と推認されること、及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年7月1日であることから、同年7月ごろであったと考えられる。

また、申立人の夫については、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人は、その夫と共に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、前述の国民年金手帳の検認記録欄も昭和42年4月から44年4月までの間、A市によって「不要」の印が押されていることから、申立人が申立期間当時に国民年金加入手続を行っていたとは見受けられない。

さらに、申立人は、その母の国民年金保険料と一緒に自ら同保険料を納付していたと主張しているが、母が国民年金に加入していたことが確認できず、申立期間について、申立人が国民年金に任意加入し、同保険料を納付したことを確認できる関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和16年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和36年9月から41年8月まで

申立期間に係る国民年金加入と保険料納付について照会申出書を提出したところ、加入と納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

加入の手続は両親が行い、保険料の納付は両親又は妻がしてくれていたと思う。両親や妻がそれぞれ自分の国民年金保険料を納付しているのだから、自分の保険料も納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の両親が国民年金の加入手続をし、申立人の両親又は妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料が納付されていたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、かつ、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していないため、納付の場所や金額及び納付方法等は不明である。また、国民年金手帳の受取に係る記憶が無く、申立期間中に国民年金手帳が払い出されたとことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、結婚後、申立人の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付していたとされる申立人の妻は、申立人の保険料が申立人の両親によって納められていたとする記憶が無く、妻自身が申立人の保険料を納めた記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和23年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和43年12月から45年3月まで

昭和45年に結婚し、国民年金に未加入だったことからさかのぼって加入した。

市役所の職員であるAさんに結婚前の2年間について納めなさいと言われ、結婚前のことなので両親にお金を準備してもらい昭和46年8月に自宅で手渡した。領収書を渡してもらわなかったので職員の名前ははっきり覚えており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、預金通帳等の関連資料は無い。

また、申立人は、昭和45年12月に結婚し、国民年金にさかのぼって加入し、申立期間である結婚前の未納期間について46年8月に納付したと主張しているが、市が保管する国民年金被保険者名簿には、49年11月13日付けで特例納付に関する通知書が発送された記録があり、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立内容と整合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付先及び納付場所については、昭和46年8月に市職員のA氏に自宅で手渡したと主張しているが、同氏について市に確認した結果、「正職員及び嘱託職員等びょうに該当する方が見当たらない」との回答を得ており、申立内容の信憑性に疑問が残る。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男

基礎年金番号：

生 年 月 日： 昭和33年生

住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成5年3月から同年9月まで

厚生年金保険からの離脱により、国民年金に加入し納付してきた。国民年金への加入届は、会社退職後すぐではなく何か月か後だと思ふ。

市役所職員か社会保険事務所職員かは定かでないが、未納があるという事で訪問を受け、母親が納付したと言っている。

平成5年10月以降も月々納付しており、申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立人が行ったとする国民年金加入手続に係る記憶は詳細ではなく、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付についての状況が不明であり、当時、納付していたとする申立人の母親から納付状況を聴取しても、納付時期や納付金額等についての記憶は無い。

さらに、申立人は、平成5年10月以降、国民年金保険料を月々納付していたと主張しているが、社会保険庁の資料によれば平成5年10月から6年3月までは過年度納付していることが確認でき、申立内容に整合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められない。

福島国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 45 年 4 月から 61 年 3 月まで国民年金の定額保険料と併せて付加保険料も納付してきたが、申立期間について付加保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月から 61 年 3 月まで、納税組合長に付加保険料を納付し、その金額は「300 円で変動なかった」と主張しているが、付加保険料納付の制度は、45 年 10 月から開始され、納付金額は当初月額 350 円で、49 年 10 月から月額 400 円となっており、申立内容と矛盾する。

また、申立人が提出した国民年金保険料の領収書の金額は、すべて定額分のみの記載となっており、付加保険料分が合算された金額とはなっておらず、さらに、申出人が所有する昭和 45 年当時の国民年金手帳の「国民年金印紙検認記録」欄には、付加保険料を納付したことを示す朱印の表示がない。

加えて、付加保険料を納付する場合の手続について、申立人は集金に来た納税組合長に口頭で手続して付加保険料を納付したと主張しているが、実際は市役所の国民年金担当の窓口「付加保険料納付申出書」を提出して手続を行うことが必要であり、申立内容に信憑性が認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年9月まで
国民年金の加入手続をした時期は覚えていないが、加入した時点でA町職員に遡及して納付した方が後々有利になると言われ、夫婦二人分の保険料10万円弱を自宅に集金に来た職員に現金で渡し、納付した。夫婦共に遡及して納付したはずなのに、私の年金記録では、遡及した期間が夫のそれと比べ、55か月(4年7か月)も少ないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に遡及して納付することを勧めたA町元職員の証言によれば、申立人夫婦は国民年金の未加入期間が長かったことから、加入勧奨をした際、特例納付の時期でもあり、夫婦共に60歳到達前月までの受給資格期間(300月)を満たすべく、遡及する期間と保険料を試算して提示し、遡及して納付することを勧めたとしている。

また、申立人とその夫は、社会保険庁の納付記録からみて、A町職員の勧めたとおり、夫婦共に受給資格期間を満たす時点(申立人は昭和48年10月、その夫は44年3月)まで遡及して納付している。

さらに、申立人とその夫は特例納付、過年度納付及び現年度納付を行っており、その保険料総額は9万9,850円となり、夫婦二人分の保険料として10万円弱を現金で納付したとする申立人の主張と一致する。

加えて、遡及した期間が夫のそれに比べ55か月も少ないとする主張は、申立人とその夫との生年月日の差(月数)に過ぎない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 12 月まで

国民年金の集金人が毎月自宅に保険料の集金に来ていたので、その都度 250 円を渡し、納付した。納付した時もらった手書きの領収書は、転居をした際に紛失し、記憶のみであるが、確かに納付しているので納得がいかない。また、私の国民年金手帳には、申立期間に「抹消」と押印されているが、当初、納付した記録を納付していないと訂正した意味で「抹消」という印字を押印したのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金任意加入により取得した資格取得日（昭和 44 年 1 月 30 日）以前の期間であり、この期間は国民年金制度では、本来、保険料を納付することができず、このような期間について当該 A 町では、「抹消」の印字を使用していたとしている上、収集した別の資料でもこれを確認することができる。

また、申立人は同一市町村内（A 町）で転居しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が記憶している月額保険料 250 円は、申立期間当時の月額保険料（200 円）とは一致せず、納付済みとなっている申立期間直後当時の月額保険料であることから、申立人の記憶に齟齬そごがあると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 37 年 7 月までの期間、39 年 1 月から 39 年 6 月までの期間、39 年 9 月から 41 年 7 月までの期間及び 44 年 5 月から 44 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 37 年 7 月まで
② 昭和 39 年 1 月から 39 年 6 月まで
③ 昭和 39 年 9 月から 41 年 7 月まで
④ 昭和 44 年 5 月から 44 年 10 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金保険料については、昭和 53 年ごろ A 市役所の国民年金係の窓口で一括納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年ごろに申立期間の国民年金保険料を A 市役所において一括納付したとしているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が A 市役所で一括納付したとして申し立てていた金額は申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額とも大きく異なっているほか、納付を受け付けたとする A 市の職員に該当者がいないなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から47年11月まで

昭和46年8月に会社を退職後、すぐに妻がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所職員に自宅まで集金に来てもらっていた。47年は、B市に転居後も、市役所の職員又は納付組織の担当者が自宅まで保険料を徴収に来ていたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和46年8月に国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は48年6月に夫婦連番で払い出されており、申立人の国民年金手帳の発行日も、その妻と同じ48年1月25日であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、自宅へ集金に来る市役所の職員や納付組織の担当者に国民年金保険料を預けたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、当該担当者の職位や氏名について全く記憶していないなど、申立人の記憶は不明確で、保険料の納付状況が不明である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿の中には申立人の氏名が無く、B市の国民年金被保険者名簿では、夫婦とも、資格取得日は昭和47年12月1日と記載されており、申立期間に係る納付記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から47年11月まで

昭和46年12月に会社を退職後、47年1月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所職員に自宅まで集金に来てもらっていた。昭和47年は、B市に転居後も、市役所の職員又は納付組織の担当者が自宅まで保険料を徴収に来ていたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月に国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は48年6月に夫婦連番で払い出されており、申立人の国民年金手帳の発行日も、その夫と同じ48年1月25日であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、自宅へ集金に来る市役所の職員や納付組織の担当者に国民年金保険料を預けたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、当該担当者の職位や氏名について全く記憶していないなど、申立人の記憶は不明確で、保険料の納付状況が不明である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿の中には申立人の氏名が無く、B市の国民年金被保険者名簿では、夫婦とも、資格取得日は昭和47年12月1日と記載されており、申立期間に係る納付記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から52年12月まで
申立期間の国民年金保険料については、夫の未納期間の保険料と併せて特例納付により一括納付しており、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一括納付したとする金額(約30万円)は、実際に申立期間の保険料と夫の未納期間の保険料を併せて納付した場合の額(120万4,000円)と大きく異なっており、申立内容に不合理な点が認められる。

また、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、過去の未納期間について、一部の期間は特例納付を行い、過年度納付が可能な期間は夫と共に最大限納付を行っており、それらの納付金額の総額は、申立人が一括納付したとする金額と近い金額(25万3,920円)となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。国民年金制度が発足した当初から保険料を納付していた記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の前後の 20 歳到達による強制加入者の国民年金手帳記号番号から、平成 3 年 8 月 30 日以降と考えられ、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人の居住地管内の社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿を实地に調査した結果、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号を確認できず、申立人の口頭意見陳述などからも別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえなかったことから、昭和 36 年に国民年金に任意加入し、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、昭和 36 年に国民年金に任意加入して以来、申立期間の保険料を A 市役所 B 支所で納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までのうち 2 年間
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。
未納期間があることは認めるが、昭和 61 年ごろに社会保険事務所から未納の通知があったことから、妻が A 町役場に行き、1 年分を 2 回、合計 2 年分の保険料を納付したので、自分では未納期間は 3 年程度と認識していた。納付した保険料が何年度のものか記憶に無いし、領収書を受領したかも忘れたが、この 2 年分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち 2 年分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付時期については昭和 61 年及び 62 年又は 62 年及び 63 年と主張するなど、申立期間の保険料を納付した時期についての記憶は曖昧であり、申立期間を特定することができない。

また、申立人は、さかのぼって納付したとする 2 年分の保険料のうち、1 年分は昭和 61 年度分の保険料であると主張しているが、同年度分の保険料は 62 年 4 月 15 日に現年度保険料として収納されていることから、社会保険事務所から送付された過年度保険料の納付書により納付したものは考えられない。

さらに、申立人は、申立期間のうちの 2 年分の保険料を 2 回に分けて納付したと主張しているが、過年度保険料の納付書は通常 2 年分の未納期間について一枚で作成されることとなるのに対し、1 年分ずつに分けて納付書を作り直された経緯は無いと主張していること、及び過年度保険料にもかかわらず A 町役場で納付したと主張していることから、申立人の主張は信憑性が高

いとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から7年5月まで

平成7年に結婚してA自治体に転居してきた。同自治体から国民年金保険料の未納の通知があり、納付書には40万円近くの金額が記載されていたので、このうち、27、28万円を親から借りて、保険料を納付した記憶がある。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者払出簿から、平成7年7月ごろと考えられるが、この時点で、申立期間の一部は時効により納付することはできない期間であり、事実、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A自治体から保険料額約40万円の納付書が送付されてきたと主張しているが、申立期間のうち納付可能な期間は、過年度保険料のみであることから、A自治体から納付書が送付されることは考えられず、申立内容に信憑^{びよう}性は認められない。

さらに、申立期間に保険料を納付した事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 100

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年11月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年2月から50年11月までの国民年金保険料が未納とされていた。領収書など納付した証拠となるものは無いが、50年12月に国民年金の加入手続を行い、40年11月からの保険料をまとめて納付した際に、申立期間の保険料も納付したはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に国民年金の加入手続を行い、国民年金被保険者資格が強制であった40年11月から47年1月までの保険料を特例納付したことが確認できるが、47年2月の婚姻により、これ以降の期間については被保険者資格が任意となっているとともに、現在はこの資格が強制となっている47年12月から48年1月までの期間についても、平成8年1月に、資格の記録が訂正されたものであることが確認できることから、申立期間は任意資格の国民年金被保険者のため、特例納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和50年12月に特例納付した際の納付額を記憶していないなど、申立期間についても保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年12月まで

昭和57年4月ごろ、57年度の保険料を免除申請したが、58年3月に、A市役所B支所で全額納付した記憶がある。その後、C町(当時)に転居したが、58年7月にA市に戻り、それ以降も同支所で2回ほど納付した。

また、平成5年に納付されていない期間があると言われ、更に保険料を納付した。

このため、申立期間が免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年に申立期間の保険料を納付したと主張しているが、平成5年1月26日に、昭和58年1月分及び同年2月分の保険料を追納した記録となっており、この時点で、申立期間は時効により追納できない。

また、申立人は、昭和58年7月以降もA市役所B支所で納付したと主張しているが、この時点で申立期間の保険料を納付する場合、申請免除期間の保険料の追納となり、同支所で納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和58年3月にもA市役所B支所で納付したと主張しており、この場合、申請免除となっていた57年4月から58年3月までの期間の保険料を同支所で納付することが可能であったと考えられるが、C町(当時)に保管されている国民年金被保険者台帳により、58年4月9日に58年3月分の保険料が納付されたことが確認できたことから、仮に58年3月に免除申請されていた保険料をまとめて納付したのであれば、その直後の58年4月9日に、58年3月分の保険料を納付することは不自然であると考えられる。

加えて、申立人が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料(家計

簿、確定申告書等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から52年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和43年10月から52年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、昭和43年10月から母が保険料を納付してくれており、47年3月からは妻が夫婦二人分の保険料をA町役場で納付していたと記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母及び妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、既にその母も死亡しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和43年10月からその母が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の居住地管内の社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿を実地に調査した結果、申立人に払い出された別の手帳記号番号を確認できなかったことから、申立人が主張する納付方法により申立期間の保険料を納付することは不可能である。

さらに、申立人の母及び妻が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年4月まで
申立期間当時は自営業であったが、この期間の保険料については、納税組合の人が集金に来て、納付していたと記憶している。
このため、申立期間が免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、納税組合を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、A市に保管されている国民年金保険料徴収簿（昭和37年度～42年度）から、申立期間に、申立人、その母及び申立期間当時のその妻が共にB納税組合に加入していたことは確認できるが、申立人の母及び申立期間当時の妻の申立期間における記録も申請免除（両人の記録の一部は未納）となっていることから、両人と同居し、同じ納税組合に加入していた申立人が申立期間の保険料を納付していたとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後から納付したことはないとしており、事実、申立期間の保険料を追納した事情もうかがえない。

加えて、申立期間は5年以上と長期間である上、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が複数存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から51年6月まで
申立期間の保険料については、父が家族の分をまとめて、納税組合を通じて納付していたと記憶している。
このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和53年8月29日から9月7日までの間と考えられ、この時点で、申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、申立期間の保険料については、納税組合で納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身が申立期間の国民年金の手續に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間について、その父が納税組合を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

加えて、申立期間は9年以上と長期間である上、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が存在している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から54年4月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年9月から54年4月までの国民年金保険料が未納とされていた。47年12月の結婚後、長女を背負い大変な思いをしてA村役場（当時）に行き、保険料を納付した記憶があり、毎月行けないときは、まとめて、タクシーを使って役場に行き、納付した記憶が数回あるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年5月29日に国民年金に任意加入しているが、この時点で、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和47年12月の婚姻後に、A村役場（当時）で国民年金に加入し、子供を連れて同役場に行き、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間には出産前及び婚姻前の期間が含まれているとともに、B自治体に居住していた期間が含まれているなど、申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA村役場（当時）で納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かであるため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況及び納付金額が不明である。

加えて、申立期間は、国民年金未加入期間及び合算対象期間（カラ期間）

となっており、ほかに申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年12月までの国民年金保険料及び40年1月から52年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から49年12月まで
② 昭和40年1月から52年1月まで

25歳になる昭和43年ごろにA町役場(当時)に行き、国民年金の加入手続を行った。20歳の時点である5年前にさかのぼって保険料の納付を希望したが、5年は無理だが3年ならさかのぼれ、また、付加保険料と併せて納付すれば、20歳から納付した場合と同じ年金支給額になると言われたので、付加保険料と併せて3年分の保険料を納付し、その後も付加保険料分を含めた保険料を継続して納付していた。

このため、申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号及び付加保険料納付の申出年月日から、昭和52年2月14日と考えられ、この時点で、49年12月までの保険料は時効により納付できない期間であるとともに、52年1月までの付加保険料についても納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、付加保険料の納付が開始されたのは昭和45年10月であることから、40年1月分からの付加保険料を納付したとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、昭和43年に、40年1月までさかのぼって国民年金保険料及び付加保険料を納付し、その後も継続して納付していたと主張してい

るが、申立期間の保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から59年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和53年12月から59年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。母が56年ごろにA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で申立期間の保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和60年4月以降であると考えられ、この時点で、申立期間の大半は時効により納付できない。

また、申立人が国民年金の加入手続時にさかのぼって得た資格取得日は昭和56年4月であることから、申立期間の一部は国民年金の未加入期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、その母が国民年金の加入手続をした上、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が申立期間の国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 49 年 9 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 45 年 6 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、納税組合を通じて納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から昭和 51 年 12 月 20 日又は同月 21 日と考えられ、この時点で、申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、申立期間の保険料については、納税組合で納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの 18 か月間の国民年金保険料を 51 年 12 月 21 日に現金で納付（過年度納付）していることから、45 年 6 月から納税組合を通じて保険料を納付してきたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間について、納税組合を通じて保険料を納付していたと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 54 年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認できないとの回答をもらった。家計簿に国民年金保険料を支出した記載があるので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達以後、数回にわたり厚生年金保険の加入及び脱退を繰り返しているが、厚生年金保険脱退後、当然国民年金に加入すべき期間について加入手続をしていないため、6 年 8 か月の年金未加入期間が存在する。申立期間についても、国民年金には加入しておらず、申立期間の一部には厚生年金保険加入期間も含まれている。

また、申立人の妻によれば、申立人の国民年金加入手続や保険料納付は妻が行っており、申立人自身が直接関与していないことから、申立人の年金に対する意識は高かったとは言い難い。

さらに、申立内容は、「申立期間について、妻は加入し納付している。家計簿に国民年金保険料の支出がある。」というものであるが、家計簿に記載されている国民年金保険料の支払金額は当時の保険料月額に納付期間の月数をかけた金額であり、1 名分の保険料額となっている。したがって、家計簿の国民年金保険料の支出をもって、申立人及び申立人の妻の 2 名分の保険料を納付したと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間、45年4月から同年6月までの期間、45年10月から46年6月までの期間、46年10月から同年12月までの期間、47年7月から同年9月までの期間及び52年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から同年6月まで
③ 昭和45年10月から46年6月まで
④ 昭和46年10月から同年12月まで
⑤ 昭和47年7月から同年9月まで
⑥ 昭和52年7月から53年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付が確認できなかったとのことであった。私は、国民年金保険料は税金だと思って納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、「税金だと思って納付してきたので、納付しなかったことは無かったと思う。」と主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどから保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に申立期間における国民年金保険料の納付方法及び納付金額を聴取するも明確な回答を得ることができず、事実、申立期間の保険料を納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は六つの期間で合計39か月に及んでおり、行政側の^{かし}瑕疵により申立期間の国民年金納付記録が不明になったとも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 7 月から 17 年 3 月までの国民年金保険料については、全額免除申請の承認を受けていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月から 17 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、全額免除が確認できなかつたとのことであつた。私は、毎年、7 月か 8 月又は 2 月に市役所に出向き、全額免除の申請を行つてきたので、申立期間の保険料について全額免除の承認がされていないことには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年、国民年金保険料全額免除申請を行つてきたと主張しているが、社会保険庁が保管している申立期間に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書によれば、申立人が、当該申請を平成 18 年 2 月 7 日に行つていたことが確認でき、毎年、同申請を行つてきたという申立内容とは相違する。

また、当時は、社会保険庁による免除等の対応として、平成 17 年度国民年金保険料の免除申請に対し申請期限を延長する旨の告示改正がなされた時期であり、申立人が申請した国民年金保険料免除・納付猶予申請書については、当該告示改正に沿つて正当に承認の事務処理がなされたことも確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書を平成 18 年 2 月 7 日以外に申請した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の、申立期間についての国民年金保険料については、全額免除申請の承認を受けていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から47年12月まで

申立期間は、A市にある建具店に住み込みで働いており、経営者が給与から国民年金保険料を天引きして払ってくれていた。未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする建具店の経営者は既に死去しており、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳は、昭和49年3月にB町で発行されたものであることが発行日の記載等から確認できる一方、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続を行った記憶及び現在所持しているもの以外の国民年金手帳を所持していた記憶は無いとしている上、申立人が20歳に到達した昭和42年5月から43年3月までの期間について、A市の国民年金手帳記号番号払出整理簿を調査しても、申立人の名前は見当たらないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から47年12月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。
両親からは、私が20歳の時から納付組織を通じて保険料を納めていたと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は申立期間の国民年金の手續に直接関与していないため、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年3月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、事実、申立期間の保険料を納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする納付組織においては、各組合員が国民年金の加入手續をした以前の保険料は扱わなかったことが確認でき、申立期間の保険料を納付組織に納付したとする申立内容とも相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付が確認できなかったとのことであった。私は、昭和 40 年度の欄には昭和 40 年 12 月 30 日の領収印がある国民年金手帳のほかに、40 年 10 月 29 日に 1 年分の保険料を役場に納付した領収証書を 2 枚持っている。この領収証書は、申立期間の保険料を納付したものであると申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 10 月 29 日に町役場収入出納員が領収した国民年金印紙代金領収証書 2 枚（申立人宛及び宛先未記載のもの）をもって、「この領収証書は申立期間の納付によって交付されたものである。」と主張しているが、当該領収書の年度期別欄には「昭和 40 年度全期間」と記載されており、申立期間の保険料納付によって交付されたものではない。

また、昭和 40 年 10 月 29 日時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、町役場が申立期間の保険料を収納したとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、その納付状況が不明である。

加えて、申立人が所持している昭和 36 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳においては、申立期間のみ検認印が押印されておらず、事実、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年6月まで

申立期間について、国民年金保険料納付記録を照会したところ、納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。昭和50年10月に結婚して転居した際、役場に出向いて国民年金の手続きを行い、その後、役場に納付書を持参して申立期間の保険料を納付したと思うので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を役場に出向いて納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどからその納付状況が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料の納付方法等を確認したところ、申立人は、生活状況の変化によってしばらく納付できなかったため、昭和53年10月ごろに納付したかもしれないと述べており、申立人が主張している53年10月時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったと推認される。事実、申立期間の保険料を納付した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 から 52 年 5 月 まで

両親が国民年金の加入手続を行い保険料を納付した。結婚後も両親が保険料を納付した。領収書等確認できるものは無いが、間違い無く両親が加入手続を行い、保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、両親が国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、既に申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年9月までの期間及び46年4月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から45年9月まで
② 昭和46年4月から49年2月まで

申立期間①の国民年金保険料については、母が納付しており、申立期間②の国民年金保険料については、妻がA区の出張所で納付した。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については申立人の母親が、申立期間②については申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が国民年金の手続に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②の保険料を納付したとされる妻も、納付場所以外の納付状況については、明確な記憶が無い上、同人は、昭和46年5月までは厚生年金保険に加入していたものの、会社を辞めた同年6月から49年3月までは、公的年金未加入の状態であり（昭和49年6月に、46年6月から47年3月までの保険料は特例納付、47年度及び48年度の保険料は過年度納付されている。）、自分の保険料を納付せず、夫の保険料のみを納付していたとするのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年4月まで

昭和45年6月に県外にある会社を退職し、親元に戻ってから、母親が国民年金の加入手続を取り、父親が国民年金保険料を納付した。

両親から、一人娘の私が将来困らないようにと、年金だけは途切れることのないように手続をしたと聞いた。

また、父親は市会議員の職にあり、父親の性格上、納付してくれたものと思う。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、同居していた親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、事実、申立人は自らの国民年金手帳を見たことがないと陳述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年9月まで
社会保険事務所から、昭和46年4月から47年3月まで国民年金に未加入であり、同年4月から49年9月までの国民年金保険料が未納である旨の回答を受けた。

いつごろか分からないが、母が保険料を納付してくれたので、その分を私が母に送金した記憶がある。その時に、厚生年金保険から切り替えた後の年金の空白期間は無いと母親から言われたので、自分としては空白期間が無く納付してきたと思っている。一生懸命納付してきたのに、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手續に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年11月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

なお、母親が国民年金保険料を納付したことについては、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年11月時点において、納付可能な過年度保険料をまとめて納付したものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで
20歳を過ぎて数か月後、A市役所の職員が国民年金の加入勧奨のため自宅に来たのでその加入手続をし、保険料を納付した。その後、申立期間については、定期的に訪問して来た同市の職員に納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住していた昭和44年から46年当時、訪問してきた同市役所職員に国民年金加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、同市の職員が保険料未納者に対する戸別徴収を行っていたことが確認できたものの、戸別訪問による加入勧奨や加入手続を行っていたことは確認できず、同市において手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そして、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和46年9月以降で、場所はB市役所であることが確認できるところ、これによつては申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 4 月まで

私は、昭和 57 年 12 月に会社を退職し、A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続をして、自宅付近の銀行で保険料を納付した記憶があるので、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所の記録によると、平成 2 年 4 月以降であることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付場所や納付金額等についての申立人の記憶が具体的ではないので、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から同年 7 月までの期間及び 63 年 9 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月から同年 7 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

A 県警を退職後の昭和 63 年 6 月及び B 社を退職後の 63 年 9 月に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間の保険料を納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁には、申立期間を含めて申立人に係る国民年金の加入記録は全く無く、保険料を納付したとする C 市及び D 市にも記録が無く、国民年金手帳記号番号の払出しが確認できない。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申立人の説明は、具体的ではないことから、それらの状況が不明であり、申立期間に係る保険料納付を示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年8月までの期間及び47年12月から51年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年8月まで
② 昭和47年12月から51年5月まで

昭和46年7月にA区役所で国民年金の加入手続をし、同年7月及び同年8月の保険料を納付した。また、47年12月から51年5月までの保険料は、B市及びC市で納付書により銀行で納付したのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和51年6月であることが社会保険事務所の記録から確認でき、この際の資格取得は任意加入であるため、これより以前の期間である申立期間の国民年金保険料は、さかのぼって納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号の払出しも確認できない。

また、申立人が申立期間に保険料を納付したとするA区、B市及びC市並びに管轄のD社会保険事務所及びE社会保険事務所のいずれにも申立人が国民年金に加入していたことを示す資料が存在しない上、申立期間に係る保険料納付を示す関連資料（家計簿、預金通帳等）も無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年9月まで

昭和43年12月20日に自宅で集金人に私の41年1月から43年3月までの国民年金保険料を納付し、その際、国民年金手帳の42年度の左のページが41年度の領収書の代わりであるとの説明を受けた旨を亡父から聞いており、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間当時、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等については不明である。

また、申立人の国民年金手帳は昭和43年11月7日に発行されており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金手帳の昭和42年度の左のページが41年度の領収書の代わりであると主張しているが、A市（当時）において、このような取扱いがされていたことは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から51年9月まで
申立期間の保険料は、昭和51年9月ごろ、A市B市民センターの窓口で、妻が夫婦二人分の保険料として83万から84万円ぐらいを現金で特例納付したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付したと主張する申立人の妻が納付場所としているA市B市民センターでは、当時、特例納付保険料の收受を行っていなかったことが確認できること、現金を職員に預けたとしている納付方法は、当時のA市の保険料取扱事務として行っていないことが確認できること、及び申立人が名前を挙げた3人の職員は、申立期間当時同センターに在籍していなかったことが確認できることなど、納付場所に関する申立内容には不自然な点がみられる。

また、申立人の妻が納付したとする金額は申立期間に係る夫婦の特例納付の保険料の合計額と一致せず、保険料の納付時期についての申立内容にも変遷がみられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から51年9月まで
申立期間の保険料は、昭和51年9月ごろ、A市B市民センターの窓口で、私が夫婦二人分の保険料として83万から84万円ぐらいを現金で特例納付したのにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付したと主張する申立人が納付場所としているA市B市民センターでは、当時、特例納付保険料の收受を行っていなかったことが確認できること、現金を職員に預けたとしている納付方法は、当時のA市の保険料取扱事務として行っていないことが確認できること、及び申立人が名前を挙げた3人の職員は、申立期間当時同センターに在籍していなかったことが確認できることなど、納付場所に関する申立内容には不自然な点がみられる。

また、申立人が納付したとする金額は申立期間に係る夫婦の特例納付の保険料の合計額と一致せず、保険料の納付時期についての申立内容にも変遷がみられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の年金記録に係る昭和60年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月

昭和60年3月に幼稚園を退職後、すぐにA市役所で国民年金の加入手続をし、窓口で同年4月分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月末に私立幼稚園を退職した後、直ちにA市役所へ出向き、窓口で国民年金の加入手続を行い同年4月分の保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所の加入記録では、国民年金の資格取得は、結婚してB市に転入した後の同年5月28日の任意加入となっており、任意加入以前の保険料は納付できない。

また、C社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿からは、申立人に係る昭和60年4月前後における別の年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から58年3月まで

申立期間は、私が店の売上金の集金に来ていた銀行の集金人に、私と長男の二人分の国民年金保険料月額5,250円を現金で預けて納付していたのにもかかわらず未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら経営する店の売上金の集金に来ていた銀行の集金人に、申立人とその長男の二人分の国民年金保険料を毎月預けていたと主張しているが、銀行の集金人に預けたことをもって保険料を納付したとは認められず、銀行の集金人に預けたことも含めて保険料の納付を示す関連資料（確定申告書の写し、預り証等）も無い。

また、申立人が主張する納付状況等については、申立内容が一貫しないなど不自然さがみられる。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその長男の納付記録をみると、昭和58年度分は未納となっており59年度に過年度納付として一括納付され、59年度分も60年4月に一括納付されていることが確認されており、毎月納付していたとする申立人の主張には矛盾がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

申立期間は、母が店の売上金の集金に来ていた銀行の集金人に、母と私の二人分の国民年金保険料月額5,250円を現金で預けて納付していたのにもかかわらず未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、自ら経営する店の売上金の集金に来ていた銀行の集金人に、母と申立人の二人分の国民年金保険料を毎月預けていたと主張しているが、銀行の集金人に預けたことをもって保険料を納付したとは認められず、銀行の集金人に預けたことも含めて保険料の納付を示す関連資料（確定申告書の写し、預り証等）も無い。

また、申立人が主張する納付状況等については、申立内容が一貫しないなど不自然さがみられる。

さらに、申立人の納付記録をみると、昭和58年度は未納となっており59年度に過年度納付として一括納付され、59年度分も60年4月に一括納付されていることが確認されており、毎月納付していたとする申立人の主張には矛盾がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

昭和43年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から50年3月まで

A市役所から申立期間について国民年金保険料の未納金額が明記された通知が届いたので、後日、母からお金を貸してもらい、未納分の国民年金保険料として22万円か23万円を、市役所で一括納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回目の特例納付により、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、納付時期に関する記憶が明確でない上、納付したとする金額も申立期間の特例納付保険料と異なっている。

また、申立期間の国民年金保険料相当額の支出があったことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を貸してくれた亡母以外の妻及び父には、申立期間の保険料を納付したことを話しておらず特例納付を裏付ける証言が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から54年3月まで

私は、昭和54年4月13日の任意加入手続の際に、A市役所の担当者から勧められ、預貯金約17万円を引き出して、市役所で、申立期間の国民年金保険料を納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が任意加入手続をした昭和54年4月13日は第3回特例納付の期間内(昭和53年7月から55年6月まで)であるが、申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額と異なっている。

また、申立人は、納付済みとなっている申立期間以降の国民年金保険料の領収証書4枚を保管しているにも関わらず、より金額の大きい申立期間の特例納付の領収証書を受け取っていないとする主張は、不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から48年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和41年9月から48年3月までの期間について納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。私の国民年金保険料に関しては、在学中から母が納付していたと聞いており、結婚後も妻の保険料をさかのぼって納付したと聞いているので、申立期間について納付漏れがあることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、かつ、申立人自身は申立期間の保険料納付について関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出しは昭和49年5月であり、その妻の手帳記号番号の払出しは49年2月ごろであったことが確認できる。さらに、申立人から提出された保険料納付書の写しから申立人は48年4月から49年3月の12か月分を49年6月24日に過年度納付しており、その妻については、49年4月22日に47年11月から48年3月までの5か月分を過年度納付していることが確認できる。

このことから、申立人の母親は結婚とともに申立人とその妻を国民年金に加入させる手続を別々に行い、申立人とその妻について共に約1年分の過年度納付を行ったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年2月まで

私は妻の分と一緒に国民年金保険料を納付しており、妻の国民年金の納付記録では昭和57年1月及び同年2月が納付済みであるのに私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は申立人の妻の分と一緒に納付したと主張しているが、申立人の妻は昭和59年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、納付が可能な57年1月及び2月の保険料を過年度納付したことは確認できるが、申立人が妻の国民年金の加入手続をしたとき、申立人は厚生年金保険の第四種被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年9月時点では、申立期間は時効により納付できないことになっているとともに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 170

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から平成元年 1 月まで

私は、昭和 57 年に国民年金に加入し、平成元年 2 月に厚生年金保険に加入するまでは、私か妻が銀行や郵便局で国民年金保険料を納付していた。途中で保険料の納付をやめたとは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付場所、納付金額等の状況が不明確であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の妻は、国民年金の加入対象期間である昭和 46 年 7 月以降現在までの期間において、国民年金に加入していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの期間及び60年4月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から53年3月まで
② 昭和60年4月から同年5月まで

昭和48年ごろに会社を辞めたとき、会社の総務担当者から国民年金の加入手続をするよう言われたため、区役所で国民年金の加入手続を行った。

当時の記憶は無いが、国民年金手帳が領収書も兼ねているとっていたので、当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和52年8月から53年3月までの期間については、申立人が加入手続を行ったとする48年2月に払い出された国民年金手帳の記号番号は、同年8月に資格が喪失されていることから国民年金保険料を納付できない上、55年10月に払い出された別の手帳記号番号では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

申立期間のうち、②昭和60年4月から同年5月までの期間については、平成2年11月に厚生年金保険の記録が統合された際に国民年金の記録が追加されたもので、申立期間当時は厚生年金保険加入中とされていたことから、国民年金保険料を納付していたとは考えられない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）も無く、保険料の納付状況の記憶は曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から58年11月まで

私は、昭和54年8月に会社を退職した後、市役所で国民健康保険と同時に国民年金に加入した。国民年金保険料は、加入当初から毎月納付していたはずであり、申立期間が未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その時期に申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から42年3月まで

私は、申立期間当時、個人経営の医院に勤務しており、院長の妻が給与から国民年金保険料を控除して、納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を当時の勤務先の院長の妻が納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していないため、保険料の納付についての状況が不明である上、申立人が申立期間当時に給与から保険料として控除されていたと記憶している額は、申立期間当時の保険料額とは異なっており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成19年6月に国民年金に任意加入するまで加入記録が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私は、昭和43年1月に結婚した後、夫が開店した薬局の手伝いで忙しく仕事以外のことを考える余裕がなかったが、少し余裕のできた45年ごろに、区役所で夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。初回の国民年金保険料は区役所で納付し、その後は納付書により保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び夫の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が昭和45年ごろに国民年金の加入手続を行った際に交付されたとする年金手帳は、昭和49年10月以前には交付されていない年金手帳であることなど、申立内容に不自然な点が見られる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 58 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から 58 年 8 月まで

私は、昭和 57 年 9 月に海外から帰国し、市役所で転入手続を行った。国民年金の加入手続や保険料の納付は、夫婦一緒に行っていたはずであり、妻の記録が納付済みとなっているのに、私の記録が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、外国から帰国した昭和 57 年 9 月に国民年金加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から当時の事情を聴取しても、記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 5 月に A 県 B 市に払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は、59 年 5 月に C 県 D 市に払い出されているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、夫婦一緒に加入手続を行ったはずであるとする申立内容とは一致しない。

さらに、申立人が所持する年金手帳では、昭和 59 年 7 月 1 日が「初めて被保険者となった日」として記載されており、それ以前の申立期間については、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、会社を退職後すぐの昭和 44 年 4 月ごろに自分で夫婦の国民年金の加入手続を行い、保険料は送付されてきた納付書により妻が二人分を区役所に納付していた記憶があるため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 5 月に職権適用により夫婦同時に連番で払い出されており、申立人は過年度納付や特例納付制度を利用して、国民年金保険料をさかのぼって一括納付した記憶は無いと主張していることから、44 年 4 月ごろに夫婦二人の国民年金加入手続を行い、以後は納付書により、その妻が保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は昭和 45 年 5 月発行の国民年金手帳を所持しているが、それ以前には国民年金手帳をもらった記憶が無いとしており、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付事実を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人と共に保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料も、申立期間の国民年金加入期間については未納となっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年5月まで

私は、国民年金保険料の納付に関しては、婚姻中、元妻に任せており、申立期間の保険料については、元妻が口座振替の手続をしてA銀行のB駅前にある支店の私名義の通帳から口座引落しで納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人は、国民年金保険料の納付に関しては、元妻に任せ、元妻が自分の分と一緒に自分名義の口座から引き落としで納付していたと主張しているが、元妻も申立期間の国民年金保険料が未納である上、元妻からも事情を聴取することができないため、申立期間当時の納付状況が不明である。

また、口座振替をしていたとするA銀行C支店に対して社会保険事務所が照会した結果では、申立期間の国民年金保険料について口座振替の記録は無いとの回答が得られている。

さらに、申立人は、申立期間以前から口座振替により、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立期間前後の期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立内容には、不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から47年10月まで
昭和38年4月に隣人の勧めにより国民年金に加入し、以後国民年金保険料を納付していた。
申立期間については、毎月集金人に保険料を納付し、台紙にシールを貼^はっていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年9月の転居後、隣人に国民年金への加入を勧められたため、38年4月に国民年金に加入し、毎月、保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年11月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、社会保険庁の記録では、昭和47年11月に国民年金に任意加入したものとされていることから、それ以前の申立期間については、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできず、事実、申立人は申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けていないと主張している。

さらに、申立人に国民年金への加入を勧めたとする隣人は、申立期間当初は国民年金に加入しておらず、国民年金に未加入の隣人が、国民年金への加入を勧めたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付が確認できなかったとの回答を受けた。昭和62年6月にA社に入社したところ、納付が可能な2年分の保険料のうち申立期間の保険料については父親がB社会保険事務所で納付したはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その父親が納付してくれていたはずと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、当時保険料を納付したとする申立人の父親からも、事情を聴取することが困難であるため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時さかのぼって納付が可能であった期間の国民年金保険料の金額は約16万円であり、申立人が納付したと主張する納付金額（約30万円）との間に大幅な乖離がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から同年 4 月までの期間及び同年 9 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から同年 4 月まで
② 昭和 44 年 9 月から 45 年 3 月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、会社を退職後すぐの昭和 44 年 4 月ごろに夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、保険料は送付されてきた納付書により自分が二人分を区役所に納付していた記憶があるため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 5 月に職権適用により夫婦同時に連番で払い出されており、申立人は過年度納付や特例納付制度を利用して、国民年金保険料をさかのぼって一括納付した記憶は無いと主張していることから、44 年 4 月ごろに申立人の夫が夫婦二人の国民年金加入手続を行い、以後は納付書により保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は昭和 45 年 5 月発行の国民年金手帳を所持しているが、それ以前には国民年金手帳をもらった記憶が無いとしており、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付事実を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人と共に保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料も、申立期間を含む昭和 44 年 3 月から 45 年 3 月まで未納となっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から56年3月までの期間、59年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月から56年3月まで
② 昭和59年5月及び同年6月

申立期間の保険料は、年金がもらえなくなると困るので、父親が昭和の終りか平成の初めごろに社会保険事務所に一括で納めた。金額は20万円から30万円だったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、昭和の終りか平成の初めごろに、申立人の国民年金保険料の未納分を一括して納付したと主張しているが、その父親が保険料を納付したとする時期は、特例納付の実施時期ではなく、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、納付したと主張する金額は、最後の特例納付である国民年金法附則第4条特例納付の実施時期に納付した場合の金額と大きく相違するものではないことから、昭和55年ごろの納付ではないか確認したが、その時期ではないとの回答を得ている。

さらに、国民年金保険料を納付していたその父親及び母親にも未納期間が多く存在し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年7月まで

昭和46年当時、居住していたアパートの管理人が国民年金保険料を基金しており、その管理人から国民年金への加入を勧められ、保険料納付を開始した記憶がある。加入手続は、その管理人が行ったはずである。

また、私は、昭和48年7月に転居したが、そこでは自治会の班長が国民年金保険料を基金しており、毎月納付していた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続を行った記憶は無く、納付に係る記憶も明確でないため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人について国民年金の加入記録が確認できるのは、昭和51年8月以降（国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和51年9月29日）であるとともに、国民年金に加入すれば国民年金手帳が交付されるところ、申立人は申立期間当時、国民年金手帳を持っておらず、交付された記憶も無いとしている。

さらに、申立期間は未加入期間のため保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 12 月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和 62 年 4 月から平成元年 12 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 62 年 4 月に就職した際、先輩から、事業所では社会保険に加入できないことを教えられ、国民年金と国民健康保険の加入の有無について尋ねられたことから、初めて国民年金制度を知った。その後、すぐに加入手続をし、保険料を納付したと記憶しているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を交付された記憶は無く、この手帳は、申立期間当時に交付されたものであると主張しているが、「初めて国民年金被保険者となった日」欄には、手書きで「平成4年1月1日」と記載されていることが確認できる上、「初めて厚生年金被保険者となった日」欄には「平成2年1月24日」と機械印字されていることが確認できるほか、住所欄には、4年1月当時の住所が手書きにより記載されており、昭和62年当時に居住していた住所の記載は確認できない。このため、年金手帳が申立期間当時に交付された可能性はうかがえず、申立人が初めて厚生年金保険被保険者となった平成2年1月24日以降に交付されたと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の加入者の年金記録から平成4年1月以降に払い出されたものであることが確認できるが、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に国民年金に加入し、その保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和 35 年 10 月から 55 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 55 年 10 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろ、国民年金加入手続を行い、その際、第 1 回目の保険料を納付した。その後は、住所地の区（市）役所窓口へ現金を持参し、保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月ごろに国民年金への加入手続を行って以来、申立期間の保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの期間は、制度上、保険料の納付ができない期間であり、かつ、申立人は、区（市）役所窓口で保険料納付の際、国民年金手帳の提示は一度もしたことがないとしており、主張には不合理な点がみられる。

さらに、申立期間は 20 年余と長期間である上、申立期間以降の国民年金加入期間は、保険料納付の記録が一切無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続を行った形跡も無いことから、申立人の年金制度に対する意識の高さはうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び平成 5 年 8 月から 9 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 平成 5 年 8 月から 9 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの間、当時勤務していた酒店において、国民年金保険料は給与から差し引かれ、店主の母親に納付してもらっていたはずであり、また、結婚後の平成 5 年 8 月から 9 年 3 月までの期間については、自治会役員が毎月集金に来てくれ、夫婦二人分の保険料を定期的に納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、給与から差し引かれ、申立人が勤務していた酒店店主の母親が納付していたと主張しているが、納付していたことを示す関連資料（国民年金手帳、給与明細書等）が無く、しかも、申立人自身が国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況について詳細が不明である。

また、店主は、「私が当時、店の経理などすべてを取り仕切っていたので、母が申立人の国民年金保険料を払っていたことはあり得ない。」と証言しており、店主の母親に払ってもらっていたとする主張と一致しない。

さらに、申立人同様、店主自身も同期間が未納であったことから、申立期間の保険料納付は行われていなかったことが推認できる。

2 申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、昭和 43 年 4 月の結婚

後、自治会役員が毎月集金し、夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた地区の自治会長は、納付組織により国民年金保険料を集金することが年々少なくなり、申立期間の数年前には国民年金保険料を集金していた国民年金協力員（自治会役員）はいなかったと証言しており、事実、申立期間に係る当該自治会の平成5年度役員名簿には「国民年金協力員」の記載が無く、自治会役員は、国民年金保険料を集金していなかったことが推認できることから、毎月自治会役員に保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立期間に関する保険料額、毎月定期的に来ていたとする自治会役員の名前など、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧であり、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から9年3月まで

私は、平成5年8月から9年3月までの申立期間に係る国民年金保険料について、昭和43年4月に結婚して以来、毎月集金に来てくれていた自治会役員に、夫の分と一緒に、定期的に納めていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、昭和43年4月の結婚後、自治会役員が毎月集金し、夫婦二人分の保険料を定期的に納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた地区の自治会長は、納付組織により国民年金保険料を集金することが年々少なくなり、申立期間の数年前には国民年金保険料を集金していた国民年金協力員（自治会役員）はいなかったと証言しており、事実、申立期間に係る当該自治会の平成5年度役員名簿には「国民年金協力員」の記載が無く、自治会役員は、国民年金保険料を集金していなかったことが推認できることから、毎月自治会役員に保険料を納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立期間に関する保険料額、毎月定期的に来ていたとする自治会役員の名前など、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧であり、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から40年3月まで
昭和34年ごろから43年ごろまで酒店に住み込みで働いており、毎月店主が国民年金及び国民健康保険の保険料を酒店の分としてまとめて町内会長や班長に集金してもらっていた。20歳になった時から国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

酒店の店主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入や保険料の納付に関与しておらず、店主も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和40年4月で、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月にA銀行を退職後、20歳になった時に父親が国民年金の加入手続をし、納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は未加入期間で納付ができない期間であり、申立人は、平成元年9月に国民年金被保険者の資格を取得した際に国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、それとは別に申立期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から50年3月まで

昭和49年11月18日の結婚を契機に、夫婦でA市B町の社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をした。20歳に遡及^{そきゅう}した自分の保険料額と、妻の退職後からの保険料額を教えてもらった。後日、夫婦二人分、12万円ほどを社会保険事務所で支払った。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月18日の結婚を契機に、夫婦でA市B町の社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をし、20歳に遡及^{そきゅう}した自分の国民年金保険料と、妻の退職後からの国民年金保険料を夫婦二人分12万円ほど納付したと主張しているが、国民年金の加入手続は市町村で行う必要があり、申立期間の大部分は未加入期間であるなど、その主張に不合理な点も見受けられる。

また、納付したと主張する時期は、特例納付の実施期間ではあるが、納付したと主張する金額も特例納付した場合の金額と異なっており、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで

昭和49年11月18日の結婚を契機に、夫婦でA市B町の社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をした。20歳に遡及した夫の保険料額と、自分の退職後からの保険料額を教えてもらった。後日、夫婦二人分、12万円ほどを夫が社会保険事務所で支払った。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月18日の結婚を契機に、夫婦でA市B町の社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をし、20歳に遡及した夫の国民年金保険料と、自分の退職後からの国民年金保険料を夫婦二人分12万円ほど納付したと主張しているが、国民年金の加入手続は市町村で行う必要があるなど、その主張に不合理な点も見受けられる。

また、納付したと主張する時期は、特例納付の実施期間ではあるが、納付したと主張する金額も特例納付した場合の金額と異なっており、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から42年6月まで

昭和37年1月にA信用組合を退職し、2月には母親に言われて国民年金に加入した。申立期間はB市C町に住んでおり、町内の班長が集金していたので、家族の分と一緒に保険料を納めていた。結婚した38年10月からの8か月ほどは、いったんB市D町に住んでいたが、その間の保険料もC町の班長に納めていたと記憶しており、検認印を押してもらった記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

同居していた父親は申立期間当時、E省共済組合に加入しており、母親は昭和41年12月、妹は42年3月に国民年金に加入していることから、申立期間に照らし合わせると、この家族の分を同時に納付できた期間は7か月～3か月であり、家族の分と一緒に保険料を納めていたという申立内容については疑問がある。

また、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について、亡き母親が行っており申立人自身は関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿等の関連資料は無く、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も確認できない。

加えて、申立期間の大部分は任意加入の対象となる期間であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、さかのぼって加入することはできない期間であり、強制加入の対象となる期間についても、時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで
結婚前には国民年金に加入していなかったが、申立期間当時は、夫及び夫の両親と同居して自営業を営んでおり、一緒に保険料を納付していたはずで、私だけが未納とされていることは納付できない。加入手続きをいつ、誰が行ったのかは記憶が無いが、納付書が市役所から送付され、毎月自宅に来た金融機関の職員に保険料を渡していたことを憶えている。また、場所や金額は定かでないが、保険料を2年間さかのぼって納付した記憶もある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、納付をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年11月ごろと推定され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。このこと及び社会保険庁の記録では納付済みとなっている48年4月から50年3月までの納付記録が市の収入台帳に無いことから、申立人が2年間さかのぼって納付したと記憶しているのは、申立期間ではなく、申立期間直後の48年4月から50年3月までの保険料と考えられる。

さらに、申立人は国民年金保険料を家族一緒に納付していたと主張しているが、申立人の納付記録が市の収入台帳に初めて記載された昭和50年4月から同年12月までの保険料は、ほかの同居家族とは異なる日に納付しており、しかも、50年4月から同年9月までの保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられる50年11月にまとめて納付している。

加えて、申立人は、保険料を納付書により納付していたとしているが、現年度保険料の納付書による納付が開始されたのは昭和46年10月である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで

私は、国民年金に加入しなければならないということを昭和46年ごろから聞くようになったが、当時は強制加入という風潮ではなかったため、加入したのは48年であった。そのころ、46年10月分までさかのぼって保険料を納付したはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。また、申立人は、申立ての際、申立期間の保険料が記載された昭和48年度発行の納付書兼領収証書の写しを提出しており、当該証書が申立ての根拠になったと推測されるが、この証書には領収印が無いため、納付の証拠とは認められず、むしろ、未納であることを示す資料であると考えられる。

さらに、国民年金の加入手続や保険料の納付等についての申立人の記憶が明瞭^{めいりょう}ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人は、昭和49年1月から同年3月までの保険料も未納であり、これについては、48年12月ごろに市内で転居し、多忙であったため忘れたのではないかとしている。提出された納付書兼領収証書が交付されたのは48年11月以降で、納付期限は49年1月末日であったと考えられることから、申立期間についても同様に納付し忘れたと考えることに不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで

私は、国民年金に加入しなければならないということを昭和46年ごろから聞くようになったが、当時は強制加入という風潮ではなかったため、加入したのは48年であった。そのころ、46年10月分までさかのぼって保険料を納付したはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。また、申立人は、申立ての際、申立期間の保険料が記載された昭和48年度発行の納付書兼領収証書の写しを提出しており、当該証書が申立ての根拠になったと推測されるが、この証書には領収印が無いため、納付の証拠とは認められず、むしろ、未納であることを示す資料であると考えられる。

さらに、国民年金の加入手続や保険料の納付等についての申立人の記憶が明瞭^{めいりょう}ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人は、昭和49年1月から同年3月までの保険料も未納であり、これについては、48年12月ごろに市内で転居し、多忙であったため忘れたのではないかとしている。提出された納付書兼領収証書が交付されたのは48年11月以降で、納付期限は49年1月末日であると考えられることから、申立期間についても同様に納付し忘れたと考えることに不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

社会保険事務所では、私の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和41年1月であり、申立期間について国民年金保険料を納付したとの記録は確認できないとしている。

しかし、私の国民年金手帳には、私が国民年金の資格を取得したのは、昭和38年6月である旨が記載されており、この時点から保険料を納付しているはずであるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和41年1月20日とされており、このほかに申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、及び申立人自身は、41年1月に発行された国民年金手帳よりも前に、別の国民年金手帳を入手していないとしていることから、申立人は、41年1月ごろに国民年金加入手続を行ったとみるのが合理的である。また、この時点では、申立期間の一部は、時効であるため、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、毎月、市役所に行って、保険料を納付していた記憶があると述べているが、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録では、昭和40年4月から41年2月までの保険料を41年2月に納付したことが確認できることから不合理であり、申立人は、国民年金加入手続を行った時点で、現年度分の保険料から、さかのぼって納付開始したことがうかがわれる。

加えて、申立人は、加入手続には必ず保険料の納付が伴うとの考えから、申立人が所持する国民年金手帳に昭和38年6月に資格取得したと記載されていることを理由として、同月から保険料を納付しているはずであると主張しているが、国民年金手帳に記載されている資格取得日は、国民年金制度上、資格取得したとみなされる申立人が満20歳に到達した日が記載されているに過ぎず、必ずしも、この時点から保険料の納付が開始していることを表すものではない。

このほか、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 85

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から40年3月まで

私は、昭和36年12月に会社を退職して自営業を始めたころ、市役所に行き国民年金の加入手続をした。

加入手続後は、婦人会や町内会の人が私の自宅まで国民年金保険料の集金に来ていた。

証拠書類は無いが、保険料を納付していたのは間違いないので、申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月18日に、連番で払い出されており、申立期間には、その時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間が含まれている。

また、申立人及びその妻共に、昭和40年11月25日に発行された国民年金手帳の検認印によると、40年4月から同年9月までの保険料を同年12月8日に納付したことを示しており、この時点で、現年度分の保険料のみ、さかのぼって納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和36年12月に退職後、すぐに国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行ったと述べているが、国民健康保険に加入したのは、退職から半年以上経過した37年7月27日であることから、申立人の記憶が確かなものであるとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 86

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

私は、昭和37年1月に会社を退職したころに、国民年金の加入手続きをした。

加入手続き後は、婦人会や町内会の人が私の自宅まで国民年金保険料の集金に来ていた。

証拠書類は無いが、保険料を納付していたのは間違い無いので、申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和40年11月18日に、連番で払い出されており、申立期間には、その時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間が含まれている。

また、申立人及びその夫共に、昭和40年11月25日に発行された国民年金手帳の検認印によると、40年4月から同年9月までの保険料を同年12月8日に納付したことを示しており、この時点で、現年度分の保険料のみ、さかのぼって納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和37年1月に退職後、すぐに国民年金と国民健康保険の加入手続きを同時に行ったと述べているが、国民健康保険に加入したのは、退職から半年経過した37年7月27日であることから、申立人の記憶が確かなものであるとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成元年2月まで
年金記録上、私は、平成2年3月19日に国民年金に任意加入したととされているが、昭和60年10月に20歳になったのを記念して、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。
申立期間について、保険料を納付した記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録上、申立人は、申立期間中、国民年金には未加入であり、申立人の国民年金手帳記号番号が、平成2年4月ごろに払い出されているとみられること及び申立人が所持する年金手帳に、2年3月19日に国民年金の資格を取得した旨が記載されていることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったとみるのが自然である。

また、申立人は、申立期間当時、県外の大学に通学しており、当時、申立人が居住していた市が発行した納付書を、申立人の実家がある市に持ち帰り、申立人の実家がある市内の2つの金融機関を利用して、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、これらの金融機関はいずれも、申立人が居住していた市の保険料収納代理金融機関には含まれておらず、これらの金融機関で納付したとは考えにくい。

さらに、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 88

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年12月まで

私は、転職を何回も繰り返してきたが、国民健康保険と国民年金の加入手続は励行してきた。

国民年金保険料は、妻が、郵便局、銀行、農協等で納付していたと記憶している。

申立期間について、納付事実が確認できないことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年6月30日に払い出されており、申立人の年金記録上、55年9月21日に資格取得したとされていることから、同年9月に申立人が厚生年金保険を脱退した時までさかのぼって、国民年金に加入したとする処理がされたとみられる。

また、申立人の年金記録上、昭和56年7月から、保険料の納付が開始していることから、58年6月30日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効前であった56年7月までさかのぼって、過年度分の保険料を納付したことがうかがえる。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたとはいえないほか、未加入期間である申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 89

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から62年2月まで
国民年金に加入して以来、夫が毎月27日ごろに夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納めていたので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとされるその夫は、申立期間に一部未納期間がある上、納付済みとなっている昭和61年4月から62年2月までの国民年金保険料を保険料納付の時効間際の63年7月に遅れて納付した記録がある。また、申立人についても、平成6年12月に社会保険庁から納付書が送付されており、4年6月から5年3月までの国民年金保険料を過年度保険料として納付している記録があることから、保険料納付の時効間際に遅れて同期間の保険料を納付したと考えられ、申立人が常にその夫と共に定期的に国民年金保険料を納付していたとは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、銀行の取引記録等）が無いことから、申立期間当時の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から46年9月まで

申立期間当時は、自治会で国民年金保険料を集金しており、母親からは、集金に来た地区の班長に姉妹の分と一緒に私の保険料を納付していたと聞いたことがある。同居していた姉妹には未納期間が無いのに、私だけ未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年9月25日に払い出されており、このとき、41年2月の20歳到達時にさかのぼって、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したとする処理が行われたとみられ、その時点では、時効のため、申立期間の国民年金保険料は納付することができない。

また、申立人が、申立期間中、居住していた市には、申立人の姉妹に係る被保険者名簿は保管されているが、申立人に係る同名簿は保管されていないことからみても、申立人が、55年9月ごろとみられる国民年金加入時までの間、国民年金加入手続をしていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間中、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる客観的な関連資料は無く、申立人の保険料を納めていたとするその母親も既に死亡しているほか、同居していたとするその妹にも、申立人の保険料の納付について具体的な記憶は無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人自身にも申立期間当時、国民年金手帳を見た記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から55年4月まで

申立期間は、事情により休職のため、国民年金の任意加入手続をしたはずだが、この期間中、私が国民年金に加入していた記録が無い。

社会保険を脱退してから、1週間以内に市役所で加入手続をした記憶があり、金額は覚えていないが、確かに集金に来た人に国民年金保険料を支払っていた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及び市が保存する申立人に係るいずれの年金記録でも、申立人が申立期間中、国民年金に任意加入していた形跡は見当たらず、申立人が所持している年金手帳にも、申立人が申立期間中、国民年金に任意加入していたことを示す記載は無い。

また、申立人は、申立期間中、地域の納付組織の集金により、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が、申立期間前後の記録上、納付済みとなっている国民年金加入期間における保険料の納付方法として記憶している内容と比較すると、申立期間中の保険料の納付方法について記憶する内容は具体性を欠いている。

さらに、申立人が申立期間中、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる客観的な関連資料は無く、申立人の申立期間に係る国民年金の任意加入手続に関する記憶も曖昧あいまいなものとなっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年3月まで

申立期間当時は学生であったが、20歳になった時に両親が私のために国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付していたと聞いている。両親は既に死亡しているため、確認はできないが、実家又は下宿先のどちらかの市で納付していたと思われる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、両親が居住していた市を管轄している社会保険事務所で昭和43年4月に払い出されているが、その時点では、申立人が学生であった任意加入期間については、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできないため、申立人は同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得したと考えられ、資格取得日以降からは納付記録があることからみても、資格取得日以前である申立期間については、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は下宿先に納付書が送付されてきた記憶が無いことや、申立期間当時の国民年金手帳を所持していないことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から40年3月まで
昭和37年10月から40年3月までの国民年金保険料については、毎月、市役所から集金人が来ていて、母が支払っており未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、国民年金手帳記号番号の払出記録から判断すると、過年度納付によらなければ納付できない期間であり、制度上、過年度納付を取り扱わない集金人に国民年金保険料を納付したとする申立内容は不合理である。

加えて、申立人は、昭和40年度の国民年金保険料を昭和41年1月、3月及び4月の3回に分けて納付していることが確認できることから、国民年金手帳が払い出された40年12月の翌月以降、現年度分の国民年金保険料から納付開始したものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月まで

父の仕事を手伝っていた国民年金の加入期間中に未納があると言われたが、兄弟はこの期間未納が無いと聞いている。自分だけ未納というのは納得がいかない。国民年金に関することはすべて父親がやっていたため、納付方法等については分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、実際に加入手続をしたとされる父親は既に他界しているため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人の兄に係る国民年金保険料についても申立期間は未納となっていたことが認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年11月まで

国民年金の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。申立期間当時、国民年金手帳を所持しており、集金に来た市役所の職員に、手帳に領収印を押してもらった記憶がある。回答に不服がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の徴収に市役所の職員が来たとしているが、当該市役所に確認したところ、市職員が国民年金被保険者の自宅を訪問し、加入手続や国民年金保険料の集金を行った事実は無いとしており、申立内容と矛盾する。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の夫についても、申立期間は未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から48年12月まで
昭和38年3月に結婚後、夫が国民年金の加入手続をして、国民年金の保険料も納めてくれていた。しかし、私の38年3月から48年12月までの国民年金記録が無いことは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、申立人の夫が、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、当時、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫は既に他界しているため、その納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間を含め平成13年9月17日まで住所変更を行っておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人に聴取しても、所持している国民年金手帳の記号番号とは別の国民年金手帳を交付されていたという記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 40 年 5 月までの期間及び 40 年 7 月から 50 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 40 年 5 月まで
② 昭和 40 年 7 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 53 年 3 月 26 日に A 市への転入手続をした際、市役所の職員から勧められ国民年金への加入手続をした。そのときに、保険料も安いので 36 年にさかのぼって保険料を納付したら将来のためになると言われたので、世話になっている人に金を工面してもらい、2、3 日後に市役所の窓口で保険料をさかのぼって納付した。その時の納付額はよく覚えていないが、10 万円を超えることはなかったと思う。しかし、36 年 11 月から 40 年 5 月までの期間と 40 年 7 月から 50 年 12 月までの期間が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 5 月 1 日に払い出されており、申立人の前後の任意加入者の届出日から判断すると、申立人の国民年金加入届出日は 53 年 3 月下旬であると推認され、申立人が A 市に転入した際に加入手続を行ったとする申立てと符号する。しかし、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

仮に、申立人が昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日までの特例納付実施期間に、申立期間に係る保険料を納付した場合には、納付額は 676,000 円となるが、納付額は 10 万円を超えることはなかったとの申立人の説明とは矛盾している。

なお、申立人は保険料の一括払いを行ったのは一度限りであるとしているが、特殊台帳を見ると、昭和 53 年 3 月に、51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料 (20,100 円) について過年度納付を行っていることが確認でき、ま

た、同時期に、52年4月から53年3月までの現年度保険料（26,400円）も支払われていることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から54年1月まで
昭和52年10月に会社を退職し、市役所で国民年金への加入手続きを行い、その後3か月毎に納付してきた。
昭和52年11月から54年1月までの期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月に会社退職後、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは54年1月から同年2月の間となっている。

また、申立人には国民年金保険料を遡^{そきゅう}及納付した記憶が無く、ほかに国民年金手帳があったという記憶も無い。

さらに、記録によれば、昭和52年9月から54年2月ごろまでに別の国民年金手帳番号が払い出された形跡も無いこと、A市役所の被保険者名簿（検認記録）では、54年2月分から同年3月分を同年3月10日に納付している記録があるが、それ以前の納付記録は見当たらないことが確認された。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 75

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から54年1月まで
昭和52年10月に夫が会社を退職し、市役所で国民年金への加入手続きを行い、その後3か月ごとに納付してきた。
昭和52年11月から54年1月までの期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月に夫が会社退職後、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは54年1月から同年2月の間となっている。

また、申立人には国民年金保険料を遡^{そきゅう}及納付した記憶が無く、他に国民年金手帳があったという記憶も無い。

さらに、記録によれば、昭和52年9月から54年2月ごろまでに別の国民年金手帳番号が払い出された形跡もないこと、及びA市役所の被保険者名簿（検認記録）では、54年2月分から同年3月分を同年3月10日に納付している記録があるが、それ以前の納付記録は見当たらないことが確認された。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 4 月まで

国民年金の加入手続をした覚えは無いが、年金手帳が送られてきて市役所に毎月 9,500 円ぐらいを納付に行っていたと思う。年金手帳が 2 冊あって 1 冊にする手続をした記憶もある。上記期間が未加入、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の被保険者資格は、国民年金法第 7 条に、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者と規定されている。

申立人は、その生年月日から申立期間は 20 歳未満であり、国民年金被保険者の資格を有していなかったことは明白である。

また、申立人の 20 歳以上現在までの期間は、すべて厚生年金保険の被保険者期間で満たされており、社会保険庁において国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無かったこと、国民年金被保険者であったことを示す被保険者記録が見当たらなかったこと、及び市役所において被保険者名簿の存在が確認できなかったことから、申立人に係る国民年金手帳及び保険料納付書が発行された可能性は無かった。

さらに、申立人は、市役所の窓口で 9,500 円程度の金額を納付していたとしているが、昭和 57 年 1 月当時の国民年金保険料月額は 4,500 円であり、何らかの納付を行っていたとしても、それが国民年金保険料であったとするのは困難である。

なお、申立人は、昭和 56 年 3 月から 57 年 1 月までの期間、57 年 5 月から

58年8月までの期間及び58年8月以降現在まで3つの会社に勤務しており、申立人が記憶している2冊の年金手帳を1冊にまとめる手続は、これらの会社に在職中の厚生年金保険の年金手帳を一つにまとめる手続ではなかったかと思われる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から46年5月まで
昭和41年10月31日に会社退職後、46年5月に結婚するまでの間、母が国民年金保険料を郵便局から振り込みしていた。
昭和41年11月から46年5月までの間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和41年10月末に会社退職後、46年5月に結婚するまでの間の国民年金保険料は、申立人の母が納付したとの申立てであるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは53年7月ごろとなっている。

また、当時、申立人自身は両親と同居していたものの、国民年金保険料の納付に参与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明であるほか、申立人には、母から国民年金手帳を受け取った記憶も無い。

さらに、昭和41年10月から46年6月ごろまでに別の国民年金記号番号が払い出された事情もうかがえなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から48年3月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

昭和47年9月の夫の退職に伴い、市役所で夫婦の国民年金加入手続を行って以降、保険料を納付したにもかかわらず、47年9月から48年3月までの7か月分が自分の分だけ未納になっている（申立期間①）。

また、これに継続した昭和48年4月から同年6月までの3か月分は夫婦とも未納になっている（申立期間②）。

しかし、当時は市役所の女性集金人に夫婦二人分の保険料と年金手帳を渡し納付したはずであり、納得できない。なお、その際集金人は、私の年金手帳には検認印を押してくれなかった。また、昭和48年4月からの3か月分についての夫の検認印は、昭和47年度の印紙検認台紙欄に押印していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、①昭和47年9月から48年3月までの期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所の集金人に納付したにもかかわらず、自分の分だけ未納とされていると主張している。

そこで、この期間について夫婦の国民年金手帳を見ると、夫の分には、国民年金保険料納付の際に押印される検認印が認められるものの、申立人の分には押印されていない。この点について、申立人は夫婦二人分を一緒に納付したと申し立てているところ、夫の国民年金手帳には検認印が押印されていることが確認でき、自分の国民年金手帳に集金人が押印しなかったとすれば、その取扱いに不審を抱くはずであり、申立てには不自然な点が認められる。

次に、申立人はこれに継続した②昭和48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料についても集金人に納付したにもかかわらず、夫婦ともども未

納になっており、その際、自分の国民年金手帳には検認印が押されず、夫の分には、昭和47年度の印紙検認台紙欄に押印していたと主張している。

しかしながら、A市は、昭和48年4月以降の国民年金保険料の徴収方法を印紙検認方式から納付書方式に変更しており、夫の国民年金手帳に検認印が押印されていたとする申立人の主張は、この事実と矛盾している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から51年3月まで

申立期間についての国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。昭和41年1月に入籍して以降、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたのに、私だけが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和51年4月と確認できる。申立人の代理人(夫)は、申立人の国民年金手帳は所持している手帳だけで、ほかに交付を受けた記憶が無いとしていることから、この時期に国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。

さらに、旧姓や別読みの氏名検索を行っても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

このため、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、昭和48年12月以前の分については、保険料納付の時効が到来しており支払うことができない。また、49年1月から51年3月までの分の保険料を、51年4月中にすべて支払う必要があったことから、その夫の納付状況とは明らかに異なり、夫婦二人分を一緒に納付してきたという申立内容とは食い違いが見られる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から54年3月まで

国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に照会したところ、昭和49年10月から54年3月までの間、国民年金への加入及び保険料納付の事実が確認できなかった旨の回答があった。会社退職後、再就職するまで短期間の場合は加入手続を行っていなかったかもしれないが、4年6か月もの長期にわたって国民年金に未加入であったことは到底考えられない。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付は、すべて妻に任せていたが、申立期間において国民年金保険料を納付したことは妻に確認済みなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が申立人の国民年金への加入手続や国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の妻は、「当時、夫の国民年金に係る手続等には全く関与していない。」と回答しているほか、申立人は、厚生年金保険と国民年金間の切替手続を必ずしも適切に行っておらず、申立期間を含めて4回の未加入期間がある。

また、申立人の国民年金被保険者資格に係る市町村名簿及び社会保険庁の特殊台帳には、昭和39年4月に新規資格取得、43年9月に資格喪失、57年8月に再資格取得の記録があり、社会保険庁の記録上、申立期間は資格喪失期間中であることから、国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索しても該当する記録は確認できず、国民年金手帳記号番号が妻と連番で払い出されていること及び住所地を変更していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されてい

ることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 39 年 3 月まで

平成 19 年 6 月に国民年金保険料の納付記録照会をしたところ、昭和 37 年 2 月から 39 年 3 月までの納付事実が確認できなかった。

昭和 59 年に亡くなった父親から、私の国民年金保険料を 20 歳から納付していると聞いている。当時、父親は事業所を経営しており保険料を十分支払うことができたはずである。

また、町内の人も集金（旧 A 町納付組織）に来ていたと聞いており、未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 11 月 13 日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるため、納付組織で保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立内容と相違する。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、B 市（旧 A 町）が保管している国民年金加入記録（国民年金被保険者カード）においても、過年度納付又は特例納付として申立期間の保険料を納付したとする記録は無い。

加えて、申立人の氏名を複数の読み方で検索しても該当する記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から44年3月まで
社会保険庁の記録では、昭和39年5月から44年3月まで、国民年金に未加入とされているが、当時、今は亡き父が国民年金保険料を自治会に納付してくれていたため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が確認できないとともに、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料並びに53年4月及び同年5月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から53年3月まで(定額保険料及び付加保険料を納付)

② 昭和53年4月及び同年5月(付加保険料を納付)

会社を退職した直後の昭和52年7月21日に、夫婦でA市B区役所に行つて国民年金に加入する手続を行った。国民年金保険料を月々納付し、併せて付加保険料も納付していたのに、社会保険庁の記録では、52年8月から53年3月までの国民年金保険料並びに53年4月及び同年5月の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月8日に払い出されており、これを前提とすれば、付加保険料は遡及納付できないことから、同年6月から付加保険料が納付されていることは不自然ではない。

また、申立人自身も、過年度分の国民年金保険料は納付したことがないと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことも確認できず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に昭和52年8月1日と記載されていることを申立ての根拠にしているが、国民年金手帳に記載された資格取得年月日は、加入手続の時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及して記載されることから、保険料の納付開始時期を特定するものや保険料納付を裏付けるものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料並びに53年4月及び同年5月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から53年3月まで（定額保険料及び付加保険料を納付）
② 昭和53年4月及び同年5月（付加保険料を納付）

夫が会社を退職した直後の昭和52年7月21日に、夫婦でA市B区役所に行って国民年金に加入する手続きを行った。国民年金保険料を月々納付し、併せて付加保険料も納付していたのに、社会保険庁の記録では、昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料並びに53年4月及び同年5月の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月8日に払い出されており、これを前提とすれば、付加保険料は遡及納付できないことから、同年6月から付加保険料が納付されていることは不自然ではない。

また、申立人自身も、過年度分の国民年金保険料は納付したことがないと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことも確認できず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に昭和52年8月1日と記載されていることを申立ての根拠にしているが、国民年金手帳に記載された資格取得年月日は、加入手続きの時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及して記載されることから、保険料の納付開始時期を特定するものや保険料納付を裏付けるものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年11月から38年3月まで
社会保険庁の記録では、昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、当時、母親（死亡）から「役場で手続をした」と聞いたことを記憶しており、母親が保険料を納付していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳番号が払い出された記録が無く、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月及び同年 6 月

私は、今まで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときは、国民年金に加入し、国民年金保険料はすべて納付している。申立期間だけが未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）が無い上、国民年金への加入^{あいまい}手続及び保険料の納付方法、納付金額等についての申立人の記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 9 月 19 日に払い出されており、申立期間中に別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日は、国民年金の被保険者資格取得と同一の平成元年 7 月 16 日であり、この時期に国民年金及び国民健康保険への加入手続を同時に行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から51年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和44年6月から51年12月までの期間について納付記録が無い。しかし、A市に国民年金保険料を納付した妻は、43年2月から55年3月までの特例納付保険料、過年度納付保険料及び現年度納付保険料6万8,000円を納付したと申ししており、申立期間の未納は納得できない。

なお、A市からB町に転居後、B町役場から特例納付制度の説明を受け、昭和43年2月から44年5月までの特例納付保険料を納付したが、この期間はすべてA市で納付しており重複していると思われるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人がA市で納付したと主張している国民年金保険料6万8,000円は、申立人が主張している国民年金保険料納付期間（昭和43年2月から55年3月までの期間）の特例納付保険料及び過年度納付保険料並びに現年度納付保険料の合計額53万960円とは大きく相違している上、申立人夫婦は、A市での保険料納付期間が同じであると主張しているにもかかわらず、申立人とその妻が納付したとする金額は2倍以上相違しており、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が主張するA市での保険料納付金額は、申立人が保管しているB町役場作成の説明資料に記載された特例納付保険料の参考金額と合致しているが、これのみをもって、申立期間の国民年金保険料を納付し

たものとは認め難い。

加えて、申立人とB町役場との協議に基づき、同町役場から申立人に交付された特例納付保険料納付書の送付書から、同町役場が申立人の国民年金受給資格に最低限必要な納付月数(1か月分の余裕を含む。)16か月分の国民年金保険料6万4,000円の特例納付保険料納付書を発行していることが確認でき、申立人がB町で納付した当該特例納付保険料は、昭和43年2月から44年5月までの16か月の期間に充当されていることから、社会保険庁の記録に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、昭和43年2月から44年5月までの国民年金保険料をA市及びB町で重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年12月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和47年4月から51年12月までの期間について納付記録が無い。しかし、私は、A市に昭和43年2月から55年3月までの特例納付保険料、過年度納付保険料及び現年度保険料として国民年金保険料19万8,000円を納付しており、申立期間の未納は納得できない。

なお、A市からB町に転居後、B町役場から特例納付制度の説明を受け、昭和43年2月から47年3月までの特例納付保険料を納付したが、この期間はすべてA市で納付しており重複していると思われるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人がA市で納付したと主張している国民年金保険料19万8,000円は、申立人が主張している国民年金保険料納付期間（昭和43年2月から55年3月までの期間）の特例納付保険料及び過年度納付保険料並びに現年度納付保険料の合計額53万960円とは大きく相違している上、申立人夫婦は、A市での保険料納付期間が同じであると主張しているにもかかわらず、申立人とその夫が納付したとする金額は2倍以上相違しており、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が主張するA市での保険料納付金額は、申立人が保管しているB町役場作成の説明資料に記載された特例納付保険料の参考金額と合致しているが、これのみをもって、申立期間の国民年金保険料を納付し

たものとは認め難い。

加えて、申立人とB町役場との協議に基づき、同町役場から申立人に交付された特例納付保険料納付書の送付書から、同町役場が申立人の国民年金受給資格に最低限必要な納付月数(1か月分の余裕を含む。)50か月分の国民年金保険料 20 万円の特例納付保険料納付書を発行していることが確認でき、申立人がB町で納付した当該特例納付保険料は、昭和43年2月から47年3月までの50か月の期間に充当されていることから、社会保険庁の記録に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、昭和43年2月から47年3月までの国民年金保険料をA市及びB町で重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から50年3月まで

昭和44年に結婚し、元夫又は元夫の父が国民年金加入手続をし、保険料も市役所の窓口又は銀行で納付していたと思うが、44年11月から50年3月までの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫又は元夫の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年7月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人について、変更前の名前、婚姻中の氏名を含め、複数の読み方でも検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月まで

昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月までの期間について、離婚した元夫の国民年金保険料と一緒に、義母が納付していたはずであり、未納とされていることに納付できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号については、昭和 41 年 2 月 17 日に払い出されていることが確認できるのみで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、元夫の母親が申立人の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする元夫についても、申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から45年3月まで

自営する事業が軌道に乗ってきた昭和45年に国民年金に加入し、しばらくして集金人から「奥さんはずっと前から国民年金に加入している。今ならさかのぼって、まとめて国民年金保険料を支払うことができるので、奥さんに追いつくことができる。」と言われたことから、約10万円を集金人に支払った。ところが、記録では未納のままである。まとめて保険料を支払ったことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年11月当時は、特例納付が実施されていた時期であるが、申立人がA市の集金人に納めたと主張する金額は、特例納付により一括納付した場合の金額と大きく乖離^{かいり}しており、また、当時、A市では、集金人及び市役所において特例納付の徴収を行っていないことが確認されていることから、申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の国民年金納付記録は、昭和36年4月からの4年間で未納となっているが、亡夫が55年に特例納付の制度を利用して市役所で納付したと聞いている。特例納付したのは一度だけで、金額は20万円前後であったと記憶している。精査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料の特例納付をしたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、特例納付したのは一度だけで、その時期は昭和55年であり、36年度から40年度までの4か年の期間について、20万円前後を納付したとしているが、領収済通知書によると、昭和50年12月に、40年度から47年度の8か年の期間について、8万6,400円が特例納付されていることが確認されるのみで、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の大部分の期間、厚生年金保険適用事業所に勤務しており、申立人自身も当該事業所に勤務していたことを認めていることから、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和36年4月1日とされているものの、申立人は、申立期間について、厚生年金保険加入者であることを認識していた可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から同年8月まで
申立期間については、毎月納付書によりA信用金庫で納付しているはずであり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市において、平成13年3月28日付けで厚生年金保険の資格喪失をしたことに伴い、国民年金の資格再取得届と同時に、5年5月29日の資格取得及び同年9月1日の資格喪失の届出を行っていることが、B市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から確認でき、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成5年の時点では、申立期間については、社会保険庁の記録上、国民年金被保険者資格が無いとされていた期間であったため、毎月、国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、A信用金庫で保険料分の金額を引き出した上で納付したと主張しているが、それを裏付ける預金通帳等、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から53年9月まで
昭和41年ごろに近所の人に勧められて国民年金に任意加入したと記憶している。加入手続や保険料の納付は、母が行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録においては、申立人は、昭和53年10月6日に国民年金に任意加入したものとされており、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者になることはできず、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできなかったものと考えられ、申立人が41年ごろに国民年金に任意加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

当時、私は、自宅で手織仕事をし、国民年金に加入して保険料を支払っていた。保険料額は、月額100円ほどであったと思う。国民年金手帳は、結婚するときに親に反対され、渡してもらえなかったため、今は手元に無く、ほかに何の証拠となる資料も所持していないが、未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年10月の時点では、すでに申立期間の一部が時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和38年5月に結婚しているが、申立人の夫についても、申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料及び46年1月から50年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで
(定額保険料を納付)
② 昭和46年1月から50年12月まで
(付加保険料を納付)

私は、国民年金に加入し、保険料は、昭和36年4月分から自宅で毎月集金人に支払った。国民年金手帳をもらっていなかったため、台帳のようなものに色シールを貼ってもらっており、保険料額は、月額が150円、300円、450円と上がっていったことを記憶している。

また、昭和46年1月からは、付加保険料の制度ができたと聞いたので、これに加入し、保険料は、当初は月額400円で、その後450円となったことを記憶しているが、保険料が上がったこともあって、50年末に納付を中止した。国民年金手帳にスタンプを押してもらったことを記憶している。今は何の証拠となる資料も所持していないが、これらが認められないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和36年4月から38年8月までの期間については、申立人は、国民年金手帳の交付を受けておらず、国民年金保険料の月額は、150円、300円、450円と上がっていったとしているが、申立人が居住していた地域では、被保険者に国民年金手帳を交付していたことが確認できるとともに、国民年金保険料の月額も、当該期間当時は100円であり、申立内容には不自然な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和38年10月であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納

付するには、さかのぼって納付する必要があるが、さかのぼって保険料を納付した記憶は無く、毎月集金人に納付してきたとする申立人の主張と相違する。

- 2 さらに、申立期間のうち、②昭和 46 年 1 月から 50 年 12 月までの期間については、申立人は、付加保険料を定額保険料とは別に現金で納付し、付加保険料を収納したことの証明は、国民年金手帳に押印されている検認印である上、付加保険料額は、当初は月額 400 円で、その後 450 円であったとしているが、当該期間当時の付加保険料の収納については、定額保険料と併せて徴収し、国民年金手帳にその額に見合う国民年金印紙を貼付する方法で行われていたことが確認できるとともに、付加保険料額は、48 年 12 月までは 350 円で、それ以降は 400 円であるなど、申立内容は当該期間当時の状況と矛盾する点があり、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 さらに、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料及び46年1月から50年12月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで
(定額保険料を納付)
② 昭和46年1月から50年12月まで
(付加保険料を納付)

私は、国民年金に加入し、保険料は、昭和36年4月分から自宅で毎月集金人に支払った。国民年金手帳をもらっていなかったため、台帳のようなものに色シールを貼ってもらっており、保険料額は、月額が150円、300円、450円と上がっていったことを記憶している。

また、昭和46年1月からは、付加保険料の制度ができたと聞いたので、これに加入し、保険料は、当初は月額400円で、その後450円となったことを記憶しているが、保険料が上がったこともあって、50年末に納付を中止した。国民年金手帳にスタンプを押してもらったことを記憶している。今は何の証拠となる資料も所持していないが、これらが認められないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和36年4月から38年8月までの期間については、申立人は、国民年金手帳の交付を受けておらず、国民年金保険料の月額が、150円、300円、450円と上がっていったとしているが、申立人が居住していた地域では、被保険者に国民年金手帳を交付していたことが確認できるとともに、国民年金保険料の月額も、当該期間当時は100円であり、申立内容には不自然な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和38年10月であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納

付するには、さかのぼって納付する必要があるが、さかのぼって保険料を納付した記憶は無く、毎月集金人に納付してきたとする申立人の主張と相違する。

- 2 さらに、申立期間のうち、②昭和46年1月から50年12月までの期間については、申立人は、付加保険料を定額保険料とは別に現金で納付し、付加保険料を収納したことの証明は、国民年金手帳に押印されている検認印である上、付加保険料額は、当初は月額400円で、その後450円であったとしているが、当該期間当時の付加保険料の収納については、定額保険料と併せて徴収し、国民年金手帳にその額に見合う国民年金印紙を貼付する方法で行われていたことが確認できるとともに、付加保険料額は、昭和48年12月までは350円で、それ以降は400円であるなど、申立内容は当該期間当時の状況と矛盾する点があり、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 加えて、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年8月までの期間及び55年3月から56年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から53年8月まで
② 昭和55年3月から56年2月まで

昭和49年8月に国民健康保険と同時に国民年金についても加入手続き、国民年金手帳をもらった記憶があり、国民年金保険料は集金人に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から、昭和57年12月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間①及び申立期間②の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方でも検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年3月まで

昭和42年8月から43年3月までの国民年金保険料の納付記録を照会したところ、保険料の納付は確認できなかった。しかし、国民年金保険料は、昭和36年4月から、厚生年金保険に加入する43年3月まで、きちっと納めており、この中で、37年8月からは、毎年、銀行で保険料を前納していたので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり昭和42年8月から43年7月までの1か年の国民年金保険料を前納したとすれば、厚生年金保険加入期間と重複する43年4月から同年7月までの保険料については、過誤納により還付されることになるが、還付された記録は見当たらず、申立人も還付についての記憶が無いとしている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、別の国民年金手帳記号番号が存在することは確認できず、申立人は、昭和21年11月から現住所地に居住しており、住所変更を行っていないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和33年4月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年4月から41年2月まで
② 昭和41年3月から52年6月まで

私は、昭和28年に結婚しA市からB市へ引っ越して来た。また、41年にはC市へ引っ越した。当時は銀行引き落としの無い時代であり、両市において、自宅で集金人に現金で国民年金保険料を納付していた。

付加保険料も併せてたくさん納付してきたので、皆と同じ額の年金を頂きたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B市において、昭和33年4月から国民年金保険料を納付したとしており、制度発足以前の期間を含むとともに、加入手続をした記憶も無いことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間②については、申立人は、C市において、昭和41年3月から国民年金保険料を納付していたとするが、52年7月に同市役所で任意加入手続を行ったことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付していたとの主張は不自然である。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は15年以上と長期間である上、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付しているものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年2月まで

昭和51年4月から52年2月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、平成19年9月28日に申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

詳しく覚えていないが、申立期間について催促の電話があり一括して1万2,000円ぐらいを納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に昭和50年6月24日に任意加入し、同月から51年3月まで国民年金保険料を納付し、その後、申立人は数回にわたり厚生年金保険に加入しているが、国民年金の取得喪失の届出を行っていない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金保険料の納付等に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成元年 8 月まで
私の夫が、昭和 62 年 10 月ごろ、夫の会社退職に伴い、A 市役所において、国民健康保険の届出を行なった際、併せて私についての国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の届出を行った。

その後、私又は夫が郵便局で国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、社会保険事務所の記録において、昭和 62 年 9 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間において、申立人の夫も保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の被保険者資格の種別変更届出について、社会保険庁のオンライン記録によれば、平成 2 年 4 月 26 日に入力処理が行われ、同年 5 月 1 日に過年度分の国民年金保険料に係る納付書が発行されていることが確認でき、申立期間後の同年 4 月に種別変更されるまで、第 3 号被保険者期間が継続していると考えられることから、申立期間において納付書により納付したとする申立人の主張には矛盾がある。

さらに、夫の国民健康保険届出年月は昭和 63 年 10 月であり、申立人が主張する 62 年 10 月ごろに夫が国民健康保険の届出と併せて申立人の国民年金の届出をしたとする主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで

私は、昭和49年4月か5月又は50年6月ごろ、A市役所から、約10年間分の国民年金保険料が未納であり、特例納付でさかのぼって納付できる旨の電話連絡を受けた。

当時、未納の国民年金保険料をすべて納付することは無理だったので、昭和41年4月から47年3月までの分をA市役所において現金で一括納付し、残りの期間（5年間）については、60歳から64歳まで任意加入して納付する考えであった。

それにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、納付したはずの期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、一括納付したとする時期及び国民年金保険料の金額についての記憶も明確でなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を一括納付し、残りの期間の国民年金保険料は、60歳から64歳まで任意加入して納付する考えであったと主張しているが、申立人が一括納付したとする昭和49年から50年ごろには、60歳以降の任意加入制度（61年4月から）が無いなど、申立人の主張には不合理な点が見られる。

さらに、申立人は、市役所において現金一括で特例納付したとしているが、当時、A市では特例納付の収納事務を行っていなかったことが確認でき、申立内容と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、37 年に結婚するまで、親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

結婚後は、国民年金に任意加入し、夫が入院した昭和 38 年 1 月から 39 年 1 月までの期間を除き、A 市役所 B 出張所で国民年金保険料を定期的に納付していたと思う。

昭和 44 年に A 市 C 通に転居した後、市役所から遡^{そきゆう}及納付できるとの案内ハガキが届いたので、2 年分ほどの国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があり、社会保険事務所の記録で申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての申立人の記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は昭和 44 年以降に市役所からの連絡を受け、さかのぼって 2 年分ほどの国民年金保険料を納付したと主張しているが、38 年 1 月に任意加入していることから、さかのぼって特例納付できる期間は強制加入期間であった 37 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月間であると考えられるため、さかのぼって 2 年分を納付したとする主張と矛盾しているとともに、過年度納付した場合においても、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、仮に申立人の主張する時期にさかのぼって納付したとすると申立期間は、現年度納付と過年度納付を含んだ納付形態であったとみられるが、申立人は一貫して A 市 B 出張所で国民年金保険料を納め続けてきたと主張しており、過年度納付は市では納付できないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで

私は、昭和55年に結婚した後、59年8月に両親が国民年金保険料を納付するようにと現金書留で15万円送金してくれたので、国民年金に加入し、57年7月から59年7月までの国民年金保険料を郵便局で納付した。

また、昭和59年8月以降の期間の国民年金保険料はA市役所B出張所で国民健康保険料と一緒に納付していた。

それにもかかわらず、納付したはずの国民年金保険料が、社会保険事務所の記録において未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無い上、申立期間は45か月と長期間であり、申立期間以外にも未納期間が存在し、申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和59年8月に57年7月から59年7月までの期間について、過年度納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の番号から平成3年3月ごろであると推認されるが、この時点において、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の夫についても、申立期間は国民年金未加入期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、生前の母親から、家族全員（申立人、両親、兄、弟、妹）の国民年金保険料については、昭和36年4月から母親が集金人を通じて遅滞なく納付してきたと聞かされた記憶がある。

それにもかかわらず、社会保険事務所の記録において、昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年9月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその3名の兄弟の国民年金手帳記号番号は昭和41年9月に同時に払い出されており、申立期間において兄弟全員が未納になっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から46年3月まで
社会保険事務所において、私の国民年金保険料の納付記録は、昭和36年4月から46年3月までの期間が未納とされている。

このうち、昭和36年4月から38年12月までの期間については、結婚前の期間であり、国民年金保険料を納付した記憶が無いため、未納であることを認めるものの、39年1月から46年3月までの期間については、私の国民年金の加入手続をしてくれた義父に、夫と二人分の国民年金保険料を手渡し納付してもらっていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付は義父が行っていたとしているが、申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年5月ごろ払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の被保険者台帳には、備考欄に「46年4月から48年3月まで」との記載があり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日との関係から、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料が過年度納付されたことを示すものと推認され、義父が、毎月、町役場や農協などで国民年金保険料を納付していたという申立人の主張と異なっているとともに、48年5月ごろ国民年金の加入手続を行い、46年4月から48年3月までの期間について過年度納付を行ったうえで、現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から55年5月まで

私は、昭和55年に結婚するまで、国民年金に加入していなかった。

しかし、結婚を契機に、夫がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続きを行い、その際、特例納付制度の案内を受け、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。

夫は船員で給与が多く、手持ちの現金から納付したため預金通帳の引き出し記録は無く、領収書も紛失してしまい手元には残っていないが、夫が特例納付したことは確かであり、社会保険事務所の記録において、申立期間について納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする夫も、加入
手続、納付時期、納付金額、さかのぼった期間等についての記憶が曖昧であり、
国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、当時のA市の国民年金担当者によると、B支所では特例納付の納付書を発行しており、その際は国民年金被保険者名簿にその旨を記載する事務手続きを行っていたとしているが、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿には、特例納付の納付書を発行した旨の記載は見当たらない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳では、昭和55年6月5日に任意加入したこととなっており、申立人は申立期間において国民年金未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年2月まで

私の申立期間の国民年金については、私が当時学生であったことから、父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと聞いている。

私の父親は、当時、役所関係の仕事に就いていたこともあって、国民年金に対する意識が高く、私が国民年金に加入することは義務であると考えていた。

父親は既に他界している上、証拠となるような資料は震災で紛失しているが、社会保険事務所の記録において、申立期間についての納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が任意加入した平成7年12月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人には、申立期間当時、住所の移転は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、昭和43年4月にA市からB市に転居し、美容院を開業した。その当時は、国民年金に加入していなかったが、妹と同居し、一緒に美容院を営んでいた47年11月ごろ、国民年金に加入するため、妹にB市役所へ国民年金の加入手続に行ってもらった。

妹が市役所の窓口で昭和36年4月からさかのぼって納付できると聞いてきたので、翌日、妹が市役所で一括して国民年金保険料を納付した。

私は、国民年金の資格取得日が昭和36年4月1日と記載された国民年金手帳を発行してもらい、その日から加入したことになると国民年金手帳を大切に保管することを妹から聞いた記憶がある。

社会保険事務所の記録において、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金保険料を一括して納付したと主張している昭和47年11月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付の実施時期でもない。

さらに、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、仮に、特例納付が可能な直近の昭和47年6月に、特例納付及び過年度納付したとしても、その場合の保険料額とは差異がある。

加えて、B市役所の窓口で納付したとの主張であるが、同窓口では、当時、特例納付及び過年度納付の収納事務を行っていなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から51年3月まで

私は、昭和49年2月に妻と共にA市B出張所で婚姻の届出を行い、同時に国民年金の加入手続を行った。その際、20歳からの国民年金保険料を納付する必要があると言われ、加入手続以前の国民年金保険料については、3分割で納付することとした。

納付手続を行っていた妻からは、加入手続以前の国民年金保険料は長男の出産(昭和49年生)までに納付し、加入手続後の国民年金保険料は2か月ごとに納付していたと聞いており、社会保険事務所の記録で未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料を納付していた妻から、現年度の国民年金保険料については、A市役所から送付された納付書により銀行において納付し、過年度の年金保険料については、社会保険事務所から送付された納付書により社会保険事務所において納付したと聞いたとしているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、昭和49年2月の婚姻手続と同時に国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51年12月21日に連番で払い出されており、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、3分割で納付することとした国民年金保険料は、申立人の妻が、長男の生まれる昭和49年までに納付し、それ以外の国民年金保険料は2か月ごとに納付したとしているが、A市の51年度の収滞納一覧表によると、52年3月28日に51年度の国民年金保険料(12か月分)が、一括で納付されていることが確認できるとともに、「異動理由」の欄には、新規に加入したことを示すコード番号が記載されており、申立人に係る最初の納付であったことが確認できることから、申立人の主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から51年3月まで

私は、昭和49年2月に夫と共にA市B出張所で婚姻の届出を行い、同時に国民年金の加入手続を行った。

当時、夫の分と併せて国民年金保険料を2か月ごとに納付していたと記憶しており、社会保険事務所の記録において未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所から送付された納付書により銀行において納付したとしているが、納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、昭和49年2月の婚姻手続と同時に国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、51年12月21日に連番で払い出されており、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市の51年度の収滞納一覧表によると、52年3月28日に51年度の国民年金保険料(12か月分)が、一括で納付されていることが確認できるとともに、「異動理由」の欄には、新規に加入したことを示すコード番号が記載されており、申立人に係る最初の国民年金保険料の納付であったことが確認できることから、申立人の主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から58年1月まで

私は、昭和51年からA市、52年からB市、56年からC市にそれぞれ住んでいたが、いずれの住所地でも市区役所窓口や銀行で元妻が私の分の国民年金保険料を納付していたはずであるが、申立期間については、社会保険庁の記録で未納とされている。

国民年金保険料を納付したことを証明する書類は持っていないが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、これらの状況が不明である。また、申立人の元妻も、申立人に係る国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立人に係る国民年金の加入手続を行った記憶も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出されており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 12 月に結婚し、結婚後は夫と共に小売店を営み、結婚後しばらくしてから国民年金に加入した。

私には国民年金保険料の未納期間があり、国民年金に加入する前の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間と、商売が苦しくなり国民年金保険料の納付を止めた 58 年 4 月から平成 12 年 10 月までの期間については、国民年金保険料が未納であることを自覚している。

しかし、昭和 41 年 4 月から 58 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付していたはずであり、この期間は、税務署への確定申告の際にも、当時の確定申告書の控え等はまだ保存していないが、国民年金保険料の支払分を申告していた。

この当時、国民年金保険料を 1 年分も未納とした記憶は無く、納付記録が無いとは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身も、当時の国民年金保険料の納付方法、納付場所及び保険料額等を記憶していない。

また、申立人夫婦の結婚後における国民年金保険料の納付期間及び未納期間は一致していることから、当時、申立人夫婦は国民年金保険料を一緒に納めていたと思われるが、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫も未納となっている。

さらに、社会保険事務所に保存されていた申立人夫婦の被保険者台帳には、夫婦共に、申立期間である昭和 55 年度の国民年金保険料について、その年度

中に保険料の納付が無かったため、56年7月1日に社会保険事務所から納付書を送付して納付の催告を行ったとの記録が残っている。

加えて、社会保険事務所から送付された納付書により銀行等で国民年金保険料を納付した場合には、日本銀行と社会保険事務所の間において領収額と領収済通知書の突合が行われることから、申立人が社会保険事務所から送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入した昭和 52 年 5 月から第 3 号被保険者となる直前の 61 年 3 月までの間、自宅から徒歩で 10 分程度の距離にある役場に出向き、国民年金保険料を納めていた。

ところが、今回、社会保険事務所に私の納付記録を問い合わせると、昭和 60 年度の 1 年間の納付記録が抜けていることがわかった。未納である旨の督促を受けた記憶も無く、1 年間だけ納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が明確でない。

また、申立人は、国民年金に任意加入し未納期間はあり得ないと主張しているが、役場に保管されている被保険者名簿を見ると、申立期間について計 3 回、役場が納付勧奨を現年度に行った旨の記載がある上、社会保険事務所が昭和 61 年 6 月 21 日に催告状を送付した旨の記載もあり、当時、国民年金保険料が未納であったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、役場が保管する被保険者名簿では、昭和 60 年度について「未定」と記載されていることから、納付記録の事務処理が遅れ、結果的に記録に反映されなかったと主張しているが、役場では、「未定」との記載は、納付記録が確定していないものを示すものではなく、定額保険料が未納であった場合、そのような記載を行うこととしていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月まで

私の仕事の収入の関係で、妻が毎年 2 月になってから、当該年度分の国民年金保険料をまとめて払い、その領収書を添付して税務申告していた。手続は妻がしていたが、納付していたことは間違いないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立人の妻が現年度の国民年金保険料を 2 月に一括で納付したと主張するが、社会保険庁の国民年金被保険者記録により平成 3 年 2 月に過年度分の国民年金保険料の納付書が作成されていることの確認ができ、申立期間の一部の期間について作成されたものと推認でき、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間については未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 1 月まで
市役所から、昭和 57 年 10 月から 59 年 1 月までの国民年金保険の未納通知書が 2 回来たので、その通知書を持って父親が保険料を納付した。父親から国民年金保険料を納付した旨を聞いていたが、納付場所、納付金額は聞いていない。
申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は市役所から国民年金保険料の未納通知書が郵送されてきたと主張しているが、市役所から過年度分の国民年金保険料未納通知書を郵送することはなかったことが確認できる。

さらに、市役所保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 49 年 6 月 25 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、63 年に再度国民年金の被保険者資格を取得したことになっており、その間において、厚生年金保険の被保険者資格の喪失及び取得があったにもかかわらず、国民年金の被保険者資格の取得及び喪失手続が適正に行われていなかったことがうかがえるとともに、社会保険庁の記録にも同様の記録が残っており、申立期間については、63 年に再度国民年金被保険者の取得をしたときに整備されたものであり、整備された時点では時効により納付することができないことから、社会保険庁からも国民年金保険の未納通知書が送付されていなかったものと推認できる。

加えて、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 54 年 3 月まで
昭和 45 年に結婚後、義母に国民年金への加入を勧められ、国民年金保険料の納付は義母に任せていたので、義母へは小遣いと国民年金保険料を合わせて、毎月 7,000 円から 8,000 円を渡していたことは覚えている。申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、義母が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、昭和 54 年 4 月に任意加入をした資格取得年月日の記載があるとともに、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 5 月 14 日に払い出されていることの確認ができることから、申立期間は、任意加入手続前の未加入期間であり、当該未加入期間の国民年金保険料についてはさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年9月まで

国民年金保険料は、妻が毎月婦人会の集金人に支払っていました。私自身保険料を支払ったことはありません。

会社退職後、妻から「早く仕事を見つけてもらわないと国民年金の支払いが大変だ。」と言われたことを覚えている。

領収書等はないが、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳には「初めて国民年金の被保険者となった日」が平成7年8月31日と記載されているとともに、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年12月11日に払い出されていることの確認ができ、この時点において、申立期間は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から53年3月まで

昭和50年8月から53年3月までの国民年金保険料について、納付が確認できなかったとの回答をもらった。市町村役場から交付された納付書により、市町村役場内の銀行で夫が納付したと記憶している。請求書が送付されれば必ず納付していたから未納であるとは考えられないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに市町村役場から交付された納付書により、申立人の夫が市町村役場内の銀行で一括納付したとしているが、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったと主張する夫は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、昭和55年ごろは特例納付実施期間ではあるが、申立期間の金額についても記憶は明確でなく、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和53年4月から55年3月までを過年度納付しており、その時点で過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えられ、申立期間は時効により未納となったことが推認される。

加えて、申立期間については、申立人の保険料を一括納付していたと主張する夫も当該期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付は、父がすべてしてくれており、昭和41年の結婚の際、今までの分はすべて納めたと父から国民年金手帳を渡された。堅く律儀であった父の気質と、嫁ぐ際に国民年金手帳を渡された記憶をたどると、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる父親は既に死亡しており、申立人及び母親は、国民年金加入当初から、保険料の納付に全く関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間前後の期間について、当初、申請免除とされていたものが、昭和41年の婚姻前に追納されていることが確認できるが、申立期間については、未納となっていたため、時効により納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立期間のうち昭和38年度について、申立人は一度目の婚姻中であり、父親とは同居しておらず、父親は、免除申請することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人の父親が納付手続を一緒にしていたとされる母親については、当初、昭和37年度が未納、36年度及び38年度から42年度までの期間が申請免除となっていたものが、46年2月に、37年度については第1回特例納付により、36年度及び38年度から42年度までの期間については追納により、国民年金保険料が納付されていることが確認できるが、この時期には、申立人は既に嫁いでおり、父親が母親の分と一緒に国民年金保険料を納付したとは考え

にくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私は、国民年金への加入勧奨文書が届いたため、昭和46年か47年の2月に市役所に出向き、私と妻の国民年金の加入手続を行うとともに、同文書に記載されていた未納保険料額である約3万5,000円を市町村役場の窓口で現金で納付した。

納付対象期間のはっきり覚えておらず、現年度保険料と納付できる過年度保険料をすべて納付したと思うが、社会保険庁の年金記録では、過年度保険料が全く納付されたことになっていないので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその妻は、昭和47年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、同月に、46年4月から同年12月までの期間の現年度保険料を納付したことが確認できるが、申立人が申立期間の過年度保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料納付に係る記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明確である。

また、市町村役場は、国民年金の加入勧奨文書に未納となっている保険料の金額を記載するとは考えにくく、市の窓口において過年度保険料を受け取ることもないとしている。

さらに、申立人が納付したと主張する金額は、昭和46年4月から同年12月までの期間の現年度保険料及び申立期間の過年度保険料の合計額と乖離している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

国民年金への加入勧奨文書が届いたため、夫が昭和46年か47年の2月に市役所に出向き、私と夫の国民年金の加入手続きを行い、未納であった保険料も納付した。

夫からは、加入勧奨文書に記載されていた未納保険料額である約3万5,000円を市町村役場の窓口で現金で納付し、保険料は現年度だけでなく、過年度分も含まれていたと聞いていたが、社会保険庁の年金記録では、過年度保険料が全く納付されたことになっていないので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫は、昭和47年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、同月に、46年4月から同年12月までの期間の現年度保険料を納付したことが確認できるが、申立人の夫が申立期間の過年度保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）が無い上、申立人の夫は保険料納付に係る記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明確である。

また、市町村役場は、国民年金の加入勧奨文書に未納となっている保険料の金額を記載するとは考えにくく、市の窓口において過年度保険料を受け取ることもないとしている。

さらに、申立人の夫が納付したと主張する金額は、昭和46年4月から同年12月までの期間の現年度保険料及び申立期間の過年度保険料の合計額と乖離している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 93

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 37 年 1 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

母に言われて役場に行って国民年金加入手続をし、国民年金保険料は役場で自分が納付していた。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している国民年金手帳には、申立期間の「印紙検認記録」欄に、国民年金保険料を納付したときに押される検認印の押印がされていないことから、未納であったことがうかがわれ、申立人に聴取しても、納付しながら検認印が押印されなかった理由についての合理的な説明は無い。

また、申立期間のうち昭和 37 年 1 月分については、平成 8 年 6 月 4 日付けで、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日が、昭和 37 年 1 月 31 日から、同年 2 月 1 日へと記録が訂正されたことにより、国民年金の加入期間となったもので、訂正前は未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできない期間であった。

さらに、申立人は申立期間の納付金額、納付方法など保険料納付に係る記憶が明確でない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料等(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月までの期間、50 年 6 月から同年 9 月までの期間、52 年 4 月から同年 7 月までの期間、52 年 9 月から同年 11 月までの期間、53 年 11 月から同年 12 月までの期間、54 年 5 月から同年 6 月までの期間、平成 2 年 1 月から同年 7 月までの期間及び 10 年 5 月の期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 50 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から同年 7 月まで
④ 昭和 52 年 9 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 53 年 11 月から同年 12 月まで
⑥ 昭和 54 年 5 月から同年 6 月まで
⑦ 平成 2 年 1 月から同年 7 月まで
⑧ 平成 10 年 5 月

私の大学時代の昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月までの期間は、両親が国民年金保険料を納付していた。両親は公務員で国民年金を含め手続を几帳面にしていたので、間違いなく国民年金保険料を納付している。

その後の申立期間については、私か私の妻が国民年金保険料を納付した。私は大学の教育資金として奨学金制度を利用したが、早期に返済するなど責任感が強く、督促されたものは必ず納付してきた。

私は国民年金保険料を間違いなく納付しているのに、申立期間の納付記録が無いのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また申立

人自身が国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、当時、加入手続及び保険料納付をしていたと申立人が主張する申立人の両親は死亡している等から聴取ができず、加入手続の時期や納付状況等については確認できない。

2 申立期間②から⑧までについても、申立人及び申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の状況を聴取しても、その説明は曖昧であることから、国民年金保険料の納付状況が明らかでない。

3 申立期間①から⑦までは、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成4年に行われた年金記録の訂正等により、後から国民年金の加入期間となったものであり、申立期間当時において、この期間は国民年金の未加入期間であった。

また、申立期間⑧については、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した平成10年5月以降の国民年金加入手続を行っていないことに対して、社会保険事務所の加入勧奨情報の記録等を踏まえると、申立人が当該期間の加入手続を行ったのは12年10月ごろと推認される。

4 上記のように、申立期間はすべて、申立期間当時は国民年金の未加入とされていた期間であり、申立人は「督促されたものは必ず納付してきた」と述べているが、その当時は国民年金加入者として把握されていなかったことにより、保険料の督促が行われることは無く、国民年金の加入期間とされた時点では、すでに時効により納付できない期間であった。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 95

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月ごろから 50 年 8 月ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月ごろから 50 年 8 月ごろまで

私は、昭和 44 年 2 月に会社を退職してから、申立期間、履物商を営んでいた。この期間、市役所の集金人が店舗に国民年金保険料を集金に来た時に、妻が、私と妻の二人分の保険料を納付していた。

しかし、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は、妻の分が納付済みとなっているのに、私の分は未納となっており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を申立人の妻が納付していたとしているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人及びその妻には、申立人の国民年金加入手続についての記憶が無いことから、申立期間当時の加入状況は不明であり、申立人は、国民年金保険料の納付について関与していなかったことから、当時納付をしていたと申立人が主張している申立人の妻からその状況を聴取しても、当時の保険料の納付金額等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は未加入期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月、46年7月から同年10月までの期間、50年8月から同年11月までの期間及び平成7年3月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月
② 昭和46年7月から同年10月まで
③ 昭和50年8月から同年11月まで
④ 平成7年3月から8年3月まで

社会保険事務所に申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①、②及び③の期間については、母が国民年金に加入し、保険料を納付してきたはずなのに、未納とされていることに納得できない。

また、申立期間④については、免除の申請をした覚えはないのに、申請免除期間とされているが、この期間についても保険料を納付してきたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間①、申立期間②及び申立期間③については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与していないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。また、これらの申立期間については、国民年金の未加入期間で、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立期間及びその前後の期間の状況について申立人に聴取しても、申立人の記憶は具体的に整理されていない。

さらに、申立期間④については、免除の申請を行っていないとしているが、国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和60年度以降、申立人は、申立期間を除き、ほぼ納付期限内に納付しているのに対し、申立期間直前の

平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料が同年12月26日に納付されており、また、町民税、県民税及び国民健康保険料の申立期間前後の納付状況を見ても、いずれも7年12月に納付されていることから、この時期に生活状況に大きな変化があったことが推認できる。このため、申立人の平成6年の所得が保険料免除基準に該当しないことは確認できるが、同基準の「失業、倒産その他の理由で申請時の所得状況が前年度の所得状況と著しく異なる等により、保険料の抛出が困難と認められるとき」に該当するものとして免除とされたと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から8年3月まで
社会保険事務所に国民年金の加入記録について照会したところ、申立期間について、自分は未納とされ、父が申請免除となっていた。
自分は申立期間について平成7年の3月と4月の2回町役場に出向き、免除申請の手続を行った。父は、前年の収入が多く免除されるはずがないのに、申請免除期間となっており、自分の免除の申請が父の記録と取り違えられている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得年月日は、20歳到達日の平成7年1月21日であるが、申立人の国民年金手帳記号番号から、年金手帳は、8年7月に当時申立人が居住していた市の区役所において交付されていることが確認でき、申立期間について申立人の居住していた町及び管轄社会保険事務所において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このため、申立人が免除の申請を行ったとする平成7年3月及び同年4月の時点では、申立期間は未加入期間であったため、町役場で免除の申請を行うことはできず、申立人の主張は不自然である。

一方、申立人の父は、国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和60年度以降、申立期間を除き、ほぼ納付期限内に納付しているのに対し、申立期間の直前の平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料が同年12月26日に納付されており、また、町民税、県民税及び国民健康保険料の申立期間前後の納付状況をも、いずれも7年12月に納付されていることから、この時期に生活状況に大きな変化があったことが推認できる。このため、申立人の父の平成6年の所得が保険料免除基準に該当しないことは確認できるが、同基準の「失業、倒産その他の理由で申請時の所得状況が前年度の所得状況と著しく異なる等により、保険料の拠出が困難と認められるとき」に該当する

ものとして免除とされたと推認できるとともに、仮に申立人の主張するとおり、申立人の父が所得額により免除に該当しない条件であったのであれば、当時の世帯構成（世帯主である申立人の父と申立人の二人世帯）から、免除基準上、申立人についても免除に該当しないと考えられ、申立人とその父の年金記録が取り違えられたとは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の申請免除をしていたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで
私は、昭和 60 年ごろ国民年金の加入手続を市役所の支所で行い、保険料を分割して支払った。納付意思があつて手続したのに、加入した初年度から 2 年分が未納になっているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 2 月ごろに払い出されており、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、大学卒業直後の昭和 58 年 4 月ごろに国民年金に加入し、現年度保険料を納付してきたとの主張を、60 年に国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を分割して納付したと申立内容を変更している。しかし、60 年に加入手続をしたのであれば、申立期間の保険料には過年度の保険料が含まれることとなるが、その納付時期及び納付先等についての具体的な記憶が無く、不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立の内容等

申立期間 : 昭和45年4月から52年12月まで
社会保険事務所で確認したところ、申立期間について国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間に係る国民年金保険料は、母親が納付していた。義姉との同居が始まった昭和49年以降は、私の分と義姉の分を一緒に母親が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続に係る記憶は曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明であり、申立人は、現在所持している国民年金手帳（昭和49年11月以降に発行の様式のもの）のほかに、国民年金手帳をもらったことは無いと思うとしている。

加えて、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和54年3月1日に昭和53年度の保険料を納付していることが、申立人の所持する領収書から確認することができる上、55年2月14日に53年1月から同年3月までの保険料を納付していることが市町村の被保険者名簿から確認することができることから、申立人は、加入手続後に時効となっていなかった期間について、さかのぼって納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

広島国民年金 事案 100

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月及び同年4月並びに2年12月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月及び同年4月
② 平成2年12月から3年3月まで

私は、いずれの申立期間の保険料も、それぞれ会社に勤め始めたころ市の集金人に遅れて支払った。それが、年金記録の照会をしたところ未加入となっているとの回答であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、いずれの申立期間においても国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、いずれの申立期間についても、厚生年金保険被保険者資格の喪失後であるため、市町村窓口での国民年金加入手続が必要であるが、申立人の国民年金の加入手続についての記憶は具体的でない。

さらに、いずれの申立期間も、国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立てに係る集金人2名のうち、1名は申立期間について集金業務に従事していない上、ほかの1名はいずれの申立期間においても集金人として勤務していたことは確認できるが、その集金人に聴取しても、申立人から集金したとの証言は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 38 年 6 月までの期間、39 年 5 月から 40 年 3 月までの期間及び 40 年 7 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間当時、ほとんど実家にいなかったが、父親から「将来のことを考えて国民年金を払っているから安心しろ」と聞いていた。父親は警察官であり、性格や経済的事情を考えると、私の保険料が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、父親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 40 年 4 月から同年 7 月の間と推認され、この時点では申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和 40 年 4 月から同年 6 月までの保険料が同年 7 月に、38 年 7 月から 39 年 4 月までの保険料が 40 年 9 月に納付されており、国民年金の加入手続を行った時期に現年度保険料を納付し、その後、時効となっていなかった期間の一部について、さかのぼって納付したと考えるのが自然であり、ほかに申立期間②及び申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 102

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年3月まで
母親が、私が20歳の時に国民年金の加入手続をし、毎月、婦人会の集金人に保険料を支払っていた。私が当時住んでいた地域は、会社に勤めていない人は20歳から国民年金に加入しており、私が未加入となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和48年7月ごろであり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から提出された昭和48年度及び49年度の国民年金保険料受領票は町内の集会所で保管されていたものであるが、集会所には48年度以前の申立人以外の受領票も保管されていることから、申立人の申立期間に係る受領票が保管されていないことは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 104

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から58年3月まで

父が63歳となった昭和59年ころ、提出し忘れていた通算老齢年金の裁定請求書を提出し、60歳にさかのぼって3年分の年金を一括して受け取った。

その受け取った年金で母が、私と姉の国民年金保険料の未納分を市役所で納付したと聞いているが、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする母の国民年金保険料の納付時期、納付手続等に関する記憶も明らかでないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の父が年金を受け取った時点（裁定請求日は昭和60年9月19日）では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、当時は特例納付の実施時期ではなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母が姉の国民年金保険料の未納分と一緒に納付したとしているが、姉も申立期間の保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月から同年9月まで

申立期間当時、同居していた自営業の父は、私が20歳になったので国民年金保険料を納付すると言っていたことから、加入手続及び保険料納付は父が行っていたはずである。未納となっているのは納得できない。

父及び母は既に亡くなっており、当時の領収書、関連資料等は何も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 106

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から58年12月まで
国民年金の加入手続や保険料納付はすべて妻に任せており、妻が夫婦の保険料を一緒に納付していた。
申立期間について、妻は国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か年と長期間であるが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の加入手続や保険料納付をしていたとする申立人の妻の記憶も明らかでなく、加入状況や保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和63年度以降については、申立人とその妻の納付状況は合致しているが、申立期間直後の59年1月から3月までの保険料については、申立人は過年度納付、申立人の妻は現年度納付となっており合致していない。

さらに、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年2月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、上記期間が未納との回答を得た。昭和48年ごろにA市内で転居し、しばらくしてから国民年金の加入手続を行い、保険料は後日一括納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和52年1月ごろであるが、申立期間は、申立人の妻が厚生年金保険に加入していたため、国民年金の任意加入期間に相当し、国民年金手帳記号番号の払出しの時点からさかのぼっての資格取得、保険料の納付はできない。

また、申立人に事情を聴取しても、加入手続の時期や納付方法、納付金額等が明確でなく、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人は、継続してA市内に居住しており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳（昭和49年11月以降に発行されている様式）のほかに年金手帳を所持していた記憶は無く、当該手帳の資格記録欄においても、申立期間について国民年金に加入していた記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から56年9月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、上記期間が未納との回答を得た。当時は自営業を営み収入もあったので、国民年金保険料を支払ってきたはずである。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和61年4月以降であり、その時点では、既に申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人と共に自営業を営んでいたその妻は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人と同時期に国民年金に加入したと考えられるが、申立人の妻も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人に事情を聴取しても、加入手続の時期、納付金額等が明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、申立人は、継続してA市内に居住していることから、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が所持している年金手帳の資格記録欄においても、申立期間について国民年金に加入していた記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

島根国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年2月まで

申立期間の国民年金保険料について、昭和45年4月ごろ、金融機関又は市区町村で、約8万円を現金で一括納付した。当時は、同居していた母、兄及び叔母のいずれもが国民年金保険料の納付を常に意識して漏れなく納付しており、私だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年4月ごろ、申立期間分の国民年金保険料（約8万円）を一括納付した。」としているが、当時の保険料は、計5,300円（200円×9か月＝1,800円、250円×14か月＝3,500円）であり、保険料額が大きく相違している。

また、申立人の特殊台帳において、「附4条 45.3～46.12まで88,000円（55.6.10）」との記載があり、昭和55年6月10日に8万8,000円（昭和45年3月分から46年12月までの分）を一括納付したことを示している。これは、当時可能だった特例納付による金額（8万8,000円＝4,000円（特例納付1か月分の保険料）×22か月）と一致し、申立人はこれを申立期間分について納付したと誤解しているものと推測される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和49年5月11日以降と推測され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無いことから、申立人が保険料納付を行ったとされる45年4月時点では、国民年金に未加入であったため申立期間の保険料の納付はできない。加えて、国民年金手帳記号番号が払い出された49年5月11日以降では、申立期間の保険料は既に時効であり、これを特例納付によって納付した事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から54年2月まで
昭和53年1月に市区町村で国民年金の加入手続を行い、その後は、町内会において毎月28日に納付していたことから、記録がないことに納付できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金に任意加入した昭和54年3月15日に払い出されているが、申立期間のうち53年4月1日以降の期間は任意加入の対象となる期間であることから、当該記号番号払出しの時点で申立期間の大部分は、制度上、さかのぼって加入することはできず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が1冊だけしか交付を受けたことがないとする国民年金手帳の資格記録欄においても、申立期間の記載は無く、ほかに申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間、48年12月から49年1月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年7月から47年3月まで
②昭和48年12月から49年1月まで
③昭和51年1月から同年3月まで

昭和46年7月から47年3月までの期間及び48年12月から49年1月までの期間の国民年金保険料は、実父が自治会の常会で毎月納付していた。51年1月から同年3月までの国民年金保険料は、義父が義母の保険料も併せて3人分を自治会の常会で毎月納付していた。これら申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の実父及び義父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の主張も「きっと自分の保険料も納付してくれていたはずと思う」という不確かな根拠に基づいているため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は昭和52年12月10日に国民年金に任意加入しており、未加入期間である申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていない限り、国民年金保険料を納付することができないが、そのような事情も見当たらず、かつ、申立期間のうち、46年7月及び同年8月については20歳に到達前であるため、国民年金に加入できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年5月までの期間及び56年ごろから61年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から48年5月まで
② 昭和56年ごろから61年12月まで

申立期間①については、当時同居していた叔父夫婦が納付しているのに自分だけ納付していないはずがない。

申立期間②については、昭和55年4月に会社を辞めた直後、1年ぐらいは納付していなかったが、その後は納付組織を通じてずっと納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても、加入手続について記憶が無く、納付状況についても誰が納付していたかが不明確であるなど、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の叔父夫婦から聴取しても、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことについての具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳は、職権適用により昭和60年10月に払い出され、20歳にさかのぼって資格取得されたものであるため、申立期間①のすべて及び申立期間②の一部は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号の払出しが行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 60 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 60 年 10 月まで
申立期間については、父親が A 氏に頼んで全額の保険料を昭和 60 年 11 月以降に市役所で納付してもらったので、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、A 氏に依頼して申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の父親及び納付を依頼したとされる A 氏も既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は昭和 60 年 11 月以降の時点で申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、納付したとされる時期は特例納付の実施時期ではなく、かつ、過年度納付であるとしても申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の妻も申立期間は国民年金に未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年2月から同年9月まで
会社を退職し、次の会社に勤務するまでの申立期間については、几帳面な性格であった元妻が国民年金の加入手続及び保険料納付をしていないはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人本人は加入手続及び納付に関与しておらず、元妻から話を聞いていることも無いため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付したと主張する元妻も申立期間は未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 47 年 6 月まで
母親が昭和 48 年に私の国民年金の加入手続を行い、その時まとめて納付し、さらに後日過年度分をすべて納付したと聞いており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親はその健康状態から事情を聴取することが困難であるため、国民年金の具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は加入手続を行ったときにまとめて納付し、その後過年度分を納付したと母親から聞いていると主張しているところ、社会保険庁の記録によれば、国民年金手帳が発行された日に現年度分を納付し、加入手続後の昭和 49 年 9 月にその時点で納付可能であった 47 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立内容と社会保険庁の記録が符合している上、申立人が加入手続を行った時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無いことを踏まえると、申立期間に係る保険料が納付されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 50 年 3 月まで

A 市に転入した昭和 43 年ごろに国民年金の加入手続を行い、20 歳に遡^{そきゆう}及して加入した。その際に、それまで納付していなかった分を一括して納付すると申し出たところ、一度に納付するのは大変だろうからということで 3 回に分けて、1 回当たり約 12 万円を納付した記憶がある。

また、A 市転入後の昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、毎月納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 市に転入したのは、昭和 44 年 3 月であることが住民票から確認できることから、A 市に転入した 44 年ごろに 36 年 4 月からの未納であった保険料を 3 回に分けて納付したとの申立てであると解されるが、当時は特例納付できない時期であり、納付したと主張する金額についても当該期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と異なっている。

また、申立人が A 市で国民年金の加入手続を行ったのは、申立ての時期ではなく、昭和 53 年 1 月であることが市町村に保管されている資格取得届出書により確認できるほか、同年に特例納付を 2 回、過年度納付を 1 回の計 3 回、さかのぼって納付している社会保険庁の記録があり、申立内容と近似するが、申立人はこのことについてほとんど記憶していない。

さらに、申立人は、A 市に転入した昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を定時納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 53 年 2 月の時点では、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、その後の申立人からの聴取で、加入手続を行ったのは社会保険庁

に記録のある昭和 53 年かもしれないが、さかのぼって納付した 3 回の記録の納付金額が記憶と違うと申立内容を変えているが、仮に 53 年にそれまで未納であった分を特例納付により納付したとしても、納付したと主張する金額は当時未納であった全期間を納付するのに必要な額と大きく相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで
② 昭和56年4月から58年3月まで

昭和40年に町内会の役員をしていた者の勧めで、夫婦で国民年金に加入した以後、同氏の集金により、夫婦の保険料を毎月1か月も遅れずにすべて納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても申立期間における国民年金の納付状況の具体的な記憶が無いほか、社会保険庁の記録では、両申立期間の間の期間（昭和46年4月から56年3月まで）は申請免除とされているが、その点についても申立人は記憶が無いなど、納付状況が不明である。

また、市町村の国民年金未加入者カードに、昭和61年10月に市町村職員が申立人の自宅を訪問し、60歳以降も任意加入しなければ国民年金の受給資格が取得できない旨の説明をしたところ、今払えないので、来年になったら考える旨を回答したとの記録があり、当時、申立人は申立期間の未納を認識していたと考えられる。

さらに、申立人と同様に納付してきたとする申立人の妻も申立期間はいずれも未納である。

加えて、申立人が申立期間の納付を証言してくれるはずと主張している当時の集金人の孫から聴取しても証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 48 年 9 月までの期間及び 48 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、納付しているものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 48 年 9 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 61 年 3 月まで

当時は自治会（婦人会）等が集金に訪ねて来ていたので、妻が集金人にずっと払っていた。出張で留守をすることもあったが、家にいたときに何度か集金に来られたところに出会ったことがある。

記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付は主に妻が行っていたと主張しているが、申立人の妻は「何も知らない。保険料を支払った覚えは無い。」と証言しており、申立てと矛盾する。

また、国民年金保険料額や納付方法等についても、記憶が定かではなく、申立てを裏付ける具体的かつ明確な説明が得られない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 6 月 28 日に払い出されているが、その時点で申立期間の保険料は時効により納付することはできず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで

昭和 40 年 9 月ごろと思われるが、市役所から事前に電話連絡があり、職員が実家の A 町（現在の B 町）を来訪し、「昭和 36 年 4 月にさかのぼって納付すれば国民年金の開始時から納付したことになるので」とその職員から勧奨されたので 4 年間分を納付した。

その時、領収書を受け取ったと思うが記憶に無く、当時、家計簿もつけていなかったもので証拠となるものは何も残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 8 月ごろに払い出され、40 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、42 年 12 月 14 日に現金納付された記録があることから、申立人は、その時点で時効となっていなかった過年度保険料について納付を行ったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、特例納付は実施されていなかったことから、申立期間の大部分は時効のため納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることはできない。

香川国民年金 事案 88

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録を確認したところ、昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までについて、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間前の昭和 38 年に結婚し、夫は厚生年金保険に加入し、私は国民年金に任意加入した。保険料は毎月近くの銀行で納めていた。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の記憶が明確でないため、申立内容に係る国民年金保険料の納付状況を裏付ける事情も見当たらない。

また、申立人は、毎月近くの銀行で納付したと主張しているが、申立期間当時は 3 か月ごとに保険料を納付することとされており、現年度の国民年金保険料は市町村において印紙納付することとされているなど、申立内容に不自然な点がみられる。

さらに、昭和 44 年 3 月に夫が国民年金の加入手続をするとともに、任意加入から強制加入への種別変更の届出をした時点において未納期間が判明しているにもかかわらず、申立期間の後の 44 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料を 46 年 7 月に過年度保険料として納付していることが確認でき、その時点で過年度納付が可能な期間について国民年金保険料を納付したと考えられ、申立期間は時効により未納となったことが推認される。

加えて、申立人は、申立期間内に種別変更を行っておらず、申立期間以外にも複数の未加入期間が見受けられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から57年11月まで

厚生年金保険を資格喪失した後、次の厚生年金保険に加入するまでの間
が空くため、申立期間当時、夫は共済組合に加入中であつたが、国民年金
に任意加入した記憶がある。

国民年金保険料は、自治会に入っている人が、交代で集金しており、毎
月、約3,000円を支払っていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、
預金通帳、確定申告書等）は無く、国民年金加入手続について申立人の記
憶は曖昧^{あいまい}で、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、申立人の夫が共済組合加入中のため任意加入となるべ
き期間であるが、申立期間以外に、同様な国民年金未加入期間が複数見受け
られる。

さらに、申立期間は、当時、未加入期間となっているため、集金人による
保険料納付ができなかった期間であると考えられ、別の国民年金手帳記号番
号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、納付金額について申立期間中納付金額は変わらなかつ
たと主張しているが、保険料額は毎年変更されており、申立人の主張と相違
している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

香川国民年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月まで
国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月までの期間について納付事実が確認できなかった。」との回答を受けたが納得がいかない。
集金は、勤務先である A 市 B 町の自治会内で担当者が交代に行い、自治会長まで届けていた。
金額は、150 円だったと記憶している。妹の分も私が納めていたが、妹に関する記録は残っているらしいと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に納めていたと申し立てている妹の記録には、未加入期間や厚生年金加入期間があるなど、申立内容が不自然であるほか、申立人は申立期間以外に未納期間が散見される。

また、勤務先の同市 B 町で納付したと主張しているが、当時、申立人は A 市 C 町に住んでおり、集金組織は C 町と B 町とは別であり地区を越えて納付することができたとは考え難い。

さらに、申立期間は、任意加入期間であるため、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 2 月の時点では、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人の 昭和 39 年 2 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 41 年 3 月
社会保険庁から、申立期間に係る国民年金保険料が未納である旨回答があったが、昭和 41 年 4 月 22 日に最寄りの市役所の出張所へ婚姻届を提出した際、窓口職員に過去に国民年金保険料が未納の期間があることを告知されたため、数日後に、妻が、用立てた現金を同窓口で納付したはずであり、窓口職員にも「これですべて終わりました。」と言われた記憶はあるため納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、婚姻届を提出した昭和 41 年 4 月 22 日の数日後に、最寄りの市役所の出張所において、現金で納付したはずと主張しているが、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付期間及び保険料額も記憶していないなど申立人の記憶は曖昧で、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、国民年金保険料を現金で納付したとする最寄りの市役所の出張所について、当該市は、「当時、年金窓口は開設されておらず保険料は納付できない」としているなど、申立内容に不自然な点がある。

さらに、申立人の妻が、当時、申立人に未納分の国民年金保険料として手渡したとする金額は、申立期間の国民年金保険料額(2,600 円)と大きく乖離している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年12月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。
国民年金保険料を支払っていたと記憶しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月に払い出されており、その時点では、申立人は、夫が厚生年金保険の加入者のため任意加入対象者であることから、申立期間は、国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、国民年金加入手続について申立人の記憶は曖昧で、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は当該申立期間について付加保険料も納付していたと主張しているが、付加保険料の開始は昭和45年10月からであり申立内容に不合理な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 95

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの期間、52年4月から59年3月までの期間及び59年7月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から平成3年3月まで（国民年金保険料納付済み期間を除く。）

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に未納となっている期間（昭和45年1月から49年3月までの期間、52年4月から59年3月までの期間及び59年7月から平成3年3月までの期間）があるとの回答を受けたが納得できない。

自営業をしていたので、景気の動向によっては、保険料の納付が難しい時期もあったが、納付期限に遅れながらも、保険料を納付しており、一部に未納となっている期間もあるとは思いますが、納付期間がこんなに短くなっているのはおかしい。

国民年金保険料を納付していた妻は、①自宅へ集金に来た市職員、②金融機関への納付が半々ぐらいだったように思うとしている。

なお、妻は、申立期間当時の保険料納付額について、よく覚えていないとしている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、納付期間、納付場所、金額等について、国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻の記憶も曖昧で、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない状況となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず

ない。

さらに、申立期間（国民年金保険料納付済み期間を除く。）は、合計18年と長期間に及んでいる上、申立人には、申立期間以外にも、合計6年9か月の未加入期間及び未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 96

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から49年3月までの期間、52年4月から59年3月までの期間及び59年7月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から平成3年3月まで（国民年金保険料納付済み期間を除く。）

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に未納となっている期間（昭和45年2月から49年3月までの期間、52年4月から59年3月までの期間及び59年7月から平成3年3月までの期間）があるとの回答を受けたが納得できない。

自営業をしていたので、景気の動向によっては、保険料の納付が難しい時期もあったが、納付期限に遅れながらも、保険料を納付しており、一部に未納となっている期間もあるとは思いますが、納付期間がこんなに短くなっているのはおかしい。

国民年金保険料は、①自宅へ集金に来た市職員、②金融機関への納付が半々ぐらいだったように思う。

なお、申立期間当時の保険料納付額については、よく覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無い上、納付期間、納付場所、金額等について、申立人の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない状況となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間（国民年金保険料納付済み期間を除く。）は、合計17年

11 か月と長期間に及んでいる上、申立人には、申立期間以外にも、16 年 6 か月の未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から47年10月まで

申立期間については、A町で兄、両親と同居しており、国民年金保険料は両親が兄の分と併せて払ってくれていた。20歳から24歳のころ、国鉄職員であった父から、お前の保険料を納めていると聞いたことがある。

領収書等はなく、当時の状況は記憶していないが、国民年金保険料は支払っていたと思うので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親又は母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる父親は既に死亡しており、母親から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等に係る記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月以降にB府C市で払い出されたものであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から38年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、当時、自宅を訪問して来る集金人に対し、私の母が、私の分と併せて3か月分又は6か月分まとめて納付していた。

母は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているので、申立期間に係る私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年3月まで

昭和43年2月に結婚して夫と二人で区役所へ納めに行った。その時のことは鮮明に覚えている。国民年金手帳が再交付になっているが、前の国民年金手帳では申立期間は納付になっていたのではないかとの疑問があり、再調査を行い国民年金保険料納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月に払い出されており、43年2月に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する昭和44年12月16日に発行された再交付の国民年金手帳の42年度及び43年度の国民年金印紙検認記録欄に納付を示す印は無く、申立人は、再交付申請時に区役所から交付された国民年金手帳再交付用印紙検認記録は44年度分しか所持していない。

加えて、国民年金手帳再交付用印紙検認記録には、「注」として「おつて国民年金手帳が再交付されてきたときは、この記録と再交付手帳の記録を照合してください。」と記載されていることから、申立人は、44年12月16日発行の国民年金手帳を受け取ったときに、申立期間の納付状況を確認していると考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から同年12月まで

昭和43年2月に結婚して妻と二人で区役所へ行った記憶がある。国民年金手帳が再交付になっているが、前の国民年金手帳では申立期間は納付済みになっていたのではないかとの疑問があり、再調査を行い国民年金保険料納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月に払い出されており、43年2月に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する昭和44年12月16日に発行された再交付の国民年金手帳の42年度及び43年度の国民年金印紙検認記録欄に納付を示す印は無く、申立人は、再交付申請時に区役所から交付された国民年金手帳再交付用印紙検認記録は44年度分しか所持していない。

加えて、国民年金手帳再交付用印紙検認記録には、「注」として「おつて国民年金手帳が再交付されてきたときは、この記録と再交付手帳の記録を照合してください。」と記載されていることから、申立人は、44年12月16日発行の国民年金手帳を受け取ったときに、申立期間の納付状況を確認していると考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
国民年金の加入手続についての記憶は無いが、国民年金保険料は、母が納税組合長に同居していた姉の保険料と一緒に納付していた。
姉の申立期間の国民年金保険料は納付済みになっているのに、自分の分だけ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している町が保管している国民年金保険料納入一覧表には、申立人が、申立期間当時、国民年金保険料を納付した記録は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を申立人の姉の分と一緒に母親が納付していたと主張しているが、申立人の姉は、申立期間の国民年金保険料は姉自身が一括納付したと証言しており、そのことは国民年金保険料納入一覧表によっても確認でき、母親が姉の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立内容と相違している。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料を納付したとされる母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年3月まで

私は、昭和44年6月に会社を退職後、新たに個人事業所を設立し、その社員を厚生年金保険に加入させた。申立期間当時、私は、7歳と4歳の子供がいたので、国民健康保険に加入していたと思う。

国民年金保険料を納付していた記憶は明確ではないが、市役所で国民年金の加入を勧められれば、自分の性格上、必ず加入し保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付場所、金額、納付方法等についての申立人の記憶は明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人が国民年金に加入していたことは確認できず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5年以上と長期間であり、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間が多数見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 35 年 10 月ごろ、私が働いていた理容店に集金人が訪問して来て国民年金の加入手続を行い、後日、年金手帳を手渡された。その時は、私は 20 歳になったばかりで制度も十分理解していなかったため、国民年金保険料は納付しなかった。

その後、集金人から「40 年間納付しなければ年金を受給するときに減額される。」と言われ、2 年間分の国民年金保険料 2,400 円を一括して納付した。

領収書は無いが、国民年金保険料は納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 40 年 5 月であり、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、2 年間分の国民年金保険料 2,400 円を一括して納付したと主張しているが、納付時期や納付対象期間などについての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄によると、申立期間については検認印が無いが、昭和 38 年度及び 39 年度については現金納付を示すゴム印があることから、申立人は、38 年 4 月から 40 年 3 月までの 2 年間分の国民年金保険料を現金で一括納付したものと考えられ、申立人が納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から平成元年 1 月まで
昭和 59 年 2 月に、社会保険事務所において年金の裁定請求を行ったところ、職員から「国民年金保険料を 5 年間納付すれば年金額が増える。」と言われ、その後 5 年間、国民年金保険料を納付した。
納付したはずの申立期間が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳に到達した昭和 59 年 2 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、60 歳以上の国民年金被保険者が国民年金に任意加入できるようになったのは 61 年 4 月以降であり、申立内容には不合理な点が見受けられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の妻から聴取しても、納付金額、納付方法等についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が居住する市が保管する国民年金保険料徴収簿には、申立人の申立期間に係る納付記録が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から47年11月まで

昭和44年9月ころ、近所の人から国民年金への加入を勧められた。加入手続は、自分でした記憶は無く、その人がしてくれたと思う。支払った保険料の金額は覚えていないが、付加保険料込みで、毎月、集金人に支払った。

また、昭和46年4月に転居し、隣人の訪問がきっかけで国民年金保険料を納付し始めた。そのときも加入手続は自分で行っておらず、集金人がしてくれたものと思っていた。保険料は付加保険料込みで、毎月、集金人に支払ったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがわかる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、自ら任意加入の手続を行った記憶は無いとしており、任意加入したことがわかる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であったと認められ、国民年金保険料を納付していたとの主張は不自然である。

さらに、申立期間直前の昭和41年1月から44年8月までの期間も未加入期間である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年3月まで

昭和46年に4月に再就職した病院で、厚生年金保険の資格喪失した後の期間を引き継ぐ制度があるとの説明を受け、保険料を納付した。納付方法は病院が一括して立替払いをし、私は病院に対し分割で返済した。厚生年金保険が引き継がれていないので、納付したのは国民年金保険料だと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた病院の理事長及び事務長が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付したとする病院の理事長及び事務長も死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付ができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年5月まで

国民年金制度ができた当初から任意加入していたが、近所の人が入っていないことを知り、私も途中で保険料の納付をやめていた。しかし、老後のことを考えて再度国民年金に加入し、その際、納付していなかった期間の保険料を夫が一括納付した。年金手帳は3冊か4冊持っていたが、平成2年に夫が死亡したとき、焼却処分した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、納付時期、金額等についての申立人の記憶も明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和44年5月から46年4月までの間に国民年金に任意加入したことが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付ができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

昭和38年11月に結婚した当時、私は年金に全く興味がなかったため、妻が私の国民年金の加入手続をし、過去の未納分の保険料を区役所で一括して払った。それ以後も、妻が毎月二人分の保険料と一緒に納付していたので、私の保険料だけが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、当時、保険料を納付したとする申立人の妻からその状況を聴取しても、具体的な証言は得られず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻は、申立てに係る国民年金保険料を一括して納付した後、夫婦二人分の保険料を毎月一緒に納付していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、妻の昭和39年1月から同年3月までの保険料は同年3月に、39年4月から40年3月までの保険料は、41年10月に一括して納付されていることが確認でき、その主張と相違している。

さらに、申立人の妻は、昭和38年11月に結婚した後に、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳は結婚前の38年7月に発行されていることが確認でき、申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの期間、61年4月から62年12月までの期間、昭和63年4月から同年12月までの期間及び平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年12月まで
② 昭和61年4月から62年12月まで
③ 昭和63年4月から同年12月まで
④ 平成元年3月

私は、毎年1月末から2月初めごろ、確定申告書に領収書を添付するため、現金で夫婦二人分の国民年金保険料及び国民健康保険料を併せて市役所で支払っていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、当時の国民年金保険料の金額についての記憶が無いなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張している市役所の窓口は国民健康保険係があった場所である上、その窓口では、国民年金保険料を取り扱っていなかったことが確認できることから、申立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立回数が4回及び申立期間が計37か月と長期であるほか、申立期間以外にも56か月の未加入期間及び25か月の未納期間がある。加えて、申立人の妻についても、申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年12月までの期間、61年4月から62年12月までの期間、昭和63年4月から同年12月までの期間及び平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年12月まで
② 昭和61年4月から62年12月まで
③ 昭和63年4月から同年12月まで
④ 平成元年3月

私の夫は、毎年1月末から2月初めごろ、確定申告書に領収書を添付するため、現金で夫婦二人分の国民年金保険料及び国民健康保険料を併せて市役所で支払っていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、当時の国民年金保険料の金額についての記憶が無いなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫が国民年金保険料を納付したと主張している市役所の窓口は国民健康保険係があった場所である上、その窓口では、国民年金保険料を取り扱っていなかったことが確認できることから、申立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立回数が4回及び申立期間が計37か月と長期であるほか、申立期間以外にも4か月の未加入期間がある。加えて、申立人の夫についても、申立期間が未納期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月

私は、当時住み込みで勤めていた店の店主が国民年金の保険料を支払ってくれていたと聞いていた。

申立期間について、保険料が未納とされていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時、住み込みで勤務していた店の店主が国民年金の保険料を納付していたはずであると主張しているが、店主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、店主は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間当時、国民年金に任意加入して保険料を納付していた。

当時、夫は、厚生年金保険に加入しており、また、収入も安定しており、自ら任意加入被保険者資格の喪失を届け出るはずはない。資格喪失の申出が正規の届出かどうか分からない以上、申立期間について未納とされていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、資格喪失の届出が行われたとされる日以降も集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の記憶も曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の資格得喪欄と A 市 B 区役所保管の国民年金被保険者名簿とに記載された申立人に係る任意加入被保険者の喪失の届出日と見られる年月日の筆跡を見ると、同一人物が記載したものであることがうかがえ、申立人は、国民年金手帳を第三者に預けた記憶は無いとしていることから、当該国民年金手帳の年月日の記述は、任意加入被保険者資格喪失の届出が B 区役所において受理された際に、国民年金手帳の資格得喪欄及び被保険者名簿に同一担当者が年月日を記載したものと推認される。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から47年3月まで
私は、義父が市役所の窓口で申立人の国民年金保険料を納付していたと聞いている。
申立期間について、保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時、同居していた義父が申立人の国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、義父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、義父は既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、現在、申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月に転出先のA市において48年2月に払い出されたことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 6 月に夫と結婚し、その後、自分で町内の人か町内会の役員に自分の国民年金保険料を納付していた。集金の方は、その都度、小さな台帳に記録していたことを覚えており、保険料を未納にすることは考えられない。

当時の保険料は 500 円くらいであったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続の時期、方法等について明確な記憶が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、国民年金手帳について、申立人は、昭和 50 年 2 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けている現在保有しているもの以外に所持していた記憶が無いとしており、さらに、結婚後の住所地である A 市 B 区や結婚前の住所地である C 町においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、現在保有する国民年金手帳では、その記号番号の払出日から見て過年度納付や特例納付でない限り申立期間の保険料の納付はできないが、申立人は過年度納付や特例納付を行った記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から55年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から55年11月まで

昭和50年5月に会社を退職後、国民健康保険と国民年金の加入手続をA市役所で行ったと思う。

昭和51年8月に長男が生まれた際に、国民健康保険から分娩費の給付を受けた記憶があり、国民健康保険と国民年金はセットで加入するものと思っていたので、申立期間が未加入、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月に国民健康保険と国民年金の加入手続をA市役所で同時に行ったと申し立てているが、申立当時、市役所の窓口で国民健康保険の手続をしたものに対して国民年金手続を勧奨していたかどうかは確認できず、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情は見当たらない。

また、国民年金への加入手続や申立期間の国民年金保険料納付方法、金額等について、申立人に具体的な記憶は無い。

さらに、申立期間は5年以上と長期間であるとともに、申立期間以外にも未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 59 年 10 月まで
昭和 56 年 3 月に会社を退職後、すぐに市役所において国民年金の加入
手続を行った。以後、毎回市役所に出向き、国民年金保険料を納付した
はずである。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求
めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が死亡していることから、国民年金の加入手続の状況及び国民年
金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が昭和 56 年 3 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行
ったことを示す関連資料や関係者の証言等も無く、申立期間について国民
年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も
無い。

さらに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事
情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

佐賀国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
国民年金制度発足時から夫婦ともに加入し、国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時、町内婦人会が納付組織として保険料を集めており、集金した保険料は、町内の市役所出張所に持ち込んでいた。そのようなことから、近所の手前、納付しないことは恥ずかしいことであることから、父のみ納付していないとは考えられない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が死亡していることから、国民年金の加入手続の状況や国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和42年7月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、払出日の昭和42年7月時点で、過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えられ、申立期間は時効により未納となったことが推認される。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)も無く、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 9 月まで
申立期間の国民年金保険料を兄弟と一緒に銀行で納付してきた。申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の弟が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の弟も、具体的な納付の状況についての記憶が無いため、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 61 年 12 月に、申立期間直後の 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間については、時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人と申立人の弟の国民年金保険料の納付日が一致するのは、昭和 61 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 62 年 10 月以降の期間であり、兄弟と一緒に国民年金保険料を納付していたとの主張と相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から51年9月まで

私は、昭和46年5月に結婚し、その数年後、A市役所で国民年金加入手続を行い、その場で未納期間の国民年金保険料を現金で、すべて納付した。

領収書は無いが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年11月時点では、特例納付以外の方法では保険料の納付ができない期間であるが、A市役所では、当時、特例納付保険料の収納を行っていなかったことが確認でき、市役所で国民年金保険料を納付したとする申立人の主張と相違する。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料を、53年12月に一括納付していることから、納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで

申立期間当時は、夫が国外へ行っていたので、自分の国民年金保険料だけは納付しなければと思って、A市役所の国民年金課の窓口で納付した記憶がある。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の金額、納付時期、納付期間等について具体的な記憶が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、「長女が生まれた 51 年 10 月以前に納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 6 月以降に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

国民年金の記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

妻が申立期間に係る保険料を夫婦二人分納付したことを示す当時の家計簿が残っている。妻の保険料は納付済みであるのに対し、自分の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料として家計簿を提出しているが、平成5年5月、同年7月及び同年12月の家計簿の記載から推定される納付月数は、申立期間当時、申立人夫婦が納付すべきとされていた月数を上回っているとともに、申立人の妻は、当該記載について、単に、国民年金保険料の納付予定を記載したものであるとしていることから、申立人の国民年金保険料を納付したことを示すものとは認め難い。

また、提出された家計簿以外に、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を、妻が自分の分も含めて納付していたとしているが、妻の申立期間に係る国民年金保険料については、社会保険庁の被保険者台帳及び申立人が提出した家計簿とも平成6年12月9日に納付したと記載されている一方で、申立人の国民年金保険料については、いずれにも記載が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金の記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、その回答に納得できない。

市役所から保険料を納付しないと年金がもらえなくなる旨の葉書が来たので、夫が市役所の窓口で自分の分と一緒に一括して納付した。

自分の国民年金手帳の検認記録欄には、申立期間の各月ごとに「100」と記載されているので、その期間の保険料を納付したのは間違いはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の被保険者台帳及び市役所の被保険者名簿には、申立期間について、国民年金保険料の申請免除を示す「申免」と記載されている上、申立人が提出した国民年金手帳にも、申立期間の各月ごとに「申免」の文字が押印されていることから、申立期間は、申請免除期間であると考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、国民年金手帳の検認印欄に、「100」と記載されていることをもって、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、市役所は国民年金保険料を領収した場合、国民年金手帳の検認記録欄に検認印を押印することになっており、申立人が提出した国民年金手帳の申立期間に係る検認記録欄には、月毎に手書きで「100」と記載されているのみで、市役所が当該期間における国民年金保険料を領収したことを示すものとは考え難い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金の記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、その回答に納得できない。

市役所から保険料を納付しないと年金がもらえなくなる旨の葉書が来たので、市役所窓口で妻の分と一緒に一括して納付した。

妻の国民年金手帳の同期間の検認記録欄には、申立期間の各月ごとに「100」と記載されているので、その期間の自分の保険料も納付したのは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、社会保険庁の被保険者台帳及び市役所の被保険者名簿には、申立期間について、国民年金保険料の申請免除を示す「申免」の文字が記載されている上、申立人が提出した国民年金手帳にも、申立期間の各月ごとに「申免」の文字が押印されていることから、申立期間は申請免除期間であると考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、妻の国民年金手帳の検認印欄に、「100」と記載されていることをもって、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であり、市役所は国民年金保険料を領収した場合、国民年金手帳の検認記録欄に検認印を押印することになっており、申立人の妻が提出した国民年金手帳の申立期間に係る検認記録欄には、月毎に手書きで「100」と記載されているのみで、市役所が当該期間における国民年金保険料を領収したことを示すものとは考え難い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。

昭和 50 年 4 月に国民年金に任意加入した後、国民年金保険料を納付するために町役場の窓口に行った際に、職員から、今なら保険料の未納分をさかのぼって一括納付することができることを聞き、後日、その窓口で申立期間の保険料を一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 14 年と長期間である上、申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付場所、納付方法、納付時期等に関する記憶が明確でなく、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫は、申立期間すべてにおいて共済組合に加入しており、申立人が申立期間中に国民年金の加入手続を行っていたとしても、申立期間は任意加入被保険者期間であり、特例納付の対象期間とはならず、申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする申立人の主張は不自然である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで

国民年金加入当時、勤務先の社長が「国民年金は将来のために必要だ。」として、強制的に加入させられ、国民年金保険料を給料から天引きされていた。昭和 39 年に跡を継いで社長になった際に、引継の書類を確認して国民年金保険料をすべて納付していたことを確認した記憶がある。申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 30 か月と比較的長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金保険料を給料から天引きしていたとされる勤務先の社長も、既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の特殊台帳に、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間については「届出前消滅」、38 年 7 月から同年 9 月までの期間については「時効消滅」の記載があり、38 年 9 月以前の期間については、時効により納付できない期間であったことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、平成元年 8 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 46 年 3 月まで
② 平成元年 8 月から 4 年 3 月まで

私は、申立期間①の当時、A 市に居住しており、故郷に住む父親が、私の分の国民年金保険料を支払ってくれていたと聞いていた。父親は死亡したので、確認できるものは無いが、申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めて欲しい。

また、申立期間②については、亡くなった夫から全額免除が認められていると聞いていたので、未納期間ということは断じてない。申立期間②について、国民年金保険料の免除期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 39 年 9 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 また、申立期間のうち、②平成元年8月から4年3月までの期間については、申立人は、夫が免除申請を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金の納付記録は、婚姻時の昭和46年4月から夫が死亡する直前の平成11年8月までの期間について、すべて一致しており（免除期間となっていた一部期間について、申立人は、夫の死亡後、追納を行っている。）、当該期間については、夫も未納となっている。

さらに、申立人自身は当該期間の免除申請に関与しておらず、免除申請をしたとされる夫も既に死亡していることから、免除申請の状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から58年11月まで
国民年金保険料の納付は母親が行っており、昭和58年12月以降国民年金保険料の未納は無い。

昭和53年3月から5年9か月という長い期間、規模の小さいA村が国民健康保険税の収納を行って、国民年金保険料の収納を行わず放置していたとは考え難い。

私の申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付については申立人の母親が行ったとしているが、母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人自身も国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、A村が申立期間に国民健康保険税と併せて申立人の国民年金保険料を収納していたと主張しているが、申立人の国民健康保険への加入届出は、国民健康保険被保険者台帳の記載により、申立期間後の昭和58年12月8日に行われていることが推認されることから、申立人の主張には矛盾がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年1月以降に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年3月まで

A市に住んでいた時は、国民年金に加入しておらず国民年金保険料は納めていなかったが、昭和37年7月にA市からB市に引っ越して来て、叔母と一緒に店舗を開業し、同年10月から集金人に国民年金保険料を納め始めた。

昭和40年5月に結婚して以降の国民年金保険料は、夫の分と一緒に私が納めた。

夫と共に納付していたが、私は昭和42年3月以前が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月に婚姻後の氏名で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、また、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

さらに、別の手帳記号番号が払い出されていたことや申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、転居後に叔母と一緒に店舗を開業したと主張しているが、叔母が保管する同業組合の出資証券に記載された日付から推認される開業日と申立人がB市に転入した日が4か月ほど乖離しているなど、申立てには不自然な点がある。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 6 月までの期間及び 63 年 8 月から平成元年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から 63 年 6 月まで
② 昭和 63 年 8 月から平成元年 9 月まで

国民年金保険料の納付済期間が 25 年を過ぎたころ、一度、国民年金保険料の納付をやめたが、思い直して納付を再開し、納付金額は覚えていないが、本来納めるべき当月分と納付を中断していた時期の未納分のうちの 1 か月の合計 2 か月分の国民年金保険料を毎月 A 市役所又は出張所で納付していた。ただし、時期は定かではないが、1 か月分だけ納付できなかったことを記憶している。

国民年金保険料の納付を再開した後は、妻と共に納付していたのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当月分と納付中断時期に係る未納月分の計 2 か月分の国民年金保険料を毎月市の窓口で納付していたと主張しているが、未納月分の国民年金保険料は過年度保険料となるため、市の窓口では納付することができなかったものと考えられ、A 市も窓口における過年度保険料の収納は行っていなかったとしていることから、申立人の主張には不合理な点がある。

また、A 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人が納付を中断していた時期に該当すると推認される昭和 61 年 7 月から同年 12 月までの 6 か月分の国民年金保険料が、63 年 8 月 2 日、同年 8 月 30 日及び同年 9 月 24 日にそれぞれ 2 か月分ずつ過年度納付されていることが確認でき、未納月分を毎月納付したとする申立てと相違している。

さらに、申立人は、毎月、妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の平成元年 10 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付されている一方、同期間の妻の保険料は現年度納付されているなど、申立人の主張には不自然な点がある。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)も無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、母が、税金等と一緒に集落の常会で区長に支払っていたと思う。私も区長を任されていた時、固定資産税や健康保険税等いろいろ集めており、当時32戸分を一括して役場に納めていた記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

なお、納付の事実を示す資料は一切保管していないが、当時の国民年金保険料は数百円だったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付については母親が行ったとしているが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年2月以降に払い出されたことが推定され、その時点では、申立期間の一部は過年度保険料となることから、申立人が主張する集金人への国民年金保険料の納付はできないとともに、納付したとする国民年金保険料額も当時の保険料額とは一致しないなど、申立ての内容には不自然な点がある。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月まで

離婚後、昭和 55 年 3 月に A 市から B 市へ転入した。以前の事業費の返済や養育費等の支払が重なり、国民年金保険料の納付が困難な状況だったため、A 市の係の人に相談したところ、免除の申請を勧められ手続を行った。

その後は、毎年市役所からはがき様式の申請書が送付されてきたので、そのはがきを返送し手続は終わっているものと思っていたが、平成 4 年に帰郷してから、免除になっているのは、昭和 62 年度及び 63 年度の 2 年間だけだったのが分かった。

その時は、仕方がないと思い申請免除の記録になっていた 2 年分の国民年金保険料を追納したが、昭和 55 年度から 63 年度までは同じように手続きしているのに、このうち 62 年度及び 63 年度の 2 年しか免除とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 3 月に A 市に転入したと主張しているが、同市が保管する国民年金被保険者台帳においては、同年 12 月に転入したこととなり、同市を通じて社会保険事務所が同年 4 月にさかのぼって免除申請を承認することはできないと考えられることから、申立内容は不自然である。

また、申立人は、転入後の 2 年目からは、A 市から送達されるはがきによって、国民年金保険料の免除申請手続を行ったと主張しているが、国民年金保険料免除申請書が申立人に送達される時期の記憶が曖昧であるとともに、当該申請書が申立人に送達されたと主張しているにもかかわらず、国民年金保険料免除承認通知書が毎回送達された記憶が無いとしており、申立てには不自然な点がある。

さらに、申立期間について、申立人が免除申請を行ったこと、及び社会保険事務所が申立人の国民年金保険料を免除したことを示す関連資料が無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人について、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、結婚前は母親が、結婚後は元妻が母親又は元妻の国民年金保険料と一緒に納付している。母親及び元妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、結婚前は母親が、結婚後は元妻が行ったとしているが、申立人の母親及び元妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする元妻は、申立期間に国民年金保険料の未納期間及び厚生年金保険被保険者期間があり、申立内容には不自然な点がある。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年6月以降に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年1月までの期間及び45年8月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年1月まで
② 昭和45年8月から50年9月まで

私は、住民票の住所をA市の実家に残したまま、B地区、C地区等を転々とし、金の都合がつく度に、実家に毎月2万円から6万円送金していた。

送金したお金の中から、父親が市役所に私の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間を納付済みと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付については父親が行っていたとしているが、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月以降に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の国民年金保険料を、毎月、父親が市役所で納付していたはずであると主張しているが、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳では、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料が、52年12月7日に過年度納付されているなど、申立人の主張には不自然な点がある。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年11月まで

私は、昭和44年12月に勤めていた会社を退職し、その際に国民年金に加入した。その後、国民年金保険料を納付組織（婦人会）の集金の方に毎月自分で納め、その都度、領収書をもらった記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年3月ごろに払い出されており、この時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続をしたことの記憶が曖昧で、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金保険料を納付の都度、領収書をもらった。」と主張しているが、申立人の居住地の市役所の元年金担当者は、「申立期間当時の保険料収納方法は印紙検認方式であり、領収書の発行はなかった。」と証言しているとともに、当時の納付組織関係者が「集金の後、領収書は発行していなかった。」と証言していることから、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から12年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から12年10月まで

私は、20歳になった時に大学生で県外に居住していたので、母親が私の国民年金の加入手続を行った上で、私の国民年金保険料を納付してくれていたと姉から聞いていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、実家のある市において国民年金の加入手続をした事実無く、基礎年金番号が付番されたのは、平成12年11月の厚生年金加入時であることが社会保険庁の記録で確認できる。

また、申立人の基礎年金番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張する申立人の母親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(領収書、家計簿、確定申告等)も無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から61年3月まで

社会保険事務所に納付記録の照会をしたところ、申立期間については、国民年金の加入実績が無く納付が確認できない旨の回答をもらった。

私としては、国民年金をやめた記憶が無く、また、申立期間当時は、納税組合があり、夫が組合長をしていたので納付したと思っている。

未加入、未納に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間にその保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和53年11月10日に国民年金に任意加入し、57年5月に資格喪失している記録が確認でき、市役所の国民年金被保険者名簿でも資格喪失に関し「57.5.25 受付」と記載されていることから、申立人が、57年5月25日に資格喪失の申出を行ったと考えられる。

さらに、申立人が、国民年金第三号被保険者として被保険者資格を再取得する昭和61年4月までの間に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、納税組合での国民年金保険料の収納対象者とされていなかったことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月及び同年7月から49年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月
② 昭和40年7月から49年1月

昭和52年3月ごろ、私は、次女の出産費用のため義母から25万円を借り、その後、出産育児一時金が出たため、未納であった国民年金保険料の25万円を役場に一括して納めた。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、その妻が昭和52年3月に次女を出産した際の出産育児一時金によって国民年金保険料を一括して納付したと主張するが、申立人が納付したと主張する国民年金保険料は、申立期間を特例納付した場合の金額と大きく乖離していることや、出産育児一時金の支給は52年中と考えられるのに対し、国民年金保険料の特例納付が可能な時期は53年7月からであることなど、申立内容に不自然な点がある。

さらに、役場の被保険者名簿及び社会保険庁の記録では、申立人の国民年金の資格取得年月は昭和52年11月と記録されており、申立人が主張する納付時期において、申立期間は国民年金の未納期間ではなく未加入期間と記録されていることから特例納付の対象となり得る期間ではなかったと考えられることや、役場では特例納付の収納事務は取り扱わなかったとしていることなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は、知り合いに勧められて昭和36年4月に夫婦二人で国民年金に加入した。国民年金保険料は、市役所の窓口で国民年金手帳を持参して納めていた。その後、時期は覚えていないが、地区の納付組合に入り、組合長へ国民年金保険料を納めていた。

平成元年に夫の繰上げ請求のために市役所へ行った際、国民年金の納付記録を調べてもらったところ、申立期間に係る夫婦二人分の記録が未納となっていた。国民年金保険料はきちんと納めていたはずであるのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月に連番で払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、払出日時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和41年11月に、昭和39年10月分から41年3月分までを過年度納付していることが確認でき、その時点で過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えられ、申立期間は時効により納付することができなかったと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

私は、知り合いに勧められて昭和36年4月に夫婦二人で国民年金に加入した。国民年金保険料は、市役所の窓口で国民年金手帳を持参して納めていた。その後、時期は覚えていないが、地区の納付組合に入り、組合長へ国民年金保険料を納めていた。

平成元年に夫の繰上げ請求のために市役所に行った際に国民年金の納付記録を調べてもらったところ、申立期間に係る夫婦二人分の記録が未納となっていた。国民年金保険料はきちんと納めていたはずであるのに、未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月に連番で払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、払出日時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人夫婦は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和41年11月に、昭和39年10月分から41年3月分までを過年度納付していることが確認でき、その時点で過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えられ、申立期間は時効により納付することができなかつたと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から13年3月まで

私は、妻が国民年金保険料を納付していたので、60歳になってからも任意加入し、夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。

今は、妻とは連絡が取れなく、納付方法は分からないが、申立期間については、妻の分は納付済みとなっており、私の分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は平成9年5月に60歳となっており、これ以降、国民年金保険料を納めるためには任意加入手続が必要となるが、社会保険事務所の記録によると、申立人の任意加入年月日は13年4月16日とされており、この時点で、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったと考えられる。

加えて、夫婦の保険料納付日については一致していない時期が散見され、必ずしも夫婦が一緒に納付していたとは言い難い。

このほか、申立人が国民年金の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみとめることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年3月まで

昭和42年にA県B町からC市に転居した際、妻が国民年金の手続を行ったと思う。国民年金保険料は、市役所で納付していた記憶はなく、婦人会から集金に来ていたと思うが、はっきりした記憶も無く、国民年金保険料額も憶えていない。申立期間の前後の期間は納付しており、申立期間のみが未納とされていることは納得できない。

なお、国民年金保険料は、当時、自営業の経理事務を行っていた妻が支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の妻も、国民年金保険料の金額や納付方法等についての記憶が曖昧で、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間について未納となっている。

さらに、申立人は、定期的に集金人へ納付していたと主張しているが、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和42年7月にA県B町からC市に転入し、翌年の43年1月に、42年7月から43年3月までの国民年金保険料を一括納付していることが確認でき、申立人の主張と相違していることや、申立人の住居地は、42年にA県住宅供給公社によって分譲が開始された新興の住宅団地内であり、申立期間当時、国民年金保険料の納付組合は無かったと推察されることから、納付組合による集金は行われていなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人及びその妻が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から49年3月まで

平成19年7月に申立期間の国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかった。申立期間については、夫は国民年金保険料を納付しており、私も同じように納付していたと思っていた。30年前のことであり、どのような形で国民年金保険料を納めたかは覚えていないし、納めた記憶もはっきりしない。申立期間に係る領収書は、引っ越しをしているので失くしたと思う。昭和49年4月以降の私の領収書や、夫及び10年年金であったであろう義母の保険料を納めた領収書は残っている。

また、国民年金保険料の納付については、集金人に支払った記憶が無く、夫と義母の分を含め、自分が市役所か郵便局で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、領収書等)が無い上、申立人からの聴き取りにおいても記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の市への払出しは昭和49年4月30日であり、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間には、結婚前の期間(昭和45年2月から46年1月までの期間)が含まれており、加えて、申立期間を含むそれ以前の期間に係る申立人の夫及び義母の納付状況は、夫は短期間分の特例納付を含めた定期的な納付となっている一方で、義母は、申立期間のほとんどの期間の保険料を、申立期間後の昭和50年度に特例納付又は過年度納付により納付しており、同居の家族

が同じように納付したものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間及び46年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和46年4月から49年3月まで

昭和57年ごろ、A市役所B支所で、過去の国民年金保険料の未納分として38万4,000円をまとめて納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が昭和57年ごろに納付したと主張している国民年金保険料額は、申立期間前の36年4月から44年3月までの期間に係る特例納付された保険料の金額と一致し、このことは、社会保険事務所に保管されている領収済通知書によっても確認できる。

さらに、申立人夫婦は、昭和58年度に、申請免除期間及び法定免除期間に係る国民年金保険料の追納を行っているが、この時点では、申立期間①及び②は共に、時効により納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年3月までの期間及び46年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から45年3月まで
② 昭和46年4月から49年3月まで

昭和57年ごろ、A市役所B支所で、過去の国民年金保険料の未納分として約36万円をまとめて納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が昭和57年ごろに納付したと主張している国民年金保険料額は、申立期間前の36年4月から43年5月までの期間に係る特例納付された保険料の金額と符号し、このことは、社会保険事務所に保管されている領収済通知書によっても確認できる。

さらに、申立人夫婦は、昭和58年度に、申請免除期間及び法定免除期間に係る国民年金保険料の追納を行っているが、この時点では、申立期間①及び②は共に、時効により納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 59 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 54 年 10 月から 59 年 3 月までについて納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は夫が、毎年、市町村役場において 1 月から 12 月までの分をまとめて後から納付したはずである。夫は税金などを未払のまま放置するような性格ではない。未納とされていることに納得できない。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の夫の記憶も曖昧であり、国民年金保険の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、市町村保存の納付記録と社会保険庁が保有する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）記録とは一致している。

さらに、申立期間が 54 か月と長期間であり、申立期間以外にも、未納期間又は未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和58年4月から61年3月までの納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和58年度分を納付した証拠に納付書兼領収書の写しを添付する。58年4月1日資格喪失となっているが喪失の手続をした覚えはない。申立期間当時は徴収員（集金人）が納付書で徴収し、その場で領収書を発行していた。40年に結婚、健康保険は夫の扶養家族として加入していたので、61年4月の3号被保険者の届出を夫が行うまで、国民年金保険料をきちんと納めていた。よって、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、国民年金保険料を納付した証拠として、申立人から提示された昭和58年度分の納付書兼領収書には領収印が無く、申立人が58年度の保険料を納付したとは考えにくい。

さらに、申立人が資格喪失の手続をした覚えが無いと申し立てているが、申立人が所持する国民年金手帳には、資格取得及び喪失の記録が明記されており、申立人の夫が手続を行ったものと推認される。

加えて、申立期間は36か月と長期間であり、申立人には申立期間以外にも未加入期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、沖縄特別措置に係る昭和36年4月から42年3月までの期間については納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

平成2年又は3年に、社会保険事務所窓口で、私は車で待機して妻が二人分の国民年金保険料を納付した。

領収書も所得税申告時に使用してしまっていて手元に無く、家計簿もつけていない。

よって、当時の保険料納付を証明する領収書等が残っていないが、当該期間がみなし免除となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況についての記憶も曖昧であるとともに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、納付したとする国民年金保険料額についても実際の保険料額と大きく乖離している。

さらに、申立人夫婦には、免除期間及び追納期間が存在するが、それらについても、申立人及びその妻の記憶は曖昧であり、納付時期、納付期間等を誤認している可能性もうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から55年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和51年4月から55年3月までについては、納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和50年又は51年に海外から帰国後しばらくして2か年分の国民年金保険料を役場窓口で一括納付し、また、その後2か年分を一括納付した。

当時の保険料納付を証明する領収書等は残っていないが、当該期間が未納となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の加入手続の時期についての記憶が曖昧^{あいまい}であるとともに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和57年12月19日以降）では、既に申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 41 年 11 月まで
昭和 39 年 10 月にA社を退職した後、41 年 12 月 1 日にB社に勤務するまでの約 2 年間、C社に勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答を社会保険事務所から得た。
当時の先輩は厚生年金保険に加入しているとの話であるため、再調査を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における申立人の先輩の証言及び当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人は当該事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人については、当該事業所における雇用保険の加入記録は存在せず、また、保険料控除についての申立内容は不明確であり、当時の社長の両親宅に居住し、諸経費を控除されていた中に厚生年金保険料が含まれていたと考えられるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立人は、当該先輩に厚生年金保険の記録が存在することをもって自らの厚生年金保険への加入について申し立てているが、申立人及び当該先輩の供述によれば、申立人は、当該事業所の運転手として、主として製品の運搬を行っていたのに対し、当該先輩は、製品の製造業務に従事しており、両者はその業務内容が異なる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 38 年 4 月 1 日に旧 A 社 B 支社に臨時雇用員として採用され、勤務していたので、上記期間を厚生年金被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事・経歴カードの記録から、申立期間について、申立人が旧 A 社 B 支社に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無い。

また、旧 A 社では、正規職員以外の者については旧 C 共済組合への加入を認めておらず、人事記録により、申立人が正規職員となったのは申立期間以後の昭和 38 年 9 月 1 日であり、申立期間においては臨時雇用員及び試用員であったことが確認できる。

さらに、旧 A 社 B 支社が、厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立期間については、厚生年金保険に加入できなかった期間である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることができない。

旭川厚生年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 14 日まで

A社には、昭和 35 年の春ごろから臨時で農業の傍ら働いていたが 37 年 3 月で農業をやめ、37 年 4 月からは正社員として採用され勤務するようになった。その時「年金や雇用保険に加入するので今までより手取りは下がりますよ」と言われた記憶がある。同社には 38 年 3 月 30 日まで勤め、38 年 4 月からは B 森林組合で働いている。社会保険庁の加入記録では、38 年 3 月 15 日から 38 年 5 月 20 日までとなっているが、38 年 4 月から別事業所で勤務していることから、38 年 4 月以降の加入は無理である。37 年 4 月から健康保険被保険者証をもらった記憶もあるので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録では、昭和 38 年 3 月 15 日 A 社で資格取得し、同年 5 月 20 日資格喪失、同年 5 月 3 日に B 森林組合で再取得となっている。

申立人が保有する厚生年金被保険者証も資格取得年月日が昭和 38 年 3 月 15 日となっており社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致し、かつ、同名簿の整理番号には欠番も見当たらない。

また、B 森林組合の人事記録及び給与台帳では、採用年月日が昭和 38 年 5 月 3 日となっており（給与台帳では 4 月を 5 月に訂正した形跡がある）社会保険庁の記録する資格取得日と一致する。

（A 社での資格喪失日が昭和 38 年 5 月 20 日、B 森林組合の資格取得日が同年 5 月 3 日であり、日付の前後関係に矛盾は認められるが、これらは申立期間とは直接の関連が無い。）

一方、申立人は、複数の同僚の証言及び当時の写真などから見て、申立期間に A 社に勤務していたことは認められるものの、その間、給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す給与明細書等の関

連資料が無い。

申立てに係るA社は、昭和45年7月に全喪しており、当時の事業主、支店の所長及び事務担当者はすでに全員亡くなっており、このほかの関連資料及び周辺事情を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 10

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 20 日から 30 年 3 月 30 日まで
② 昭和 31 年 1 月 15 日から同年 3 月 25 日まで
③ 昭和 32 年 11 月 15 日から 33 年 3 月 30 日まで
④ 昭和 34 年 11 月 20 日から 35 年 3 月 30 日まで

A 営林署で冬期間作業員として働いた期間について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録は無いと回答がされた。作業員の募集時には、厚生年金保険の適用がある旨説明を受けた記憶があり、B 営林署で作業員として働いた期間は適用されているのに、A 営林署の加入記録が無いのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が A 営林署に勤務した 4 つの申立期間は、いずれも 4 か月以内である。

国に使用され国家公務員共済組合法の適用を受けない臨時職員等については、「国家公務員法共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件（昭和 28 年 9 月 9 日保険発第 195 号）」及び「国に使用される臨時職員等の健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件（昭和 32 年 6 月 28 日 32 林野第 8957 号林野庁長官から、厚生省保険局長あて通知）」により、「雇用期間が 4 か月以内の月雇の臨時作業員で、季節的業務に使用される者は、日雇労働者健康保険の適用を受ける。」旨の事務処理がなされてきている。

当該事業所が日雇労働者健康保険の適用を受けていたか否かは、社会

保険事務所に記録が残っていないことから確認できないものの、申立人が厚生年金保険に加入していたB営林署での勤務期間は、いずれも6か月以上であることから厚生年金保険被保険者としての記録があり、通知に基づく事務処理が行われてきたことが認められる。

以上のことから、A営林署に係る申立期間はすべて4か月以内であり、日雇労働者健康保険の適用対象となり、厚生年金保険被保険者としての適用除外期間だったと認められるため、申立人は申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から同年 10 月まで
② 昭和 38 年 5 月から同年 10 月まで
③ 昭和 39 年 5 月から同年 10 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 37 年 5 月から 39 年 10 月までの冬季期間を除く期間について、A社 B出張所に勤務していた。社会保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社 B出張所は既に全喪していることから、親会社に照会したところ、当該出張所の当時の社員名簿が保存されているが、「社員名簿が保存されているのは正社員として採用した者のみで、それ以外の職種の社員についての記録は残っていない。」との回答を得ており、当該名簿に申立人及び当時の同僚の記載は確認できず、申立人が申立期間に勤務していたことを確認できる関連資料は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料も無い。

さらに、申立人が同時期に勤務していたとする同僚についても厚生年金保険の加入記録は無く、申立内容が正しいことを裏付ける周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 10 日から 36 年 10 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 35 年 4 月から 36 年 10 月までの冬季期間を除く期間について、A社 B 営業所に勤務していた。社会保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社 B 営業所は既に全喪していることから、親会社に照会したところ、当該営業所の当時の社員名簿が保存されているが、社員名簿に載っているのは「社員と準社員の 17 名」で、申立人については「記録が無い」との回答を得ており、申立人が申立期間に勤務していたことを確認できる関連資料は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料も無い。

さらに、申立人が同時期に勤務していたとする同僚者についても厚生年金保険の加入記録は無く、申立内容が正しいことを裏付ける周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月まで
昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月までは、国民年金加入期間（未納）となっているが、この期間はA社に運転手として勤務していた期間であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する被保険者台帳及び社会保険庁の記録では、申立人はA社において昭和 37 年 1 月 21 日から 37 年 8 月 30 日まで厚生年金保険被保険者であったと記録されており、申立期間は申立人が同社で被保険者資格を喪失した後の期間となる。

また、A社で厚生年金保険被保険者資格を取得した全員を対象に、マイクロフィルム索引簿により、生年月日及び氏名による検索を行っても、前記年金記録の他に申立人に係る未統合の年金記録は確認できない。

このほか、A社に申立期間に係る記録は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 12 月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。当時の資料等はありませんが、当該事業所に勤務したことはまちがいありませんので申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、健康保険の番号にも欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われたことをうかがわせる記載は確認できない。

このほか、A社は、既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 1 日から 21 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 1 日までの期間については加入記録が確認できたものの、申立期間については、記録が確認できない旨の回答であった。私は昭和 21 年 9 月に結婚するまで A 社に継続して勤めていたのは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も不明確である上、申立人の同僚の証言からは、申立人が申立期間において A 社に勤務していた期間を特定することまでは困難である。

また、A 社は昭和 25 年 6 月に全廃していることに加え、当時の会社役員は他界しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、従業員 74 人のうち申立人を含む 52 人が昭和 20 年 8 月 1 日をもって資格喪失しており、A 社が軍需工場であったことと照らし合わせてみると、終戦により、事業規模が縮小したり、従業員の勤務形態が変化した可能性があると考えられる。

加えて、戦後に新たに厚生年金保険被保険者となった 41 人については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険証の整理番号

に欠番が無い上、申立人が戦後に厚生年金保険の資格を再取得した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 4 月 30 日まで
私は、昭和 30 年 5 月に A 社に入社し、32 年 10 月に退職したが、社会保険庁の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこととされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A 社については、昭和 46 年 6 月 20 日に全喪しており、事業主の所在が不明となっているほか、当時の同僚からも具体的な証言を得ることができず、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が、申立期間に厚生年金保険被保険者として適用されていた事実が見られなかった。

加えて、雇用保険の加入記録について、申立人が A 社に勤務していたころのデータが現存していないほか、申立人自身の厚生年金保険への加入及び保険料の控除に関する具体的な記憶が無い。

なお、申立期間の一部である昭和 30 年 5 月から 31 年 3 月までの期間については、申立人の生年月日にかんがみて、申立人は、未だ中学校に在学していたと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 24 日から同年 10 月 17 日まで

A社に昭和 34 年 3 月から勤務していたが、事業拡張に伴い 39 年 9 月に設立した B 社に出向した。B 社は、A 社から分離独立した会社であり、B 社の事業開始までの間は、A 社の一部を間借りして開業準備を進めており、厚生年金保険料も継続して控除されていた覚えもあることから、厚生年金保険の被保険者期間は、申立期間も引き延ばしているべきものである。

なお、当時、私は持病があり毎月病院より薬をもらっていた。このため健康保険証をずっと使用していたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 社に係る資格喪失年月日は昭和 40 年 7 月 24 日であり、健康保険被保険者証は同年 8 月上旬に返納と記録されている。

また、申立期間に勤務していたとする B 社は、社会保険庁の記録によると昭和 40 年 10 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、A 社の同僚と一緒に B 社に出向した旨申し立てしているが、同僚についても、申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険の適用事業所となった 40 年 10 月 18 日に被保険者資格を取得している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、B 社にも給与台帳等の資料は残されておらず、申立内容を確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 39 年 3 月に中学校を卒業して、同年 4 月から A 社に勤務しており、社会保険に加入していた記憶がある。A 社から勤務証明書をいただいているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が発行した勤務証明書により、申立人が A 社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について事業主に照会したものの、当該事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人は当時の同僚の氏名も記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 59 年 10 月に A 社に入社し、62 年 12 月に退職した。社会保険事務所の記録では 62 年 7 月 31 日に資格を喪失したことになっているが、私が保管していた給与支払明細によると 62 年 7 月から同年 12 月までの期間も保険料が控除されていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中、A 社に勤務していた事実については、給与明細書により推認できるが、A 社は、昭和 62 年 7 月 31 日に全喪（任意包括脱退）し、非適用事業所となっていることから、申立期間について、申立人は A 社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

なお、給与明細書の内容については、給与支払が遅延するなど、支給実態を反映するものではなく、支給の事実は確認できなかった。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 32 年の春から A 事業所で季節労務に 10 年ほど従事した。前後の年は厚生年金保険の加入記録があるが、昭和 33 年 6 月から同年 12 月まで働いた期間は、未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料が無い。また、社会保険事務所の記録によれば、A 事業所は、申立期間当時は、社会保険の適用事業所とはなっていないことから、申立人は申立期間について当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

さらに、申立人が記憶していた申立期間当時の同僚二人についても、申立人と同様に、申立期間当時、厚生年金保険への加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
臨時職員として A (株) B 営業所に勤務していた期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A (株) B 営業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認できる。一方、A (株) への事業所照会を行った結果、平成 4 年当時の「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には申立人に該当するものは無く、かつ申立期間当時、申立人は実父 (A (株) に勤務) の組合管掌健康保険の被扶養者であったことから厚生年金保険には加入させなかったと考えられるとの回答が得られ、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったと推認できる。

また、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細などの関連資料等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年ごろから50年ごろまでの毎年10か月
私は、昭和31年ごろから約20年間、毎年10か月ほどの期間、A県にあるB事業所に出稼ぎに行っていた。
厚生年金保険には、加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するB事業所は、社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから、申立人は申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として記憶していた一人も申立期間に厚生年金保険への加入が無く、国民年金に加入し保険料も納付済みであったことが確認できる。

さらに、申立人自身も申立期間当時、国民年金に加入し、保険料も納付済みであることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月20日から29年2月1日まで
A(株)には昭和25年1月20日から勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は29年2月1日からとなっており納得できない。申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A(株)が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、昭和29年2月1日であり、申立期間当時、適用事業所とはなっていないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人は、申立期間当時の社長、同僚として6人の氏名を記憶しているが、記憶していた6人ともA(株)における資格取得時期は、申立人と同様に昭和29年2月1日からであることが、被保険者名簿の記録から確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるとのことであるが、同社では昭和25年1月から貯蓄積立年金を開始しており、申立人は、貯蓄積立年金の掛け金と厚生年金保険料と誤解していたものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から50年4月1日まで
私は、(有)Aの事業主であった夫と一緒に厚生年金保険に加入していた。夫の加入期間には空白がないのに、私に未加入期間があることは考えられない。納付を裏付ける資料は残っていないが、当時、会社の社会保険関係の事務は、私が担当しており、保険料はきちんと納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細等の資料はない。

また、申立人が厚生年金保険に加入していたと主張する申立期間については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録によれば、昭和46年9月1日付けで(有)Aに係る被保険者資格を喪失し、同年同月6日付けで政府管掌健康保険証が返納されたことが確認できる。

さらに、申立人の夫の厚生年金保険被保険者台帳の記録によれば、申立人は、昭和46年4月から50年8月までの期間について、その夫の被扶養者として届け出られていたことが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者ではなかったと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、雇用保険に加入していないことが、同保険の加入記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月ごろまで
② 昭和 51 年 5 月から 52 年 4 月ごろまで

A事業所に勤務した昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月ごろまでの期間と B社に勤務した 51 年 5 月から 52 年 4 月ごろまでの期間を厚生年金加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①については、申立人が勤務していたとされる A事業所は、社会保険事務所の記録では、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことから申立人は申立期間について当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。また、申立人によれば、当該事業所の社員は社長と申立人の二人だったとのことであり、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと推認される。

さらに、申立期間②については、申立人が勤務していたとされる B社への事業所照会を行った結果、申立人は営業職員として 52 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで勤務していたことが確認できる。しかし、当時、営業職員の厚生年金保険の資格取得は、同社の規定により入社 5 か月目からであったため、申立人は厚生年金保険に加入させていなかったとの回答が得られ、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったと推認される。

加えて、申立期間①、②とも、申立人は雇用保険に加入していないことが、同保険の加入記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらった。勤務当時の給与明細書は無いが、A社に勤務していたのは間違いないので厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。調査確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社は、申立期間中に厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除の事実の確認できず、在職期間及び保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、同事業所からは、給与に関する資料の保管期間が5年のため、申立人に関する記録は残っておらず、申立期間当時の社員については、その出入りが激しい時代であったことから、厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の説明があった。

さらに、申立人は、雇用保険の加入記録によれば、申立期間について、雇用保険の被保険者とはなっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 7 日から同年 11 月 12 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらった。

しかし、昭和 61 年 2 月 7 日に申立直前まで勤務していた会社から引き抜かれて株式会社Aに勤務し、確かに厚生年金保険料は給与から控除されていたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の退職金共済手帳の記録及び同僚の証言により、申立期間のうち昭和 61 年 3 月から同年 7 月までの期間については、勤務していたとする事業所で勤務実態があったことは推認できるが、当時の役員は 61 年 7 月に当該事業所が倒産したと証言していることから、申立期間のうち同年 8 月から同年 11 月までの期間については勤務していなかったと認められる。

また、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無く、当該事業所は社会保険庁の記録から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、昭和 61 年 7 月に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料等は見当らない。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立期間は、雇用保険の被保険者とはなっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

昭和 44 年 4 月から勤務していた A 社から同社の関連会社である B 社に 45 年 4 月に転籍となった。A 社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日（退職日）は、45 年 4 月であることは間違いないが、B 社の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が転勤から半年後の 45 年 10 月であることに納得がいかないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和45年7月21日以降、B社に勤務していた事実は確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及びB社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年10月1日となっており、社会保険事務所の事務処理は適正に行われていると認められる。

さらに、申立期間については、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿には整理番号の欠番も無く、申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を申立てに係る事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月から28年6月まで
② 昭和32年6月から34年5月まで

昭和25年12月から34年5月までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では28年7月から32年6月までの期間しか厚生年金保険被保険者ではなかった。入社当時、同社の参事から「社会保険の加入手続をしたので、辞めないように」と言われた記憶があり、また、初めから社会保険料が控除されていた記憶もあることから、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立てにある同僚の氏名から、B社として厚生年金保険に一括適用されていたことが確認できる。また、申立てにあるA社の参事は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和28年1月に同組合の健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該参事を申立人が知っていることは、申立人は社会保険事務所の記録による厚生年金保険被保険者資格取得日の28年7月以前から、同組合に勤務していたと推認できる。

しかし、申立人は、A社（B社として健康保険厚生年金保険適用）に勤務していた期間のすべてを厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日まで、整理番号の欠番も無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、B社では、C共済組合の設立に伴い、昭和34年1月の時点で勤務していた者の厚生年金保険被保険者記録が同共済組合に移管されることとなったが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録が移管された記録が無く、同共済組合の記録にも申立人の記録が移管された記録は無い。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間を含む数年にわたる算定基礎処理が行われたことが記載されており、申立人が厚生年金保険被保険者としてB社の厚生年金保険の適用を受けていれば、複数年にわたり申立人に係る算定基礎届が社会保険事務所に提出されないことは考えられない上、同名簿には、昭和32年7月に健康保険証の更新が行われた記載があることから、申立人のみ更新が行われなかったことも考えられない。

その上、B社に確認したところ、B社では、過去数回にわたり合併が行われ、その都度古い書類は廃棄されてしまったため、申立内容を確認できる関係資料が存在しない。

このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年から38年1月まで

昭和33年ごろから38年1月ごろまでA石材店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされていることが判明した。当時の同僚からは、その事業所に勤務していた期間について厚生年金を受給しているという情報も得ているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無く、申立人から聴取しても、保険料控除に関する記憶は明確でない。

また、A石材店は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立人は申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者となることができない。

さらに、申立人は、「当時の同僚がA石材店に勤務していた期間について厚生年金を受給しているとの情報を得ているので、自分も厚生年金保険に加入していたはずだ。」と主張するものの、その主張に関する情報も提供されず、しかも、申立人自身、その同僚からの情報を確認することができないため、その同僚の厚生年金加入期間をもって申立期間の確認をすることさえできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月から19年9月まで

私は、昭和18年8月20日からA製作所に勤務したが、厚生年金保険の加入期間が19年10月1日からとなっている。当時は国家総動員法が施行され、長期に職を失っていると徴用令状により強制就労をされる時代だった。また、私の知人も18年8月から厚生年金保険に加入したことになっていると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、A製作所は昭和20年8月に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁が保有する厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の資格取得年月日は昭和19年6月1日となっているものの、19年の厚生年金保険法改正に伴う適用範囲の拡大対象者として取り扱われた旨の記載があり、申立人が、19年6月1日から9月30日までの準備期間の後、19年10月1日をもって厚生年金保険の被保険者として取り扱われたことが確認できる。

加えて、申立人前後の厚生年金保険被保険者及び申立人から昭和18年8月から厚生年金保険に加入しているはずであると申し立てのあった知人においても、申立人と同様の厚生年金保険資格取得年月日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
私は A 高等学校を卒業と同時に旧 B 社 C 局に採用され、以降、平成 9 年 11 月 30 日に D 社を退職するまで 37 年間継続して勤務していた。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、旧 B 社関係部署に照会したところ、回答文書及び人事記録の提供を受けた。この人事記録によると、申立人は昭和 36 年 5 月 2 日に臨時雇用員として採用され、その後、37 年 4 月 1 日に試用員、同年 6 月 1 日に職員となっていることが確認できる。

また、この回答文書によると、「この間は旧 B 社における臨時雇用員及び試用員としての身分であり、当時の臨時職員等には旧 B 社職員に適用された共済組合員資格が付与されておらず、厚生年金への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた」とあり、申立人が所属していた旧 B 社 C 局が社会保険適用事業所となったのは昭和 38 年 12 月 1 日であることから、申立人は申立期間において、旧 B 社共済組合及び厚生年金保険に加入していたという事情は見当たらない。

なお、このことについては、インターネット上の E 共済組合ホームページにも、「臨時雇用員・試用員の期間は年金の期間とはなりません。しかしながら、昭和 38 年 12 月以降、厚生年金適用事業所となっていたところもあり、条件を満たした場合、厚生年金被保険者となっています」という旨の説明が掲載されており、申立人の申立期間については、昭和 38 年 12 月 1 日より前のため、この事情には該当しない。

さらに、申立人は申立期間についての保険料控除に係る事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶についても明確ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 10 日から同年 6 月 3 日まで
A社B工場を退職して、一週間以内にC社に就職したのに、5か月間も未加入期間があるのはおかしい。A社又はC社に勤務していたはずである。その他の期間の就職にしても、離職後すぐに生活するために次の会社に勤務している。給与明細書等の資料は無いが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入状況を確認したところ、A社B工場及びC社における記録が、社会保険庁の厚生年金保険の記録と完全に一致していることが判明した。このことにより、申立人の申立期間について、勤務をしていたとする実態を確認することができない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、A社B工場の後継会社から提供された申立人に係る健康保険組合から交付された「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」により、社会保険庁の記録どおりの届出が事業主から社会保険事務所にされたことが確認できる上、同様に提供された「失業保険被保険者資格喪失通知書」中の「離職票不要印」欄に申立人の印が捺印されていることから、申立人は昭和 41 年 1 月 9 日に退職したことを自ら確認したことがうかがえる。加えて、C社の後継会社の事業主に社員の社会保険の加入状況について確認したところ、「当時、従業員を採用するに当たって、試用期間は設けておらず、社員として採用したのであれば労働・社会保険関係の加入についてはすぐに手続をしていた」としており、申立人が採用された当時の社員4人の資格取得年月日が 41 年 6 月 1 日であるのに対し、申立人の記録は同年 6 月 3 日となっていることから、後継会社の事業主の証言どおり、申立人の資格取得年月日は当該事業所において実際に勤務を開始した日である

ことが推認できる。

一方、申立人に係る改製原戸籍の附票によると、申立人は、申立期間中の昭和 41 年 1 月 11 日から同年 3 月 29 日までの間、B 市から 300 k m 以上離れた申立人の実家がある D 県 E 町に住民票を異動している。この間の事情について、申立人は「時期及び期間については良く覚えていないが、このころに、実家の兄の自転車店を手伝っていた。しかし、妻が B 市に在住していたため、D 県からの往来は頻繁に行っていた」としているが、申立人はこの間において、A 社又は C 社に常時勤務できる状況に無く、厚生年金保険被保険者になり得たとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで
② 昭和 58 年 3 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

昭和 45 年 7 月に子供が生まれ、育児休業後の 46 年 4 月に A 生活協同組合を退職した。その後、子供が 2 歳になったときに保育園に入れ、48 年 4 月から仕事に復帰した。そして、子供の教育を理由に 54 年 7 月 20 日で B 生活協同組合を退職した後、58 年 4 月から再度復帰し、平成元年 8 月 21 日に退職した。給与明細等は無いが勤めていたのは事実であり、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた C 病院の経営母体は、当初、A 生活協同組合であったが、社会保険庁の記録上、昭和 49 年 11 月に B 生活協同組合へ引き継がれている。その B 生活協同組合から提供された社員カードによると、申立人は、申立期間①については、50 年 5 月 6 日から、申立期間②については、4 度にわたる入退社の記録はあるものの 58 年 8 月 15 日から勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の雇用保険加入記録の回答によると、厚生年金保険の記録と完全に一致しており、また、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間中において、C 病院に勤務していた当時の夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認でき、その被扶養者記録についても、同病院が申立人の厚生年金保険の取得及び喪失に合わせた形で、当時の夫の健康保険被扶養者該当・抹消届を適正に届け出ていることがうかがえる。

さらに、A 生活協同組合から提供された申立期間①に係る報酬賃金支払明細書によると、昭和 50 年 5 月分から同年 10 月分までの給与からは厚生年金保険料が控除されていないが、同年 11 月分給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。これは、厚生年金保険料が翌月控除であることを踏まえると、厚生年金保険の記録と整合性があり、申立期間

①に係る厚生年金保険料控除の事実は確認できない。

加えて、申立期間②について、申立人は「当時は、産休補助員であり、病院から呼ばれたときに勤めた」としていることから、この間は期限が定められた短期間労働者であったことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 25 日から 46 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 44 年 4 月 25 日から 46 年 4 月 1 日までの加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。44 年 12 月に結婚しており、生活を支えるためにも 46 年 3 月末まで勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、雇用保険の離職日は厚生年金保険の資格喪失日と整合していることや申立期間が 24 か月と長期間であり、この間に毎年提出する算定基礎届があるにもかかわらず記録が無いことから、事業主が何らかの事情で昭和 44 年 4 月 25 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと考えられる。

さらに、A 株式会社に申立人の厚生年金保険の適用について照会したところ、申立期間当時の人事記録等は既に廃棄しているとともに、申立人は同僚の名前を具体的に覚えていないことから、同僚の証言も得ることができず、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 85

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 30 日から 45 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答をもらった。
A株式会社には夫と一緒に昭和 45 年 1 月まで勤務し、夫は厚生年金保険の加入記録があるのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていたと述べているが、申立期間に係る給与明細書等の資料が無く、厚生年金保険料を事業主より控除されていた事実を確認できない。

また、社会保険庁保管のA株式会社の被保険者名簿によれば、申立人の健康保険証は、昭和 44 年 9 月 30 日の厚生年金保険の資格喪失時に返戻されている記録が確認でき、かつ、申立人の夫の被保険者名簿には被扶養者印があり、申立人以外に扶養家族がいないことから、この被扶養者は申立人であると推察される。

さらに、申立人の当該事業者における雇用保険の被保険者記録では昭和 44 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの在籍は確認できるが、申立期間についての在籍は確認できない。

このほか、A株式会社は昭和 45 年 2 月 23 日に全喪しており、当時の事業主の行方も把握できないなど、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

東京厚生年金 事案 86

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 31 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 36 年 9 月 7 日から 39 年 12 月 3 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。当時、会社から健康保険証をもらった記憶があるので、2か所の事業所に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書等、申立てに係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

①の申立期間について、厚生年金保険被保険者名簿によるとA株式会社では、申立人が入社したとする昭和34年に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は無く、前後の被保険者番号に欠番が無いことから、申立人の厚生年金被保険の加入手続が行われた状況はうかがえず、すべての従業員において同社が厚生年金保険の加入手続を行っていない状況が推認できる。

また、申立人は、事業主以外に上司や同僚も覚えていないほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

②の申立期間について、B株式会社は、厚生年金保険の適用事業所でないことから、申立期間において当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、A株式会社及びB株式会社は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。昭和 36 年 3 月に前の会社は倒産したが、残った人たちがすぐ新会社を立ち上げ、自分もそこで働いていた。その間、切れ目無く仕事をしていたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書等、申立てに係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、申立期間、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが社会保険事務所の事業所名簿から確認できることから、申立期間において当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、当該事業所は昭和 37 年 7 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となり、申立期間の同僚の加入記録も申立人と同様であることが確認できる。

このほか、当該事業所は昭和 44 年 3 月 31 日に全喪しており、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 88

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月6日から39年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。自動車整備技能者証にはA株式会社に就職した日が昭和37年5月6日と記載されているので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった自動車整備技能者証から、申立人が申立期間中にA株式会社に入社していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間、厚生年金保険の適用事業所でないことが社会保険事務所の事業所名簿から確認できることから、申立期間において当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、当該事業所は昭和39年11月1日に厚生年金保険適用事業所となり、事業主の厚生年金保険加入記録も申立人と同様であるほか、43年6月1日には全喪していることから、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 89

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和30年9月1日から同年11月1日までの加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。事業所が倒産したのは30年10月31日であり、その日まで勤務していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は倒産した際の状況について具体的な証言等があったことから、申立期間に申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は昭和30年9月1日に全喪しており、申立人もほかの同僚と同様に30年9月1日に資格を喪失しているが、社会保険事務所における事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の給与についても、不払だったかもしれないと供述しているとともに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 26 日から 53 年 1 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 44 年 7 月 26 日から 53 年 1 月 5 日までの加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。A 株式会社に 44 年 7 月以降も継続して勤務していたので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、A 株式会社の労務管理を行っていた事務所が保管していた健康保険・厚生年金・失業保険台帳において、申立人は昭和 44 年 7 月 26 日に厚生年金保険を資格喪失した記載があり、社会保険庁の厚生年金記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和 44 年度市民税県民税納税通知書兼領収証書から、昭和 44 年 7 月に A 株式会社の退職を理由に特別徴収から普通徴収に切り替えられていることから、申立人は 44 年 7 月以降も報酬があったというが同事業所における雇用形態が変わったと考えられる。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月25日から同年9月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和46年8月25日から同年9月21日までの加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。前の会社を退職後、引き続き勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所が加入している厚生年金基金の厚生年金基金加入員番号払出簿では、申立人が昭和46年9月21日に資格を取得していることが確認でき、資格取得日は社会保険庁の記録と一致している。

さらに、雇用保険の資格取得日も昭和46年9月21日となっていることが確認できる。

このほか、同僚も申立期間について申立人が勤務していたかは不明と証言しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 46 年 12 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。厚生年金保険料を控除されていた事実を証明する書類は無いが、自分としては厚生年金保険に加入していたと思われるので申し立てたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人には厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無い。

また、社会保険庁の記録によると、A社は、申立期間以後の昭和 49 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から同年11月まで
② 昭和35年3月から同年11月まで
③ 昭和36年3月から同年5月まで

私は、昭和33年7月からA社B出張所で勤務し、ダム建設工事をしており、冬季間は自宅で待機していた。業務内容は、原石山からクラッシュプラントまでの原石運搬でダンプに乗っていた。36年5月にさらに下流のダムに行ってくれないかと言われたが、嫌だったので、退職した。

昭和33年7月から36年5月までの期間のうち、最初の33年7月から34年1月までの期間については、厚生年金保険料を控除されているのに、申立期間は控除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年7月から34年1月までの期間、A社B出張所において、厚生年金保険料を控除されていること、及び申立人提出のダンプに乗っている写真（年月入り）やダム完成記念バックル、当時の同僚の名前等を鮮明に記憶していることから、申立人は申立期間について、ダム建設工事に携わっていたことは推認できる。

しかし、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無いほか、雇用保険被保険者記録においても、申立期間に係る該当記録は存在しない。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、当時の同僚のうち本人を特定できた3名の被保険者記録をみると、申立期間について、3名とも厚生年金保険の記録が無く、申立期間③を含む期間において、国民年金に加入していたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 2 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、昭和 45 年 6 月に A 株式会社に入社し、50 年 2 月ごろまで勤務していた記憶があり、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社における雇用保険加入記録、厚生年金保険加入記録及び申立人から提出された給与明細書から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、雇用保険の記録及び給与明細書から昭和 50 年 1 月 26 日に同社を退社したことが確認できることから、49 年 12 月までは厚生年金保険被保険者であったが、申立期間においては、既に被保険者資格を喪失していたものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 1 日から 55 年 11 月 7 日まで
② 平成 9 年 10 月 1 日から 15 年 10 月 15 日まで

私は、申立期間について、A株式会社の事業主として勤務し、厚生年金保険及び健康保険に加入していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が事業主として勤務していたA株式会社における申立人の厚生年金保険への加入記録は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成 8 年 2 月 1 日から全喪となった 9 年 10 月 1 日まで確認できるものの、申立期間については適用事業所となっていないため、申立人は、申立期間において同事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人から提出のあった平成 11 年分及び 12 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、申立人の給与総額から算定される金額と比べ妥当な金額であるとは認められない。

さらに、申立人は、申立期間以外の平成 6 年から 8 年までの賃金台帳を参考資料として提出しているが、同台帳記載の厚生年金保険料控除額は、社会保険庁に記録されている申立人の 8 年 2 月からの標準報酬月額及び厚生年金保険料率からみて、妥当な金額であるとは認められない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月21日から同年12月20日まで
昭和43年7月から62年5月までA社に継続して勤務していたのに申立期間が空白となっている。
厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和47年6月21日に一度、A社を離職し、同年12月21日に再度、雇用保険の被保険者資格を取得しており、これは厚生年金保険の被保険者記録の資格喪失、再取得とも一致している。

また、社会保険事務所の記録により、昭和47年6月29日にA社における健康保険の被保険者証が返納されていることが確認でき、同事業所の労働者名簿により、新たに同年12月21日が厚生年金保険の被保険者資格取得日となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 15 日から 45 年 3 月 31 日まで
以前勤めたことのある A 社の社長に頼んで、再度同社に入り、工場の 2 階の寮に住み働いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元上司及び元同僚の証言により、申立人が A 社（現在は、B 社）に勤務していたことは認められるものの、勤務していた期間については定かではない上、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

また、申立人は、勤めていた間は寮に入っていたと説明しているが、A 社では、昭和 43 年 5 月 30 日に別の場所に社宅、寮を新築しており、その時点では、申立人は入居していないと説明している。

さらに、会社側では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄したと説明している上、申立人の勤務期間についての記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年ごろから 32 年ごろまで
昭和 30 年ごろから 32 年ごろにかけて A 社に勤め、給与から厚生年金保険料を控除されていたとと思っているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤めていた A 社（現在の B 社）の事業主（先代の社長の息子）の証言によって申立人の当時の記憶が裏付けられ、申立人が A 社に勤務していたことは認められるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間中に健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したところ、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されており、これらを確認できる関連資料は無かった。

なお、申立人が記憶していた当時の同僚は既に他界していて、証言を得ることはできず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 22 日から同年 11 月 20 日まで

私は、年金裁定請求を行った際、社会保険事務所において、厚生年金保険の職歴記録のうちA社に係る記録に何らかの疑問があるので、調査する、との理由でいったん裁定を保留され、調査の結果、A社に係る厚生年金保険は受給できないこととなったと記憶している。

その後、年金記録問題が世間で騒がれるようになったので、平成 19 年 6 月に、再度社会保険事務所に調査依頼したところ、私の職歴記録からA社が消えていた。

しかし、私がA社に勤務していたことは事実であり、厚生年金保険に未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び、事業所照会に対するA社の回答から、申立人が申立期間にA社で勤務していた事実は推認できる。

しかし、申立人は当該事業主により給与から厚生年金保険料の徴収を受けたか否かは確かな記憶は無いとしており、保険料の控除の事実が確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、A社役員は、当時から同社の従業員が厚生年金保険に加入する際には、雇用保険にも同時に加入させていると説明しているが、申立人のA社に係る雇用保険の加入の事実は確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険、厚生年金保険被保険者記録には申立人の氏名は確認できない。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 7 年 8 月まで

申立期間に係る給料明細は残っていないが、厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。当時、外国人であり、平成 5 年ごろ帰化するにあたり厳しい審査があり、就労していることも条件になっていた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立期間中に申立人が勤務していたとする A 社から社会保険事務を委託されていた社会保険労務士の証言によると、申立期間における A 社の健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に申立人の名前が確認できない。

さらに、申立人は申立期間中、国民健康保険に加入していたことが B 市役所の資料により確認でき、加えて、雇用保険の加入記録においても、A 社における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 17 日から同年 12 月 31 日まで
A 社には昭和 36 年 3 月から勤めたが、退職したのは夫と同じ 39 年 12 月末であり、私だけ厚生年金保険の加入期間が昭和 39 年 5 月 16 日までとなっていることに納得がいかない。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務し、夫と同時に退職したことは、当時の事業主等の記憶とも合致することから、申立人が申立期間において同社に勤務していた事実は推認される。

しかし、申立人は給与明細等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、年金保険料を控除されていたかどうか、及び申立人の申立期間における健康保険の取扱いについての記憶も無い。

また、元事業主に照会を行ったところ、賃金台帳等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は残っておらず、申立人が昭和 39 年 5 月 17 日に被保険者資格を喪失していることについての記憶も残っていない。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和 39 年 5 月 17 日に被保険者資格を喪失したことが記録されているが、これに関して誤った事務処理等が行われた形跡は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 9 月 10 日から 27 年 10 月まで

私は、昭和 25 年 5 月から 27 年 10 月ごろまで A 事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入期間は 25 年 5 月 15 日から同年 9 月 9 日までとされている。同社は 27 年に倒産しているが、そのときまで勤務していたので、申立期間についても加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の仕事の内容について具体的に述べるとともに、当時の同僚等の氏名を述べており、申立期間中も A 事業所に勤務した事実があると推認される。

しかし、申立人は給与明細等、厚生年金保険料の控除について確認できる資料を有しておらず、保険料控除に関する記憶も無い。

また、申立人は「会社は昭和 27 年に倒産した」と述べるなど、A 事業所は昭和 27 年ごろ実質的に消滅したとみられ、事業所への照会を行うことができず、申立人の勤務期間や申立期間における厚生年金保険料控除等について証言できる関係者も見当たらない。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者番号に欠番は無く、申立人が再加入した記録が抜けている可能性は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月から 20 年 6 月 1 日まで

専門学校在学中、勤労働員により A 社 B 事務所で働き、昭和 19 年 9 月に同校を卒業後、同社に就職して引き続き同事務所で働いた。20 年 6 月に本社に異動し、同社には同年 9 月まで勤務した。

社会保険庁の記録では A 社における厚生年金保険加入が昭和 20 年 6 月 1 日からとなっているが、就職当初から正社員として勤務しており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業した専門学校の昭和 19 年 9 月卒業生名簿、申立人の勤務先事務所を着信地とする申立人あての郵便物等から、申立人が申立期間において A 社 B 事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶も無い。

また、A 社は昭和 30 年に解散しており、申立人の勤務関係や社会保険関係等について確認できる資料や証人は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険記号番号払出簿からは、申立人は昭和 20 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認される一方、それ以前に申立人が被保険者資格を取得した形跡はうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

私は、昭和 36 年 9 月 1 日から同年 10 月 9 日まで A 社に勤務していた。給与明細等は残っていないが、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、申立期間当時、同社に勤務していた現在の事業主の証言により推認できる。

しかし、申立人は、A 社での勤務期間や、給与明細等厚生年金保険料が事業主により控除されていたことなどについて確認できる資料を所持しておらず、社会保険料の控除についての確かな記憶も無い。また、同社には申立期間当時の人事記録や社会保険関係資料等の会社資料は保管されていない。

このほか、申立人の A 社における勤務期間や給与、厚生年金保険料の控除について確認できる資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 38 年 1 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。当該事業所には継続して勤務しており、途中で退職等をした記憶は無いので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者原票では、申立人が健康保険番号 18 番として昭和 37 年 5 月 1 日に資格取得、同年 7 月 1 日に資格喪失し、その後、31 番として 38 年 1 月 5 日に資格取得したことが確認でき、この処理において何ら不自然な点は見られない。

さらに、申立てに係る事業所においては、申立人と同様に、いったん資格喪失した後、再度資格取得している者が多数いることが確認できる。

加えて、申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月ごろから 57 年 2 月ごろまで

申立期間は、事業所（病院）に勤務しながら、医療関係の免許取得のため学校に通っていたが、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答だった。

事業所から保険証をもらった記憶もあり、厚生年金保険にも加入していた記憶がありますので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、申立人は、申立期間のうちの昭和 55 年ごろ一年間学校に通い医療関係の免許証を取得したとしているが、申立人の持っている手帳によると同学校の通学期間は、53 年 5 月 13 日から 54 年 5 月 12 日までであり、申立人が申立てに係る事業所とは別の事業所で厚生年金保険に加入している期間と重複していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚としている 3 名が同じ事業所に勤務し始めたのは、申立期間の後の昭和 57 年 7 月以降であり、この事業所では申立人も 57 年 7 月から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間の一部期間は、国民年金の申請免除期間と重複している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月ごろから63年5月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細等はないが、自分は社長として勤務し、厚生年金保険に加入していると思っていたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料はない。

また、申立人は事業主であり、申立てに係る事業所の所在地、事業所名、業務内容は明確に覚えているが、厚生年金保険料の控除並びに事業所を開設した時期及び閉鎖した時期に関する記憶は曖昧である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所とされておらず、申立人は申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

加えて、申立てに係る事業所は既に廃業しているため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。一方で、申立期間において、国民年金及び国民健康保険の加入記録が見られる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 33 年 3 月まで

申立期間中はA社に勤務しており、健康保険証を持参して歯医者に通った記憶がある。仕事内容は危険な鉄砲の球の箱詰め等であり、寮から通勤していた。同社を退職後、B社に勤め厚生年金保険に加入したが、会社としてはA社の方が大きくしっかりとした会社であった。B社を退職後、失業保険を受け取った記憶がある。当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち昭和 32 年 11 月 11 日から 33 年 2 月 22 日までの期間について、A社に勤務していたことは、当該事業所からの回答により確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等はない。

また、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が一緒に働いていたとしている同僚についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていたことを示す記録が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 8 月 1 日まで

A 公団に終戦から解散する昭和 28 年 7 月 31 日まで勤め、その後、B 社の従業員になった。したがって、昭和 26 年 3 月 31 日で厚生年金保険被保険者資格が喪失となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A 公団は、昭和 26 年 3 月 31 日の解散（全喪）が確認できることから、申立期間は、同公団が厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失している期間であるため、申立人が同公団の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、社会保険事務所の記録から B 社は昭和 28 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であるため、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人は、申立期間に勤務していた事業所についての記憶が不明確であり、保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 44 年まで
② 昭和 45 年から 49 年まで

私は、ミシン製造を行うA社に昭和31年12月から44年まで勤務したが、39年11月から44年までの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。次にB社の工場長を務めていたC氏の紹介により、45年に同社に入社し、約1年後に工場長に就任し49年ごろまで勤務した。しかし、同社での加入記録は全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る被保険者名簿をみると、申立人は昭和31年12月2日資格取得、39年11月1日資格喪失とされている。しかも、健康保険証の返却を示す「証返」のスタンプが押印されており、その後の申立期間中に保険証が手元に無いことに気付かないのは不自然である。

また、申立人は当時の同僚として複数の者の名前を挙げているが、被保険者名簿で確認できた3人は、申立人の加入が確認できる期間中に在職していたことは確認できるものの、申立期間にはいずれも退職している者であることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことの裏付けを得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人はB社に昭和45年から49年まで勤務していたと申し立てしているところ、同社の被保険者名簿には申立人の名前は見当たらない。一方で、同社は、1年未満の短期間勤務者についても、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続を的確に行っている状況がうかがわれる。

また、申立人はB社において、C工場長の後任であったと申し立てているが、同期間に在職していた者からは別の者が工場長であったとの陳述がなされて

おり、その者の氏名は被保険者名簿においても確認でき申立内容とは齟齬^{そご}がみられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 20 日から 45 年 2 月 2 日まで

私は、昭和 44 年 10 月 20 日から 45 年 2 月 2 日まで A 郵便局に臨時補充員として勤務していた。当時の郵便局長の証明、人事記録、及び同条件で他の特定郵便局に勤務していた夫の年金記録があるので、被保険者であったことを、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、勤務していたと申し立てている「A 郵便局」は、現在、「B 郵便局」に局名が変更されており、その人事記録及び当時の特定郵便局長の陳述により、申立人が A 郵便局に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の特定郵便局は、事業所ごとに厚生年金保険の加入手続を行うことになっていた。申立人が臨時補充員として勤務していた A 郵便局は、5 人未満の任意適用事業所であり、社会保険事務所の「事業所一覧記号簿」にも記載されていない。当時の郵便局長は、C 郵便局長の指導を受けて年金加入の手続を行ったと主張しているものの、C 郵便局そのものの厚生年金保険適用が、昭和 52 年であるなど記憶内容に矛盾が認められる。また当時の A 郵便局の臨時補充員は、申立人一人であり、加入手続が行われなかったとしても不自然ではないと認められる。記憶内容を確認しても、保険料控除をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに当時の郵便局長は、厚生年金保険に加入していたことを記憶しているとしているものの、年金保険料を納付したとは言えないとしているなど適用事業所として届出がされていたことは、これらの陳述からは、推認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により申立期間において控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から57年6月まで
私は、昭和54年11月から57年6月まで、A社に営業職として勤務した。
同社での被保険者記録が無いことは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、記憶にある当時の上司及び同僚の名前がA社の被保険者名簿で確認できること、また、勤務地や同社事業所の所在地、業務内容に関して確たる記憶があることなどから、上司らは故人であり陳述を得ることが出来なかったものの、同社に勤務していたことは推認できる。

一方、A社では、昭和48年3月1日に申立期間当時の代表取締役であるB氏が被保険者資格を取得して以降、申立人が後輩であると証言しているC氏が代表取締役に就任した直後の61年6月1日まで、資格取得者がいなかったことが被保険者名簿で確認できる。申立期間における申立人の厚生年金保険加入の有無に関しては、雇用保険の加入記録が見当たらないこと、健康保険証を所持しないまま厚生年金保険料控除を2年以上にわたって気づかないのは不自然であることなどから、加入が無かったものと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月から同年 7 月まで

私は、平成 3 年 1 月から同年 7 月まで A 社の正社員として勤務しており、当時、給与から厚生年金保険料と健康保険料を控除されていたことを記憶している。退職後、失業給付を受給しており雇用保険に加入していたことは間違いないので、当然、厚生年金保険と健康保険にも加入していたはずである。

このため、当時、国民年金の加入手続は取らなかったが、退職後、この期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることを知って、国民年金保険料をさかのぼって納付した。A 社に勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から明らかである。

申立人の厚生年金保険加入については、同社からは長く勤務するか否かを見極めてから加入させる場合があり、申立人については厚生年金保険加入手続を取っていなかった旨の裏付けが得られた。

また、申立人は、A 社を退職後、国民年金保険料をさかのぼって納付したと申し立てているが、申立期間に係る平成 3 年 4 月及び同年 5 月分の保険料はそれぞれの月に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間においては国民健康保険に加入していることが B 市役所の記録から確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から26年2月まで

平成7年にA事業所での厚生年金保険加入期間を照会したところ、社会保険事務所から同事業所の厚生年金保険被保険者期間の記録は無いとの回答があった。保険料控除を示す資料は残っていないが、厚生年金保険料を天引きされていたことを覚えているので、申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA事業所は現存しないが、申立人が同事業所の所在地や仕事内容等を明瞭に記憶していることから、申立人が同事業所で働いていたことは事実と考えられる。

しかし、申立人が申立てに係る事業所で保険料を控除されていたかどうかの記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は存在せず、近隣に名称が類似するB社が存在したものの、同社の厚生年金保険被保険者名簿では申立人の記録は存在せず、健康保険番号の欠番も見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月から 29 年 3 月まで
昭和 27 年 12 月から 29 年 9 月までの期間、A 社に常勤で勤務していた。
社会保険庁の記録では、昭和 27 年 12 月から 29 年 3 月までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、この期間も厚生年金保険に加入していたと考えているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の息子の証言により、申立人が申立期間中も A 社に勤務していたことは事実と考えられるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、A 社に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、A 社は政府管掌健康保険の適用事業所であるため、同社で厚生年金保険に加入した場合には、併せて政府管掌健康保険に加入することになるが、申立人は、申立期間当時に同社から健康保険証の交付を受けたか否かの記憶は無いとしている。

加えて、社会保険庁が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 29 年 4 月 1 日となっており、申立期間における同名簿の記録を確認した結果、26 年 4 月 1 日以降、申立人の資格取得まで健康保険番号の欠落が無く連続している（168 番から 247 番まで）ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 20 日から 53 年 9 月 21 日まで
私は、A事業所に昭和 48 年 3 月に入社した。昭和 53 年 9 月に厚生年金保険の資格取得となっているが、これは調理師免許を取得した時である。調理師免許は 3 年以上の実務経験が必要であり、また、A事業所の永年勤続表彰も受けていたので、厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無い。

また、申立人の雇用保険の加入記録によれば、A事業所における被保険者資格の取得日が昭和 53 年 9 月 21 日となっており、社会保険庁の管理する厚生年金保険資格取得年月日と一致する。

さらに、A事業所の社会保険委員からは、申立人はパート従業員として同事業所に勤務していたこと、また、当時、同事業所はパート従業員を厚生年金保険の被保険者としておらず、社会保険事務所の指導を受けて昭和 53 年秋ごろに、1 日 6 時間以上勤務のパート従業員を厚生年金保険に加入させる手続を行った旨の証言が得られている。

このほか、A事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年 8 月 26 日まで

私は、中学卒業と同時にA事業所に昭和31年4月から39年9月末まで勤務しており、厚生年金保険の資格取得日が33年8月26日になっているのは納得できない。当時、父親及び兄二人もA事業所で一緒に働いていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、源泉徴収票などの資料が無く、申立人は保険料が控除されていたことについて具体的に記憶していない。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には初めて資格を取得した年月日が、昭和33年8月26日となっているとともに、社会保険庁の記録では、申立期間中にA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、A事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から2年1月22日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。A事業所には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所での仕事の内容、同僚等を詳細に記憶しており、同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことについて具体的に記憶していない。

また、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

雇用保険の加入記録においても当該事業所における申立人の記録は無い。

さらに、申立期間は特別支給の老齢厚生年金が支給停止されておらず、全額支給されている。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 47 年 3 月まで

A社に係る厚生年金保険期間照会申出書を提出したが、厚生年金保険の被保険者期間が無い旨の回答を受けた。勤務期間の記憶ははっきりしないが、A社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無く、申立人は保険料が控除されていたことについて具体的に記憶していない。

また、A社は、「当時在籍していた従業員の証言により、申立人が勤務していたことは確認できたが、厚生年金保険料を給与から控除していたかについては、資料が無く不明である。」と回答している。

さらに、社会保険の加入については、申立人の退職後、昭和 47 年から勤務した従業員が「当時のことははっきり分からないが、採用後 6 か月後に社会保険に加入していた。また、本人の希望により社会保険に加入していたと思う。私も 47 年から勤務しているが、社会保険の適用は 50 年 6 月 21 日となっている。」と回答している。

なお、社会保険庁が管理している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間における申立人の記載は無く、整理番号の欠番も見当たらない。

加えて、公共職業安定所からの雇用保険記録の回答書では、申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、保険料控除に係る事実をうかがわせる関係資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで
昭和 39 年 11 月 1 日から 53 年 5 月 31 日まで、A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和 46 年 4 月 1 日に資格を喪失しているとともに、同年 4 月 15 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、雇用保険被保険者加入記録及び A 社の従業員名簿により、申立人の退職日が昭和 46 年 3 月 31 日であることが確認でき、社会保険事務所の管理している資格喪失日の記録と一致している。

さらに、申立人は、昭和 46 年 4 月 1 日に国民年金の第 1 号被保険者資格を取得しており、国民年金手帳に押印された検認印及び社会保険事務所の納付記録から、A 社の厚生年金保険に加入していたと主張する期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、昭和 46 年 4 月 1 日において国民年金の任意加入被保険者であった申立人の妻は、同日付けで第 1 号被保険者に種別変更していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、夫と共に、昭和 60 年 9 月から A 県の B ホテルに厚生年金保険の被保険者として勤務していたのに、社会保険庁の記録では、平成元年 4 月 21 日に資格取得したとされているので、勤めた当初から厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B ホテルは、社会保険事務所からの照会文書に対し、申立人の給与から申立期間中の厚生年金保険料を控除していないと回答しており、同ホテルに残されていた昭和 62 年 1 月分及び同年 9 月分の賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入履歴は厚生年金保険と同一の期間のみであり、申立期間については該当が無い。

なお、申立人は、提出した給与明細について、申立期間中のものであると主張しているが、控除されている健康保険や厚生年金保険の保険料額等から、資格取得日である平成元年 4 月 21 日以後の分であると判断せざるを得ず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、妻と共に、昭和 60 年 9 月から A 県の B ホテルに厚生年金保険の被保険者として勤務していたのに、社会保険庁の記録では、平成元年 4 月 21 日に資格取得したととされているので、勤めた当初から厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B ホテルは、社会保険事務所からの照会文書に対し、申立人の給与から申立期間中の厚生年金保険料を控除していないと回答しており、同ホテルに残されていた昭和 62 年 1 月分及び同年 9 月分の賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入履歴は厚生年金保険と同一の期間のみであり、申立期間については該当が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から同年 8 月まで
昭和 52 年 2 月から同年 8 月まで A 社に正職員として毎日 8 時間勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する労働者名簿から、申立人が昭和 52 年 1 月 14 日から同事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A 社が保管する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得状況を記載した台帳に申立人の氏名は無く、同社は申立人につき、厚生年金保険の加入手続を取っておらず、給与から厚生年金保険料の控除はしていないはずである旨を証言している。併せて、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらず、申立人について、厚生年金保険への加入手続が行われた形跡は無い。

このほか、厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 33 年 3 月まで
昭和 31 年 4 月から 33 年 4 月までの厚生年金保険の加入期間につき、照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、上記の期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答をもらった。私はA社に昭和 31 年 4 月に入社して住み込みで働き、37 年 3 月 1 日に退職した。間違いないので、申立期間について再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書など、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無い。

また、申立人が勤務していた当時の事業所は既に解散しているため、調査を尽くしたものの、当時の役員等の所在はつかめなかった。さらに、申立人の当時の同僚に照会を行ったが、既に記憶が明確でなく申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することはできなかった。

加えて、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 33 年 4 月 20 日、資格喪失日が 37 年 1 月 23 日と記載されているが、これらの手続に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 46 年 6 月まで

社会保険庁からもらった被保険者記録照会回答票によると、昭和 38 年 3 月から 46 年 6 月まで未加入期間になっている。しかし、私はこの間のうち、5 年間については A 事業所に勤務しており、そのほかにも B 社及び C 社にも勤務していた。

昭和 43 年に結婚し、44 年に長男が生まれたが、その時は現場に勤務していた。その際、健康保険証をもらっている。

申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された資料から、申立人が申立期間の時期に申立内容の事業に従事していたと思われるが、給与明細書など厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い上、申立人は、同僚について記憶が定かでないことから、同僚からの証言を得ることはできない。

また、申立人が主張する当時の事業所に照会した結果でも、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無いが、当時の映画業界の雇用慣行について確認したところ、B 社からは「照明のような技術スタッフは従業員として雇用するのではなく、映画の撮影開始から撮り終わるまでの間、請負契約の形で業務を委託するか又は他社から派遣を受けるのが一般的である」との回答があり、C 社は、「現場のスタッフについては、通常社会保険へは加入しない取扱いであるので、申立人についても社会保険への加入手続きは行っていないと考えられる。」旨の回答があった。

さらに、A 事業所、B 社、C 社のいずれにおいても雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年以前

私は、昭和 28 年以前に①A社及び②B社に在職していたので、厚生年金保険に加入していたことを認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社(昭和32年7月31日に法人化)及びB社(昭和32年12月20日に法人化)の双方の関係者によると、申立人は、両事業所が個人事業所から法人化した時点より、非常勤の顧問として経理関係の業務に従事していたと証言していることから、当該期間については、非常勤として勤務していたものと思われる。しかし、申立期間(両社が法人化する以前の期間)については、申立人の勤務実態は無かったとの関係者の証言があることから、勤務の実態があったと認めることはできない。

また、両事業所が申立期間に申立人の厚生年金保険料を控除していたという関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月から昭和27年8月まで

私は、昭和26年8月からA事業所で働きはじめ、昭和27年9月まで働いており、1か月しか厚生年金加入期間がないということはありません。当時、給料から保険料を引かれていたし、証書ももらっていたが、今は紛失している。

A事業所での勤務中の給料で貯金をして、自動車の運転免許を取得したことは事実であり、ほかに書類等がないため、当時の修了証書の写しを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無く、被保険者名簿においても健康保険の番号及び厚生年金の手帳記号番号が連続しており、欠落もみられないため、名簿に記載された申立人の資格取得年月日(昭和27年9月1日)以前に申立期間に係る資格取得の届出が行われた事実は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和27年9月1日に新たに厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

さらに、当時の勤務先であるA事業所も既に存在しないため、申立人の雇用関係を確認できる資料は無く、同事業所における当時の事業主及び同僚も所在が不明であり、申立人が厚生年金被保険者であったことを示す証言を得ることもできないため、申立期間当時における申立人の勤務実態は明らかでないと判断せざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 31 日まで
私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 45 年 1 月までの期間、A 社に勤務し、厚生年金保険料の控除を受けていたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について被保険者記録が無いとの回答があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言から、申立人は、申立期間中に申立てに係る事業所に勤務していたことは確認できるが、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 39 年 9 月 1 日であり、申立人が申立期間中、給与から保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、事業主が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認並びに標準報酬額決定通知書」には、申立人の資格取得年月日は昭和 39 年 9 月 1 日と記録されており、社会保険事務所において記録されている資格取得年月日と一致する。

さらに、事業主が保管する申立人に係る「失業保険被保険者離職証明書（事業主控）」によると、申立人の被保険者資格取得年月日は、当該事業所が法人となった日と同日の昭和 39 年 8 月 1 日と記載されており、申立期間のうち、39 年 7 月以前の雇用保険の被保険者記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月から 29 年 6 月まで

私は昭和 28 年 10 月 1 日から 29 年 6 月 30 日までの間、A社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

厚生年金保険の被保険者証は紛失しており、加入の証拠となるものは無いが、健康保険証は交付されていた。従事していた業務は印刷の仕事で、勤務時間も朝 8 時 30 分から夕方 17 時までの通常の勤務であった。会社が厚生年金保険に加入していないはずがないと思いこの申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において厚生年金保険に加入し保険料が控除されていた旨を主張しているが、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無く、また、社会保険事務所が保管する被保険者名簿においても健康保険の番号が連続しており、欠落もみられないため、申立期間に係る資格取得の届出が行われたとは考えられない。

さらに、当時の勤務先であるA社も既に存在しないため、申立人の勤務実態を確認できる資料は無く、同事業所の申立期間当時の事業主も所在が不明であり、申立人が厚生年金保険被保険者であったことを示す証言を得ることもできないため、申立期間当時における申立人に係る保険料控除の事実について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者となることのできない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 10 月 31 日まで

私は、厚生年金保険の加入期間のうち、①A社は社会保険庁の記録では昭和 19 年 10 月 1 日の資格取得が誤りで同年 6 月 1 日から勤務している。また、②B社は社会保険庁の記録では 39 年 12 月 1 日の資格喪失となっているのは誤りで 41 年 10 月 31 日まで勤務している。勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が申立期間①について、昭和 19 年 6 月 1 日からA社に勤務していたことは認められるものの、同年 10 月 1 日前の申立期間については、厚生年金保険法の施行準備期間のため、厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

また、申立期間②については、元役員（清算人）に照会したところ、申立人等の要望により昭和 39 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、その後も勤務し日雇労働者健康保険に切り替えたとしている。なお、申立人もそのことを認めている。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者

名簿から、当該事業所は昭和 39 年 6 月 1 日から日雇労働者健康保険適用事業所であったことが確認できる。厚生年金保険法第 12 条の規定では、日々雇い入れられる者は適用除外とされており、申立人は、厚生年金保険被保険者でなかったことが認められる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除があったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月から同年7月まで
② 昭和19年10月から20年3月まで

私は、昭和19年4月から同年7月まで、A社B海員養成所に研修生として在籍していたので、当該期間について、船員保険被保険者として認めてほしい。

また、昭和19年10月にC海運局で海員手帳の交付を受け、同年10月にDドックでE丸に乗船して、F港を出港し、Gに行った後、Hで終戦を迎えた。

社会保険庁の記録では、昭和20年4月から24年6月までの期間については被保険者期間として認められているのに、それ以前の期間については被保険者期間として認められておらず、戦時加算も付いていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和19年4月から同年7月までの期間については、A社が保管する資料から、申立人が在籍していたことは確認できるが、海員養成期間中で乗船していないため、船員手帳も取得しておらず、同事業所での船員保険被保険者記録は無く、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

申立期間のうち、②昭和19年10月から20年3月までの期間については、社会保険庁の被保険者名簿では、申立人のほか、申立人が一緒に乗船していたとしている申立人の兄及び同僚についても、申立期間に係る船員保険被保険者記録は確認できない。また、船舶所有者であるI社は全喪しているため、当時の資料を確認することができず、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人が乗船していたE丸が戦時加算区域を航行した期間は、昭和19年10月31日から20年1月31日までであるが、その間における申立人の船員保険被保険者資格が確認できないため、戦時加算の受給資格は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 5 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所では、昭和 16 年 5 月から 17 年 5 月までの期間については、当時、厚生年金保険制度が無く、加入は不可能であったと説明を受けたが、私は、16 年 5 月 1 日から 20 年 1 月 1 日まで A 社に勤めており、土を型にはめて成型する煉瓦を製造する仕事をしていた。

また、私は、当時一緒に働いていた同僚の名前をフルネームで覚えており、勤務していた事は間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、申立人の元同僚の証言により確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料（給与明細書等）が無い。

また、厚生年金保険制度は 昭和 17 年 6 月に発足しており、申立人は、申立期間のうち、16 年 5 月 1 日から 17 年 5 月 31 日までの期間は厚生年金保険に加入することができない。

さらに、厚生年金保険制度発足前の昭和 17 年 1 月 1 日に払い出された A 社の厚生年金手帳記号番号払出簿の中に、申立人の氏名は無く、被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらなかった。

加えて、申立人が記憶する A 社の従業員数と、社会保険事務所の手帳記号番号払出簿で確認できる、昭和 17 年 1 月 1 日に払い出された同事業所の厚生年金被保険者数に差異があることから、同事業所に在籍する従業員全員が厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入期間は昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 1 月 1 日までの 1 か月間となっていた。

当時、私は、A社に昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは、元同僚の証言から推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書等）は無い上、申立人の厚生年金保険料が控除されていたとする記憶も明確でない。

また、公共職業安定所の記録では、申立人に係る雇用保険の記録は無い。

さらに、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届の控えにより、申立人の厚生年金保険加入期間は社会保険庁の被保険者台帳の記録と同じ期間であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から同年 10 月まで

昭和 31 年 3 月に高校を卒業後、同年 4 月から事務系正社員としてA社に入社し、32 年 9 月まで勤務した。

しかし、社会保険事務所の記録では、私の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 31 年 11 月 23 日となっており、同年 4 月から同年 10 月までの期間について、厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、同僚の証言から確認できるが、給与明細書など厚生年金保険料の控除の事実が確認できる資料は無く、申立人には厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人と同様の勤務内容であったとする同僚及び同僚が記憶する同期入社社員 3 名は、昭和 29 年 3 月ごろから勤務していたとしているが、いずれも、厚生年金資格取得年月は同年 7 月となっていることから、当時、同社では、採用後一定期間経過後に資格取得手続を行っていたものと推認される。

さらに、A社は、既に平成 6 年 11 月の会社解散により全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 49 年 12 月 1 日まで

昭和 44 年 4 月 1 日に、A社がB社に名称変更した。私は、その時に厚生年金保険に加入したはずであるが、社会保険庁の記録では、B社がC社に法人化した 49 年 12 月 1 日までの間、厚生年金保険の記録が無い。

当時は子供が生まれたばかりであり、このような時に健康保険が無いことは考えられず、また、国民年金も昭和 44 年 4 月 1 日で資格喪失していることから、申立期間中について厚生年金保険に加入していなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、給与明細書や賃金台帳等の保険料控除の事実を確認できる資料が無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたと確認することができない。

また、申立期間に、申立人が勤務していたとするB社は個人事業所であり、申立人の記憶では従業員も5人未満であったことから、適用事業所ではなかったものと見られ、社会保険庁の記録においても厚生年金保険適用事業所として確認することができない。

なお、当該事業所が厚生年金保険の適用となったのは、法人化した昭和 49 年 12 月 1 日であり、申立人の厚生年金保険の加入も同日となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月15日から32年4月1日まで
② 昭和32年10月11日から34年9月30日まで

私は、昭和30年10月15日にA社に入社し、34年9月30日に退職した。しかし、同社における私の厚生年金保険の資格取得日は32年4月1日、資格喪失日は同年10月11日となっており、加入記録が6か月分しかない。当時の給与明細書等は保存していないが、確かに30年10月15日から34年9月30日までの期間は同社に勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立期間における厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所に保管されているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が記憶している同僚の氏名が存在していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認されるが、申立期間について、同名簿の健康保険被保険者証番号に欠番は無く、申立人が同社の健康保険厚生年金保険の被保険者である旨の記載も無い。

さらに、A社は、組織変更により当時の人事記録や賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月から35年5月まで

A事業所の厚生年金保険の加入期間について、照会申出書を提出したところ、厚生年金保険被保険者としての加入事実が無い旨の回答をもらった。当時、正社員の名目で賞与も受領していた。また、給料ごとに厚生年金保険料は会社5－工員5で負担すると勘定書に間違いなく説明があった。当時は日当350円の中からの年金保険料納付なので、このままでは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA事業所の事業主名及び一部の同僚の氏名が社会保険庁の記録から確認できること並びに同僚による証言書から、申立人は同社に勤務していたと推認されるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料が無い。

また、申立人の勤務していた同社の事業主や総務事務(会計)をしていた従業員が他界しており、当時の厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、整理番号の欠落も無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
昭和 28 年 4 月から 30 年 6 月ごろまで、A 地区の B 事業所 C 工場に勤めていた厚生年金保険加入期間について照会したところ、28 年 9 月 1 日から 30 年 6 月 1 日までの 21 か月との回答であった。しかし、私の記憶では、昭和 28 年 4 月から B 事業所で工場長として雇われ、30 年 6 月まで勤務しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶が曖昧である。

また、社会保険事務所保管の B 事業所 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日以降の記録はあるが、申立期間は資格取得日より前の期間であり、資格取得日前後の健康保険の番号には欠番は見られない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 21 日から 33 年 4 月 20 日まで
② 昭和 33 年 9 月 14 日から 40 年 3 月ごろまで

父親が経営していた A 事業所で昭和 32 年 10 月まで勤務していたが、引き続き出向社員の様な形で B 事業所へ行き、そこから給与を頂き、税金及び社会保険料等の諸経費も差し引かれていた。昭和 40 年ごろまで勤めたと思うが、社会保険事務所の記録では 33 年 4 月 20 日から同年 9 月 14 日までの加入記録しかなく、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得ができない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の記憶する同僚の証言により、B 事業所（事業所名が、C 事業所、D 事業所、E 事業所と 3 回変更）に勤務していたと推認されるものの、給与明細書等、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、申立てに係る事業所は、申立人の証言によると、経営上の都合により、7 年間に 3 度の名称変更を行っており社会保険庁の記録では、当該事業所は昭和 32 年 4 月 5 日に厚生年金保険が新規適用され、34 年 10 月 16 日に全喪、その後、35 年 1 月 1 日に C 事業所という名称で新規適用され、37 年 7 月 2 日に D 事業所と名称が変更され、40 年 11 月 18 日に再び全喪されている。よって、申立期間②のうち 34 年 10 月から同年 12 月までの期間は、事業所は厚生年金保険が適用されていないことから当該期間について申立人は当該事業所に係る厚生年金保険被保険者となることはできない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が同じ時期に働いていたと主張している当時の同僚の厚生年金保険被保険者記録と申立人の記録が一致せず、

当該事業所は従業員すべてについて厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立てに係る事業所は既に全喪しているため、当時の事業主の後継者に照会を行ったところ、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況等について、確認できる人事記録等の資料は無く、証言も得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 4 日から 41 年 2 月末日まで

私は、昭和 39 年 4 月に会社へ入社し、取引先の業務が無くなったことにより会社が閉鎖となる 41 年 2 月ごろまで継続して勤務していた。

当時は、会社から「労働、社会保険等全部付いている。」と聞いていたので、厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録では、申立人が当該事業所に係る雇用保険の被保険者になった日は昭和 40 年 1 月 5 日、離職日は昭和 40 年 8 月 5 日となっており、申立期間と相違しているが、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人の同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録も無い。

また、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料（給与明細書等）は無い。

なお、同一市内に、当該事業所と同名の事業所があるが、新規適用は平成元年 8 月 1 日であるほか、代表者及び住所が異なっており、この同名の事業所に係る厚生年金保険被保険者の中にも申立人の名前は無かった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 31 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時、就職していた他県にあった呉服店は、高校への求人票には、「社会保険あり。」としていたし、有限会社であれば社会保険へ加入しているはずであり、自分の年金記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする呉服店は、申立期間、厚生年金保険の適用事業所ではないため、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる資料（給与明細書等）は無い。

なお、申立人が勤務していたとする呉服店と同じ代表者名での別会社があったが、この別会社の厚生年金保険の適用期間は昭和 3 年 2 月 1 日から 20 年 7 月 5 日までとなっており、申立期間と異なる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月ごろから 59 年 8 月ごろまで
私は、昭和 58 年 12 月ごろから 59 年 8 月ごろまで衣料品店に勤務していた。

しかし、社会保険庁の年金記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が資料として提出した普通預金通帳の入金欄に申立期間において給与（振込者名記入無し）と申立ての事業所名を振込者とする通勤手当と思われる入金が記載されていることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料（給与明細書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務したとする事業所は昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成 12 年 6 月 6 日に全喪していることから、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できるが、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、雇用保険加入記録についても申立期間は雇用保険の被保険者期間とはなっていないかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から同年 7 月まで
② 昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

申立期間①及び申立期間②については、A事業所での昭和 42 年 4 月から同年 5 月までの加入記録が、B事業所での 42 年 8 月の加入記録があることがそれぞれ判明したが、こんなに短期間であるはずがないので、調べてほしい。

申立期間③については、C県内の事業所に自分のものと思われる加入記録があるらしいと聞いたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、雇用保険の加入記録については、申立期間①に係るA事業所における被保険者期間は厚生年金保険の加入期間と一致するが、申立期間②に係るB事業所における被保険者期間については加入記録が確認できない。

さらに、申立期間③に係るC県内に勤務したとする事業所については、申立人の記憶では、事業所名、所在地、勤務期間等が不明であり申立ての事業所を特定できない。

加えて、申立期間及びその前後の期間の状況について申立人に聴取しても、申立人の記憶は具体的に整理されていない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月から 32 年 10 月まで

私は、昭和 22 年 5 月から 33 年 1 月まで建設会社に勤務し、建設工事現場で資材の仕入れや人員調達に従事し、次の工事現場に移動するまでの待機中は本社で設計や積算の仕事をしていた。

申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について申立てに係る事業所に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料や同僚の証言は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間中に勤務していたとする事業所は、昭和 23 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、昭和 32 年 11 月 1 日資格取得、33 年 1 月 15 日資格喪失と記録されている。

さらに、申立人は申立期間において失業保険を受給したことがあるとしており、申立人が申立期間と一緒に働いたとする同僚の厚生年金保険被保険者期間は、昭和 23 年 7 月から 35 年 10 月までの期間に資格取得と資格喪失を 4 回繰り返しており、継続的な雇用となっていないことが確認できる。

加えて、現在は子会社化されている申立てに係る事業所に照会したところ、「当時の記録は残っておらず、申立期間当時において、厚生年金保険被保険者として届け出た者と届け出ない者の雇用形態等の違いを確認することはできなかった」旨の回答があった。

このほか、雇用保険の加入記録も残っておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月 10 日から 61 年 5 月 31 日まで
② 昭和 61 年 5 月 31 日から 63 年 6 月 25 日まで
昭和 58 年 2 月から 61 年 5 月まで A 事業所に勤務し、同年 5 月から 63 年 6 月まで B 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では加入記録が無かった。
この間、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から申立人が A 事業所及び B 事業所に勤務していたことは認められるが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

A 事業所については、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の適用事業所では無いことが確認でき、A 事業所の回答においても「当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員には国民年金に加入してもらっていた」旨の証言があった。これらのことから、申立人は申立期間において A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、B 事業所については、「申立人が勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険には加入させていなかった」旨の回答があった。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 54 年 4 月 21 日から 63 年 6 月 25 日まで国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 19 日まで
私は、バス会社で勤務したいという希望があったことから、昭和 34 年 4 月、大型車両の運転練習のため、兄の紹介で運送会社に就職した。
バス会社に就職する昭和 34 年 11 月まで、厚生年金保険の加入期間が継続するよう勤務してきたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄の証言、同僚の証言などから、申立人が申立時期に申立ての事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号には欠番も見当たらない。

さらに、申立人が同時期に入社し同じ勤務形態であったと説明している同僚も、申立期間後の昭和 35 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間は被保険者資格を取得していなかったことから当該事業所ではすべての従業員に対して入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年から23年2月29日まで
申立期間は、A市区町村(当時)に勤務していたのは間違いないことから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市区町村に保管されていたA市区町村の俸給の記録により、申立人がA市区町村に勤務していたことはうかがえるが、申立人は、臨時職員に該当すると思われる「雇」の身分であると記録されていることから、厚生年金保険の加入基準に該当しない勤務形態であったと推測される。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間当時においても当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人が申立期間中に当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月から28年9月まで
② 昭和28年10月から30年2月まで

申立期間①については、A社に、毎日8時間以上働き、月に25日以上は勤務していた。

申立期間②については、毎日出勤し、8時間以上勤務していた。
厚生年金に加入していたはずなので、申立てを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票等の資料は無く、保険料控除に関する記憶は曖昧である。

申立期間①については、当時の同僚の名前を記憶しており、A社に勤務をしていた可能性は高いものの、社会保険事務所の記録では、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、整理番号の欠番も無い。また、当該事業所は全喪となっている。

申立期間②については、申立人からの情報に基づき調査をしたが、当該事業所は存在すらしていなかった。

このほか、すべての申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から64年1月1日まで
厚生年金保険加入期間を照会したところ、昭和63年7月4日から市役所に継続して勤務していたのに、同年11月1日の資格喪失となっている。雇用保険被保険者期間は、同年7月4日から平成元年12月31日まで途切れておらず、給与明細などの資料は残っていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録から、市役所に勤務していたことは確認できるが、給与明細書等、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料が無く、控除されたとする保険料の額の記憶は無い。

また、市役所からの回答では、既に、届出及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人も直接市役所に赴いて、厚生年金保険被保険者としての届出期間を確認したが、同様の回答を得ている。

一方、申立人の記憶によれば、最初の雇用期間が更新された際に、市役所からの次の雇用期間の辞令を交付されるのが一時遅延したと回答している。

さらに、社会保険庁が管理する、申立人に係る厚生年金記録のうち、昭和63年11月1日から64年1月4日までの期間には、退職(資格喪失)時に返納すべき健康保険被保険者証が、63年11月11日に社会保険事務所に返納されている上、63年11月1日に国民年金第1号被保険者資格を取得しており、国民年金保険料は納付済期間とされているとともに、申立人の妻に係る国民年金資格記録も、同一期間は、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に変更の届出がなされている。

加えて、市役所から、申立人に係る国民健康保険証が交付されており、このほかに、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案26

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月4日から41年4月30日まで

私は、A事業所に勤務しており、同僚にBさんがいた。保険料控除の事実が確認できる関連資料は見当たらないが、勤務していたのは事実であり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の当時の事業主の子の証言から、申立人が当該事業所に勤めていたことは確認できる。

しかし、申立期間に係る給与明細書等、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、かつ、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳の昭和38年1月4日から43年2月1日までの厚生年金保険被保険者資格取得者において、健康保険記号番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

また、申立人の申立期間に係る当該事業所での雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立てに係る事業所は全喪しており、かつ、当時の事業主も他界していることから申立てに係る資料等を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から22年9月まで
申立期間当時、A社に勤務していた。

給与明細書等はないが、同僚の証言にもあるように、正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人が当時一緒に働いていたとする同僚の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険番号の欠番も見られない上、申立人及び元同僚の記録は無く、当該事業所は従業員すべてを厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人から聴取しても、厚生年金保険料が給与から控除されていたことの明確な記憶は無い。

さらに、申立人が勤務していたA社は既に全喪しており、厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料は無く、加えて、申立人及び申立人の同僚から聴取しても、申立期間当時の当該事業所における事務担当者等についての記憶が無く、申立てに関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 22 日から 47 年 5 月まで
昭和 44 年 4 月 9 日から 47 年 5 月までの 3 年間、A 社（現在は、B 社）に勤務していた。

しかし、A 社における厚生年金保険の加入期間は、昭和 45 年 5 月 21 日までとなっており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社の申立人に係る厚生年金被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 45 年 5 月 22 日となっており、資格喪失に係る手続に不自然な点は見受けられない。さらに、申立人の同事業所における雇用保険の被保険者記録においても、昭和 45 年 5 月 21 日に離職していることが確認できる。

加えて、B 社及び B 社健康保険組合においては、申立期間当時の書類が保存されていないため申立人の記録を確認することができず、申立人から聴取しても、申立人が申立期間当時、一緒に働いていたとする同僚などの記憶が明確ではなく、申立に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 6 月 2 日から 44 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 1 日までの期間において地方自治体の A 課で、また、44 年 6 月 2 日から同年 10 月 31 日までの期間において地方自治体の B 事務所で臨時的任用職員として勤務していたことは、在職証明書により明らかであるので、申立期間に係る厚生年金保険への加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び地方自治体の在籍証明書により、申立人が申立期間中に、同自治体に勤務した実績（①の期間は A 課、②の期間は B 事務所）は確認できるものの、厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A 課は、申立期間①において厚生年金保険適用事業所ではなく、申立人も当該期間において、健康保険証を交付された記憶は無いと申し述べている。

さらに、申立期間②において、厚生年金保険適用事業所であった B 事務所については、当該自治体からの回答により、申立期間当時、臨時的任用職員は、本人の意向が無ければ厚生年金保険へ加入させていなかった実態が見受けられることから、申立人が勤務した期間の一部期間が厚生年金保険に加入していないことも不自然ではない。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 2 月 26 日まで

私は、A社で昭和 39 年 2 月から 44 年 3 月 21 日まで勤務していたが、申立期間が厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

当時の関係者の証言及び申立人が記憶している同僚の氏名が社会保険庁の記録に存在することから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、被保険者名簿において、申立人がA社に採用された昭和 39 年 2 月の時点で勤務していたと記憶している同僚 4 人の資格取得日を見ると、3 人が 39 年 9 月 10 日、一人が 40 年 1 月 11 日となっており、申立人よりも採用が後で、4 月か 5 月に入社したと申立人が記憶している同僚の資格取得日が 40 年 10 月 5 日となっていることから、事業主が社員を採用してもすぐには厚生年金保険に加入させていなかった実態があると推認できる。

さらに、このことは、当時、厚生年金保険の手続を行っていた社長から、「社員を採用してもすぐには厚生年金保険に加入させていない。」という話を聞いたことがある旨、元事務員が証言していることから裏付けられる。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から同年 6 月まで
平成 19 年 8 月、社会保険事務所に厚生年金の加入期間を照会したところ、申立期間について加入記録がないとの回答であった。
しかし、A (株)を退職した後、間を空けずに B (株)で働いていたはずで納得がいかない。
申立期間を加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所が保管している労働者名簿及び提出のあった在籍証明書によると、申立人は、昭和 35 年 2 月 12 日に A (株) (現在は、(株) C) に入社し、同年 4 月 24 日に退職したことが確認される。また、B (株)には、35 年 7 月 1 日に入社し、40 年 2 月 1 日に退職となっており、各事業所の記録は、社会保険事務所の被保険者名簿の申立人の記録と合致している。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月中旬から同年 6 月初旬まで

高校卒業直後の昭和 41 年 3 月中旬ごろから同年 6 月初旬ごろまで、A社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がなかった。短い勤務期間だったように記憶しているが、その間、国民年金に加入した記憶も無く、厚生年金保険に加入していたと思う。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた元同僚の厚生年金保険加入記録が確認できることから、申立人はA社に勤務していたと推認される。

しかしながら、A社は平成3年に厚生年金保険の全喪手続がとられ、現存しないため、申立人の勤務状況等を確認できる関係資料は無い。

また、申立人は、給与明細等を所持しておらず、勤務していた当時から保険料等を控除されていた記憶があると主張するものの、具体的な控除項目については曖昧であり、健康保険証を所持した記憶も無いことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

加えて、雇用保険被保険者記録においても、申立期間に係る申立人の記録は確認できず、社会保険庁が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から 41 年 4 月 20 日まで
② 昭和 42 年 10 月 20 日から 43 年 8 月まで

昭和 40 年 5 月から A 社に入社し 43 年 8 月まで継続勤務したが、社会保険庁の年金記録では、41 年 4 月 20 日から 42 年 10 月 20 日までの期間のみが厚生年金保険の加入期間になっている。18 歳から大型自動車の運転手として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における雇用保険の被保険者記録では、申立人が昭和 41 年 4 月 10 日から 42 年 10 月 20 日まで同社に在籍していたことは確認できるが、申立期間についての記録は確認できない。

なお、A 社が保管している当時の労働者名簿において、申立人の記載は確認できない。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できるその他の関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人に係る A 社の厚生年金保険の被保険者期間と雇用保険の被保険者期間が同一であることから、社会保険事務所の記録どおりの資格取得及び喪失届が事業主によって行われたものと認めるのが相当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月から 51 年 12 月まで (A 事業所)
② 昭和 56 年 5 月から 59 年 10 月まで (B 事業所)

A 事業所には、長距離トラックの運転手として、昭和 50 年 12 月から 51 年 12 月まで約 1 年間勤務しているのに、被保険者期間が 51 年 11 月 1 日資格取得、51 年 11 月 6 日資格喪失の 5 日間となっているので納得できない。

B 事業所には、昭和 56 年 5 月から 59 年 10 月まで勤務した。厚生年金保険の加入の時期も遅いし、59 年 8 月賞与の支払での団体交渉を約 2 か月間続けたので、10 月までは勤務しているはずであり、56 年 7 月 1 日資格取得、同年 5 月 31 日資格喪失になっているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料はない。

A 事業所は廃業し、申立人の勤務状況は確認できないが、B 事業所は現在も厚生年金保険の適用事業所であり、B 事業所からの勤務状況等回答票によると、申立人の勤務期間は昭和 56 年 7 月 1 日から 59 年 5 月 31 日となっており、厚生年金保険の被保険者期間と同一である。

また、A 事業所における雇用保険の加入記録は確認できず、B 事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 56 年 7 月 1 日加入、59 年 5 月 30 日退職であり、厚生年金保険と同一の被保険者期間である。

さらに、申立人は A 事業所に勤務していたとする期間を含む昭和 36 年 8 月 8 日から 56 年 6 月 30 日まで、国民年金に継続して加入し、46 年 4 月から 56 年 6 月までは、法定免除となっている。加えて、B 事業所で厚生年金保険資格喪失により、59 年 6 月 1 日に国民年金の再取得を行なっているが、同月から法定免除となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年から 41 年までの期間のうち 12 か月
(A社)
② 昭和 38 年から 41 年までの期間のうち 6 か月
(B社)

私は、申立期間について上記 2 社に勤務していたが、厚生年金保険加入記録が無いとされた。それぞれの事業所に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社は、現存しているが、いずれも申立期間当時の人事記録は保存しておらず、申立人が勤務していたか不明としており、申立人がA社及びB社に在籍していた事実及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記載が無く、整理番号の欠番も無い。

さらに、A社及びB社在職当時の同僚の証言も得られず、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

加えて、A社に係る申立期間①については、A社の新規適用が昭和 39 年 4 月 1 日であるとともに、A社事務担当者は「その当時は、事務職員のみを社会保険に加入させており、現場社員は日雇労働者健康保険に加入させていたようである」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から46年5月まで
昭和41年10月1日から46年5月まで4年半ほど勤務したA病院に係る厚生年金保険の加入期間が無い。納得がいかないので、当該期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては死亡した申立人の妻が、申立人の記録訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

現存するA病院のOBの証言及びB医師会が保管する退会者記録から申立人がA病院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A病院には当時の書類は保管されていないことから申立内容を確認できる関連資料は無い。

また、申立人の妻は申立人の給与から保険料が控除されていたかを確認しておらず、当時、健康保険証及び厚生年金証書を見た記憶は無いとしている。

さらに、社会保険庁が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、整理番号の欠番も無い。

加えて、A病院における申立人に係る失業保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
昭和 36 年 4 月に A 事業所に正規職員として就職した。給与から厚生年金保険料が控除されていたかは記憶に無いが、正規職員であったため厚生年金保険に加入していたはずであると思う。37 年 4 月から公立中学校に就職が決まったので、当該事業所を退職した。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた写真及び勤務内容の詳細な記憶と、申立人が挙げている同僚の名前が当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が A 事業所に勤務していたことは確かであると思われる。

しかし、当該事業所は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の当該申立期間に係る在籍が確認できる資料及び申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。また、申立人は厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する記憶が曖昧であり、健康保険証を所持していた記憶も無い。

さらに、社会保険庁が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

加えて、当該事業所は個人事業所であり新規適用時に 5 名の取得があったものの当該年中に 4 名が喪失し、申立人が勤務したとする期間には 1 名の被保険者があるのみで、申立期間に新たに被保険者となった者はいない。

なお、申立人は、申立期間中、国民年金に加入し、保険料を納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長崎厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年7月1日まで
私は、A社に在籍したまま、戦地に出向き、復員後の昭和21年10月、同社に退職届を郵送したが、社会保険庁に照会した結果、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが判明した。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を有していない。また、現存するA社は、申立期間における申立人の厚生年金被保険者資格を確認できる資料が存在しないと回答している。

さらに、社会保険庁の管理する厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人は、A社が昭和20年10月1日に解散したために、同日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無く、これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 4 月 30 日から同年 11 月 30 日まで
②昭和 45 年 8 月 10 日から 46 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 42 年 6 月 5 日から 46 年 7 月 31 日まで、A社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が抜け落ちていたことが判明した。途中で社名変更したことや、退社した覚えはないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主により給料から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立人から聴取した保険料の額は申立当時に推定される額とは大きく異なっており、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の厚生年金保険の記録によると、昭和 42 年 6 月 5 日から 44 年 4 月 29 日まではA社に、同年 12 月 1 日から 45 年 8 月 9 日まではB社にそれぞれ勤務したことになっているが、前者は 44 年 4 月 30 日に全喪しており、後者は同年 12 月 1 日に適用され、45 年 11 月 16 日に全喪となっているため、①の期間の全部及び②の期間の一部において両者はいずれも社会保険の適用事業所ではないことから、当該期間について申立人は当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

さらに、既に確認されている厚生年金保険の記録は、両事業所の被保険者名簿に記載された記録と一致しており、厚生年金保険手帳番号払出簿では、44 年 12 月 1 日に資格取得した時点において、新たな厚生年金保険手帳番号が払い出されたことが確認でき、申立人の被保険者資格の取得及び喪失に係る手続において不適切な処理が行われた様子はいかがわ

れない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無く、これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 19 日から 10 年 4 月 12 日まで

申立期間については、A 国籍の船舶に乗船していたが、船主は B 社であり代理店は C 社であった。これまで、保険のない船舶は敬遠しており、保険証を使った記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 国領事館の乗船証明書等により、申立人が申立期間当時、当該船舶に乗船していたことは認められるが、申立人が船舶所有者により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が代理店であったと主張する C 社は平成 2 年 8 月 21 日付けで船員保険不適用となっており、その親会社である B 社は申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、臨時雇いで申立人自身が厚生年金保険の加入を要求しなかった旨を回答している。

さらに、申立人は、船員保険の保険証を使用したと主張しているが、平成 8 年 1 月 26 日から現在まで継続して D 市の国民健康保険に加入している事実が確認できるほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から平成 10 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 8 月 1 日に A 社で厚生年金保険に加入し、51 年 10 月 26 日で被保険者資格を喪失したことになるが、同社は 55 年か 56 年ごろ、社会保険料の滞納により差押処分を受けており、同社に対する 51 年 10 月 26 日の全喪の処理は誤りである。

私は、平成 9 年度末までは、引き続き A 社で厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

事業所別被保険者名簿では、A 社の加入者は、昭和 51 年 10 月 26 日付けで、申立人を含む 6 人全員が資格喪失し、同社は全喪の処理がされており、申立人が主張する 55 年もしくは 56 年ごろの差押処分に関しては、社会保険事務所の当時の書類は既に廃棄されているため、差押えの事実及びその原因は確認はできないものの、51 年の全喪の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、A 社が全喪処理された時点で厚生年金保険被保険者であった申立人以外の 5 人のうち、3 人は、全喪処理翌月の昭和 51 年 11 月までに、国民年金保険被保険者又は他の事業所の厚生年金保険被保険者となっており、さらに、残る 2 人も、52 年 8 月までに国民年金保険被保険者となつて

いることが確認できる。

なお、商業登記簿によると、申立人は、A社の設立時から申立て時点に至るまで代表取締役となっているが、自分の給与からの厚生年金保険料の控除状況及び同社の社会保険料や労働保険料の納付状況について記憶が無いなど、申立内容が正しいことをうかがわせる事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 10 日から 52 年 3 月 31 日まで
私は、昭和 49 年 9 月 10 日から A 社に勤務し、B 市での工事や C 町での工事で、ダンプの運転等に従事していた。
当時の上司、同僚は厚生年金保険の加入記録があるようなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が申立期間の一部について、A 社に勤務していた事実は確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できる給与明細、所得税源泉徴収票等の資料は無く、申立人の、保険料控除に係る記憶も無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所の被保険者原票には、申立人の氏名は無く、昭和 49 年 9 月から 52 年 3 月までの被保険者の整理番号にも欠番が見当たらないため、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われていないと考えられる。

さらに、申立人が、当時の上司及び同僚と、職種や勤務形態が同一であったとの資料や証言が得られない。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険の資格喪失日は昭和 52 年 5 月 31 日となっており、申立人も同日まで在籍していたことを認めているが、同年 7 月に国民年金の加入手続を行った際、遡^{そきゆう}及可能な同年 4 月からの国民年金保険料の免除申請を行っていることから、雇用保険被保険者期間と国民年金の免除期間が重複しており、当該事業所に在籍中に厚生年金

保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年11月1日まで

私は、昭和40年9月からA社で2か月間勤務した。この時、経営者の奥さんから給料を直接受け取ったことを憶えている。

今回、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について記録が無いという回答があった。

勤務していたことは明らかであるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

社会保険庁の記録によれば、申立事業所は平成14年4月1日に全喪しており、厚生年金保険の適用事業所である間の当該事業所における被保険者原票には、申立人の記載は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人の雇用保険加入記録の中には、A社において申立人が雇用保険被保険者であったことを示す記録は確認できない。

加えて、申立人は、同社には資本の大きな整備工場へ移るまでのつなぎとして就職しており、この際、事業主に対し事前に就職は短期間である旨を伝えたとしている。このため、同社が、申立人について厚生年金保険の被保険者とはしなかった可能性があることがうかがわれる。

申立内容及びこれまでに収集した関係資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月から 57 年 12 月まで
② 昭和 58 年 3 月から 60 年 12 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があった。

私が、A社及びB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社は、昭和 57 年 2 月、新たに厚生年金保険の適用事業所になったことが確認できることから、申立期間のうち、55 年 9 月から 57 年 1 月までの期間については、同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできず、さらに、同社が適用事業所となった 57 年 2 月以降から同年 12 月までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続が行われたことをうかがわせる記録は確認できない。

一方、B社については、同社が保管していた、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認書」に申立人の記録が無いことから、同社において申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人の雇用保険加入記録に、A社及びB社における記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月

私は、昭和 56 年 4 月から、A 事業所に勤め、同年 5 月末まで在職した記憶がある。

事業所の証明書もあるので、昭和 56 年 5 月について厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 56 年 4 月分同 5 月分の厚生年金保険料を支払った」とする申立てに係る事業所の証明書を添付しているが、給与から保険料を控除したことを裏付ける書類（給与明細書、給与台帳等）が無い上、申立人及び当該事業所の証言によっても、証明書の作成者及び作成日が特定できず、証明するまでには至らない。

また、申立人は、昭和 56 年 5 月末に退職したと主張しているが、社会保険事務所の保管する被保険者名簿において、退職前の同年 5 月 26 日付けで当該事業所における申立人の健康保険被保険者証が返納されたことが確認できる。

さらに、申立人は、その夫が社会保険被保険者であったことから、昭和 56 年 5 月 28 日付けで、夫の被扶養配偶者に認定されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 5 日から 55 年 1 月 1 日まで

申立事業所における厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、加入記録が無かった旨の回答を受けた。私は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となる（昭和 54 年 2 月 5 日）以前の昭和 54 年 1 月から同年 12 月末まで同社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立人は、社会保険庁の被保険者記録照会により、申立期間を含め昭和 50 年 7 月から 57 年 6 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している記録が確認できる。

申立人は、平成 19 年 6 月 17 日付けの社会保険事務所受付の厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書により、申立事業所における勤務期間を昭和 50 年 7 月から 57 年 7 月までの 7 年間のうちの約 1 年間と記載していることから、申立期間当時の申立人の記憶が曖昧であると推察される。

また、申立人は、申立事業所における勤務回数は 1 回のみと、説明しているが、雇用保険の被保険者情報により、同社においては、取得日が昭和 53 年 5 月 9 日、離職日が同年 12 月 31 日と確認できることから、この期間と申立期間を記憶違いしているものと考えられる。

さらに、申立事業所に照会した結果、社会保険労務士事務所が保管する同社に係る厚生年金保険の被保険者台帳により、申立期間における申立人に係る被保険者資格の取得届は行われていないこと、及び雇用保険の被保険者情報と同一内容の申立人に係る在職期間が記載されている旨の回答を

得ていることから、申立人が申立期間において同社に在職していたとは推認できない。

なお、申立人が申立事業所に在職していたと推認できる昭和 53 年 5 月 9 日から同年 12 月 31 日までについては、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月10日から32年5月13日まで
社会保険事務所にA社B支社に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同支社に係る厚生年金保険の被保険者名簿に記録が無かったこと、また、同支社における厚生年金保険の適用が昭和31年4月1日からである旨の回答を受けた。

申立期間について、A社B支社に生命保険の営業員として在籍していたので、同支社に係る厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

申立人のA社B支社における在籍については、C社会保険事務局の事業所別被保険者名簿により、申立人が挙げる同僚（支部長）名が確認できることから、申立人が同支社に在籍していたものと推認できる。

しかし、A社から本申立てを受け付けたD社会保険事務所に対する回答により、同社における申立期間当時の出社記録簿、報酬台帳等が保管年限に基づき廃棄されており、申立人の同社B支社における勤務実態が確認できず、また、昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となった同支社に係る厚生年金保険の被保険者名簿に申立人に係る記録が無いことが確認できる。

さらに、A社からの回答により、同社における外務員の厚生年金保険への加入が昭和49年3月以降と説明していることから、申立期間当時、申立人が同社B支社の外務員として勤務していたとしても、厚生年金保険の被保険者にはなり得なかったこと、及び申立人が同支社の内務員では無かったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情等はない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 17 日から 43 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に係る厚生年金保険の被保険者名簿に私の名前が見当たらなかった旨の回答を受けた。A社は、重量物を運んでいたことから、厚生年金保険の適用事業所であったはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

社会保険庁の記録により、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前が無い上、社会保険事務所の厚生年金手帳払出簿においても申立人に係る記録は確認できない。

また、A社が加入していたB健康保険組合から、申立期間について、申立人に係る記録は確認できなかった旨の回答を得ている。

さらに、A社は既に全喪（平成6年8月26日）しており、また、申立人は同僚の名を記憶していないことから、新たな証言等を得ることは難しい。

加えて、雇用保険の被保険者情報により、申立期間における申立人に係る記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 43 年 7 月から 44 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に係る申立期間①及びB社に係る申立期間②について、加入記録が無かった旨の回答を受け取った。両申立期間とも、勤めていたことを証明する資料は無く、健康保険証をもらったかも覚えていないが、会社に勤めていれば、当然、厚生年金保険に加入しているものと考えていた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

申立期間①について、申立事業所と推察されるC社は、社会保険庁の記録によると申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が同事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

申立期間②については、期間は別となるが、申立てに係る事業所の親会社であるD社に係る被保険者記録(昭和37年4月6日から37年6月1日まで)が社会保険事務所の記録により確認できる。この旨を申立人へ確認したところ、申立期間②で申し立てた期間は記憶違いであり、D社において確認できた被保険者記録が正しいとの回答があった。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 33 年 5 月まで
② 昭和 33 年 7 月から 34 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①について、A社は、昭和30年4月に厚生年金保険の適用事業所では無くなった旨の回答を受けた。しかし、A社には33年5月まで働いていた。

また、同様に、申立期間②について、B又はC社において働いていた記憶があるが、適用事業所として見当たらなかった旨の回答を受けた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①に係るA社については、社会保険庁の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の期首の昭和30年4月1日に全喪していることが確認でき、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。なお、社会保険庁の記録により、申立人及び一緒に勤務していたと申立人が主張する事業主についても、A社の全喪日と同一の30年4月1日に同社に係る被保険者資格を喪失しており、また、申立人及び事業主以外の被保険者8人すべてについても、同社の全喪日の30年4月1日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

申立期間②については、申立人が勤めていたと主張するB又はC社と類似する10種以上の事業所名による検索を行ったが、厚生年金保険の適用事業所として特定できる事業所名は確認できない。また、申立人が同僚名を

記憶していないことから、今後、新たな証言等を得ることは難しい。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで
申立期間当時、A社でタクシー業務に従事していた。同社は罹災し、当時の記録は残っていないとのことであるが、同僚であったB（旧姓C）さんは厚生年金保険の加入記録が残っているとのことである。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立人が挙げる同僚は、社会保険事務所の記録により、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認でき、その同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の前後の期間における健康保険の番号が連番となっているにもかかわらず、申立人に係る記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月から29年8月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、B社の倒産から1月ないし2月後、同社の同僚四人と共にA社に入社しており、同社に勤務していたことは間違い無い。しかし、年金裁定の請求の際に、社会保険事務所から「A社を管轄していた社会保険事務所においては、水害により、申立期間当時の厚生年金保険に係る台帳等が無い。」旨の回答を受けた。

水害により私の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたと主張するA社については、社会保険庁の記録により、厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、申立人が同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月以前

昭和 53 年 12 月に夫は死亡したが、生前の夫から、A社に勤めていたということを知っていた。しかし、厚生年金保険の遺族年金額算定の対象期間には含まれていないように思われるので調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立ては、申立人の妻が、生前の夫から、A社に勤務していたことを聞いたことがあるとの記憶のみによるものであり、その事業所所在地及び在職時期のいずれも特定できない。

また、A社に事業所照会を行ったところ、同社人事部より、申立期間当時の人事記録及び社会保険台帳の中に申立人の氏名は確認できなかったとの回答があった。

さらに、申立人は昭和 53 年 12 月に死亡しており、当時の同僚等もわからないことから、申立てに係る事実を確認することは困難である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から47年7月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立事業所に勤務していた期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立事業所においては、丸太の仕入れ、営業、配達業務に就き、勤務時間が午前8時から午後5時までであったこと、及び工員の給料が日給制であったのに対し、私を含む事務職は月給制であったことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料は無い。

申立てに係る事業所については、社会保険庁の記録により、申立人が就職したと主張する昭和42年2月1日の4か月後（同年6月1日）に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるものの、同庁が保管する厚生年金保険の被保険者原票により、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は存在しないことが確認できる上、同票の健保番号にも欠番はみられない。

また、申立人の妻については、社会保険庁の記録により、申立期間の前後を含む期間（昭和41年8月1日から47年8月21日まで）、国民年金に強制加入となっており、国民年金保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ勤務条件で業務に就いていた元同僚一人については、社会保険庁の記録により、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者であることが確認できる一方、経理を担当していた元同僚

一人は、厚生年金保険の加入記録が無いのであれば申立人は加入していなかったと、証言していることから、申立人が申立事業所に在籍していたと推認できるものの、同事業所において申立人が厚生年金保険の被保険者ではなかったものと推察される。

加えて、雇用保険の被保険者情報では、申立人の加入記録は確認できない。

なお、申立てに係る事業所は全喪しており、人事記録等関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 4 月 (日付不詳) まで
②昭和 54 年 (日付不詳) から 55 年(日付不詳)まで

私は、申立期間①についてA社に、また、同②についてB社に勤務していた間の両社における厚生年金保険への加入記録が無かった。両社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①及びB社に係る同②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無く、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧であるほか、申立期間①及び②に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

2 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、A社は、昭和 45 年 1 月 1 日に厚生年金保険の新規適用を受けていたことは確認できるが、申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、当該申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付した記録が確認できる。この保険料については、「妻が納付をしたもので、私は知らなかった。」と主張しているが、年金手帳(琉球政府発行)の国民年金記録欄に被保険者となった日が昭和 45 年 4 月 1 日、被保険者でなくなった日が 49 年 7 月 1 日と記載されている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る被保険者台帳記号番

号払出簿を調査したところ、申立期間について、申立人へ払い出された事実は確認できない。

- 3 申立期間②については、B社が厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、社会保険庁の記録によると、当該申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付及び申請免除したことが確認できる。

- 4 申立人の妻の国民年金保険料の納付記録を確認した結果、申立人が厚生年金保険に加入している期間を除いては、申立人の納付状況とすべて一致している。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年ごろ（日付不詳）

私は、平成元年ごろA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、同社において、2年から3年の間は確実に働いているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

また、申立人が勤務していたとするA社において、申立人に関する厚生年金保険料の控除状況を確認できる資料等が既に処分されているため、申立人の正確な勤務期間及び保険料控除等を確認できず、申立人の記憶も曖昧である。

さらに、社会保険庁が保管している被保険者台帳記号番号払出簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間において申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

加えて、申立人の同僚等の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認されるが、申立期間における申立人の雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。